

令和4年3月29日
山口県報号外第16号
監査公表第3号別冊

令和3年度 包括外部監査の結果報告書

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

令和4年3月
山口県包括外部監査人
森 永 晃 仁

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 中小企業者等の定義	1
4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
5. 外部監査対象期間	2
6. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する財政的援助団体等	2
7. 外部監査の実施期間	3
8. 外部監査の方法	3
(1) 監査要点	3
(2) 主な監査手続	3
9. 包括外部監査人及び監査補助者	3
10. 利害関係	4
第2 外部監査対象の概要	4
1. 山口県の中小企業者等の状況	4
2. やまぐち商工業振興プラン	6
(1) やまぐち商工業振興プランの策定趣旨及び性格	6
(2) 計画期間	7
(3) 計画の構成	7
(4) 数値目標及び進行管理	10
(5) 推進体制	10
3. 産業戦略部の概要	13
(1) 当初予算及び決算の概要	13
(2) 分掌事務の概要	13
4. 商工労働部の概要	14
(1) 当初予算及び決算の概要	14
(2) 分掌事務の概要	14
5. その他の監査対象とする財政的援助団体等の概要	16
(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要	16
(2) 公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要	17
(3) 山口県信用保証協会の概要	18
6. 監査対象事業	20
(1) 監査対象事業の選定方法	20

(2) 事前ヒアリング	20
(3) 本庁における監査対象事業の一覧	21
(4) 財政的援助団体等における監査対象事業の一覧	23
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	24
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	24
2. 指摘事項及び意見の件数	24
3. 重要な指摘事項及び意見に係る総括的事項	27
(1) 委託契約事務の改善課題について	27
(2) 補助金等交付事務の改善課題について	29
(3) 補助事業としての主体性不足について	30
(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの運営課題について	30
4. 指摘事項及び意見の項目（一覧）	31
(1) 産業戦略部	31
(2) 商工労働部 商政課	33
(3) 商工労働部 新産業振興課	34
(4) 商工労働部 企業立地推進課	34
(5) 商工労働部 経営金融課	35
(6) 商工労働部 労働政策課	36
(7) 地方独立行政法人山口県産業技術センター	37
(8) 公益財団法人やまぐち産業振興財団	38
(9) 山口県信用保証協会	39
第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）	40
1. やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	40
2. IoT ビジネス創出促進事業	45
2-2. IoT ビジネス創出促進事業 山口県産業技術センター	55
3. やまぐちIoT導入サポーター派遣事業	56
4. AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	60
5. 新たなモビリティサービス調査・実証事業	66
6. やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	71
6-2. やまぐちR&Dラボ等構築推進事業 山口県産業技術センター	81
6-3. やまぐちR&Dラボ等構築推進事業 やまぐち産業振興財団	85
7. 高度産業人材確保事業	89
8. 自動車新時代イノベーション創出支援事業	97
9. 地域中堅・中核企業支援事業	102
10. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	107
11. 県内創業・事業承継促進事業	114

11-2. 県内創業・事業承継促進事業	119
11-3. 県内創業・事業承継促進事業 やまぐち産業振興財団	131
12. 中小企業クラウド型RPA共同利用化推進事業	138
13. やまぐちキャッシュレス化実現事業	142
14. 若者県内定着促進事業	147
14-2. 若者県内定着促進事業	150
15. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	156
15-2. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業 山口県産業技術センター	161
16. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業	165
16-2. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業 山口県産業技術センター	169
17. 次世代産業イノベーション推進事業	170
18. データサイエンス活用推進事業（産業人材創造事業）	178
18-2. 産業人材創造事業	182
18-3. 産業人材創造事業 やまぐち産業振興財団	187
19. 「水素先進県」実現促進事業	192
20. 宇宙利用産業創出支援事業	195
20-2. 宇宙利用産業創出支援事業 山口県産業技術センター	204
21. 中小企業等知財支援拠点形成促進事業	212
21-2. 中小企業等知財支援拠点形成促進事業 やまぐち産業振興財団	215
22. 産業技術センター運営費交付金	218
22-2. 産業技術センター運営費交付金 山口県産業技術センター	228
23. 企業立地サポート事業	232
24. やまぐちIT・サテライトオフィス誘致推進事業	242
25. 企業立地推進強化事業	249
26. 航空機宇宙機器産業参入促進事業	259
26-2. 航空機宇宙機器産業参入促進事業 やまぐち産業振興財団	267
27. やまぐちミライベンチャー創出事業	275
28. 中小企業スマートビジネス推進事業	279
28-2. 中小企業スマートビジネス推進事業 やまぐち産業振興財団	286
29. 九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	290
30. 小規模事業経営支援事業	294
31. 中小企業団体育成指導事業	300
32. 小規模企業者等設備貸与事業資金	306
32-2. 小規模企業者等設備貸与事業資金 やまぐち産業振興財団	309
33. 新事業活動支援設備貸与事業資金	312

33-2. 新事業活動支援設備貸与事業資金	やまぐち産業振興財団	315
34. 中小企業制度融資		319
35. 損失補償		330
36. 信用保証料率低減事業		340
36-2. 保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き	山口県信用保証協会	346
37. 外国人材企業受入支援事業		350
38. 外国人材企業定着支援事業		354
39. ものづくり産業技能向上対策事業		361
40. 次代を担う産業人材育成推進事業		371

(数値について)

報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

(落札率について)

報告書中の令和2年度委託契約の概要(第4 外部監査の結果及び意見(各事業別))
 において、落札率の表示箇所があるが、随意契約等による場合には、「該当なし」と記載している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 中小企業者等の定義

本報告書における「中小企業者等」は、特に断りがない限り、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号の中小企業者及び同条第5項の小規模企業者をいう（下表参照）。

なお、報告書中の表記としては、全て「中小企業者等」に統一した記載となっている訳ではないことを申し添える。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数	常時使用する従 業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典：中小企業庁HP「FAQ 中小企業の定義について」)

4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

中小企業庁が平成30年11月30日に公表した情報（平成28年6月時点での「平成28年経済センサスー活動調査」のデータを集計）によると、我が国における中小企業者等は、357.8万者（ここでは、中小企業基本法以外の中小企業関連法令により中小企業者又は小規模企業者として扱われる企業を含む）であり、いわゆる大企業を併せた全規模358.9万者に対して99.7%を占めている。そして、本県においても中小企業者等は、平成28年6月時点で38,933者であり、大企業を併せた全規模38,987者に対して、我が国全体の数値とほぼ同様に99.8%を占めている。

このように、中小企業者等は、我が国だけではなく、本県においても、なくてはならない経済活力の源泉であると言える。この点は、中小企業基本法において、「多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新た

な産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する。」(同法第3条抜粋)と示されていることから明らかである。また、同法第6条では地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しており、本県でも中小企業者に対する各種施策の策定及び実施が求められている。

これらを踏まえ、本県では、県政運営の指針である総合計画「やまぐち維新プラン」の個別計画(分野別計画)として「やまぐち商工業振興プラン」を平成31年(2019年)3月に策定し、令和4年度(2022年度)までの5年間を計画期間としている。そして、当該個別計画の中で、4つの柱の1つとして「中小企業・小規模事業者の成長支援」を掲げて施策を展開しているところである。また、依然として、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に及ぼす影響も懸念されており、雇用の維持や雇用機会の拡大、経済の活性化を図る上で、本県の経済基盤となっている中小企業者等の振興に関する施策については、多くの県民が関心を寄せる分野であると考えられる。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

5. 外部監査対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

6. 外部監査対象機関

(1) 部署及び所管課

部署	課
産業戦略部	
商工労働部	商政課、新産業振興課、企業立地推進課、経営金融課、労働政策課

(2) 関連する財政的援助団体等

財政的援助団体等の名称	報告書上の表記例
地方独立行政法人山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター、産業技術センター、センターなど
公益財団法人やまぐち産業振興財団	(公財) やまぐち産業振興財団、産業振興財団、財団など
山口県信用保証協会	信用保証協会、保証協会など

7. 外部監査の実施期間

令和3年4月8日から令和4年2月7日まで

8. 外部監査の方法

(1) 監査要点

① 合規性

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

② 有効性・経済性・効率性

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

(2) 主な監査手続

① 実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

② 財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

9. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士	森 永 晃 仁
監査補助者	公認会計士	品 川 充 洋
監査補助者	公認会計士	村 田 治 子
監査補助者	公認会計士	水 谷 公 威
監査補助者	公認会計士	花 井 宏 行
監査補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
監査補助者	公認会計士	上 條 玲
監査補助者	公認会計士	蘭 顕 紹
監査補助者	公認会計士	渡 辺 真 弓

10. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 外部監査対象の概要

1. 山口県の中小企業者等の状況

本県の経済活動の実態を示した資料として、平成 30 年 12 月に山口県総合企画部統計分析課が公表した「平成 28 年経済センサスー活動調査（確報）産業横断的集計結果の概要（山口県）」（以下、「平成 28 年経済センサス」という）があり、平成 28 年経済センサスの「II 企業等に関する集計」より、以下の表 1 から表 3 まで引用した。

なお、平成 28 年経済センサスにおける用語の解説では、「企業等」を下記の枠内に示したように定義しており、「第 1 外部監査の概要 3. 中小企業者等の定義」とは異なる範囲（定義）である（ただし、本県経済において中小企業者等が 9 割超を占めることは既に述べたとおりであり、平成 28 年経済センサスにおける企業等の状況は、中小企業者等の状況と概ね整合するものとする）。

企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等とされている。

表 1：企業等数及び従業者数

区分	企業等数	従業者数（人）
山口県	43,396	477,575
全国に占める割合	1.1%	0.9%
全国	3,856,457	55,210,357
全国順位	29 位	27 位

表 2：産業大分類別企業等数

産業大分類	平成 24 年	平成 28 年	構成比	増減数	増減率
農林漁業	306	366	0.8%	60	19.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	20	15	0.0%	△5	△25.0%
建設業	5,892	5,394	12.4%	△498	△8.5%
製造業	3,036	2,704	6.2%	△332	△10.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	0.0%	2	33.3%
情報通信業	239	221	0.5%	△18	△7.5%
運輸業、郵便業	871	798	1.8%	△73	△8.4%
卸売業、小売業	11,842	10,719	24.7%	△1,123	△9.5%
金融業、保険業	425	404	0.9%	△21	△4.9%
不動産業、物品賃貸業	2,946	2,687	6.2%	△259	△8.8%
学術研究、専門・技術サービス業	1,760	1,679	3.9%	△81	△4.6%
宿泊業、飲食サービス業	5,931	5,556	12.8%	△375	△6.3%
生活関連サービス業、娯楽業	4,731	4,435	10.2%	△296	△6.3%
教育、学習支援業	1,390	1,348	3.1%	△42	△3.0%
医療、福祉	3,315	3,411	7.9%	96	2.9%
複合サービス業	86	83	0.2%	△3	△3.5%
サービス業（他に分類されないもの）	3,923	3,568	8.2%	△355	△9.0%

(注1) 平成 24 年は前回調査結果（平成 24 年経済センサスー活動調査の結果）である。

表3：産業大分類別売上（収入）金額及び付加価値額

産業大分類	企業等数	売上（収入）金額 （百万円）	付加価値額 （百万円）
全産業	40,866	8,228,627	2,250,452
農林漁業（個人経営除く）	351	48,612	8,199
鉱業、採石業、砂利採取業	15	9,252	2,442
建設業	5,149	827,238	176,817
製造業	2,585	1,432,421	312,360
電気・ガス・熱供給・水道業	8	38,518	5,124
情報通信業	207	64,193	22,755
運輸業、郵便業	764	376,845	109,173
卸売業、小売業	10,249	2,929,898	771,787
金融業、保険業	373	172,478	81,478
不動産業、物品賃貸業	2,513	138,967	34,466
学術研究、専門・技術サービス業	1,590	541,080	143,638
宿泊業、飲食サービス業	4,836	144,289	56,254
生活関連サービス業、娯楽業	4,189	254,206	78,790
教育、学習支援業	1,270	101,586	49,835
医療、福祉	3,255	900,386	309,198
複合サービス業	81	79,226	21,214
サービス業（他に分類されないもの）	3,431	169,432	66,922

（注1）必要な事項の数値が得られた企業等を対象としている。

（注2）売上（収入）金額は、商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。

（注3）付加価値額は、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。

2. やまぐち商工業振興プラン

（1）やまぐち商工業振興プランの策定趣旨及び性格

県では、これまで「やまぐち商工業推進計画」（計画期間：2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度））に基づき、商工業分野の施策の推進に取り組んできた。この結果、医療、環境・エネルギー分野、水素といった戦略産業育成、企業誘致、中小企業支援などの取組で多くの成果を得ることができた。

しかしながら、若者や女性を中心とした県外流出の流れに歯止めがかからず、本県最大の課題である人口減少は深刻な状況であり、人手不足への対応や、国際競争の激化、

第4次産業革命の進展など、企業を取り巻く環境も厳しさを増している。

こうした中、県内企業が持続的に成長・発展していくためには、やまぐち産業振興財団、産業技術センター、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの関係支援機関等と連携し、取組の方向性を共有しながら、こうした課題や経営環境の変化にきめ細かく対応していく必要がある。

このため、県では「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、本県の潜在力や強みを最大限に活かし、本県の活力の源となる産業力を伸ばしていけるよう、成長分野での事業創出や、IoT、AI等のイノベーションの活用、中小企業の成長支援・経営安定、企業誘致など商工業分野において取り組む施策を体系的・総合的に整理した指針として「やまぐち商工業振興プラン」（以下、「本計画」という）を策定した。また、本計画は、新たな県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」（平成30年10月策定）の個別計画（分野別計画）として位置付け、その基本方向に沿って、商工労働行政のうち商工業分野において取り組む施策を体系的・総合的に整理した計画である。さらに、本計画に加えて、「山口しごとプラン」や「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「やまぐち産業イノベーション戦略」、その他、道路、港湾、工業用水等の産業基盤の整備に係る施策に関する計画との整合・連携を図り施策展開を図っている。

（2）計画期間

2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの5年間

（3）計画の構成

本計画は、4つの柱及び17の施策並びに14の数値目標（数値目標の詳細は（4）で後述）によって構成され、取組の推進を図っている。

I 成長産業の育成・集積（第1の柱）
1 医療関連産業の育成・集積
（1）医療関連産業イノベーションの推進
（2）ヘルスケア関連産業の創出・育成プラットフォームの構築
2 環境・エネルギー産業の育成・集積
（1）環境・エネルギー産業イノベーションの推進
（2）素材メーカーの集積を活かした素材等開発の拠点形成
（3）次世代を担う資源循環型産業の強化
3 バイオ関連産業の育成・集積
（1）バイオ関連産業イノベーションの推進
（2）持続的なイノベーション創出の基盤となる研究開発拠点の機能強化
4 「水素先進県」を目指した取組の推進

I 成長産業の育成・集積（第1の柱）
（1）水素利用の拡大に向けた基盤づくり
（2）水素社会を見据えた新たな技術開発の促進による産業振興
（3）先進的な水素利活用モデルの展開による地域づくり
5 航空機・宇宙機器、宇宙利用産業への挑戦
（1）航空機・宇宙機器産業への本格参入支援
（2）「宇宙データ利用推進センター」の設置による県内企業の参入支援
（3）衛星データなどビッグデータの産業化を担うデータサイエンティストの育成
6 第4次産業革命の進展を捉えたビジネスの創出や生産性の向上
（1）新サービス・新事業創出や生産性向上に向けたIoT等の導入促進

II 中小企業・小規模事業者の成長支援（第2の柱）
7 多様な創業と事業承継の促進
（1）創業と事業承継の一体的支援体制の整備
（2）後継者不在の解消に向けた新たな事業承継支援の展開
（3）「創業応援県やまぐち」の深化と多様な創業支援の展開
8 中小企業の成長支援と「稼ぐ力」の強化
（1）支援体制の整備
（2）生産性の向上支援
（3）人材育成への支援
（4）新山口駅北地区拠点施設整備事業と連携した取組の推進
（5）東部地域の産業支援機能の充実・強化
9 ものづくり力の高度化・ブランド化の推進
（1）ものづくり技術基盤の強化
10 地域中核企業等の創出・成長支援
（1）経済成長をけん引する地域中核企業の創出・成長支援
（2）急成長が期待されるスタートアップ企業の支援
11 多様な商業・サービス産業の振興
（1）商業・サービス産業の成長支援
（2）キャッシュレス等の全県展開と新たなビジネスの創出に向けた支援
（3）情報サービス産業等の誘致・育成
12 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた支援
（1）支援機関と連携した取組の強化
（2）円滑な事業承継の促進
（3）BCP（事業継続計画）の策定支援

II 中小企業・小規模事業者の成長支援（第2の柱）
13 金融支援の充実強化
（1）中小企業制度融資の充実
（2）信用補完制度を活用した経営基盤強化・金融円滑化
（3）セーフティネット対策の充実

III 国内外での新たな市場開拓の推進（第3の柱）
14 大都市圏での県産品等の売り込み強化
（1）オールやまぐちによる県産品の売り込み強化
（2）首都圏アンテナショップの拠点機能の強化
15 成長する海外市場への中小企業の展開
（1）支援体制の強化
（2）海外展開の取組促進
（3）産業インフラの輸出促進

IV 産業基盤の整備（第4の柱）
16 企業間連携の促進
（1）国際競争力の強化に向けたコンビナート企業間の連携促進
（2）自動車新時代に対応したイノベーションの創出
（3）産業イノベーションの展開に向けた研究開発力の強化・人材の確保育成
17 企業誘致の推進
（1）大規模工場跡地を活用した企業立地の促進
（2）本県の特性を活かす戦略的な企業誘致
（3）企業の本社機能の県内移転の促進
（4）情報サービス産業の誘致・育成〔再掲〕

(4) 数値目標及び進行管理

本計画に基づく施策の展開においては、「やまぐち維新プラン」との整合性を図った14の数値目標を設定している。また、毎年度、本計画に掲げる数値目標の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、今後の社会経済情勢の変化や産業界のニーズの動向を踏まえ、随時、事業内容の見直しを行うこととしている。

指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
① 医療、環境・エネルギー、水素、バイオ関連分野の事業化件数	53件	100件
② 水素ステーションの設置数	1箇所	8箇所
③ 航空機・宇宙機器産業での受注獲得金額	2,000万円 (2013～2017)	10億円 (2018～2022)
④ 先導的プロジェクトによるIoT等導入件数	0件	15件
⑤ 中小企業のIoT導入率	3.9% (2016)	22%
⑥ 関係支援機関の支援による創業数	1,013件 (2013～2017)	1,100件 (2018～2022)
⑦ 関係支援機関の支援による女性の創業数	307件 (2013～2017)	340件 (2018～2022)
⑧ 関係機関の支援による事業承継計画策定等数	19件 (2013～2017)	150件 (2018～2022)
⑨ 経営革新計画目標達成件数(累計)	250件	375件
⑩ 地域経済牽引事業による付加価値増加額	—	191億円
⑪ 地域商社取扱商品の販売店数	1店	100店
⑫ 中小企業の海外展開成約件数	9件 (2015～2017)	25件 (2018～2022)
⑬ 企業誘致件数	25件	125件/5年
⑭ 本社機能の移転・拡充件数	1件	10件

(5) 推進体制

企業ニーズに即した適時・適切な支援が提供できるよう、各支援機関を始め、大学や金融機関等の強みを活かした支援機能の充実や、一層の連携強化に努めている。また、事業の目的ごとに市町と設置した協議会等の場を活用・充実することにより、市町と緊

密に連携を図りながら取組を進めている。

(支援機関等の役割)

支援機関等	創業支援	成長支援	技術支援	事業活動支援	経営基盤安定支援	金融支援
<p>やまぐち産業振興財団 [中小企業に対する中核的支援機関]</p> <p>企業の成長、発展に向けて、経営支援を中心に、助成金、ファンド等各段階における総合的な支援を行う。「よろず支援拠点」「知財総合支援窓口」「再生支援協議会」「事業引継ぎ支援センター」「生産性向上・人材創造拠点」等を設置。</p>	○	○	○	○	○	○
<p>山口県産業技術センター [中小企業に対する中核的技術支援機関]</p> <p>産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する技術支援等を総合的に行うほか、イノベーション推進センターを中心に、戦略的な研究開発及び産学公金連携の取組を重点的に推進する。</p>	○		○			
<p>山口しごとセンター [中小企業に対する人材確保支援機関]</p> <p>概ね40歳未満の若者及びUターン希望者に加え、シニア、女性を対象に、就職活動に役立つ相談・情報提供・職業紹介等の支援をワンストップで提供する。「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置。</p>		○		○		
<p>山口県国際総合センター [海外展開支援機関]</p> <p>企業の貿易の促進、海外取引機会の拡大を図るため、相談対応、国際展示会・商談会出展支援、人材の育成・確保、情報収集・提供などの支援を行う。</p>		○		○	○	
<p>商工会議所・商工会 [各地域の最も身近な支援機関]</p> <p>セミナーの開催、専門家派遣等による経営革新や、創業・事業承継に対する支援をはじめ、経営指導員による金融・税務・経営・労務・商取引等の相談や、講習会の開催、各種資金あっせん等の経営支援を行う。</p>	○	○		○	○	

支援機関等	創業支援	成長支援	技術支援	事業活動支援	経営基盤安定支援	金融支援
商工会連合会 [商工会の連携・支援機関] 各商工会との連携を図るとともに、地域資源活用（農商工連携）の事業活動支援などの経営支援を行う。	○	○		○	○	
山口県中小企業団体中央会 [組織化の推進機関] 組合及び共同出資会社の設立、任意グループの結成による中小企業の組織化の推進や、各組織の管理・運営の指導、中小企業の経営の指導等の組合等の活性化に向けた経営支援を行う。	○	○		○	○	
地場産業振興センター（周南地域、山口・防府地域） [地域資源活用の推進機関] 新製品・新技術開発事業、相談指導・巡回指導、需要開拓事業等により、地域の地場産業の事業活動支援等を行う。		○	○	○		
大学・高専 [高度産業人材育成・技術支援機関] 専門的教育機関として優秀な産業人材を育成するとともに、新事業展開に向けてのシーズの提供、産学公金連携による研究開発を行う。	○		○			
山口県信用保証協会 [金融支援機関] 中小企業が金融機関から事業資金を借り入れる際に、融資を受けやすくするための債務保証を実施するなどの金融支援を行う。	○				○	○
金融機関 [金融支援機関] 創業から成長過程において、融資、投資等による資金面からの支援を実施するほか、金融支援の観点から産学公金連携による技術革新に参画する。	○	○			○	○
認定経営革新等支援機関 [専門的分野からの経営支援機関] 中小企業が安心して経営相談等を受けられるよう、専門的知識や実務レベルが一定水準以上の者（税	○	○			○	

支援機関等	創 業 支 援	成 長 支 援	技 術 支 援	事 業 活 動 支 援	経 営 基 盤 安 定 支 援	金 融 支 援
理士、公認会計士、金融機関、商工会議所・商工会等の支援機関）が国から認定を受け、中小企業の創業、経営支援を行う。						

3. 産業戦略部の概要

(1) 当初予算及び決算の概要

① 当初予算の推移

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
産業戦略部 (A)	194,500	291,041	428,001
山口県一般会計 (B)	672,982,713	685,427,401	674,106,498
構成比 (A/B)	0.02%	0.04%	0.06%

② 決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
産業戦略部 (A)	173,953	244,754	898,409
山口県一般会計 (B)	646,870,455	658,904,689	770,453,756
構成比 (A/B)	0.02%	0.03%	0.11%

(2) 分掌事務の概要

課	分掌事務
	産業に関する総合的な政策の企画及び推進に関する事項

(出典：「山口県部制条例」)

4. 商工労働部の概要

(1) 当初予算及び決算の概要

① 当初予算の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商工労働部 (A)	56,701,103	52,191,215	47,649,709
山口県一般会計 (B)	672,982,713	685,427,401	674,106,498
構成比 (A/B)	8.42%	7.61%	7.06%

② 決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商工労働部 (A)	39,975,495	36,689,340	97,771,588
山口県一般会計 (B)	646,870,455	658,904,689	770,453,756
構成比 (A/B)	6.17%	5.56%	12.69%

(2) 分掌事務の概要

課	分掌事務
商政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び労働に関する施策の総合企画及び調整に関すること。 2 商業の振興に関すること。 3 小売商業及び中小企業分野の調整に関すること。 4 産業経済動向等の把握に関すること。 5 火薬類の取締りに関すること。 6 採石に関すること。 7 砂利の採取に関すること（河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関するものを除く。）。 8 電気工事士及び電気工事業者に関すること。 9 電源及び石油貯蔵施設の立地調整等に関すること。 10 大阪事務所及び計量検定所に関すること。
新産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新産業及び新事業の振興に関すること。 2 貿易の振興に関すること。 3 産業技術及び科学技術の振興に関すること。 4 工業の振興に関すること。 5 国際総合センターに関すること。

課	分掌事務
	6 地方独立行政法人山口県産業技術センターに関する事。
企業立地推進課	1 企業等の誘致に関する事。 2 産業団地等の整備に関する事。 3 工場立地の適正化に関する事。
経営金融課	1 中小企業振興の基本的施策の企画及び調整に関する事。 2 商工会議所、商工会、中小企業等協同組合その他中小企業団体等に関する事。 3 小規模企業の経営改善普及事業に関する事。 4 小規模企業者等設備導入資金に関する事。 5 中小企業従業員住宅に関する事。 6 中小企業の創業及び経営革新の支援に関する事。 7 地場産業の振興に関する事。 8 下請中小企業の振興に関する事。 9 中小企業金融に関する事。 10 信用保証協会に関する事。 11 貸金業に関する事。 12 中小企業の高度化資金に関する事。
労働政策課	1 労働及び雇用に関する施策の企画及び調整に関する事。 2 労働者の福祉に関する事。 3 労働組合及び労働関係の調整に関する事。 4 労働団体及び使用者団体に関する事。 5 労働事情の調査に関する事。 6 労働教育及び労働相談に関する事。 7 公益通報に関する事。 8 雇用及び就業の機会の確保に関する事。 9 若者の県内就職の促進に関する事。 10 働き方改革の推進に関する事。 11 女性、高齢者及び障害者の雇用対策に関する事。 12 職業能力開発に関する事。 13 職業に必要な技能についての啓発等に関する事。 14 職業能力開発校及びしごとセンターに関する事。

(出典：「山口県行政組織規則」)

5. その他の監査対象とする財政的援助団体等の概要

(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要

設立目的	産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。
県の出資金額	6,375,046千円
主な沿革	<p>明治35年3月7日 山口県染織講習所を柳井村（現柳井市）に設置</p> <p>大正7年5月1日 山口県工業試験場を山口市大殿に設置</p> <p>昭和25年9月1日 山口県醸造試験場を山口市清水に設置</p> <p>昭和27年4月1日 山口県窯業試験場を小野田市に設置</p> <p>昭和42年4月1日 染織試験場、工業試験場、醸造試験場及び県中小企業指導室を廃止し、これらの組織機能を統合して山口県商工指導センターを山口市朝田に設置</p> <p>昭和63年4月1日 商工指導センターを改組し、山口県工業技術センターを設置</p> <p>平成11年4月1日 山口県工業技術センターを改組し、山口県産業技術センターを宇部市あすとぴあに設置</p> <p>平成16年7月14日 新事業創造支援センターを附属施設として隣接地に設置</p> <p>平成21年4月1日 地方独立行政法人へ移行</p>
主な業務	<p>(1) 産業技術に関する試験研究を行うこと</p> <p>(2) 産業技術に関する試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること</p> <p>(3) 産業技術に関する照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと</p> <p>(4) 試験研究設備その他の設備及び施設を一般の利用に供すること</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げるもののほか、(1) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p>
組織の概要	<p>役員として理事長、副理事長、理事、監事を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 経営管理部</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 企業支援部 (3) イノベーション推進センター (4) 宇宙データ利用推進センター
令和2年度の主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域イノベーションの推進（技術革新） (2) ものづくり力の高度化・ブランド化の推進（ものづくり力の強化） (3) 中核技術支援拠点の機能強化（技術課題解決）

（出典：「地方独立行政法人山口県産業技術センター定款」、「履歴事項全部証明書」、「地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要と現在の取組状況」）

（2）公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要

設立目的	山口県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的とする。
県の出資金額	1,360,000 千円
主な沿革	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 43 年 5 月 財団法人山口県中小企業設備貸与協会を設立 昭和 54 年 4 月 財団法人山口県中小企業振興協会へ改組 昭和 58 年 10 月 財団法人山口県産業技術開発機構を設立 昭和 61 年 4 月 財団法人山口県中小企業振興協会を財団法人山口県中小企業振興公社へ改組 平成 12 年 4 月 財団法人山口県産業技術開発機構と財団法人山口県中小企業振興公社の両団体を統合し、財団法人やまぐち産業振興財団を発足 平成 24 年 4 月 公益財団法人やまぐち産業振興財団へ移行
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経営課題に係る相談・支援に関する事業 (2) 経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業 (3) 経営・技術等の人材育成に関する事業 (4) 設備投資の支援に関する事業 (5) 創業及び事業化の促進に関する事業 (6) 新商品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請取引のあっせん等に関する事業 (7) 技術研究開発等の支援に関する事業 (8) 技術交流・技術移転の促進に関する事業 (9) 損害保険代理事業 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

組織の概要	<p>役員として理事長、副理事長をはじめ理事総数 10 人、監事 2 人を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 経営企画部 (2) 事業管理室 (3) 事業支援部</p>
令和 2 年度の主な取組内容	<p>(1) やまぐち頑張る企業応援プロジェクト (2) プロフェッショナル人材の還流促進支援 (3) 後継者育成と事業承継を一体的支援</p>

(出典：「公益財団法人やまぐち産業振興財団定款」、「履歴事項全部証明書」、「公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要」)

(3) 山口県信用保証協会の概要

設立目的	<p>中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融円滑化を図ることを目的とする。</p>
主な沿革	<p>昭和 23 年 12 月 15 日 社団法人山口県信用保証協会設立認可 昭和 23 年 1 月 14 日 社団法人山口県信用保証協会業務開始 昭和 25 年 3 月 23 日 財団法人山口県信用保証協会設立認可 昭和 25 年 5 月 1 日 財団法人山口県信用保証協会業務開始 昭和 28 年 8 月 10 日 信用保証協会法公布・施行 昭和 29 年 3 月 12 日 同法による信用保証協会へ組織変更 昭和 29 年 12 月 1 日 下関支所設置 昭和 31 年 4 月 2 日 徳山支所設置 昭和 32 年 10 月 11 日 萩支所設置 昭和 34 年 11 月 2 日 柳井支所及び岩国支所設置 昭和 35 年 4 月 1 日 宇部支所設置 平成 13 年 10 月 1 日 本所・支所を本店・支店に名称変更 平成 15 年 4 月 21 日 徳山支店を周南支店に名称変更</p>
主な業務	<p>協会の目的を達するために下記の業務を行う。</p> <p>(1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証 (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証す</p>

	<p>ることとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証</p> <p>(4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 6 条第 1 号に規定する短期社債を除く。）のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>(5) 上記に掲げる業務に付随する業務</p> <p>その他、上記業務の遂行を妨げない限度において行う業務の概要が定款第 2 章第 6 条に記載されている。</p>
<p>組織の概要</p>	<p>役員として会長、専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事をはじめ理事及び監事を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 考査室</p> <p>(2) 総務部（総務課、企画情報課）</p> <p>(3) 業務部（審査課、経営支援課、管理課）</p> <p>(4) 各支店等（山口営業店（※）、下関支店（※）、周南支店（※）、萩支店、柳井支店、岩国支店、宇部支店）</p> <p>※：山口営業店、下関支店、周南支店は大規模店として、保証及び条件変更の調査・審査や期中支援業務といった営業店に共通の業務に加えて、所管区域内の求償権の管理に関する業務を行う。</p>
<p>令和 2 年度の主な取組内容</p>	<p>(1) 保証部門</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に係る対応としての迅速かつ円滑な資金繰り支援</p> <p>② 創業や事業承継支援など、国や県、市町の政策に呼応した各種政策保証の積極的な推進</p> <p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 中小企業診断士による経営診断や経営改善計画策定支援による経営支援、求償権消滅保証を活用した事業再生支援に関する取組の推進</p> <p>② 創業や事業承継、経営改善や事業再生など各局面における関係機関と連携した支援や連携体制の強化</p> <p>③ 地域経済活性化への取組</p> <p>(3) 回収部門</p> <p>① 所有不動産の早期処分など回収機会を逸さない、早期対応</p>

	<p>による回収の最大化</p> <p>② 「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」等を活用した効率性重視の回収の推進</p> <p>③ 求償権消滅保証による求償権の回収など、事業再生を考慮した回収への対応</p> <p>(4) その他間接部門</p> <p>① 業務体制や事務処理の改善</p> <p>② 広報活動の推進</p> <p>③ 個人情報保護に関する取組、法令遵守への取組</p>
--	---

(出典：「山口県信用保証協会定款」、「履歴事項全部証明書」、「YAMAGUCHI GUARANTEE DISCLOSURE 2021」)

6. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

- ① 「令和2年度当初予算 主な事業の概要」より、中小企業者等の振興に関する施策に特に関連する産業戦略部及び商工労働部所管の事業を抽出・選定した。
- ② 上記①の選定に際しては、事前ヒアリング（下記（2）参照）を行い、令和2年度に予算未執行の事業及び財源が国庫（再編交付金や地方創生臨時交付金等）のみである事業等は除外した。

(2) 事前ヒアリング

監査対象事業の選定に際して実施した事前ヒアリングの概要は以下の通りである。

事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
事業の所管部課	監査担当窓口となる部課、担当者の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的の把握
具体的な事業内容	実施した事業の内容を把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体を確認
中小企業者等の振興への寄与度合い	テーマとの関連度合いを確認
やまぐち維新プランとの関連性	県の総合計画との関連度合いを確認
やまぐち商工業振興プランとの関連性	県の個別計画との関連度合いを確認
その他関連する計画や法令等の有無	事業実施上の規制等の有無を確認
新規事業または継続事業の確認	事業開始後の経過年数等を確認
事業の成果指標	効果測定 of 指標の有無、内容を把握
予算額及び決算額	事業規模、主な項目（節）の把握
事業の財源	一般財源等の投下の有無を確認

(3) 本庁における監査対象事業の一覧

上記(1)及び(2)を踏まえ、監査対象事業(43事業)は以下の通りである。

(単位：千円)

所管部・課		
No.	事業名	当初予算額
I 産業戦略部		
1	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	22,500
2	IoTビジネス創出促進事業	57,468
3	やまぐちIoT導入サポーター派遣事業	1,500
4	AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	31,267
5	新たなモビリティサービス調査・実証事業	51,242
6	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	58,933
7	高度産業人材確保事業	5,645
8	自動車新時代イノベーション創出支援事業	23,750
9	地域中堅・中核企業支援事業	5,000
10	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	12,618
II 商工労働部 商政課		
11	県内創業・事業承継促進事業	115,180
11-2	県内創業・事業承継促進事業(経営金融課)	
12	中小企業クラウド型RPA共同利用化推進事業	30,336
13	やまぐちキャッシュレス化実現事業	21,000
14	若者県内定着促進事業	32,684
14-2	若者県内定着促進事業(労働政策課)	
III 商工労働部 新産業振興課		
15	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	32,418
16	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	79,088
17	次世代産業イノベーション推進事業	322,000
18	データサイエンス活用推進事業(産業人材創造事業)	6,000
18-2	産業人材創造事業(経営金融課)	40,232
19	「水素先進県」実現促進事業	13,524
20	宇宙利用産業創出支援事業	94,276
21	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	12,407
22	産業技術センター運営費交付金	653,347
IV 商工労働部 企業立地推進課		
23	企業立地サポート事業	1,549,599

所管部・課		
No.	事業名	当初予算額
24	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	33,500
25	企業立地推進強化事業	41,869
V 商工労働部 経営金融課		
26	航空機宇宙機器産業参入促進事業	58,500
27	やまぐちミライベンチャー創出事業	31,600
28	中小企業スマートビジネス推進事業	149,572
29	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	1,072
30	小規模事業経営支援事業	1,169,339
31	中小企業団体育成指導事業	91,429
32	小規模企業者等設備貸与事業資金	150,000
33	新事業活動支援設備貸与事業資金	200,000
34	中小企業制度融資	57,000,000
35	損失補償	128,418
36	信用保証料率低減事業	156,947
VI 商工労働部 労働政策課		
37	外国人材企業受入支援事業	23,791
38	外国人材企業定着支援事業	4,335
39	ものづくり産業技能向上対策事業	14,963
40	次代を担う産業人材育成推進事業	7,719
合計		62,535,068

(4) 財政的援助団体等における監査対象事業の一覧

上記(3)で監査対象とした事業のうち、産業戦略部及び商工労働部の所管する複数の事業で、山口県産業技術センター及びやまぐち産業振興財団への委託事業や補助金交付事業があり、また、商工労働部経営金融課の所管する事業(No. 34~36)においては、山口県信用保証協会と密接不可分な関係がある。

以上より、各財政的援助団体等における上記関連事業に係る財務事務の執行について、下表の通り15事業を監査対象とした(No. は、本庁での関連する監査対象事業 No. に枝番を付して記載している)。

(単位：千円)

財政的援助団体等の名称			
No.	事業名	内容	決算額
(地独) 山口県産業技術センター			
2-2	IoT ビジネス創出促進事業	委託費	10,827
6-2	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業	委託費	35,032
15-2	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	委託費	14,130
16-2	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	委託費	62,694
20-2	宇宙利用産業創出支援事業	補助金	22,115
		補助金	6,110
22-2	産業技術センター運営費交付金	交付金	670,837
(公財) やまぐち産業振興財団			
6-3	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業	委託費	10,111
11-3	県内創業・事業承継促進事業	委託費	56,212
18-3	産業人材創造事業	委託費	19,286
21-2	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	委託費	11,560
26-2	航空機宇宙機器産業参入促進事業	補助金	6,471
		補助金	33,860
28-2	中小企業スマートビジネス推進事業	委託費	56,739
32-2	小規模企業者等設備貸与事業資金	貸付金	1,780
33-2	新事業活動支援設備貸与事業資金	貸付金	48,785
山口県信用保証協会			
36-2	中小企業制度融資(本庁事業 No. 34)	預託金	※1
	損失補償(同 No. 35)	補償金	41,118
	信用保証料率低減事業(同 No. 36)	補助金	169,789

(※1) 預託金は保証協会ではなく、各金融機関に対する支出である。

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	指摘以外で監査対象の合理化等のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（42 件）及び意見（72 件）の各事業別件数は下表の通りである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

（単位：件）

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
1	産業戦略部	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	—	1
2	産業戦略部	IoT ビジネス創出促進事業	1	4
3	産業戦略部	やまぐち IoT 導入サポーター派遣事業	1	—
4	産業戦略部	AI 技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	—	3
5	産業戦略部	新たなモビリティサービス調査・実証事業	1	2
6	産業戦略部	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業	3	1
6-2	山口県産業技術センター	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業	2	1
6-3	やまぐち産業振興財団	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業	1	2
7	産業戦略部	高度産業人材確保事業	—	3
8	産業戦略部	自動車新時代イノベーション創出支援事業	—	1
9	産業戦略部	地域中堅・中核企業支援事業	—	4
10	産業戦略部	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	2	2
11	商工労働部 商政課	県内創業・事業承継促進事業	—	1

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
11-3	やまぐち産業振興財団	県内創業・事業承継促進事業	1	1
12	商工労働部 商政課	中小企業クラウド型 RPA 共同利用化 推進事業	—	1
13	商工労働部 商政課	やまぐちキャッシュレス化実現事業	1	—
14	商工労働部 商政課	若者県内定着促進事業	—	1
14-2	商工労働部 労働政策課	若者県内定着促進事業	—	1
15	商工労働部 新産業振興課	次世代産業イノベーション推進ネット ワーク支援事業	—	2
15-2	山口県産業技術 センター	次世代産業イノベーション推進ネット ワーク支援事業	1	—
16	商工労働部 新産業振興課	次世代産業イノベーション推進体制 整備事業	—	1
16-2	山口県産業技術 センター	次世代産業イノベーション推進体制 整備事業	1	—
17	商工労働部 新産業振興課	次世代イノベーション推進事業	—	1
18-2	商工労働部 経営金融課	産業人材創造事業	—	1
18-3	やまぐち産業振興財団	産業人材創造事業	—	1
20	商工労働部 新産業振興課	宇宙利用産業創出支援事業	1	—
20-2	山口県産業技術 センター	宇宙利用産業創出支援事業	1	4
22	商工労働部 新産業振興課	産業技術センター運営費交付金	2	2
22-2	山口県産業技術 センター	産業技術センター運営費交付金	3	—
23	商工労働部 企業立地推進課	企業立地サポート事業	—	2

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
24	商工労働部 企業立地推進課	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	—	2
25	商工労働部 企業立地推進課	企業立地推進強化事業	3	1
26	商工労働部 経営金融課	航空宇宙機器産業参入促進事業	—	1
26-2	やまぐち産業振興財団	航空宇宙機器産業参入促進事業	1	2
27	商工労働部 経営金融課	やまぐちミライベンチャー創出事業	1	2
28	商工労働部 経営金融課	中小企業スマートビジネス推進事業	2	2
28-2	やまぐち産業振興財団	中小企業スマートビジネス推進事業	1	2
29	商工労働部 経営金融課	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	—	2
30	商工労働部 経営金融課	小規模事業経営支援事業	1	1
31	商工労働部 経営金融課	中小企業団体育成指導事業	2	1
32	商工労働部 経営金融課	小規模企業者等設備貸与事業資金	1	—
32-2	やまぐち産業振興財団	小規模企業者等設備貸与事業資金	2	—
33	商工労働部 経営金融課	新事業活動支援設備貸与事業資金	1	1
33-2	やまぐち産業振興財団	新事業活動支援設備貸与事業資金	1	—
34	商工労働部 経営金融課	中小企業制度融資	—	1
35	商工労働部 経営金融課	損失補償	—	2
36	商工労働部 経営金融課	信用保証料率低減事業	—	1

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
36-2	山口県信用保証協会	保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き	—	3
37	商工労働部 労働政策課	外国人材企業受入支援事業	—	1
38	商工労働部 労働政策課	外国人材企業定着支援事業	3	2
39	商工労働部 労働政策課	ものづくり産業技能向上対策事業	—	2
40	商工労働部 労働政策課	次代を担う産業人材育成推進事業	1	—
監査対象事業の合計			42	72

3. 重要な指摘事項及び意見に係る総括的事項

令和3年度包括外部監査は、「中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件として選定しており、当該事件の監査に基づく、重要な指摘事項及び意見を要約した総括的事項は以下の通りである。中小企業者等の振興施策は本県の経済活性化にとって必須事項であり、今後も発展的に展開されなければならないが、事業展開は適正な事務手続きの上に成り立つものであり、包括外部監査の結果、発見された指摘事項及び意見がその一助になることを期待する。

なお、包括外部監査の実施にあたり、監査対象部局及び、関連する財政的援助団体等の関係各位には、ご多忙の折、監査へのご協力に心から感謝を申し上げます。

(1) 委託契約事務の改善課題について

第一に、委託契約事務の改善課題について、具体的に以下の下線部3点をポイントに要約する（以降、下線部は同一趣旨で使用）。

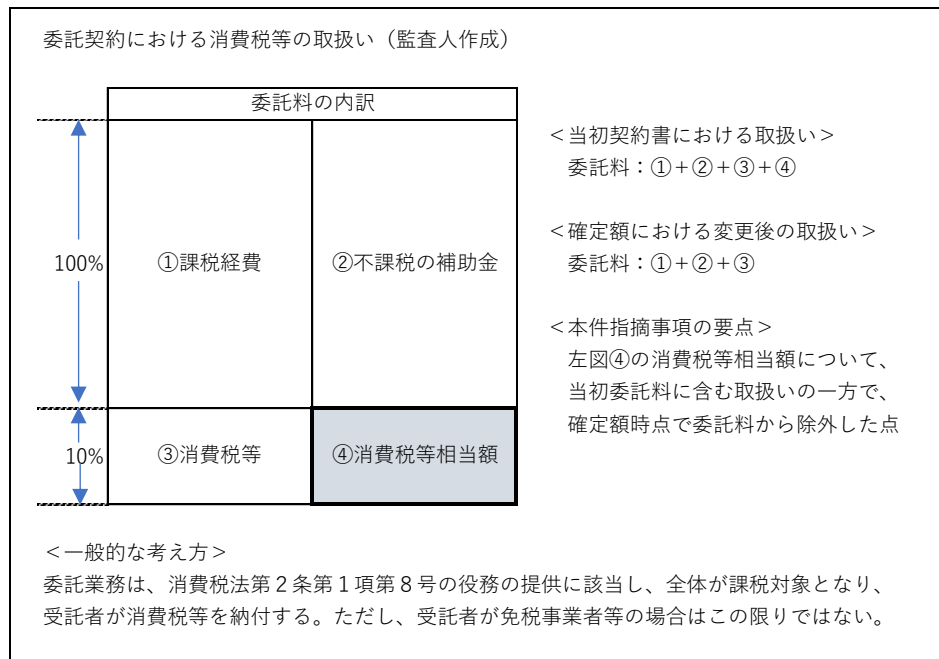
まずは、仕様書への準拠性を逸脱している点が挙げられる（参照事業 No. 10、No. 13、No. 25、No. 28、No. 28-2）。ここで、仕様書は、契約当事者間の権利義務を一般的に規定する契約書とは別に、特定の業務に対する委託者の要求事項を具体的に記載したものである。そして、当該仕様書の内容を踏まえて委託料が見積もられている以上、仕様書を満たさない業務の履行に対して、当初の見積もりに基づく委託料の支払いは経済合理性の面で疑義が生じる。主な監査対象年度である令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への臨機応変な対応から、必ずしも仕様書に沿った業務の履行が出来なかった点については十分理解出来る。しかし、それでもやはり、適正な事務手続きの執行に鑑みると、当初の仕様書通りの業務履行を達成し得ない事実が判明した時点で、仕様書の変更及び委託契約の変更の必要性を検討するべきであった。また、受託者

から提出された業務完了報告書等において、仕様書に定める業務の履行状況が記載されていないにも関わらず、業務委託の検査調書で何ら指摘もされずに検査の結果を合格として通知している事業もあった。業務委託の検査は、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき厳正に行うことが求められており、検査の形骸化を推察させる状況が見受けられる点で早急な改善が必要である。

次に、委託契約における実績報告書（委託料の実績額）の検証が不十分である点が挙げられる（参照事業 No. 6-2、No. 10、No. 12、No. 20-2、No. 27、No. 38）。これは、当初仕様書で規定された業務内容が履行されなかった（出来なかった）にも関わらず、委託料の項目別内訳の増減調整を経て、委託料総額では見積額と実績額が円単位で完全に一致しており、一致していること自体が相当に疑問となる事案である。特に、委託料の項目別内訳の増減自体が、合理的な要因で生じたものか否かの分析がなされておらず、委託料総額ありきと見られかねない。また、再委託を行っている事業もあるが、再委託先の事業者による事業報告書から読み取れる情報に基づき算定した再委託料の時間単価は、必ずしも経済合理性が十分とは言えない水準である（参照事業 No. 27）。そして、再委託先が当初実施する業務としては予定されていなかった内容について（再委託承認申請時点で実施内容に記載されていない）、実績報告の段階で突如として実施されたものとして費用に計上されていた事案もあるが（参照事業 No. 10）、なぜそうだったのか等の合理性が具体的に検証されていない。

さらに、委託料に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の取扱いが庁内で整合性が図られていない点が挙げられる（参照事業 No. 28、No. 28-2）。これは、委託契約（委託料）を財源として、受託者は事業経費として補助金交付に一部使用しているが、委託契約書では、委託料全体に対する消費税等が明示されているにも関わらず、実績報告の際に、当該補助金を除く経費部分にのみ消費税等を加味し、補助金については消費税等相当額を加味せず額の確定を行った事案である。なお、補助金自体は、消費税等の対象外（不課税）取引だが、本件は、あくまでも委託料に関する消費税等の取扱い（消費税法第2条第1項第8号）に着眼したものである（下記監査人作成の例示図参照）。そして、委託先（受託者）が課税事業者である場合には、事業経費全体が課税対象として取り扱われるべきである。

所管課によれば、当該取扱いは、他の事業において税務当局に確認した取扱いを参考にしたとのことであるが、参考とした照会事案と本件論点は内容を異にしており、結果的に、当初の委託契約書における取扱いと確定額におけるそれとが矛盾している。また、過年度に実施された同課の同一事業に係る取扱いとも矛盾する点や、その他、給与等に代表されるような、他の不課税項目との平仄を図る必要性についても本来は検証されなければならない。消費税等の取扱いは、その判断に困難を伴う点は理解し得るが、同じ組織（庁内）で、同一実態の取引について、異なる結果が生じることは公平性の観点からも妥当性を欠くと言える。



上記の一連の委託に係る事務手続きは、法令遵守（合規性）、有効性、経済性・効率性の観点で県の説明責任は十分に果たされていない。

（2）補助金等交付事務の改善課題について

第二に、補助金等交付事務の改善課題について3点に要約する。

まず、補助金等交付要綱における規定の十分性についてである。これは、要綱では詳細に取扱いが規定されていない事象が生じた場合に、解釈による判断が生じることとなるが、補助金等交付事務手続きにおいては、公平性の観点から、可能な限り解釈の余地が排除されて運用されるべきであり、やむを得ず解釈による判断が生じる場合も客観的な検証過程の記録が求められるべきである。具体的には、補助対象経費に該当するか否かの判断について、交付金額に影響を及ぼすため、慎重な取扱いとそれを反映した事務手続きが必要である（参照事業 No. 6、No. 28）。

また、交付要綱から逸脱した過大交付についても挙げられる。これは、本来は消費税及び地方消費税を除く、いわゆる、税抜金額による申請に基づき交付金額を算定するところ、税込金額に基づき算定してしまったために過大交付となった事案である（参照事業 No. 6）。本件の過大交付金額自体は2千円に止まるが、金額の多寡に関わらず、県は交付を受けた事業者に対して当該過大交付金額の返還を求め、かつ、再発防止を徹底しなければならない。

さらに、財政的援助団体等に該当する、やまぐち産業振興財団において生じた、補助金交付要綱と公募要領との間の規定の齟齬も挙げられる（参照事業 No. 26-2）。これ

は、単純な確認不足による初歩的な誤りであり、財団内部のチェック体制が十分に機能していないことを窺わせる事案である。

(3) 補助事業としての主体性不足について

第三に、補助事業としての主体性が不十分であると認識した点が挙げられる(参照事業 No. 26、No. 26-2)。本件は、やまぐち産業振興財団が県から補助金交付を受けた、いわゆる、補助事業の中で実施した委託契約について、予定価格の積算根拠(記録)が残されていなかったことから認識したものである。この点、積算については、財団と県との間で、事前協議を踏まえて決定したとのことではある。しかしながら、経済性・効率性及び有効性を考慮して予定価格を主体的に決定するのは、事業実施主体である補助事業者の財団であり、財団側に十分な記録が残っていない現状からは、どこまで財団が主体性を発揮して事業計画を立案したのか疑問である。

補助とは、自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、行政が目的とする政策を間接的に実行することに対する支援である。今回の事例については、県と財団が緊密な連携の下に進めているというよりは、県の管理下において、県が示した事業の枠組みを根拠に活動しているとみることが妥当である。これでは、県が主体となって行う事業と実質的に変わりはない。あくまで補助事業であるとするならば、補助の公平性の観点からも、財団が主体的に事業を構築していることを外部に対して説明できる体制を整備する必要がある。また、県としても、財団が効率的な運営に対する努力を行っているか否かについて適切に検証を行い、その検証過程を記録として客観的に残さなければならない。なお、上記は財団における事案であるが、その他の財政的援助団体等に対しても同様に、委託や県の直接執行よりも、補助金が適切であると判断することについて、改めて補助事業の在り方を見直す機会とされたい。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの運営課題について

第四に、地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下、「センター」という)の運営上の課題について3点に要約する。

まずは、センターの収入の過半を占める運営費交付金の予算設定についてである。当該センターは、平成21年4月1日に地方独立行政法人へ移行しており、以来、設立団体(県)の関与度合いが極力下がるように制度設計された中で自主的・自律的な業務運営を行っている。一方で、運営費交付金という用途制限の無い、いわゆる渡し切りの資金として、県の一般財源から交付を受けている。そして、この運営費交付金について、本来は、センターで事業年度ごとに実施する事業予算を積極的に積み上げた、必要最小限度の交付金見積額を算定するべきと考えると、現状は、過年度予算額に基づき、主に人件費等の変動要因を加味した交付可能上限額に近い概念となっている。直近3期間で見ても、毎年6億円を超える運営費交付金の負担となっており、県の財政負担に

鑑みると、センターに交付し得る限度額としての意味合いが強く積算に反映されることはやむを得ない面も理解出来る。一方で、センターは、産業技術に関する試験研究を始めとした産業振興の拠点として、県内中小企業者等の技術支援等に資するべく存在しており、運営予算ありきでの事業計画と見られることがないように、センターとして真に必要かつ最小限度の事業所要額は十分に検証され、把握されなければならない。

次に、深度ある剰余金の繰越承認手続きの実施についてである。運営費交付金から生じた剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に従い、県の承認を経て繰り越すことが認められているものの（承認されない場合は剰余金を県へ返納）、その承認に際しては、経営努力の結果生じた剰余金であることがセンター側で一義的に立証されなければならないが、今後は当該説明責任が十分に果たされることを強く期待する。

さらに、センター施設等の修繕・維持管理及びそれに伴う財政負担についても目を向けなければならない時期が来ている。センターの「中期維持保全計画（概要）」によれば、令和3年度～令和12年度までの今後10年間で技術支援機能の維持等に必要な金額は、最低限度の修繕必要額で757百万円と見込まれており、同じく「長期保全計画表」によれば、センター建築後30年周期が経過する令和11年度までに、現在判明している全ての修繕箇所に対応するために2,467百万円を要することが見込まれている（本来、平成26年度（15年周期）や令和元年度（20年周期）で実施すべき修繕計画のほとんどは未実施のまま現在に至っている）。先述のように、運営費交付金が既に県の交付可能上限額に近いものである以上、当該交付金の大幅な増額は現実的ではない。しかしながら、施設等の老朽化に対処出来ず、技術支援機能に支障を来たす場合には、センターの存在意義が失われかねない。したがって、センターはもちろん、出資団体としてガバナンスの一翼を担う本県としても、中期目標において現実的かつ具体的な対応を示し、センターの中期計画策定に反映され、ひいては、産業振興の拠点として有効に活用され続けることを強く望む（参照事業No.22、No.22-2）。

4. 指摘事項及び意見の項目（一覧）

指摘事項及び意見について、所管部・課及び財政的援助団体等の区分で項目を一覧にすると以下の通りである。

（1）産業戦略部

No.	事業名	区分	項目
1	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	意見	県内企業に対する普及・横展開事業の実施について（有効性）
2	IoTビジネス創出促進事業	指摘事項	業務委託における年次有給休暇の取得について（有効性）
		意見	受託者の専属雇用に係る経費について（合規性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	業務委託における備品管理について（合規性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）
3	やまぐちIoT導入サポーター派遣事業	指摘事項	経費支出伺いの不適切な決裁年月日について（合規性）
4	AI 技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	意見	県内企業のヘルスケア関連事業の早期自立化について（有効性、経済性・効率性）
		意見	他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）
		意見	随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）
5	新たなモビリティサービス調査・実証事業	指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
		意見	アンケート・ヒアリング結果の検証について（有効性）
		意見	MaaS の今後の県域展開について（有効性）
6	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	指摘事項	補助対象経費における入会金の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	補助対象経費における消費税及び地方消費税の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	助成金交付申請書における対象経費集計期間の記載について（合規性）
		意見	助成金の利用拡充に向けた施策について（有効性）
7	高度産業人材確保事業	意見	補助制度への申込者数について（有効性）
		意見	補助制度の対象者数に係る調査について（有効性、経済性・効率性）
		意見	補助制度の最終県内配属者数につ

No.	事業名	区分	項目
			いて（有効性）
8	自動車新時代イノベーション創出支援事業	意見	事業化の実現可能性の分析について（有効性、経済性・効率性）
9	地域中堅・中核企業支援事業	意見	地域中堅・中核企業の定義及び支援先選定基準について（有効性、経済性・効率性）
		意見	カンファレンスチーム構成員の守秘義務について（有効性）
		意見	カンファレンスチーム連絡会議の欠席について（有効性）
10	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
		意見	水産インフラ輸出構想の具現化について（有効性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）

（2）商工労働部 商政課

No.	事業名	区分	項目
11	県内創業・事業承継促進事業	意見	補助事業の継続について（有効性）
12	中小企業クラウド型RPA共同利用化推進事業	意見	委託料（委託費精算報告書（実績額））の検証について（経済性・効率性）
13	やまぐちキャッシュレス化実現事業	指摘事項	委託業務の検査及び承認体制の形骸化について（合规性、有効性、経済性・効率性）
14	若者県内定着促進事業	意見	事業の成果指標について（有効性）

(3) 商工労働部 新産業振興課

No.	事業名	区分	項目
15	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	意見	事業の成果指標について(有効性)
		意見	事業予算について(経済性・効率性)
16	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	意見	事業の成果指標(事業化件数)の見直しについて(有効性)
17	次世代産業イノベーション推進事業	意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
18	データサイエンス活用推進事業(産業人材創造事業)	—	該当なし
19	「水素先進県」実現促進事業	—	該当なし
20	宇宙利用産業創出支援事業	指摘事項	補助金交付要綱等の文書間齟齬について(合规性)
21	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	—	該当なし
22	産業技術センター運営費交付金	指摘事項	財務諸表の承認について(合规性、経済性・効率性)
		指摘事項	剰余金の承認(経営努力認定)について(有効性、経済性・効率性)
		意見	運営費交付金の積算方法(所要額の試算)について(有効性、経済性・効率性)
		意見	産業技術センターの修繕計画(維持管理)について(経済性・効率性)

(4) 商工労働部 企業立地推進課

No.	事業名	区分	項目
23	企業立地サポート事業	意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
		意見	本社機能等移転促進に係る施策について(有効性、経済性・効率性)
24	やまぐちIT・サテライトオ	意見	事業の成果指標について(有効性)

No.	事業名	区分	項目
	フィス誘致推進事業	意見	随意契約の業者選定について（経済性・効率性）
25	企業立地推進強化事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	委託業務内容について（有効性）
		指摘事項	契約情報の公表について（合规性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）

(5) 商工労働部 経営金融課

No.	事業名	区分	項目
11-2	県内創業・事業承継促進事業	—	該当なし
18-2	産業人材創造事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
26	航空機宇宙機器産業参入促進事業	意見	補助事業の適切な管理について（有効性、経済性・効率性）
27	やまぐちミライベンチャー創出事業	指摘事項	再委託先の実績報告書の提出について（合规性、有効性）
		意見	受講者の選定方法について（合规性）
		意見	委託料（事業報告書）の検証について（経済性・効率性）
28	中小企業スマートビジネス推進事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	補助金等の消費税等対象外経費を含む委託料の取扱いについて（合规性）
		意見	他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）
		意見	補助対象経費の客観性について（合规性）
29	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	意見	負担金の積算根拠について（経済性・効率性）
		意見	本県経済団体との協力体制構築について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
30	小規模事業経営支援事業	指摘事項	消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について（合规性）
		意見	経営指導員設置基準について（有効性）
31	中小企業団体育成指導事業	指摘事項	令和2年度の補助金概算払請求書について（合规性）
		指摘事項	消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について（合规性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
32	小規模企業者等設備貸与事業資金	指摘事項	起案書の記載様式について（合规性、有効性）
33	新事業活動支援設備貸与事業資金	指摘事項	起案書の記載様式について（合规性、有効性）
		意見	目標指標の事後検証について（有効性）
34	中小企業制度融資	意見	県制度融資における資金の見直しについて（有効性、経済性・効率性）
35	損失補償	意見	損失補償がもたらす金融支援の効果について（有効性）
		意見	損失補償契約の対象資金について（有効性、経済性・効率性）
36	信用保証料率低減事業	意見	補助金の効果測定指標について（有効性）

(6) 商工労働部 労働政策課

No.	事業名	区分	項目
14-2	若者県内定着促進事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
37	外国人材企業受入支援事業	意見	留学生の県内就職目標数について（有効性）
38	外国人材企業定着支援事業	指摘事項	講師謝金に係る源泉徴収義務について（合规性）

No.	事業名	区分	項目
		指摘事項	課税事業者（簡易課税事業者）の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	仕様書内容の変更に伴う委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）
		意見	随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）
39	ものづくり産業技能向上対策事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
40	次代を担う産業人材育成推進事業	指摘事項	実績報告書及び検査結果報告書の日付について（合規性）

（7）地方独立行政法人山口県産業技術センター

No.	事業名	区分	項目
2-2	IoT ビジネス創出促進事業	—	該当なし
6-2	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	指摘事項	予定価格の積算資料について（経済性・効率性）
		指摘事項	検査調書の作成について（有効性）
		意見	委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
15-2	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	指摘事項	共同研究等の委託事務手続きについて（有効性、経済性・効率性）
16-2	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
20-2	宇宙利用産業創出支援事業	指摘事項	検査調書の作成について（有効性）
		意見	委託料（実績報告書）の検証について（経済性・効率性）
		意見	委託業務における業務の履行場所について（有効性）
		意見	プロポーザル審査項目（財務状況）について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	低入札等の価格調査について（有効性）
22-2	産業技術センター運営費 交付金	指摘事項	業務の実績評価（事業年度評価） の公表について（法規性）
		指摘事項	会計基準等への準拠性について （法規性）
		指摘事項	経営努力の立証について（経済性・ 効率性）

（8）公益財団法人やまぐち産業振興財団

No.	事業名	区分	項目
6-3	やまぐちR&Dラボ等構築推 進事業	指摘事項	検査調書の作成漏れについて（合 規性）
		意見	OB人材出身企業の機密情報流出対 策について（有効性）
		意見	OB人材バンクの制度周知について （有効性、経済性・効率性）
11-3	県内創業・事業承継促進事 業	指摘事項	起案書の記載様式について（法規 性、有効性）
		意見	女性創業応援やまぐち（株）の業 務評価について（経済性・効率性）
18-3	産業人材創造事業	意見	補助金の効果測定指標について （有効性）
21-2	中小企業等知財支援拠点 形成促進事業	—	該当なし
26-2	航空機宇宙機器産業参入 促進事業	指摘事項	補助金交付要綱等の文書間齟齬及 び表記内容について（法規性）
		意見	募集手続きの管理運用について （法規性）
		意見	予定価格の積算資料（補助事業の 自主性）について（経済性・効率 性）
28-2	中小企業スマートビジネ ス推進事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（法規 性、有効性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	実績報告書作成の事務手続きについて（合規性）
		意見	補助対象経費の客観性について（合規性、有効性、経済性・効率性）
32-2	小規模企業者等設備貸与事業資金	指摘事項	重要文書（審査資料）の管理について（合規性）
		指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
33-2	新事業活動支援設備貸与事業資金	指摘事項	重要文書（審査資料）の管理について（合規性）

(9) 山口県信用保証協会

No.	事業名	区分	項目
36-2	保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き	意見	保証承諾業務の品質管理について（有効性）
		意見	期中管理の強化について（有効性）
		意見	求償権の回収業務について（有効性、経済性・効率性）

第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

1. やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 地域産業高度化推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	本県経済を牽引する製造業の人手不足や生産性向上等の課題解決に向け、未来技術を活用した新たなファクトリーモデルを構築
事業の概要（内容）	県内中小企業における5GやAIを活用した製造現場の高度化を図る先導的事例の創出及び本事例の県内企業への普及・横展開を実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	中小製造業の課題や生産形態、投資規模に応じた、実用的な様々なモデルを構築することによる、県内同業他社における未来技術の活用促進
令和2年度の取組	5GやAIを活用した製造現場の高度化を図る事例の創出を県内中小企業に委託
令和2年度の成果	5GやAIを活用した製造現場の高度化を図る事例の創出を県内中小企業3社に委託し、新たなファクトリーモデルの構築に向けた取組を進めた
事業の成果指標等	先導的プロジェクトによるIoT等導入件数（累計） 目標：5件（令和2年度末） 実績：7件（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 やまぐち産業イノベーション戦略

規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	22,500
決算額	—	—	18,018

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	18	審査会委員謝金
旅費	50	委員及び職員旅費
一般需用費	46	複写代等
役務費	4	通信費
委託料	17,887	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	13	有料道路使用料等
合計	18,018	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	8,943	49.6%
その他	—	—
一般	9,075	50.3%
合計	18,018	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	—	17,887
契約方法	—	—	随意契約 (プロポーザル)
委託業者名	—	—	(株) ひびき精機 外 2 件

(6) - 1 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	やまぐちスマートファクトリーモデル構築業務 (ひびき精機)
契約期間	令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 19 日
業務内容	県内中小企業における 5G や AI を活用した製造現場の高度化を図る先導的事例の創出
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(株) ひびき精機
業者選定理由	審査会の審査において、60%を超える合計点を得た者のうち、上位 4 者までを選定することとしており、当該選定基準に該当したため
予定価格	6,050,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	6,050,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	他の企業における 5G や AI の導入に資するモデルとするため、導入結果だけでなく、活用方法や効果、導入過程におけるトライ&エラーの取組状況等
知財等の取り扱い	産業技術力強化法に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、知的財産権を受託者側に帰属させることが可能

(6) - 2

契約名	やまぐちスマートファクトリーモデル構築業務 (美東電子)
契約期間	令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 19 日
業務内容	県内中小企業における 5G や AI を活用した製造現場の高度化を図る先導的事例の創出
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(株) 美東電子
業者選定理由	審査会の審査において、60%を超える合計点を得た者のうち、上位

	4者までを選定することとしており、当該選定基準に該当したため
予定価格	6,050,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	6,050,000円（税込）
委託契約の成果物等	他の企業における5GやAIの導入に資するモデルとするため、導入結果だけでなく、活用方法や効果、導入過程におけるトライ&エラーの取組状況等
知財等の取り扱い	産業技術力強化法に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、知的財産権を受託者側に帰属させることが可能

(6) - 3

契約名	やまぐちスマートファクトリーモデル構築業務（日進工業）
契約期間	令和2年9月1日～令和3年3月19日
業務内容	県内中小企業における5GやAIを活用した製造現場の高度化を図る先導的事例の創出
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	日進工業（株）
業者選定理由	審査会の審査において、60%を超える合計点を得た者のうち、上位4者までを選定することとしており、当該選定基準に該当したため
予定価格	6,050,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	5,950,300円（税込）
委託契約の成果物等	他の企業における5GやAIの導入に資するモデルとするため、導入結果だけでなく、活用方法や効果、導入過程におけるトライ&エラーの取組状況等
知財等の取り扱い	産業技術力強化法に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、知的財産権を受託者側に帰属させることが可能

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締	・業務委託契約事務

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>結の方法が決定されていることを確認するために関連資料を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否かを質問した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 	<p>取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・仕様書記載の県内企業に対する普及・横展開の取組への協力状況について質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定伺 ・実績報告書 ・仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 県内企業に対する普及・横展開事業の実施について（有効性）

当事業の仕様書である「やまぐちスマートファクトリーモデル構築業務仕様書」においては、県内中小企業における人手不足や生産性向上等の課題解決を図るため、5GやAIを活用した製造業等の高度化に係る先導的事例（やまぐちスマートファクトリーモデル）を創出し、この事業で得た知見等を、県の行う県内企業に対する普及・横展開の取組に協力（工場見学の実施、報告会の事例発表等）することも業務内容の一部となっている。5GやAIを利用した生産性の向上は、人口減少や高齢化が急速に進む本県にとっては重要な課題であると考えられる。令和2年度からの新規事業であることから、当年度においては先進事例創出のみを行い、普及・横展開事業は実施していない。多くの事業体にこれらの先端技術に触

れる機会を提供し、啓発を行うための普及・横展開の事業がなされることで、当事業の最終的な目的が達せられると考えられる。

今後においては、普及・横展開事業についても、県が意図した事業の目的を達成できるよう、効果的な実施が期待される。

2. IoT ビジネス創出促進事業

(1) 事業の概要

事業名	IoT ビジネス創出促進事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 地域産業高度化推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	県産業技術センターに整備した支援拠点等により、県内中小企業における IoT 等未来技術を活用した新たなビジネスの創出を促進
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> IoT ビジネス創出支援拠点(スマート★づくり研究会)の運営(ワークショップによる事業アイデア創出、専門家による支援等) 未来技術を活用した新商品・サービス等の開発に対する研究開発補助金の交付
事業の概要図等	<p>スマート★づくり研究会 目的: IoTの利活用による新たなビジネス創出やスマート化を促進</p> <p>活動①: IoTの利活用事例、最新技術動向などに関する情報収集及び提供 活動②: 会員企業の交流や技術力向上を目的としたIoTに関する研修・実習の開催 活動③: 会員企業の協創によるIoT利活用モデルの実証を行うワーキンググループの開催</p> <p>研究会会員 (製造業、サービス業、農林水産業、組込み企業、ソフトウェア企業など) 参加 → 報告 → ワーキンググループ (IoTユーザー, ソフト企業, ハード企業, IoTベンダー) 協創 → 活用 → IoTゲートウェイアプリ (産技Cが用意するIoTシステム)</p> <p>企業・大学などの専門家 アドバイス → 情報提供 → 研究会会員 研修・実習 → 研究会会員 招聘 → 企業・大学などの専門家 運営・支援 → 産技Cが用意するIoTシステム</p> <p>地方独立行政法人 山口県産業技術センター YAMAGUCHI PREFECTURAL INDUSTRIAL TECHNOLOGY INSTITUTE</p>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	未来技術を活用した新たなビジネスの創出促進
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> スマート★づくり研究会におけるセミナー、ワークショップ等の開催 未来技術分野に係る研究開発補助金の交付
令和2年度の成果	補助金交付による研究開発プロジェクトの促進
事業の成果指標等	中小企業のIoT導入率

	<p>目標：16.0%（令和2年度末）</p> <p>国のIoT導入率予測：27%（令和7年度末）</p> <p>国と同水準（全国並み）の導入率を目指して段階的に導入率を伸ばしていくような目標を設定している。</p> <p>（令和元年度：13%、令和2年度：16%、令和3年度：19%、令和4年度：22%）</p> <p>実績：17.4%（令和2年度末）</p> <p>（47社（うちスマート★づくり研究会会員8社）/270社）</p> <p>（うちスマート★づくり研究会会員の全体数は40社）</p>
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	57,468
決算額	—	—	38,040

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	74	審査会委員謝金
旅費	52	委員及び職員旅費
一般需用費	14	複写代 他
役務費	3	通信費
委託料	10,826	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	1	プリンタ賃借料
負担金補助及び交付金	27,070	下記補助金等の概要参照
合計	38,040	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	12,913	33.9%
その他	19,713	51.8%
一般	5,414	14.2%
合計	38,040	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、基金繰入金（やまぐち産業イノベーション基金）によるものである。

(5) 委託料の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	10,826
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(地独) 山口県産業技術センター

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	IoT ビジネス創出促進事業実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	県内企業等による事業アイデアの創出や事業化に向けての取組を支援
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	県産業技術センターにおいては、県の中核的技術支援拠点としてIoTに関する高度な専門知識と多くの技術支援実績があり、また、本県の公設試験研究機関として高い信用力を有しており、本県において上記の要件をすべて満たす者は他にないため
予定価格	11,968,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	11,968,000円（税込）
委託契約の成果物等	「スマート★づくり研究会」におけるセミナー・ワークショップの開催状況及び関係資料、IoT基盤の整備状況、コーディネーターの

	活動状況など、本業務の成果をまとめた報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	22,069
補助金等名称	—	—	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）
交付先名	—	—	（株）アースクリエイティブ 外1件

(8) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）
目的（趣旨）	やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、今後の成長が期待される5G、AI、IoT及びその他のSociety5.0の実現に向けた技術に関連する分野において、補助金の交付の対象となる者が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業に係る経費の一部を補助することにより、県内企業等による未来技術を活用した新たなビジネスの創出を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱[未来技術関連分野] ・やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領[未来技術関連分野]
創設年度	平成30年度
交付対象事業	IoTビジネス創出促進事業
事業期間	1年（ただし、研究開発等の期間が長期にわたる等、特に必要と認められる場合には、研究開発、実証試験を通算して、最長3年間まで継続申請を可能とする。）
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要

	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	未来技術を活用した新商品・サービス等の研究開発事業	人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費その他	2/3以内 (15,000千円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先		交付金額
	エコマス(株)		15,000,000円
	(株)アースクリエイティブ		12,069,906円
合計		27,069,906円	
実績報告書	補助事業の完了の日又は規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	<p>中小企業のIoT導入率</p> <p>目標：16.0%（令和2年度末）、実績：17.4%（令和2年度末）</p>		
	効果測定の方法（事務手続）		
	<p>IoT導入率（IoTビジネス創出促進事業全体分）については、毎年県内中小企業者に対して実施するアンケート調査の集計結果により達成状況を確認している。</p> <p>補助事業については、事業終了後、事業者から審査委員に取組内容や成果を説明する場を設定し、委員から評価や助言をいただくことにより、事業化に向けた取組をより確実に進められるようにしている。</p>		
県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間）			(単位：%)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	10.0	13.0	16.0
実績値	10.1	13.9	17.4
類似する補助金制度	該当なし		

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付要綱を閲覧した。 ・補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。(補助事業計画書に盛り込まれていた、目標・期待される成果の確認) ・補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・経費の配分に係る変更承認について適切に手続が取られているかどうか確認するために、関連書類を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況(免除の有無)について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否か質問した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するため 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 ・補助金交付申請書 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金(未来技術関連分野)の額の確定について ・検査調書 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金(未来技術関連分野)の審査結果について ・やまぐち産業イノベーション促進補助金(IoT等関連分野)審査集計表 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金(未来技術関連分野)審査委員会(継続審査)審査要領 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金(未来技術関連分野)審査委員会(継続審査)運用方針 ・補助金等の交付事務に係るチェックシート ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金(未来技術関連分野)採択状況 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金変更承認申請書 ・令和2年度やまぐち産業

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>に関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が事業執行に及ぼした影響等について質問した。 	<p>イノベーション促進補助金（未来技術分野）の事業に要する経費の配分に係る変更承認について（通知）</p> <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT ビジネス創出促進事業実施業務委託仕様書 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・業務委託検査調書 ・スマート★づくり研究会規約 ・令和2年度 IoT ビジネス創出促進事業実施業務の成果報告書 ・業務委託検査報告書 ・検査結果について
有効性	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム（成果）指標の必要性について質問した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金交付の公平性について、非公 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）の審査結果について ・やまぐち産業イノベーション促進補助金（IoT等関連分野）審査集計表 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）審査委員会（継続審査）審査要領 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）審査委員会（継続審査）運用方針

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>募の場合はその理由、また、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。また公募の場合は、補助事業が広く周知され申請者が相当数存在しているか否か質問及び関連書類を閲覧した。</p> <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付事務に係るチェックシート ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）採択状況 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTビジネス創出促進事業実施業務委託仕様書 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・業務委託検査調書 ・スマート★づくり研究会規約 ・令和2年度 IoT ビジネス創出促進事業実施業務の成果報告書 ・業務委託検査報告書 ・検査結果について
<p>経済性・効率性</p>	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）の審査結果について ・やまぐち産業イノベーション促進補助金（IoT等関連分野）審査集計表 ・令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）審査委員会（継続審査）審査要領 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 	関連分野) 審査委員会（継続審査）運用方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の交付事務に係るチェックシート ・ 令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）採択状況 【委託契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・ IoTビジネス創出促進事業実施業務委託仕様書 ・ 業者選定伺 ・ 見積書 ・ 契約締結伺 ・ 委託契約書 ・ 業務委託検査調書 ・ スマート★づくり研究会規約 ・ 令和2年度 IoT ビジネス創出促進事業実施業務の成果報告書 ・ 業務委託検査報告書 ・ 検査結果について

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 業務委託における年次有給休暇の取扱いについて（有効性）

当該業務委託について、仕様書では、会員企業等に対する技術支援や企業間連携による事業化を支援するため IoT に知見を有する専門家を配置するものとして「専門家の配置」を規定し、1ヶ月のうち15日程度勤務する旨の記載がある（地方独立行政法人山口県産業技術センターパートタイム会計年度任用職員就業規程第4条及び募集要項からも15日勤務である旨が判別できる）。そして、見積書の人件費については従事日数をもとに委託料の計算がなされているが、産業技術センターにおいて出勤簿を確認すると、年次有給休暇取得日を含めた勤務日数15日がカウントされていた。

この点、当該任用職員（専門家）について、IoT 創出支援拠点におけるコーディネータ業務に従事し、年次有給休暇も会計年度任用職員就業規程のとおり取得することが任用条件

通知書において謳われており、休暇取得は当然に想定されていると考えることもできる。

しかしながら、まずは、業務委託契約の仕様書において、年次有給休暇の費用も含める旨を根拠とともに明示するべきである。また、業務報告についても、単なる日報に止まるのではなく、具体的なレポートとして業務遂行内容を求めることが望まれる。

【意見】 受託者の専属雇用に係る経費について（合規性）

IoT ビジネス創出促進事業実施業務について、予算承認プロセスの中で IoT ビジネス創出促進事業実施業務委託仕様書及び事業経費積算書に記載のない「健康診断料 8,660 円」が見積書の中で記載されていた。健康診断料の経費は本来、雇用主である受託者側が従業員との労使間でその負担の有無を決めるものであること、また、業務委託契約及び仕様書の中で、受託者は委託業務を実行する者の専属雇用を行うことについて特段の言及がなされていないことから、受託者従業員の健康診断料に至るまでを委託者である県が負担するべきではないと考える。

本件では、予算承認の段階で健康診断料の経費が容認されていることは、業務委託契約書及び、仕様書内容に照らすと適当ではないと考える。実績報告において健康診断料の支払いがないことから意見に止めるが、仕様書等で事前に費用負担の範囲を明確化することが望まれる。

【意見】 業務委託における備品管理について（合規性）

仕様書の「備品の取り扱い」において、耐用年数経過後に無断で譲渡等を行っていないかどうかの確認をする旨が記載されている。

したがって、委託者・受託者双方で、備品管理状況の共有を目的として、資産台帳等を作成し、定期的に現物確認を行い仕様書における規定が遵守されていることを客観的に記録として残すべきである。

【意見】 補助金の効果測定指標について（有効性）

やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）について、補助金等の交付事務に係るチェックシート「6 補助効果の測定」において「①効果測定のための指標や目標値を設定」にチェック（○印）が付されているが、事業初年度であることから有効な指標や目標値を定めるのが困難な状況にある。

この点、事業初年度において、有効な指標等の設定が困難である場合には、無理に定量化して効果測定が不十分なものとなるよりは、事業の進捗が事業計画通りに進んでいるか等の確認を重視する観点から、「①効果測定のための指標や目標値を設定」ではなく、「②数値以外のもので補助効果を測定」とした上で、審査会において事業計画と実績に関する審査を行い、適正手続きを経て補助金交付を行うことも手法の一つである（なお、定量的な指標の設定が目標値の在り方として効果測定においてより一層望ましいことは念のため申し添え

る)。

【意見】事業の成果指標について（有効性）

IoT ビジネス創出促進事業の成果指標として、IoT 導入率を掲げているが、本事業においては、①IoT ビジネス創出支援拠点の運営による事業アイデア創出及び専門家による支援、②未来技術を活用した新商品・サービス等の開発に対する研究開発補助金の交付の2種類に分けられる。そして、①については山口県内の中小・零細企業のIoTの裾野を広げる活動であり、②についてはIoTを活用したビジネスの創出を目的にしている。

ここで、事業の成果指標をIoT導入率とした場合、その指標に対応する事業は直接的には①のみとなり、②については対象外となってしまう、本事業全体の有効性を適切に把握できないことになる。

したがって、②についての成果を測定する直接的な指標として、例えば事業開始から3～5年後におけるビジネス継続割合とする等のIoTを活用したビジネス創出や、その定着度合い等に着眼して指標を選定することが望まれる。

2-2. IoT ビジネス創出促進事業 **山口県産業技術センター**

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
委託料	11,968	10,827
合計	11,968	10,827

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
研究会の運営	3,283	2,635
IoT基盤の整備	3,386	3,047
専門家の配置	5,299	5,145
合計	11,968	10,827

(2) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・支出経費の内訳について元帳データと成果報告書の費目と一致することを確認した。	・元帳データ ・出勤簿(週報)

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・ 専門家配置について、出勤簿を閲覧し専門家の勤務日数が任用条件通知書通りとなっているかどうかについて確認を行った。	・ 任用条件通知書 ・ 任用職員就業規程 ・ 専門家の募集要項 ・ 給与休暇関係事務説明会資料
有効性	・ 専門家配置における当該専門家の業務従事状況について質問し、関連書類を閲覧した。	同上
経済性・効率性	同上	同上

(3) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

3. やまぐち IoT 導入サポーター派遣事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち IoT 導入サポーター派遣事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 地域産業高度化推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	民間ノウハウを活用した本県独自のサポート制度により、県内地域中核企業等の IoT 等未来技術の研究開発・活用を支援
事業の概要（内容）	IoT 等に係る最先端の技術、ノウハウ等を有する国内大手 IT 企業等をサポーターとして登録・派遣し、派遣先企業等のニーズに的確に対応した技術的アドバイス等、個別サポートを実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	未来技術に関する最先端の技術やノウハウ、サービス等を有する通信キャリア等民間企業のリソースを活用することによる、企業の未来技術の活用促進
令和2年度の取組	サポーター派遣申込等のあった企業に対し、サポーターを派遣し、派遣先企業のニーズに対応した技術的アドバイス等、個別サポートを実施

令和2年度の成果	サポーターを派遣し、派遣先企業のニーズに対応した技術的アドバイス等、個別サポートを実施することにより、企業各々の未来技術の活用を促進
事業の成果指標等	先導的プロジェクトによるIoT等導入件数（累計） 目標：5件（令和2年度末） 実績：7件（令和2年度末） ただし、当事業単体による目標は設けておらず、実績もない。
関連する県の計画・施策等	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	12,700	1,500
決算額	—	11,457	34

（予算額及び決算額の著増減事項）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度は事業費全体の執行が減少した。ただし、サポーター派遣に係る報償費等の予算は、令和元年度、令和2年度ともに1,500千円で変化はない。

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報償費	18	サポーター謝金
旅費	6	職員旅費
一般需用費	5	複写代等
使用料及び賃借料	5	有料道路使用料等
合計	34	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	—	—

財源	金額	比率 (%)
その他	34	100.0%
一般	—	—
合計	34	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、基金繰入金（やまぐち産業イノベーション基金）によるものである。

(5) 報償費の過年度推移（3期間）

(単位：千円、回)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	18
派遣先数	—	1	8
派遣回数	—	3	10

(決算額の説明)

報償費については、サポーター企業が受け取りを辞退するケースが多いため、決算額と派遣回数は比例しない。

(6) IoT 導入サポーターの活動の概要

関連規程	やまぐち IoT 導入サポーター派遣事業実施要領
登録期間	委嘱日～委嘱日の属する年度の末日まで（毎年度更新）
業務内容	県が指定した派遣先企業へ訪問し、導入サポートを実施する
派遣回数	1 派遣先企業につき 3 回まで
派遣費用	派遣 1 回当たり 1 名分の交通費及び謝金（県規程による）
派遣事業の成果物等	実施したサポート内容を県に報告する

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター派遣事業の実施要領を閲覧した。 ・サポーターの登録及び更新に関する手続きについて質問し、関連資料を閲覧した。 ・企業からの申込状況とサポーター派遣による効果について質問し、関連資料を閲覧した。 ・支出負担行為の決裁関連資料を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち IoT 導入サポーター派遣事業実施要領 ・サポーターの委嘱に関する稟議資料 ・サポーター派遣申込書 ・サポーター派遣決

監査要点	実施手続	証憑書類等
		定に関する稟議資料 ・派遣実績報告書 ・経費支出伺 ・支出調書 ・支出負担行為・支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業単体での効果測定指標について、設定の有無とその理由について質問した。 ・サポーター企業の選定において、選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連資料を閲覧した。 ・企業が希望したサポーターと、実際に派遣されたサポーターが相違する場合があるか質問した。 ・実績報告の検証方法について質問し、関連資料を閲覧した。 	同上
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費の支払状況について質問し、関連資料を閲覧した。 	同上

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 経費支出伺の不適切な決裁年月日について（合规性）

報償金の支払に関する経費支出伺における起案年月日及び決裁年月日欄を要約すると下表の通りである。そして、No. 2について、令和2年5月13日時点では同年7月29日に事業が行われることは確定しておらず、支出伺が決裁されたとする記載は不適切である。

No.	経費支出伺			支出調書
	事業実施日	起案年月日	決裁年月日	起案日
1	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年9月1日
2	令和2年7月29日	令和2年5月13日	令和2年5月13日	令和2年9月1日

この点、誤った決裁日付が記載された原因は、経費支出伺の作成を行った際に、派遣先企業決定通知書（No. 1 及び No. 2 共通）の通知日付（令和2年5月13日付）を見て、誤って記載したことにある。これは、いわゆる単純ミスではあるものの、決裁年月日は、意思決定権限者による決裁を受けた日付であり、責任範囲を時間軸で明確にする点で県の文書事務において重要な意味を持つものである。そのため、結果的に不適切な日付が記載されたことについて、外観上は適正手続きを欠いた状況となっている。

以上より、適正な文書の作成はもとより、上席者による承認も形骸化することのないように厳格なチェック体制の整備及び運用が求められる。

4. AI 技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業

(1) 事業の概要

事業名	AI 技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 産業イノベーション推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	山口市産業交流拠点施設を核に、企業のヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援や県民の健康づくりを通じたヘルスケア関連産業の創出・育成
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスケア関連産業推進体制の構築 やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会の設置・運営 ヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくり やまぐちヘルスラボにおけるヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくりの推進 6者合意に基づく地域コホート研究の推進 山口市阿知須地域における高齢者等の健康づくり等をテーマとしたコホート研究の実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	ヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援
令和2年度の取組	ヘルスケア関連産業推進体制として、「やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会」の設置に向けた準備を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア関連製品・サービスの事業化支援及び県民の健康づくりの拠点である「やまぐちヘルスラボ（仮称）」を山口市産業交流拠点施設に設置するため、同施設の指定管理者である森ビル都市企画に設置準備業務を委託 ・令和3年8月に島津製作所、花王、協同乳業、山口大学、山口市の6者で高齢者の健康づくり等をテーマとした地域コホート研究連携を締結し、地域コホート研究を開始
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア関連産業推進体制として、やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会を令和3年2月に設置 ・「やまぐちヘルスラボ（仮称）」の運営に必要な規約・規程等（各種様式含）の作成、データベースの構築など準備を終了 ・令和3年3月から6者合意に基づく地域コホート研究を山口市阿知須地域において開始
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちヘルスラボ会員数 目標：200人（令和5年度末） 実績：一人（令和2年度末）※令和3年6月1日開設のため 直近実績：973人（令和3年11月末） ・ヘルスケア関連企業による製品・サービスの実証事業件数 目標：3件（令和5年度末） 実績：一件（令和2年度末）※令和3年6月1日開設のため 直近実績：1件（令和3年11月末）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	31,267
決算額	—	—	26,602

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	46	協議会委員謝金
旅費	296	職員旅費
一般需用費	48	複写代等
役務費	10	通信費
委託料	16,197	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	5	有料道路使用料等
負担金補助及び交付金	10,000	下記補助金等の概要参照
合計	26,602	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	6,647	24.9%
その他	8,122	30.5%
一般	11,833	44.4%
合計	26,602	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、諸収入（山口市負担金）によるものである。

(5) 委託料の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	16,197
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	森ビル都市企画（株）

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	やまぐちヘルスラボ（仮称）設置準備業務
契約期間	令和2年11月1日～令和3年3月31日
業務内容	「やまぐちヘルスラボ（仮称）」の運営開始に向けた準備
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	森ビル都市企画（株）

業者選定理由	同社は山口市産業交流拠点施設のライフイノベーションラボで同施設の指定管理者として「スマートリハ事業」を実施しており、当該事業と一体的に実施することで相乗効果を発揮するとともに、効率的な業務運営を行うことができるため
予定価格	16,197,250 円（税込）
委託契約金額	16,197,250 円（税込）
委託契約の成果物等	グランドデザイン、事業計画、各種要項マニュアル、パンフレット、やまぐちヘルスラボ（仮称）規約・規程等（各種様式含）、活動報告書等
知財等の取り扱い	山口県に帰属

(7) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	—	10,000
補助金等名称	—	—	社会連携講座「高齢者の健康づくり等をテーマとした地域コホート研究講座」の設置に係る負担金
交付先名	—	—	(大) 山口大学

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金について、支出の根拠となる資料を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 	<p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会規約、議事録 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 ・契約情報の公表が県 WEB サイト上で適切に行われているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査調書 ・県 WEB サイト
有効性	<p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金について、県が享受する利益に見合った金額であることを県自身が検証しているか質問し、関連書類を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・当初予算額と決算額の比較分析を行った。 	<p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会議事録資料 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書
経済性・効率性	<p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金について、単に毎年同額を拠出するのではなく、受入側の財政状態等を考慮して適切な負担額が算定されているか否か質問した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格積算書 ・変更契約に係る設計書、見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。</p>	

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 県内企業のヘルスケア関連事業の早期自立化について（有効性、経済性・効率性）

全国平均より早く高齢化が進んでいる本県においては、健康寿命の延伸に向けた取組を進めていくことは重要であり、令和2年度より健康長寿社会の形成に資すると期待されるヘルスケア関連産業の創出・育成に取り組む事業として、やまぐちヘルスケア関連産業推進協議会及びやまぐちヘルスラボの立ち上げがスタートしている。

ヘルスラボでは、県外企業を含めた企業が行うヘルスケア関連製品・サービスの開発・事業化を支援する。その際、県民が製品・サービスの住民モニターに参加することにより結果的に健康づくりに繋げることとなる。

ここで、県として事業を実施する以上、県内企業のヘルスケア関連産業の事業化の実現を目指す必要があると思われるが、県内企業の現状を踏まえると、当初は県外企業の活動が主なものとなるのはやむを得ない。しかしながら、県が実施主体となる委託事業で県内企業の事業化が実現するまで永続的に実施するわけにもいかない。県として当初の関わりは必要であろうが、ヘルスラボが早期に自立化できることが必要である。この点は所管部署も認識しており、3年程度の支援の後には自立化へ向けた事業の再構築を予定しているとのことである。

従って、当該支援期間において、成果指標にある年間1件程度の実証実験を確実に実施し、さらに、ノウハウを蓄積し、関係団体との連携を深めていくことにより、獲得した個人データの取扱いにも十分注意を払い、事業の自立化を目指していくことが望まれる。

【意見】 他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）

他部署で取り組んでいる健康増進関連の施策、例えば、健康福祉部が実施している「やまぐち健幸アプリ」はすでに4万件のダウンロード実績があるが、それらのソフトと連携を図ることでより効果的にヘルスラボの活動を進められないか検討の余地がある。

また、ヘルスラボ参加企業の共同による新たな産業創出等も期待され、県内企業の早期事業化の実現や県外企業の誘致等を効果的に推進されることが望まれる。

【意見】 随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）

本委託事業の「やまぐちヘルスラボ（仮称）設置準備業務」については、随意契約により行われており、その選定理由は、「山口市が設置する「産業交流拠点施設」の「ライフインノベーションラボ」において同施設の指定管理者が実施する「スマートリハ事業」（仮称）も

同様の目的を有しており、本業務と同市の事業とを一体的に実施することで、相乗効果を発揮するとともに、効率的な業務運営を行うことができると期待される。そこで同施設の指定管理者のみが本業務を効果的かつ効率的に実施できる。」とのことであるが、本事業は令和2年度に開始した新規事業である。

今後、少なくとも3年は事業が行われる予定であり、本施設の指定管理者のみが本事業を効果的かつ効率的に行うことができるかどうかは、本業務の内容と本施設で行われるというスマートリハ事業の状況を確認しながら、相乗効果が発揮できるのか、十分に検証し、検証結果に基づいて見直しの可否を判断することが望まれる。

5. 新たなモビリティサービス調査・実証事業

(1) 事業の概要

事業名	新たなモビリティサービス調査・実証事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 産業イノベーション推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	JR 新山口駅北地区の「山口市産業交流拠点施設（令和3年4月供用開始）」を核とした交流人口の拡大に向け、新山口駅から山口市街地を対象に、やまぐち MaaS 用 WEB アプリ「ぶらやま」を活用した新たなモビリティサービス (MaaS) の導入や新たな付加価値を創出するビジネスモデルを構築し、二次交通を充実
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・新モビリティサービス実証事業推進協議会の設置・運営 ・やまぐち MaaS 用 WEB アプリ「ぶらやま」の開発・運用 ・新たなビジネスモデルの構築 ・実証実験の実施 ・交通機関等の利用状況調査及び実験後の効果検証
事業の概要図等	<p>The diagram illustrates the MaaS service flow. On the left, '新山口駅 (県の玄関口)' is highlighted, with sub-text '山口市産業交流拠点施設(令和3年4月供用) 新山口駅北地区'. Below it are images of '多目的ホール(県内最大規模)', 'コンサートホール', and '経産交流スペース'. A central '利用者' (User) is shown using a 'MaaS用アプリ'. Various transport modes are listed: 鉄道, バス, 乗合タクシー, カルシェア, シェアサイクル, and 小型モビリティ. On the right, '山口市街地 (観光地・宿泊地)' is highlighted, with sub-text '海田温泉', '湯田温泉', '湯田温泉', and '湯田温泉'. Below it are images of '湯田温泉', '湯田温泉', and '湯田温泉'. Text boxes indicate '来県者が増加! 新たな交通サービスを提供!' and '地域が元気に! 経済活性化!'. A bottom note says 'アプリ利用者に観光施設クーポンなどの提供も!'.</p>
中小企業者等の振興	交通・観光事業者等における新たなビジネスモデルの創出等の促

への効果（寄与）	進
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなモビリティサービスの導入を促進するため、行政、交通事業者、観光・商業事業者等で構成する「新モビリティサービス実証事業推進協議会」を設置（令和2年5月） ・JR 新山口駅北地区の「山口市産業交流拠点施設（令和3年4月供用）」を核とした交流人口の拡大に向け、関係者の連携の下、新山口駅から山口市街地を対象に、やまぐち MaaS 用 WEB アプリ「ぶらやま」を活用した新たなモビリティサービス（MaaS）の実証実験を実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験は、①タクシーツアーや市街地の周遊性向上を目的とした②超小型モビリティの導入、③その他お得なデジタルチケットの販売、シェアサイクル事業との連携を行った。 ・実験後は、利用者及び関係者に対しアンケート調査を実施するなどの効果検証を行った。
事業の成果指標等	実証事業数 実績：3件（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	51,242
決算額	—	—	50,022

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	83	協議会委員等謝金
旅費	384	委員及び職員等旅費
一般需用費	151	複写代等
役務費	52	通信費等

節	決算額	主な内容
委託料	49,214	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	138	会場使用料等
合計	50,022	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	12,304	24.5%
その他	24,850	49.6%
一般	12,868	25.7%
合計	50,022	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、諸収入（山口市負担金）によるものである。

(5) 委託料の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	49,214
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務コンソーシアム（幹事企業）(株) バイタルリード

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務
契約期間	令和2年8月27日～令和3年3月31日
業務内容	移動手段と多様なサービスを組み合わせたビジネスモデルの構築に向けた交通機関のデータ等取得調査
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）（公募型プロポーザル方式）
委託業者名	令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務コンソーシアム（幹事企業）(株) バイタルリード
業者選定理由	当該業務は、新たなモビリティサービスの導入に向け、公共交通の

	<p>利用状況調査の実施や、鉄道、路線バス、タクシーなどの運行情報データの収集・分析を行うとともに、調査結果やデータ分析を踏まえ MaaS 用アプリの開発やビジネスモデルを構築し、実証実験の実施及び実験後における効果検証を一連で行う業務である。</p> <p>このような業務の仕様や運用体制、また県内でも先例のない実証事業であることから、企業等のノウハウを活かした技術提案等による効果的な事業実施が必要となるため、単に価格のみを選定基準とする競争入札には適さない。</p>
予定価格	49,214,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	49,214,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関の利用状況等調査・分析及び公共交通の運行情報等データ ・ MaaS 用アプリ「ぶらやま」の開発及び新たなビジネスモデルの構築 ・ 新たなモビリティサービスの実証実験等及び実験後の効果検証等
知財等の取り扱い	<p>本業務により作成されるシステム、アプリケーション、コンテンツ、PR ツール等の著作権は山口県に帰属することとし、県は加工及び二次利用できることとした。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとし、この場合においても、県は当該権利等を使用できることとした。</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・ 随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・ 当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否か質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書 ・ 契約締結届 ・ 見積業者の選定 ・ 業者選定届 ・ 見積書 ・ 契約書 ・ 検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定伺 ・仕様書 ・令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務報告書 ・検査結果通知書 ・業務委託検査報告書 ・業務完了通知書 ・成果品引渡書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・審査結果表

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】 アンケート・ヒアリング結果の検証について（有効性）

「令和2年度新たなモビリティサービス調査・実証事業実施業務」の報告書によるとやまぐち MaaS「ぶらやま」の実証事業のアンケート・ヒアリング結果を踏まえて、「良かった点」、「反省すべき点」、「今後の課題」について言及されていた。この中で、特に反省すべき点として、例えば、「ぶらやま」PR ポスターについては、「人目を惹き付ける魅力的で楽しいイメージではない」、「新鮮さが足りない」等の意見があった。また、市内観光に役立つ一人乗り超小型モビリティについては、「バックミラーやサンバイザーがなく運転しづらい」、「ナビがあったほうがいい」、「ブレーキが利きづらい」等の意見が寄せられている。

これらの意見は実際に利用者が目で見て、体験した結果であり、改善に向けて取り入れるべきか否かを検証し、交流人口拡大により一層繋がるような魅力的なポスター作りを検討することが望まれる。そして、超小型モビリティの運行に当たっては、利用者の安全性を確保するために、警察機関をはじめ、関係者の連携・調整を図っている点で現状の県の対応に問題はないが、新たな取り組みであることを踏まえ、予測し得ない新たな課題の把握及び対応が漏れなく、かつ迅速になされることを期待する。

【意見】 MaaS の今後の県域展開について（有効性）

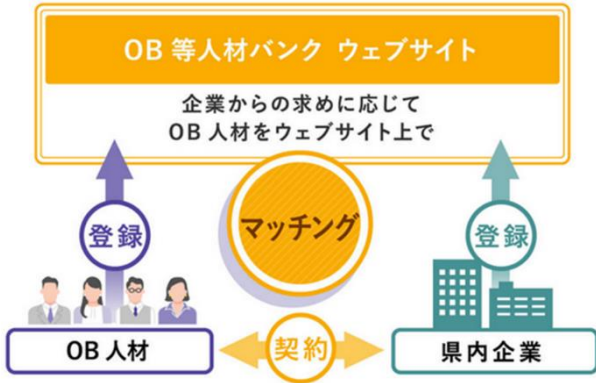
本事業は、新山口駅から山口市街地を中心として交流人口の拡大へ向けた実証実験を行ったものである。一方で、MaaS そのものは、いわゆる自家用車を除き、電車やバス等の公共交通機関やタクシー等の全ての交通手段をシームレスに繋げて利用できるようにする概念である。そして、この概念は、大都市圏のように公共交通インフラが発達していない地方都市においては注目されるべきものと言える。昨今、高齢者ドライバーによる運転誤操作が原因の交通事故が全国的にも報道され、その数は決して少なくなく、MaaS がこの課題を解決させる一つ的手段になり得るとも考えられる。特に、本県では、全国的に見ても高齢化率が高く、また高齢者による自家用車の運転は日常生活でも欠くことができない状況である。

したがって、観光地等を周遊するための環境整備（交流人口の拡大）を図る実証実験で得られた結果を活用し、今後は県域で存在する上記のような地方都市特有の課題解決に繋がる事業展開や関連する他の所管部署へ MaaS の効果等の情報共有化が期待される。

6. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐち R&D ラボ等構築推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 地域産業高度化推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	「やまぐち R&D ラボ（技術者・研究者の技術交流プラットフォーム）」と「技術者 OB 等人材バンク」を活用し、オープンイノベーション

	<p>ヨンの促進による企業間連携強化や技術力・研究開発力の向上、産業人材の育成を促進</p>									
<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち R&D ラボの運営（セミナー等による企業間連携強化、技術交流会による基幹企業と中小企業等の技術マッチング、ワークショップによる新規事業アイデア検討等） ・高度技術者・研究者 OB 等人材バンクの運用（専用ウェブサイトによる人材情報の提供・マッチング等） 									
<p>事業の概要図等</p>	<p>・やまぐち R&D ラボ（企業等の技術交流プラットフォーム） （地独）山口県産業技術センター内で運営</p> <table border="1" data-bbox="534 712 1342 936"> <thead> <tr> <th>第1フェーズ</th> <th>第2フェーズ</th> <th>第3フェーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術交流テーマ発掘・すそ野の拡大</td> <td>テーマ毎の交流</td> <td>事業化へ向けた具体的取組</td> </tr> <tr> <td> ◇視点 企業等からの技術ニーズ・シーズ収集によるテーマ発掘、グループ組成 【具体的取組案】 ①交流セミナー、調査研究 ②WEBサイトによる情報提供 （瀬戸内技術交流会 ※県直営） </td> <td> ◇視点 第1フェーズで発掘したテーマ毎の技術的検討 【具体的取組案】 ③WS/WG運営 ④先端技術勉強会 </td> <td> ◇視点 第2フェーズで検討した内容をビジネスにつなげる 【具体的取組案】 ⑤研究開発等プロジェクト支援 ⑥自走テーマのフォローアップ ※可能な範囲で </td> </tr> </tbody> </table> <p>・OB 等人材バンク （公財）やまぐち産業振興財団内で運営</p> 	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	技術交流テーマ発掘・すそ野の拡大	テーマ毎の交流	事業化へ向けた具体的取組	◇視点 企業等からの技術ニーズ・シーズ収集によるテーマ発掘、グループ組成 【具体的取組案】 ①交流セミナー、調査研究 ②WEBサイトによる情報提供 （瀬戸内技術交流会 ※県直営）	◇視点 第1フェーズで発掘したテーマ毎の技術的検討 【具体的取組案】 ③WS/WG運営 ④先端技術勉強会	◇視点 第2フェーズで検討した内容をビジネスにつなげる 【具体的取組案】 ⑤研究開発等プロジェクト支援 ⑥自走テーマのフォローアップ ※可能な範囲で
第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ								
技術交流テーマ発掘・すそ野の拡大	テーマ毎の交流	事業化へ向けた具体的取組								
◇視点 企業等からの技術ニーズ・シーズ収集によるテーマ発掘、グループ組成 【具体的取組案】 ①交流セミナー、調査研究 ②WEBサイトによる情報提供 （瀬戸内技術交流会 ※県直営）	◇視点 第1フェーズで発掘したテーマ毎の技術的検討 【具体的取組案】 ③WS/WG運営 ④先端技術勉強会	◇視点 第2フェーズで検討した内容をビジネスにつなげる 【具体的取組案】 ⑤研究開発等プロジェクト支援 ⑥自走テーマのフォローアップ ※可能な範囲で								
<p>中小企業者等の振興への効果（寄与）</p>	<p>企業間連携強化の促進、技術力・研究開発力の向上、産業人材の確保・育成等</p>									
<p>令和2年度の取組</p>	<p>R&D ラボ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる情報収集、セミナーの開催、ワークショップの運営、事業化支援 <p>OB 等人材バンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEBサイトの運用管理 ・広報活動 ・バンク登録及び利用企業への支援 									

令和2年度の成果	R&D ラボ ・コーディネーターの支援等による事業化及び研究開発プロジェクトの形成 OB 等人材バンク ・人材登録数、マッチング件数等の増加
事業の成果指標等	研究開発・人材活用システムへの参加企業数（R&D ラボ） 目標：50 社（令和2年度末）、実績：162 社（令和2年度末） OB 等人材バンク 受託者である、やまぐち産業振興財団としては、KPI 指標として以下のとおり、設定している。 ・OB 人材登録数累計 目標：100 人（令和3年度末）、実績：67 人（令和2年度末） ・マッチング件数累計 目標：60 件（令和3年度末）、実績：74 件（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	70,459	58,933
決算額	—	48,717	48,740

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和元年度の当初予算額にはWEBサイト構築費用が計上されている。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	60	職員旅費
一般需用費	450	複写代等
役務費	25	通信費
委託料	45,143	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	18	有料道路使用料等
負担金補助及び交付金	3,044	下記補助金等の概要参照

節	決算額	主な内容
合計	48,740	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	24,331	49.9%
その他	—	—
一般	24,409	50.1%
合計	48,740	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	48,458	45,143
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(地独) 山口県産業技術センター 外 2 件	(地独) 山口県産業技術センター 外 2 件

(6) - 1 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	やまぐち R&D ラボ推進事業 (技術交流プラットフォームの推進)
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	新たな技術、製品、サービスの開発等を行う場として技術交流プラットフォームを段階的に提供し、その活動を支援
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	高度な知識や研究開発に関するノウハウ、調整能力、企業からの高い信用力を有しており、かつ自らが営利を目的とした技術開発等を実施しない者が県産業技術センターの他にないため。
予定価格	15,370,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	12,287,492 円 (税込) 確定額
委託契約の成果物等	・本業務における各フェーズ (技術交流テーマの組成 (フェーズ 1)、テーマに応じた場づくり (フェーズ 2) 及び具体的な研究開

	発支援（フェーズ3）での活動状況をまとめた報告書 ・業務収支状況
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 2

契約名	やまぐち R&D ラボ推進事業（オープンイノベーション推進体制整備）
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	イノベーション推進体制を整備し、企業間連携による研究開発や新事業展開等の促進による県内企業の成長を支援
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（地独）山口県産業技術センター
業者選定理由	高度な知識や研究開発に関するノウハウ、調整能力、企業からの高い信用力を有しており、かつ自らが営利を目的とした技術開発等を実施しない者が県産業技術センターの他にないため。
予定価格	25,044,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	22,744,167円（税込）確定額
委託契約の成果物等	・イノベーション推進体制の整備状況、配置したコーディネーターの活動状況等、本業務の成果に関する報告書 ・業務収支報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 3

契約名	やまぐち高度技術者・研究者OB等人材バンク業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	ポータルサイトを設置し、登録人材による県内企業支援の取組を実施
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（公財）やまぐち産業振興財団
業者選定理由	やまぐち産業振興財団は県内企業の振興を目的に企業支援を行っていることから、県内企業情報に精通するとともに事業実施に必要なノウハウ及び相談支援体制を有しており、他に要件をみたす者がいないため。

予定価格	10,772,089 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	10,110,651 円（税込） 確定額
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績、活動状況等をまとめた報告書 ・ 登録人材・企業等リスト ・ 収支報告書
知財等の取り扱い	該当なし

（7）補助金・負担金・交付金等の過年度推移（3 期間）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	1,141	3,044
補助金等名称	—	令和元年度山口県東部地域 技術交流会負担金	（1）令和 2 年度瀬戸内技術 交流会負担金 （2）山口県オープンラボ利 用促進助成金
交付先名	—	山口県東部地域技術交流会 実行委員会	（1）瀬戸内技術交流会実行 委員会（2,994 千円） （2）A 社（50 千円）

（8）令和 2 年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県オープンラボ利用促進助成金
目的（趣旨）	県内企業が県経済の活性化に資することを目的として、助成金の申請者が申請者以外の民間企業の施設や設置機器等を利用し、その経費を負担した場合の費用の一部に対して助成金を交付することにより、新事業や新製品の開発のほか、企業間のネットワーク形成や連携といったオープンイノベーションを促し、県内産業の振興を図る。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県オープンラボ利用促進助成金交付要綱 ・ 山口県オープンラボ利用促進助成金募集要項
創設年度	令和元年度
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術や新製品の開発のほか、企業間のネットワーク形成を図る事業

事業期間	・施設及び設置機器等の利用期間			
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要			
	区分	補助対象経費概要	補助率（限度額）	
	施設及び設置機器等の利用料	施設及び設置機器等の利用料で以下の経費は含めない 1. 共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費 2. 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費 3. その他、県が適当でないと認めた経費	1 / 2 (50,000 円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先	交付金額		
	A 社	50,000 円		
	合計	50,000 円		
実績報告書	知事が定める期日までに交付申請及び実績報告を行う			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	成果指標の設定はない（実績件数をもって効果と見做す）			
	効果測定の方法（事務手続）			
	同上			
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間） (単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	—	24	10
	実績値	—	—	1
	上表の目標値は助成金予算枠を積算した際の件数を記載した。			
類似する補助金制度	該当なし			

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	【委託契約】	【委託契約】

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否か確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 <p>【助成金・負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県オープンラボ利用促進助成金交付要綱及び募集要項を閲覧した。 ・補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・交付申請書及び実績報告書を閲覧した。 ・瀬戸内技術交流会実行委員会への負担金については支出の根拠となる規約を閲覧した。 ・負担金について、積算の根拠資料を閲覧した（積算項目のうち、委託料については公募型プロポーザル）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・競争入札審査会 ・委託契約書 ・委託業務仕様書 ・再委託について ・業務委託契約情報の公表について ・実績報告書 ・収支精算報告書 ・業務完了報告書 ・検査結果について ・支払請求書 <p>【助成金・負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県オープンラボ利用促進助成金交付要綱 ・同募集要項 ・瀬戸内技術交流会開催運營業務委託公募型プロポーザル応募要領 ・見積書 ・変更見積書
有効性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書、収支精算報告書を閲覧した。 ・業務完了報告書を閲覧した。 <p>【助成金・負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付申請書兼実績報告書を閲覧した。 ・負担金について、「瀬戸内技術交流会開催結 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・収支精算報告書 ・業務完了書 <p>【助成金・負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書兼実績報告書 ・瀬戸内技術交流会

監査要点	実施手続	証憑書類等
	果について」を閲覧した。 ・負担金について事業収支決算書等を閲覧した。	開催結果について ・会計監査報告書
経済性・効率性	【委託契約】 ・委託料積算根拠となる予定価格調書や見積書を閲覧した。 【助成金・負担金】 ・補助対象経費としての妥当性を質問し、実績報告書や経費内容（領収証等の写し）を閲覧した。 ・負担金を財源とする委託契約について、変更契約が締結されており、仕様変更の内容を質問し、変更後見積額について見積書を閲覧した。	【委託契約】 ・予定価格調書 ・見積書 【助成金・負担金】 ・実績報告書 ・領収証写し ・変更契約書 ・見積書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 補助対象経費における入会金の取扱いについて（新規性）

山口県オープンラボ利用促進助成金（以下、「当該助成金」という）について、当該助成金交付要綱第5条第1項で、その対象経費を「施設及び設置機器等の利用料」としており、助成金は当該対象経費に2分の1を乗じて得た額（5万円を上限）としている。また、同条第2項では助成金の対象経費に含めないものを以下のように規定している。

対象経費には、次の経費は含めないものとする。

- 一 共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費
- 二 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
- 三 その他、県が適当でないとした経費

交付要綱を踏まえ、当該助成金の申請者は施設の利用料として、コワーキングスペース利用料を助成金の対象経費として申請している。そして、申請した経費の内訳にはコワーキングスペース利用に際しての初回月極入会金（3,000円）が含まれている。ここで、入会金については、コワーキングスペースを利用するために付随する必要経費とも考えられるが、一方で、上記の対象経費に含めないものとして、「共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費」と明記されており、仮に申請者がテナント等の施設を賃借する場合に礼金を負担したとしても対象経費に含めることはできないこととなる。名目は違うものの、入会金も礼金も返金されることがなく、利用（賃借）に付随して支出を要する点では経済的実態は変わらないと言える（昨今では敷金及び礼金を徴収しない代わりに、入会金や会費という名目で費用が発生する場合がある）。

以上より、助成金交付事務手続きにおいては、可能な限り解釈の余地が排除されて運用さ

れるべきであり、やむを得ず解釈による判断が生じる場合も客観的な検証記録が求められるべきである。なお、当該助成金は令和2年度で終了したとのことであるが、今後の課題として、交付要綱の入念な確認及び、申請時のチェック体制の改善が必要である。

【指摘事項】 補助対象経費における消費税及び地方消費税の取扱いについて（合規性）

上記のとおり、対象経費に含めないものとして「消費税及び地方消費税」（以下、「消費税等」という）が明示されているが、本件申請者からの助成金申請額は消費税等を含む、いわゆる税込金額を基準に2分の1を乗じて（1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て）助成金を算定している（本件では上限の5万円を申請）。そのため、下記のとおり、助成金申請額が過大となっているため、本来受けるべき助成金額との差額 2,000 円は返還を求めるべきである。なお、下記においては消費税等のみの影響額を算出するため、上記【指摘事項】の入会金等は申請額に含めている。

（単位：円）

	消費税等込	消費税等抜	差額
利用額	107,140	97,400	9,740
利用額×1/2 （上限5万円）	50,000	48,700	1,300
申請額	50,000	48,000	2,000

【指摘事項】 助成金交付申請書における対象経費集計期間の記載について（合規性）

本件補助金の交付申請書において、対象経費の集計期間（利用期間）は「2020年6月1日～2020年12月31日（7ヶ月）」と記載されており、申請者から提出された事業実施報告書も2020年12月25日の業務記録が最後となっている。しかしながら、実際に添付されている利用料の請求書及び支出の根拠となる振込票は2021年1月分までとされており、集計金額は8ヶ月である。この点、所管部署に質問したところ、実際には2021年1月まで施設が利用（業務が実施）されていることを申請者に電話確認し、備忘記録を付して8ヶ月分の集計で間違いのないものとして処理したとのことであった。

確かに、事業実施報告書において手書きの備忘記録が残っており、真実性における一定の心証は得られるものの、適正手続きの観点からは、やはり申請者からの2021年1月分の事業実施報告書の提出を求め、文書保管されるべきであった。

【意見】 助成金の利用拡充に向けた施策について（有効性）

当該助成金は令和元年10月1日に制定され、事業化されたものである。そして、助成金の利用実績を見ると、令和元年度は実績0件、令和2年度は上記の通り1件のみである。

結果論とも言えるが、当該助成金は企業間提携等によるオープンイノベーションを促進する趣旨で制定されたものの、上記（8）令和2年度補助金等の概要に示した通り、その適

用場面が想像しづらく、利用の利便性は改善の余地がある。なお、当該助成金は令和2年度をもって制度自体が終了したとのことであり、意見に止めるが、補助金や助成金等は事業者によって活用されなければ予算財源を確保した意義が損なわれるため、今後は、適正手続きを経て、より一層有効に事業者に配分されるような制度設計が望まれる。

6-2. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業 山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
委託料	40,344	35,032
合計	40,344	35,032

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
人件費	22,527	22,293
報償費	2,860	135
旅費	6,380	86
需用費	1,295	588
外注費	5,720	11,880
使用料及び賃借料	1,386	0
役務費	176	50
合計	40,344	35,032

(2) 令和2年度の委託契約の概要

契約名	やまぐち R&D ラボ 課題発掘・課題解決等支援業務
契約期間	令和2年5月29日～令和3年3月12日
業務内容	県内企業の新たな製品・サービス開発等を推進するため、山口県の特徴(地理的特徴、社会的特徴、産業構造等)や世の中の動向、県内企業の特徴を踏まえて、県内企業が取り組むべき課題を発掘し、これらの課題解決に向けたオープンイノベーションによる企業間のネットワーク形成を行いながら、県内企業等の連携グループを組成する。また、企業連携による事業化を目指すプロジェクト事業を支援する(地独)山口県産業技術センターのコーディネーターの

	支援を行う。
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約（会計規則第 27 条第 3 項第 1 号）
委託業者名	（株）日経 BP
業者選定理由	公募型プロポーザル応募要領の参加資格を充足する者
予定価格	12,000,000 円（税込）
入札参加者数	4 者
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	11,880,000 円（税込）確定額
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	委託者に帰属

（3）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・業務委託契約書及び仕様書を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 ・業務委託の検査状況を確認した。 ・委託料の支出について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル応募要領 ・提案書、見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・委託契約書 ・仕様書 ・実績報告書 ・請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 予定価格の積算資料について（経済性・効率性）

やまぐち R&D ラボ課題発掘・課題解決等支援業務（以下、「本件委託業務」という）の予定価格（予算限度額）12,000 千円について、当該価格の積算根拠を確認しようとしたところ、参考見積書として徴取した資料が残されていなかった。本件委託業務は公募型プロポーザルによって契約の相手方を決めることとされており、応募要領において予算限度額12,000 千円が明示されることから、当該金額の設定根拠は重要なものである。

以上より、事後的な確認又は検証可能性の観点からも予算根拠とした資料は適切に管理保存されるべきである。

【指摘事項】 検査調書の作成について（有効性）

本件委託業務では、成果物（実績報告書）を受領し、仕様書に照らして業務内容が適正に履行されているかを確認した結果としての、いわゆる検査調書が作成されていなかった。この点、産業技術センターでは検査調書の作成が明確にルール化されていないとのことであった（ソフトウェア開発業務については仕様確認の可否チェック等、検査調書に準じるものが一部見受けられた）。現状では、実績報告書を手入して、内容を確認していたとしても、外観上は明らかとならず、ともすれば実績報告書を受領後にファイルに編纂しただけとも見られかねない。

以上より、委託業務が受託者により適正に履行されたか否かを事業実施主体である委託者が最終的に判断した証拠（委託料支払条件）としての検査調書を作成する必要がある。

【意見】 委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）

本件委託業務の仕様書において、以下の通り規定されている（仕様書より抜粋）。

4 業務の内容

(5) 実績報告書の作成、提出

委託業務終了後、速やかに、実績報告書を作成して委託者に提出する。

5 委託料の支弁の対象となる経費等

(1) 支弁の対象となる経費

- ① 謝金 講師への謝金等
- ② 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料、手当、社会保険料等
- ③ 消耗品費 各種事務用品、テキスト作成等に係る印刷製本費等
- ④ 旅費交通費 講師及び受託者の従業員の費用弁償旅費
- ⑤ 通信運搬費 広告料等
- ⑥ 賃借料 機材借上料、会場借上料、バス借上料等
- ⑦ 雑費 上記①から⑥に含まれないその他の雑費
- ⑧ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用

- ⑨ 上記①から⑧に係る消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 支弁の対象とならない経費
- ① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ④ 講座受講者に係る経費（交通費、日当等）
- ⑤ 飲食に係る経費
- ⑥ 当該事業との関連性が認められない経費

そして、上記4の規定通りに実績報告書は提出されているが、当該実績報告書の中には支弁の対象となる経費か否かを確認できるような経費科目別の支出実績は含まれていなかった。なお、本件委託業務における受託業者からの請求書の内容は下記(参考)の通りであり、請求書の内容だけでは全て支弁対象経費であることが外観上判明しない。また、見積書と請求書では合計金額は一致しているものの、項目別には数量や単価等の金額が組替えられており、組替内容も明確ではないため、端数を含めて業務管理費（一般管理費）で調整して請求合計金額を見積書に一致させたとも見られかねない。

この点、口頭でのやり取りにより経費の適正性について確認をしたとのことであったが、仕様書に反した場合には一部又は全部の返還を求める条項があることを踏まえると、産業技術センターにおいて、上記仕様書5に規定される科目レベルで支弁対象経費か否かを実績報告書受領時点で確認することが必要であり、その過程が文書として保存されるべきであったと言える。

以上より、実績報告書における支弁対象経費の確認手続きをより一層精緻化することが望まれる。

(参考) やまぐち R&D ラボ課題発掘・課題解決等支援業務の請求書

(単位：円)

No.	項目	数量	税込単価	税込金額
1	取り組むべき課題の発掘業務			
	・業務企画・運営費	20 人日	70,000	1,400,000
	・アンケート調査実施費	1 式	758,403	758,403
	・ヒアリング調査実施費(企業取材の準備・実施・まとめ)	15 人日	70,000	1,050,000
2	県内企業等連携グループ組成業務			
	・業務企画・運営費	10 人日	70,000	700,000
	・ビズラボ業務実施費(事前準備、打ち合わせ等)	20 人日	70,000	1,400,000
	・県外向け広報(雑誌記事掲載費用)	1 式	800,000	800,000

No.	項目	数量	税込単価	税込金額
	・ 県外向け広報（メール配信費用）	1 式	300,000	300,000
	・ 記事およびメール原稿制作費	1 式	100,000	100,000
3	伴走型支援業務			
	・ 業務企画・運営費	15 人日	70,000	1,050,000
	・ 外部ファシリテーター・コンサルティング費	4 名	440,000	1,760,000
	・ ビズラボ運営費（第1回）会場費（山口グランドホテル）	1 回	355,331	355,331
	・ ビズラボ運営費（第2回～4回）オンライン運営費	1 式	1,118,517	1,118,517
	・ ビズラボ運営費（第1回～4回）受付管理等	1 式	143,880	143,880
4	業務管理費	1 式	—	943,869
			合計	11,880,000

6-3. やまぐち R&D ラボ等構築推進事業 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
受託収入	10,773	10,111
合計	10,773	10,111

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
人件費	6,772	7,052
謝金	98	0
旅費	987	423
需用費	290	501
役務費	368	364
委託料	360	174
賃借料	634	410

科目 (節)	予算額	決算額
一般管理費	285	268
消費税	979	919
合計	10,773	10,111

(2) - 1 令和2年度の委託契約の概要

契約名	ポータルサイトの修正
契約期間	令和2年4月14日～令和2年4月30日
業務内容	OB等人材バンクポータルサイトの部分修正業務
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第7号）
委託業者名	(株) コア
業者選定理由	令和元年度に当該ポータルサイトの作成を受託した業者であり、作成構築業者以外の業者に委託した場合、費用面で割高になることから経済性の観点から(株) コアと随意契約とした。
予定価格	24,200円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	24,200円（税込）
委託契約の成果物等	ポータルサイトの修正（電話番号等の追加）
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 2

契約名	ポータルサイト委託業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	OB等人材バンクポータルサイトの運用保守
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第1号（6））
委託業者名	(株) コア
業者選定理由	上記（2）- 1 参照 なお、委託金額（契約価額）も100万円以内であり、財務規程第29条第2項第1号（6）を満たす。
予定価格	136,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	135,036円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書

知財等の取り扱い	該当なし
----------	------

(2) - 3

契約名	ポータルサイトのページ追加
契約期間	令和3年1月13日～令和3年3月31日
業務内容	OB等人材バンクポータルサイトへのページ追加
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第7号）
委託業者名	(株) コア
業者選定理由	上記(2) - 1 参照
予定価格	32,670円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	32,670円（税込）
委託契約の成果物等	ポータルサイトへの活用事例ページ追加
知財等の取り扱い	該当なし

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 業務委託契約書及び仕様書を入手した。 仕様書を閲覧し、履行状況を確認した。 業務委託の検査状況を確認した。 委託料の支出について確認した。 人件費について、計算根拠を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書 委託契約書 仕様書 実績報告書 請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託検査調書を閲覧した。 仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託検査調書 仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書 仕様書

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 検査調書の作成漏れについて（合規性）

（公財）やまぐち産業振興財団（以下、「産業振興財団」という）の内規である、「契約に

おける随意契約の取扱いについて」第 11 条（一部を抜粋）によると、以下のように規定されている。

- 11 検査後の処理は、次によるものとする。
- (1) 検査職員は、物品購入等の契約についての給付の完了を確認したときは、直ちに検査調書（別記様式 2 又は 3）を作成すること。
- なお、この場合において、契約金額が 150 万円を超えないものであるときは、検査職員が当該契約にかかる納品書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印して検査調書に代えることができる。

ここで、上記（2）－3に示した委託契約（ポータルサイトのページ追加）について、検査調書が残されていなかった。ポータルサイトのページ追加であるため、目視により内容を確認したとのことであるが、その確認の事実は客観化されるべきである。

以上より、当該委託業務の金額（32,670 円）から、検査調書の作成は不要であるが、内規に則り、納品書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印等を残すべきである。

【意見】OB 人材出身企業の機密情報流出対策について（有効性）

「やまぐち高度技術者・研究者 OB 等人材バンク事業」（以下、「OB 人材バンク」という）では、県内大手企業等で専門知識や技術などを有する OB 人材を WEB サイト「OB 人材バンク」を通じて県内企業に紹介することで、特に、県内中小企業者等の研究開発力・技術力の強化等を促進することとしている。中小企業者にとっては、専門人材からの助言や指導を受けられることから、活用機会の裾野は広いものと期待され、いかに多様な OB 人材が OB 人材バンクに登録されるか否かが重要となる。

一方で、OB 人材バンクに登録する OB は、主に大手企業等の出身者で構成されており、大手企業独自のノウハウや知的財産権といった機密情報の流出を危惧して、OB の紹介等に不安を感じる大手企業も存在すると思われる。また、意図せずに助言指導等の過程で当該機密情報に抵触する可能性もゼロではない。

したがって、OB 人材のみならず、OB 人材を輩出する大手企業や、助言指導等を希望する中小企業者等の三者を保護する観点からも、機密情報流出に対する守秘義務の徹底や、守秘義務が解除される合意の在り方等について対策を講じ、配慮することが望ましい。

【意見】OB 人材バンクの制度周知について（有効性、経済性・効率性）

OB 人材バンクは令和元年度に創設されており、OB 人材の登録者数は令和 2 年度末時点で累計 67 人、OB 人材の活用を検討する登録企業数は同時点で 39 社である。中小企業者にとって研究開発力・技術力の強化を図るべく、OB 人材が活用されるためには、OB 人材の登録者数や登録企業数の拡充が必要である。そして、そのためには、まずは制度の周知徹底を図ることが必要となる。この点、OB 人材バンクのリーフレット（23,000 部）を作成し、県内各商工会議所の実施する会員向けチラシ同封サービスを利用し、普及を図っている。また、

令和3年度には普及促進のためのイベントも企画しているとのことであった。

制度を浸透させるうえでは、広告やイベントは有効な手段ではあるが、費用対効果の検証も継続的に行い、より一層の制度周知が期待される。なお、商工会議所へのリーフレット配布を計画する際に、大手企業数の少なから山陰エリアを対象外と判断した中で、山陽エリア、かつ、大手企業も存在する光商工会議所が配布対象から漏れていたことは、県域への制度周知の点で十分性を欠くため、情報提供先の網羅性確保にも留意が必要である。

7. 高度産業人材確保事業

(1) 事業の概要

事業名	高度産業人材確保事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 総務調整班
事業実施の背景（必要性）及び目的	県内製造業及び情報サービス業（令和3年度募集から追加）の持続的発展に必要な高度な専門知識を有する産業人材を確保するため、奨学金返還への補助を行うことで、学生の県内就職へのインセンティブを高め、高度産業人材の確保を推進
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構等の奨学金を受給している県内外の理系大学院生や薬学部生を対象に、卒業後、県内製造業（令和3年度より情報サービス業も追加）に一定期間従事した場合に、奨学金の全部又は一部を補助 ・理系大学院1年生又は薬学部5年生を対象とし、県内就職に向けて、地元産業界の協力を得ながら、企業情報の提供などの就職サポートを実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	本事業を契機に高度産業人材の県内就業が増加することによる、県内企業等の活性化

令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還補助制度対象者の新規募集（定員 25 名） ・リモートによる企業説明会の実施（2月に4日間）
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還補助制度の新規対象者として 11 名を決定 ・県内企業 7 社の協力を得て、リモート形式による企業説明、社員との交流会を実施し、対象者延べ 35 人が参加 ・令和元年度に県内就業実績を有する対象者 17 名に対し 3,462 千円の奨学金返還補助金を交付
事業の成果指標等	奨学金返還補助制度を活用した県内就業者数（累計） 目標：20 人（令和2年度末） 実績：26 人（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成 27 年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	2,472	3,712	5,645
決算額	1,755	2,151	3,612

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	31	職員旅費
一般需用費	118	複写代等
使用料及び賃借料	1	プリンタ賃借料
負担金補助及び交付金	3,462	下記補助金等の概要参照
合計	3,612	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	3,462	95.8%
一般	150	4.1%
合計	3,612	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、基金繰入金（山口県高業人材確保基金）によるものである。

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	791	1,884	3,462
補助金等名称	山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金	山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金	山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金
交付先名	個人4件	個人8件	個人17件

(6) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金
目的（趣旨）	この補助金は、理系大学院又は薬学部で高度な知識を習得する者であって、奨学金（経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。）の貸与を受ける学生のうち県内の製造業で就業することを希望するものが一定の条件を満たした場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の全部又は一部を補助することによって、本県産業の振興に必要な高度な専門知識を有する産業人材の確保を図ることを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則
創設年度	平成27年度
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 高度産業人材確保事業

事業期間	・最大6年		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）
	奨学金（修士課程を修了した者）	当該対象者が対象者として決定された年の4月から2年間に貸与を受けた奨学金	10/10 (2,112,000円)
奨学金（薬学部を卒業した者）	当該対象者が対象者として決定された年の4月から2年間に貸与を受けた奨学金	10/10 (1,536,000円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	個人17名	3,462,000円	
	合計	3,462,000円	
実績報告書	奨学金返還補助金の交付決定を受けた対象者は、山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金実績報告書（様式7号）を、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に提出しなければならない。		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	奨学金返還補助制度を活用した県内就業者数（累計）		
	効果測定の方法（事務手続）		
	対象者からの就業報告書又は奨学金返還補助金交付申請書にて毎年状況を確認している。		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間） (単位：人)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	15	20	25
実績値	10	20	26
	※県内就業者数累計（補助金交付は次年度）		
類似する補助金制度	該当なし		

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付要綱を閲覧した。 ・補助金の対象者申込書及び対象者決定通知書を閲覧した。 ・支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助制度対象者の取り消しについて、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金交付要綱 ・奨学金返還補助制度対象者申込書 ・奨学金返還補助制度対象者決定通知書 ・就業報告書 ・奨学金返還補助金交付申請書 ・奨学金返還補助金交付決定書 ・山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金実績報告書 ・山口県奨学金返還補助制度対象者の取消しについて
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金交付の公平性について、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。また公募の場合は、補助事業が広く周知され申請者が相当数存在しているか否か質問及び関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金交付要綱 ・奨学金返還補助制度対象者申込書 ・奨学金返還補助制度対象者決定通知書 ・就業報告書 ・奨学金返還補助金交付申請書 ・奨学金返還補助金交付決定書 ・山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金実績報告書 ・山口県奨学金返還

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・補助事業に関する収支報告書を閲覧した（収支額が一致する場合の妥当性）。	補助制度対象者の取消しについて
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還補助制度対象者申込書 ・奨学金返還補助制度対象者決定通知書 ・就業報告書 ・奨学金返還補助金交付申請書 ・奨学金返還補助金交付決定書 ・山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金実績報告書 ・山口県奨学金返還補助制度対象者の取消しについて

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 補助制度への申込者数について（有効性）

山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金制度（以下、「本制度」という）の申込者数は以下のとおりであり、ここ数年 20 人前後で推移している。なお、実際の補助金交付は申込（採用）の 2 年後であり、令和 2 年度では平成 29 年度申込者までが補助金交付実績として計上される。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申込者数	22	17	20	16	6	11

また、本制度の対象者要件の要約は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 理系大学院又は薬学部で高度な知識を習得する者 ② 奨学金の貸与を受ける学生 ③ 県内の製造業で就業することを希望するものが一定の条件を満たした場合 |
|---|

上記のように、求めているのは高度産業人材であるため、補助金の対象として相当程度厳格な要件が規定されている。そのため、要件①のように現状の対象範囲は限定的であり、申

請段階でその数は相当程度絞られると予測される。一方で、対象となる大学等は県内に限らず全国が対象であり、募集対象としている大学等の数は210校に及ぶことを考えると、潜在的には対象者が広く存在していることは十分に考えられ、本制度の周知が進めばより申込者数は増加する可能性は高いと言える（出身地が山口県である等の制限はない）。

現状、県としては対象210校に資料を送付するとともに、東京、名古屋、京都、神戸、岡山、広島、福岡に年1回の学校訪問を予定している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学校訪問は中止した）。また、一部の大学等では学校の窓口を通して、資料の配布や学生へ本制度の周知を依頼するなどの募集活動は行ってはいるものの、学校内での説明は各大学等に任せている状況であり、どの程度学生に周知されているかは不明な部分が多い。さらに、県外の大学等の大部分は資料を送付するのみという状況である。

本制度の目的に鑑みると、確実な比例関係にはならないが、申込者数が多いほど、より優秀な人材を確保できる可能性は高まるはずである。そのため、今後は大学等及び学生への積極的な募集活動により潜在的な対象者を発掘し、まずは本制度の申込者数を増加させる施策を検討すべきと考えられる（新型コロナウイルス感染症の影響があるとしても、昨今では主流となりつつあるオンラインでの説明会を学校側協力の下で開催する等）。

また、例えば、理系大学院の要件を一部専門的な学部にまで緩和することや、県内の製造業のみならず、他の業種に広げる（令和3年度には情報サービス業が追加されている）など、高度産業人材の枠組み（対象者の範囲）を拡大することにより、申込者を増加させることも検討の余地はあると言える。

なお、参考までに近隣の大学院生の在籍総数（各大学等ホームページより抜粋）を記載すると以下の通りである。（当該補助金の対象となる大学院生の数ではない）。

- | |
|-----------------------------|
| ① 山口大学 1,419人（令和3年5月1日現在） |
| ② 広島大学 4,435人（令和3年5月1日現在） |
| ③ 九州大学 6,886人（令和3年5月1日現在） |
| ④ 九州工業大学 1,566人（令和3年5月1日現在） |

【意見】 補助制度の対象者数に係る調査について（有効性、経済性・効率性）

上記のように本制度の対象者は相当程度厳格な要件が規定されており、誰でも申込できるものではない。対象範囲が限定的な中で、成果指標の目標値を正確に定めるためには、潜在的に対象者がどの程度存在するかを把握する必要があると考えられる。

この点、現状、県としては、全国に潜在すると思われる対象者の人数等の調査は行っていないとのことである。確かに、奨学金制度の利用状況は個人情報も含まれるため、情報収集は容易ではない。また、県内の製造業に就業希望か否か等は本人の内面的なものであり、その確度も様々である。しかしながら、理系大学院又は薬学部の補助対象の俎上に載る学生数については調査可能と考えられる。対象大学等は全国に210校あり、全ての大学等で調査可能であるかは不明であるが、少なくとも潜在的な対象者が多いと推定される山口県及び近

隣大学等について、補助対象となり得る母集団を把握し、効果的かつ効率的なアプローチ施策による本制度の申込者数増加（ひいては、高度産業人材の確保）が期待される。

【意見】 補助制度の最終県内配属者数について（有効性）

本制度における、採用対象者数及び最終県内配属者数は以下のとおりである。最終県内配属者数は申込年度の2年後の人数である。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申込者数	22	17	20	16
制度採用対象者数	22	17	20	16
最終県内配属者数	4	6	10	6

上記のように本制度対象者として採用されたとしても、本補助金交付要綱第 11 条に規定されているように、大学院修了等の後、翌年 4 月末日までに対象企業で就業しなかった等の要因により対象者の決定の取り消しとなる可能性があるため、制度採用対象者数と最終県内配属者数は一致しない。

具体的には、例えば、採用対象者が県内の製造業等の対象企業への就職を希望したとしても就職活動等の過程で必ずしも就職が確約される状況にないこと、大学院等での修学過程において志望が変わることで本制度の対象企業に就職しない選択をする等が挙げられ、上表のように最終県内配属者数が採用対象者数から一定数減少することは想定できる。つまり、本制度が活用され、高度産業人材を確保するという目的達成のためには最終県内配属者数をいかに増加させるかが重要となる（なお、先述の 1 つ目の【意見】は第一段階として、潜在的な申込者数をいかに拾い上げるかという視点である）。

この点、現状では平成 27 年度から平成 30 年度までの制度採用対象者数累計 75 名のうち最終県内配属者数累計 26 名の割合は約 35%であり、事業目的達成度合いの観点では必ずしも十分とは言えない。

令和 2 年度において、県は制度採用者を対象として、県内企業 7 社の協力を得て、リモート形式による企業説明や社員との交流会を実施する等の取り組みを進めているが、最終県内配属者数をより一層増加させるために、制度採用対象者と県内対象企業とのマッチングの機会の創出・拡充（県内での就職活動の支援強化）や、採用する企業側（特に県外に本支店や営業所、工場等がある企業）にも本制度の対象者であることを理解してもらいつつ、企業側の人事を妨げないように最終県内配属者数を増加させる仕組みを構築する等、高度産業人材の増加に繋げていくべきであると考えられる。また、今後の課題として、申請者本人が県内配属を希望したものの、企業側の人事裁量により初年度から県外配属が続いた場合に、結果的に補助が受けられなくなる可能性がある点については、公平性に配慮しながら制度を補完する救済措置の検討が望まれる（現状の制度下では、県内対象企業に就業後 12 年間のうち、県内就業期間（最大 6 年間）が補助対象期間とされており、当初就業後 12 年間

以上が県外配属になると結果的に補助は全く受けられず、補助対象期間の6年間の県内配属を満たさなければ補助金の一部交付を受けられない。

8. 自動車新時代イノベーション創出支援事業

(1) 事業の概要

事業名	自動車新時代イノベーション創出支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 産業イノベーション推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	CASE と呼ばれる技術革新の進展による自動車産業の構造変化に対応するため、産学公金連携組織「山口県自動車産業イノベーション推進会議」を中心に、企業が取り組む研究開発・事業化への支援等を実施
事業の概要（内容）	ニーズ発信会や展示商談会の開催、自動車専門コーディネータによるマッチング等の支援、やまぐち産業イノベーション促進補助金による研究開発・事業化支援
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	県内企業の自動車産業への新規参入や新技術・新製品の創出、事業拡大
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち産業イノベーション促進補助金による、研究開発等の支援（令和2年7月～） ・自動車専門コーディネータによるマッチング等支援（令和2年9月～） ・やまぐち自動車産業オンラインセミナー2020 の開催（令和2年10月） ・やまぐち新技術・新工法オンライン展示会 in TOYOTA の開催（令和3年2月～3月）等
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付や自動車専門コーディネータの支援等により、企業の研究開発プロジェクトを促進：コーディネータによる企業訪問13社、技術提案2件（令和2年度 山口県自動車産業イノベー

	ション推進会議 事業報告 より) ・セミナーの開催により、企業の人材育成を促進：29社・団体、53名参加（山口県HPより） ・展示会の開催により、新技術や新製品を自動車メーカー等にPRし、企業の販路拡大を促進：16企業・団体が出展（山口県HPより）
事業の成果指標等	山口県自動車産業イノベーション推進会議への参画企業数 目標：100社（令和2年度末） 実績：90社（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	20,000	23,750
決算額	—	4,165	14,816

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和元年度の当初予算額に比べて決算額が少額である。これは、やまぐち産業イノベーション促進補助金の申請が1件あったものの、審査の結果、点数不足にて採択されなかったためである。

令和2年度の当初予算額に比べて決算額が少額である。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、山口県自動車産業イノベーション推進会議のセミナーを中止したことや、ニーズ発信会等をオンラインで開催したこと等により当初想定していたよりも事業費が減少したためである。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	37	審査会委員謝金
旅費	39	委員及び職員旅費
一般需用費	1	複写代等
役務費	1	通信費
使用料及び賃借料	5	有料道路使用料等
負担金補助及び交付金	14,733	下記補助金等の概要参照

節	決算額	主な内容
合計	14,816	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	6,785	45.7%
その他	6,868	46.3%
一般	1,163	7.8%
合計	14,816	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、基金繰入金（やまぐち産業イノベーション基金）によるものである。

(5) 委託料の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	2,029	—
契約方法	—	随意契約	—
委託業者名	—	(株)オオバクリエイティブ	—

(6) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	14,733
補助金等名称	—	—	(1) 山口県自動車産業イノベーション推進会議負担金 (1,163千円) (2) やまぐち産業イノベーション促進補助金（自動車関連分野）(13,570千円)
交付先名	—	—	(1) 山口県自動車産業イノベーション推進会議 (2) (株)Y00DS

(7) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金（自動車関連分野）							
目的（趣旨）	補助金は、やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、急速な構造変化等に直面する自動車関連分野において、補助金の交付の対象となる者が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業に係る経費の一部を補助することにより、県内企業等による自動車産業への新規参入及び事業拡大等を促進し、もって県内の産業の育成及び集積を図ることを目的とする。							
公募・非公募	公募							
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱〔自動車関連分野〕 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領〔自動車関連分野〕 							
創設年度	令和元年度							
交付対象事業	自動車関連分野における新技術・製品等の研究開発等を行う「自動車関連分野イノベーション創出支援事業」							
事業期間	3年間（補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間、知事に事業化活動報告書を提出）							
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車関連分野イノベーション支援事業</td> <td>人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費、その他</td> <td>2/3以内 (15,000千円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	自動車関連分野イノベーション支援事業	人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費、その他	2/3以内 (15,000千円)
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)						
自動車関連分野イノベーション支援事業	人件費、補助人件費（賃金）、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、研修費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費、その他	2/3以内 (15,000千円)						
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)YOODS</td> <td>13,570,413円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,570,413円</td> </tr> </tbody> </table>		交付先	交付金額	(株)YOODS	13,570,413円	合計	13,570,413円
交付先	交付金額							
(株)YOODS	13,570,413円							
合計	13,570,413円							
実績報告書	補助事業の完了の日又は山口県補助金交付規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない							

補助金等の効果測定	<p>設定した効果測定の成果指標等</p> <p>売上高、設備投資額、雇用人数を効果指標に設定している。</p>															
	<p>効果測定の方法（事務手続）</p> <p>実績報告書及び事業化活動状況報告書により上記指標の実績を確認している。</p> <p>県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間） （単位：千円、人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（売上高）</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>目標値（設備投資）</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>目標値（雇用人数）</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）実際には目標値の設定があるが、外部公表していないため記載を省略した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記指標は令和3年度以降3期間分であり、実績値はない。 ・採択年度（令和2年度）は研究開発初年度につき、目標値の設定は困難のため該当なし。 		令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値（売上高）	※	※	※	目標値（設備投資）	※	※	※	目標値（雇用人数）	※	※
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
目標値（売上高）	※	※	※													
目標値（設備投資）	※	※	※													
目標値（雇用人数）	※	※	※													
類似する補助金制度	特になし															

（8）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<p>・担当者に合規性に関する質問をするとともに、右に列挙した資料を閲覧した。</p>	<p>・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱〔自動車関連分野〕</p> <p>・やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領〔自動車関連分野〕</p> <p>・補助金等の交付事務にかかるチェックシート</p> <p>・検査調書</p>
<p>有効性</p>	<p>・担当者に有効性に関する質問をするとともに、右に列挙した資料を閲覧した。</p>	<p>・令和2年度 山口県自動車産業イノベーション推進会議事業報告</p>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・実績報告書
経済性・効率性	・担当者に経済性・効率性に関する質問をする とともに、右に列挙した資料を閲覧した。	・令和2年度 山口 県自動車産業イノベ ーション推進会議 収支決算

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業化の実現可能性の分析について（有効性、経済性・効率性）

本件、やまぐち産業イノベーション促進補助金（自動車関連分野）の交付要綱第13条では、補助事業の事業化について、「補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。」と規定している。そして上記（7）令和2年度補助金等の概要に示した通り、事業化の結果から生じる成果指標を掲げて補助金交付の効果を測定することとしている。

本件では、令和3年度～令和5年度までの3期間を事業化計画期間として申請者により工程表が作成されており、審査委員会においても成果指標に関する疑義は出ていない。

しかしながら、令和3年度の売上高計画値に対して、その僅か2年後には約26倍の売上高を達成することとしている（上記（7）補助金の効果測定で示した通り、数値を公表していないため詳細な目標値の記載は省略する）が、その具体的な根拠（積み上げ）資料は残っていない。この点、確かに、裾野が広い自動車産業分野で事業化できれば達成可能とする判断も理解できるが、あくまでも「事業化できれば」という定性的な情報による仮定や蓋然性が前提での判断に過ぎず、その仮定を裏付けるための、より具体性のある定量的な検証過程が見られない。特に、上記の通り、補助金交付期間を経過した後も補助事業の事業化に努めるべきとしていることから、事業者が補助金交付のない状況に置かれることとなった場合に、それでも事業化の達成は必須事項と事業者自身が判断するかについては不明である。

したがって、一般財源（公費）の投下もなされる以上、県としては、事業期間内における、毎事業年度の計画の実現可能性及び、補助金交付の妥当性をより詳細に補足することが望まれる。

9. 地域中堅・中核企業支援事業

(1) 事業の概要

事業名	地域中堅・中核企業支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 地域産業高度化推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	地域中核企業の創出・成長を支援するため、県、地域金融機関、産業支援機関、大学の連携による支援体制である「地域中核企業創

	出・支援カンファレンスチーム」による総合サポートを実施
事業の概要（内容）	カンファレンスチームによる企業の課題・ニーズヒアリング、支援情報提供
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	県内中小企業者の地域中核企業に向けた成長促進
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による状況・ニーズ把握、支援メニュー紹介等 ・カンファレンスチーム連絡会議の開催による情報共有や活動方針検討
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の強みを活かした人材確保支援、研究開発支援、販路開拓支援、事業計画策定支援、施設整備支援等の実施 ・各種情報提供の実施
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画承認件数（累計） 目標：45件（令和2年度末） 実績：66件（令和2年度末） ・地域経済牽引事業による付加価値増加額（年度） 目標：115億円（令和2年度末） 実績：164億8千万円（令和2年度末）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法） ・山口県資金積立基金条例
事業区分	継続事業（平成30年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	5,000	5,000	5,000
決算額	2,339	4,322	294

(予算額及び決算額の著増減事項)

調査研究業務委託の中止(主に、新型コロナウイルス感染症の影響及び他のやまぐちR&Dラボ等構築推進事業における調査で一部代替)のため、当初予算に対して決算額が減少した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	149	職員旅費
一般需要費	97	複写代等
役務費	10	通信費
使用料及び賃借料	38	有料道路使用料等
合計	294	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	294	100.0%
一般	—	—
合計	294	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、基金繰入金(やまぐち産業イノベーション基金)によるものである。

(5) 委託料の過年度推移(3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	49	3,000	—
契約方法	随意契約	随意契約	—
委託業者名	(株) 大一写真工業	(株) YMFG ZONE プラニング	—

(6) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,000	—	—
補助金等名称	経営者意識啓発セミナー実行委員会負担金	—	—
交付先名	経営者意識啓発セミナー実行委員会	—	—

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度決算額の主な内訳に示した旅費等が正確に支出されているか否か、関連書類を閲覧した。 やまぐち産業イノベーション基金の運用管理規程を閲覧し、規定通りの管理となっているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為 旅費請求集合表 山口県資金積立基金条例
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 地域中堅・中核企業の定義や認定方法、更新状況について質問した。 カンファレンスチームの構成者について一覧及び委嘱状様式を確認した。 カンファレンスチームによる会議 (WEB) の要旨を確認した。 職員による企業訪問記録を確認した。 成果指標について、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数及び付加価値額の状況について質問した。 令和 2 年度の支援状況について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域中核企業創出支援カンファレンスチーム外部機関一覧 やまぐち地域中核企業サポーター委嘱状 (ひな型) 地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議の開催について 企業訪問記録
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 地域中堅・中核企業の中から令和 2 年度に選定した訪問先企業の選定基準等を質問した。 やまぐち産業イノベーション基金について、管理 (運用) 状況を質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県資金積立基金条例

(8) 監査の結果 (指摘事項) または意見

【意見】 地域中堅・中核企業の定義及び支援先選定基準について (有効性、経済性・効率性)

本事業では地域中堅・中核企業の支援が掲げられているが、地域中堅・中核企業は県の用語であり、具体的に何を指すのかについて明示されていない。公金支出の正当性を図る観点からは、どういう企業者が事業の対象者に該当するかを示し、現在は該当しない企業者であっても目標とすることで中堅・中核企業の裾野が広がりを見せ、ひいては地域経済への更なる波及効果を得ることが望まれる。また、本事業において、地域中核企業創出・支援カンファレンスチームが、限られたリソースで効率的に活動するため、各年度で特に支援強化に取り組む中堅・中小企業を一定の基準により選定するが、当該選定基準に該当しない選定企業についてはその理由を明確にすべきであり、効果的・効率的な支援施策の在り方に改善の余地がある。さらに、商工労働部（主に中小企業者等への施策を展開）等との部署を超えた情報連携を深め、今後も継続的に新たな中堅・中核企業が創出されることが望まれる。

【意見】 カンファレンスチーム構成員の守秘義務について（有効性）

地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム（外部機関）は、民間金融機関及び大学法人並びに県の財政援助団体等で構成されている。また、金融機関の中でも特定の個人を対象に、やまぐち地域中核サポーターとしての任を委嘱している。そして、当該カンファレンスチームは中堅・中核企業における企業情報を収集する立場にあり、機密事項に触れるケースも想定される。

この点、金融機関として情報管理や秘密保持等への意識は高いものと推察されるが、取り扱う情報の性質上、万全を期すためにも守秘義務の徹底を文書で示し、受嘱に際してはカンファレンスチームで知り得た情報は第三者への漏洩のみならず、自己の業務に利用しないことも含め、誓約書を入手する等の管理が望まれる。

【意見】 カンファレンスチーム連絡会議の欠席について（有効性）

令和2年度（令和3年3月22日）に開催された地域中核企業創出・支援カンファレンスチーム連絡会議の要旨について業務報告を確認したところ、出席者一覧の中で欠席者が複数名確認された。

当該会議はWEB会議であり集合開催よりも移動の負担が少ないこと、様々な視点で多様な意見を集約することがより事業の有効性を高めることになり得ること等を踏まえると、カンファレンスチームの就任を承諾した者が可能な限り揃うように（急遽欠席となることもあるが）、事前の日程調整等を十分に行い出席の調整を図るべきである。そして、やむを得ない場合は、代理出席の依頼により各機関から出席者を確保出来る体制が望ましい（特に個人で就任を承諾した地域中核サポーターではない場合は、代理出席でも弊害は少ないと想定される）。

【意見】 事業の成果指標について（有効性）

事業の成果指標として、地域経済牽引事業計画の承認数及び地域経済牽引事業による付

加価値増加額が設定されている。ここで、当該計画は、地域未来投資促進法により国（経済産業省）が主導する基本方針に基づいて、各都道府県等が基本計画を作成し、当該基本計画に基づき事業者が作成するものである（都道府県知事が承認）。そして、当該計画は、中小企業者等のみならず、いわゆる大企業も作成しており、本県においても成果指標として掲げた数値（上記の事業の成果指標等参照）は中小企業者等と大企業を併せたものとなっている。

地域経済への波及効果の点では、大企業を含む全体で測定されること自体は理解出来るが、当該事業（地域中堅・中核企業支援）の成果としては、大企業の影響を排除した数値指標を参考値としてでも使用する意義はあると考える（例えば令和2年度では付加価値増加額が目標値を表面的に上回っているものの、内容別では、一部の大企業が牽引した結果であり、中小企業者等は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が前年度を下回り、付加価値額の算定上は減少傾向であったとのことである）。

10. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業

(1) 事業の概要

事業名	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	産業戦略部 産業イノベーション推進室
事業実施の背景（必要性）及び目的	漁獲、加工など一連の水産関連企業の立地がある本県の強みを活かし、県内企業による、ベトナム国キエンザン省に対する漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムのパッケージでの輸出に向けた取組を支援
事業の概要（内容）	水産インフラ輸出構想の具現化を図るため、県内企業のベトナム国キエンザン省での事業展開を図る取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国等の支援メニューの活用への支援 ・ 現地における事業展開に向けた支援
事業の概要図等	
中小企業者等の振興	鮮度管理システムの輸出による関連企業の業績拡大

への効果（寄与）	
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・水産インフラ輸出構想研究会の開催 ・JICA事業（平成31年1月採択）の実施に向けた関係機関等との調整（キエンザン省関係者との定期的なオンライン会議他） ・県内企業とベトナム企業とのオンラインマッチング会の開催 ・次期JICA事業応募に向けた関係機関等との調整 ・キエンザン省関係者を対象としたオンライン研修
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA事業（平成31年1月採択）について、実施に必要なベトナム側手続が完了 ・オンラインマッチング会で、日本側5社延べ16件の面談を実施し、うち15件で商談継続中 ・オンライン研修により、水産インフラの導入に関するキエンザン省政府関係者の理解を促進
事業の成果指標等	<p>JICAなど国等の支援メニューを活用した事業件数（累計） （本事業に対する国等の採択件数）</p> <p>目標：5件（令和2年度末） 実績：4件（令和2年度末）</p>
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成30年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	9,000	8,276	12,618
決算額	8,826	7,514	12,032

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
旅費	17	職員旅費
役務費	15	通信費

節	決算額	主な内容
委託料	12,000	下記委託契約の概要参照
合計	12,032	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	6,000	49.8%
その他	—	—
一般	6,032	50.1%
合計	12,032	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	8,000	7,000	12,000
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)YMFZ ZONE プラニング	(株)YMFZ ZONE プラニング	(株)YMFZ ZONE プラニング

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	水産インフラ輸出構想展開支援事業
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	構想参画企業のベトナム国キエンザン省での事業展開を図る取組を支援
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(株) YMFZ ZONE プラニング
業者選定理由	<p>本事業は、ベトナム国への事業展開に向けた働きかけ、企業間の連携調整、国支援メニュー活用等に必須である相手国側の受入調整及び関係者の招聘業務など、構想を具現化するために様々な調整等を要するものであることから、受託者は、水産インフラ輸出構想に精通している必要がある。</p> <p>受託者は、構想のもととなった「魚の維新プロジェクト」策定にも参画しており、契約の履行に必要なノウハウ及び支援を総合的、包括的に提供できる唯一の法人であることから、本業務を効率的、効果的に実施できるのは受託者以外にないため。</p>

予定価格	12,000,000 円 (税込)
委託契約金額	12,000,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容報告 ・ 令和 2 年度末における水産インフラ輸出構想研究会構成企業の進捗状況 ・ 水産インフラ輸出構想研究会の議事録 ・ キエンザン省とのオンライン会議の議事録 ・ オンライン研修の概要 ・ オンラインマッチング会の概要 ・ 企業との協議の概要
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・ 長期契約 (複数年契約) においては、県の規則等に準拠したものとなっているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・ 契約保証金の受入状況 (免除の有無) について契約書を確認した。 ・ 再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・ 上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・ 委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・ 契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 ・ 契約情報の公表が県 WEB サイト上で適切に行われているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約事務取扱要領 ・ 執行伺 ・ 見積業者の選定 ・ 競争入札審査会資料 ・ 業者選定伺 ・ 見積書 ・ 契約書 ・ 検査調書 ・ 県 WEB サイト

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・当初予算額と決算額の比較分析を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 ・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格積算書 ・変更契約に係る設計書、見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】仕様書への準拠性について（合规性、有効性）

「水産インフラ輸出構想展開支援事業」について、下記の仕様書に基づく、業務が履行されていない。本委託業務は、上記（6）で記載した通り、水産インフラ輸出構想の具現化を図るため、構想に参画する企業がベトナム国キエンザン省での事業展開を図る取組を支援することを目的としている。

仕様書（3委託業務内容）によれば、以下のように規定されている。

<p>(6) 現地での事業展開等に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地企業とのマッチング会の開催（準備行為を含む。） ・「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の実証成果説明会の開催（準備行為を含む。） ・マッチング会及び実証成果説明会開催に向けた現地企業やニーズ等に関する情報収集及び参加者の募集
--

そして、新型コロナウイルス感染症の影響や独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業の遅れにより、現地でのマッチング会は、WEB 上でのマッチング会に変更され、実証成果説明会は令和 2 年度内では開催されず、延期となった。当該状況にも関わらず、それらに伴う委託業務仕様書の変更や変更契約はなされずに、当初の委託業務仕様書のままで検査結果は合格とされていた。この点、所管部署としては、委託契約第 24 条に基づき、令和 2 年 10 月 28 日に県庁において受託者（株）YMFG ZONE プランニング）と今後の事業の進め方等に關する協議を行った上での対応であった。

しかしながら、業務委託の検査は、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき厳正に行うことが求められており、下記で示した委託料の検証状況も踏まえ、やはり妥当性を欠くことは否めず、令和 2 年度中に判明した事実在即して、本来は予定価格の見直しをはじめ、仕様書内容を改訂し、変更契約を行うべきであった。

【指摘事項】 委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）

上記委託業務について、見積額と実績額は下表（参考）の通りである。これによれば、第一に、人件費（人件費比例となる販売管理費を含む）が大幅に増額となっている。当該増額の内容は、受託者（株）YMFG ZONE プランニング）からの実績報告書に付属する活動報告を見る限り事実であるが、一方で、なぜそこまで増額が必要となったのかに係る客観的な記録が残されておらず、当初の見積書の精度に疑念が残ると見られかねない。次に、当初現地で開催予定のマッチング会や延期となった実証成果説明会の費用について、見積額として外国旅費（500 千円）、その他海外経費（1,000 千円）、マッチング会現地会場費（500 千円）の 2,000 千円が海外関連経費として計上されていた。これらについて、延期決定前に事前準備等で支出した経費も一定程度あるとは思われ、実績額も少額の計上に止まっているものの、そもそも、仕様書に合致しない状況下において、予算の見直しが必要であったと考える。さらに、再委託として再委託契約料（アドバイザー経費）4,500 千円について、マッチング会開催経費として 1,086 千円が（株）オリエンタルコンサルタンツグローバル（再委託分）の経費に突如として計上されているが、当初マッチング会自体は受託者（株）YMFG ZONE プランニング）による会場費負担（500 千円）で行う予定であったものであり、再委託分の経費に計上されたことは先述の海外関連経費が充当されたとも見られかねず、疑問である（再委託承認申請書においても業務内容にマッチング会開催に関する記載はない）。これらの結果、委託料の当初見積額と実績額とは全体額で完全に一致している。そして、受託者実施分と再委託実施分でちょうど増減が土の関係に収まっており、実績報告書に基づく実績金額の根拠数値はあるものの、差異発生に係る適否を詳細に検証した記録がなく、支出の妥当性が明らかとならないため、合理性の判断をしかねる状況である。

(参考) 見積額と実績額の比較

(単位：円)

項目	見積額	実績額	差額
(株) YMFG ZONE プランニング分			
人件費 1	850,000	2,962,299	2,112,299
人件費 2	800,000	297,500	△502,500
人件費 3	275,000	497,500	222,500
人件費 4	275,000	153,125	△121,875
人件費 5	800,000	175,000	△625,000
人件費 6	800,000	1,198,750	398,750
国内旅費	250,000	33,000	△217,000
外国旅費	500,000	0	△500,000
その他海外経費	1,000,000	49,500	△950,500
マッチング会現地会場費	500,000	0	△500,000
販売管理費 (人件費×10%)	380,000	528,417	148,417
値引き	△20,909	0	20,909
小計	6,409,091	5,895,091	△514,000
消費税 (10%)	640,909	589,509	△51,400
合計 (①)	7,050,000	6,484,600	△565,400
アドバイザー経費 (株) オリエンタルコンサルタンツグローバル分 (再委託)			
人件費	3,700,000	3,851,000	151,000
マッチング会開催経費	0	1,086,096	1,086,096
外国旅費	500,000	0	△500,000
通訳費用ほか	300,000	76,904	△223,096
小計	4,500,000	5,014,000	514,000
消費税 (10%)	450,000	501,400	51,400
合計 (②)	4,950,000	5,515,400	565,400
事業合計 (①+②)	12,000,000	12,000,000	0

【意見】 水産インフラ輸出構想の具現化について (有効性)

本事業は、漁獲、加工など一連の水産関連企業の立地がある本県の強みを活かし、県内企業による、ベトナム国キエンザン省に対する漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムのパッケージでの輸出に向けた取組を支援するために、平成 30 年度に県内企業 3 社の JV による JICA 事業採択のための、申請書作成支援等を委託事業として実施している。

また、本事業では、水産インフラ輸出構想研究会やマッチング商談会も行われているが、

現状では実際の参加者は JICA 採択の上記 3 社に加え、1、2 社にとどまっている。3 年前の事業開始時から増加も見られず、本事業に関しては他の県内企業への広がりが見られない（マッチング会開催の案内は行われたようだが、結果的に十分な実績に結びついていないと言えない）。そこで、例えば、輸出に関する現状やベトナムの状況等、水産業を中心に関連業種へ向けても講習会等で広く周知する必要があると思われる（現状では、特定の事業者のための事業となっている）。

今後も 3 年間は事業が続くとのことであるが、本来の最終目標である水産インフラの輸出を実現できるような今後の事業展開が期待される。

【意見】 事業の成果指標について（有効性）

本事業の成果指標は、JICA など国等の支援メニューを活用した事業件数（累計）として、目標：5 件（令和 2 年度末）、実績：4 件（令和 2 年度末）となっている。そして、例えば、今回実施したオンライン研修について、国（経済産業省）の事業としての支援メニューを活用したため、件数として計上されているが、それは本事業の目的である水産インフラの輸出や事業展開実現のための手段の一つであり、成果とはなりえないと思われる。また、当該件数は、成果というよりはアウトプット（活動）である。やはり、成果としては、水産インフラ輸出の実現件数やマッチングの実現件数とすべきである。

11. 県内創業・事業承継促進事業

（1）事業の概要

事業名	県内創業・事業承継促進事業
細事業名	空き店舗活用創業促進事業
担当部局	商工労働部 商政課
事業実施の背景（必要性）及び目的	県外在住の創業希望者や地域内で創業適地が得られない県内創業希望者を対象に、コーディネータによる空き店舗の広域的なマッチングや個別ニーズに応じた支援を行い、県内での創業を促進するもの
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗活用創業応援センターの設置及び運営 ・創業希望者と空き店舗のマッチング ・空き店舗を活用した創業に関するセミナー等の開催
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	創業希望者と空き店舗を繋ぐことで、眠っていた空き店舗を有効活用することが可能となる
令和 2 年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・空き店舗情報バンクの公開

	・創業応援セミナーの開催
令和2年度の成果	創業件数：10件
事業の成果指標等	創業目標件数：17件
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン③-11 ・やまぐち商工業振興プラン11-（1）
規制を受ける法令等	・山口県補助金等交付規則 ・空き店舗活用創業促進事業補助金交付要綱
事業区分	継続事業（平成30年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	4,939	4,633	4,517
決算額	4,939	3,839	3,177

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

（3）令和2年度決算額の主な内訳（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,177	下記補助金等の概要参照
合計	3,177	

（4）財源の内訳（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	1,588	50.0％
その他	—	—
一般	1,588	50.0％
合計	3,177	100.0％

（5）補助金・負担金・交付金等の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	4,939	3,839	3,177
補助金等名称	空き店舗活用創業促進事業 補助金	空き店舗活用創業促進事業 補助金	空き店舗活用創業促進事業 補助金

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付先名	山口県商店街振興組合連合 会	山口県商店街振興組合連合 会	山口県商店街振興組合連合 会

(6) 令和 2 年度補助金等の概要

補助金等の名称	空き店舗活用創業促進事業補助金								
目的 (趣旨)	山口県商店街振興組合連合会が行う空き店舗活用創業促進事業を支援することで、店舗を活用した創業者の増加による雇用の場の創出を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。								
公募・非公募	公募								
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 空き店舗活用創業促進事業補助金交付要綱 								
創設年度	平成 30 年度								
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗活用創業促進事業 								
事業期間	該当なし								
補助対象経費及び補助率 (限度額)	<p>補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き店舗活用創業促進事業</td> <td>謝金、旅費、使用料、印刷製本費、通信運搬費、委託費、賃金、共済費、消耗品費、賃借料、雑役務費、その他知事が特別に必要と認める経費</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	空き店舗活用創業促進事業	謝金、旅費、使用料、印刷製本費、通信運搬費、委託費、賃金、共済費、消耗品費、賃借料、雑役務費、その他知事が特別に必要と認める経費	10/10
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)							
空き店舗活用創業促進事業	謝金、旅費、使用料、印刷製本費、通信運搬費、委託費、賃金、共済費、消耗品費、賃借料、雑役務費、その他知事が特別に必要と認める経費	10/10							
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県商店街振興組合連合会</td> <td>3,177,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,177,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先	交付金額	山口県商店街振興組合連合会	3,177,000 円	合計	3,177,000 円
交付先	交付金額								
山口県商店街振興組合連合会	3,177,000 円								
合計	3,177,000 円								
実績報告書	補助事業等が完了した日から 20 日以内又は交付決定をした年度の翌年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出								
補助金等の効果測定	<p>設定した効果測定の成果指標等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>創業目標件数の達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>効果測定の方法 (事務手続)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実際の創業件数が、目標件数を上回るか否かにより、上記指標の達成状況を確認している。</td> </tr> </tbody> </table>			創業目標件数の達成	実際の創業件数が、目標件数を上回るか否かにより、上記指標の達成状況を確認している。				
創業目標件数の達成									
実際の創業件数が、目標件数を上回るか否かにより、上記指標の達成状況を確認している。									

	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間）			
	（単位：件数）			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	5	12	17
	実績値	3	5	10
類似する補助金制度	該当なし			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 負担金については支出の根拠となる覚書を閲覧した。 補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か質問し関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗活用創業促進事業補助金交付要綱 令和2年度空き店舗活用創業促進事業補助金交付申請書 空き店舗活用創業促進事業補助金交付決定通知書 補助事業収支決算書 空き店舗活用創業促進事業補助金交付要綱 起案書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業収支決算書 補助事業実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に関する収支報告書を閲覧した（収支額が一致する場合の妥当性）。 ・負担金については、県が享受する利益に見合った金額であることを県自身が検証しているか質問し、関連書類を閲覧した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・類似の補助金との相違について質問し、一本化の必要性等の要否を検討した。 ・非公募で交付先が長期間同一の場合、交付金額の妥当性を質問し、関連書類を閲覧した。 ・負担金について、単に毎年同額を拠出するのではなく、受入側の財政状態等を考慮して適切な負担額が算定されているか否か質問した。 	同上

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】補助事業の継続について（有効性）

空き店舗活用創業促進事業は平成 30 年度より開始し、令和 2 年度まで実施されており、創業件数の推移としては下表の通りである。

	創業目標件数	創業件数	達成率
平成 30 年度	5 人	3 人	60%
令和元年度	12 人	5 人	42%
令和 2 年度	17 人	10 人	58%

また、県による事業の評価を要約すると以下のようになっている。

事業の評価	A	B	C	評価の理由
目標達成度		○		創業件数について、今年度の目標 17 件に対し、10 件となった。
成果の利用・定着度		○		各支援機関との間に創業支援における連携の関係を定着させることができた。

事業の評価	A	B	C	評価の理由
総合評価		○		創業件数は目標に達しなかったものの、当事業を実施したことで、各支援機関との間で構築出来た関係性を今後も活用することで、創業件数が伸びると見込まれる。

評価基準

- A：計画どおり又はそれ以上の成果につながり、効果があった。
 B：一定の成果・効果があったが、改善すべき余地もあった。
 C：事業実施体制、実施方法等に改善すべき問題があり、効果もなかった。

これらを踏まえ、空き店舗活用創業促進事業は令和2年度で終了とのことであったが、上記創業件数の推移表の通り、創業件数も右肩上がりであり今後の展開にも期待ができること、また、県としての総合評価もA評価ではなく、B評価である点で改善の余地も残されていたはずである。創業支援は県の政策上も重視される場所であり、予算財源との比較衡量もあると思われるが、特に、空き店舗の活用は商店街振興等にも資する点で今後も関連施策の中でも事業展開が望まれる。

11-2. 県内創業・事業承継促進事業

(1) 事業の概要

事業名	県内創業・事業承継促進事業
細事業名	(1) 創業と事業承継の一体的支援の推進 ・ 創業・事業承継総合サポートセンターの設置 ・ 商工会議所等による創業・事業承継支援の取組強化 (2) 円滑な事業承継の促進 ・ 事業承継集中支援機関の設定 ・ 後継者育成支援プログラムの実施 ・ Uターン事業承継への支援 ・ 後継者不在事業者に対する第三者承継支援 (3) 多様な創業の実現に向けた支援 ・ 創業支援情報の効果的な発信 ・ 創業支援金・移住支援金の支給 ・ 女性創業の支援 ・ やまぐち創業応援スペース「mirai365」の運営 ・ 中山間地域への移住創業に係る経費補助 ・ 空き店舗情報の提供や広域的マッチングに対する支援（事業

	No11)
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	円滑な事業承継や多様な創業を行いやすい環境を整備することにより、黒字企業等の廃業による中小企業の減少を防止し、県内中小企業数を維持・拡大させ、本県経済の持続的な成長と雇用の場の創出・確保を図る
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業と事業承継の一体的支援の推進 創業・事業承継総合サポートセンターの運営や商工会議所等による創業・事業承継支援の取組強化により、創業と事業承継の一体的支援を推進 ・ 円滑な事業承継の促進 後継者育成プログラムの実施による親族等への事業承継や後継者不在事業者に対するマッチングサイトによる支援等により円滑な事業承継を促進 ・ 多様な創業の実現に向けた支援 インキュベート支援や補助金、セミナー実施等により移住者や女性による創業などの多様な創業を支援
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	親族承継や第三者承継等様々な手法での事業承継を支援することにより本県の中小企業者の減少を食い止め、多様な創業を支援することにより本県経済の活力となる新たな創業者を生み出す
令和2年度の取組	上記事業の概要に記載の内容を実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち産業振興財団への委託事業による成果 <ul style="list-style-type: none"> i マッチングコーディネータによる相談対応（訪問 419 件、県内相談会 16 回、県外相談 7 回） ii マッチングサイト登録者（譲渡希望：10 者、譲受希望 41 者） iii 後継者育成支援プログラム実施（参加企業：12 社） iv 実践的女性創業セミナー（受講者：21 者）、女性創業応援ミーティング（参加者：128 者） v やまぐち創業応援スペースの運営（インキュベート支援：300 件、創業関連セミナー受講者：196 者） ・ 商工会議所等への補助事業による成果 <ul style="list-style-type: none"> i セミナー等の実施：創業 12 回（222 者参加）、事業承継 22 回（205 者参加） ii 相談窓口におけるフォローアップ：創業 119 回（215 者参加）、事業承継 146 回（164 者参加）

	<ul style="list-style-type: none"> iii 専門家による事業化等の支援：創業 41 回（24 者に実施）、事業承継 42 回（32 者に実施） ・ 創業者等への補助による成果 <ul style="list-style-type: none"> i 創業補助金採択者数：10 者（うち 3 者は移住支援金対象） ii 中山間移住創業・事業承継補助金対象者：1 者
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係支援機関の支援による創業数：214 件 ・ 関係機関の支援による事業承継計画策定等数：146 件 ・ 関係支援機関の支援による女性の創業数：82 件
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン③-12 ・ やまぐち商工業振興プラン⑦-(1)～(3)、⑫-(2)
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	121, 181	115, 180
決算額	—	102, 525	99, 441

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和 2 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	56, 261	下記委託契約の概要参照
負担金補助金及び交付金	41, 327	下記補助金等の概要参照
旅費	54	セミナー参加等の車両燃料代
需用費	1, 749	コピー代、用紙代、事業承継宣伝クリアファイル代
役務費	23	電話代
使用料及び賃借料	27	高速道路使用料
合計	99, 441	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	49,152	49.4%
その他	—	—
一般	50,289	50.5%
合計	99,441	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	70,152	56,261
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(公財)やまぐち産業振興財 団	(公財)やまぐち産業振興財 団

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	県内創業・事業承継促進事業実施業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業マッチングコーディネータ配置業務 ・ やまぐち事業承継マッチングサイト運用・保守管理業務 ・ 創業総合ポータルサイトシステム運用・保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務 ・ 後継者育成支援プログラム実施業務 ・ 女性創業促進業務 ・ やまぐち創業応援スペース運営業務
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	事業を円滑かつ効果的に実施するため、創業及び事業承継支援に関するノウハウを有し、かつ関係機関との協働の実績を有する機関を選定する必要があるため
予定価格	56,788,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	56,788,000 円 (税込)

委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・収支精算報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	31,794	41,327
補助金等名称	—	(1) 創業・事業承継専門家派遣事業補助金 (2) やまぐち創業補助金 (3) 山口県移住支援事業補助金(創業) (4) 中山間移住創業補助金 (5) 空き店舗活用創業促進事業補助金	(1) 創業・事業承継専門家派遣等事業補助金 (2) やまぐち創業補助金 (3) 山口県移住支援事業補助金(創業) (4) 中山間移住創業・事業承継補助金 (5) 空き店舗活用創業促進事業補助金
交付先名	—	(1) 下関商工会議所 外14件 (2) (公財)やまぐち産業振興財団 (3) 岩国市 外1件 (4) 個人4件 (5) 山口県商店街振興組合連合会	(1) 下関商工会議所 外13件 (2) (公財)やまぐち産業振興財団 (3) 宇部市 外2件 (4) 個人1件 (5) 山口県商店街振興組合連合会

(8) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	創業・事業承継専門家派遣等事業補助金
目的(趣旨)	商工会議所及び山口県商工会連合会(以下「補助事業者」という。)が行う専門家派遣事業等について、その経費を補助することにより、地域における新たな事業の創出及び円滑な事業承継を促進し、もって、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・創業・事業承継専門家派遣等事業補助金交付要綱

創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	県内創業・事業承継促進事業	
事業期間	専門家派遣事業の実施期間	
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要	
	区分	補助対象経費概要
	補助率 (限度額)	
	創業・継続支援専門家 チーム派遣事業	創業・継業支援専門家チーム派遣事業に要する経費であって、専門家に支払う謝金及び旅費、職員旅費、事務庁費（印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、広報費、外注費、委託費等）
事業承継エキスパート 派遣事業	事業承継エキスパート派遣事業に要する経費であって、専門家に支払う謝金及び旅費、職員旅費、事務庁費（印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、広報費、外注費、委託費等）	10/10 以内
普及啓発事業	創業・事業承継に係る普及啓発事業に要する経費であって、講師等に支払う謝金及び旅費、職員旅費、事務庁費（印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、広報費、外注費、委託費等）	10/10 以内
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	交付先	交付金額
	下関商工会議所	1,219,012 円
	宇部商工会議所	1,650,000 円
	萩商工会議所	1,618,164 円
	徳山商工会議所	980,850 円
	防府商工会議所	2,191,131 円
	下松商工会議所	1,043,449 円
	岩国商工会議所	1,148,000 円
	小野田商工会議所	743,500 円
光商工会議所	1,530,187 円	

	長門商工会議所	1,016,957 円	
	柳井商工会議所	1,290,300 円	
	山陽商工会議所	357,000 円	
	新南陽商工会議所	680,900 円	
	山口県商工会連合会	2,717,000 円	
	合計	18,186,450 円	
実績報告書	補助事業完了後 20 日以内又は当該年度の翌年度の 3 月 31 日のい ずれか早い日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の支援による創業数：214 件 ・関係機関の支援による事業承継計画策定等数：146 件 ・関係支援機関の支援による女性の創業数：82 件 		
	効果測定の方法（事務手続）		
	商工会議所が支援した創業者リスト及び事業承継計画策定リストにより上記指標の 達成状況を確認している。		
県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間）			
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の支援による創業数 <p style="text-align: right;">（単位：件数）</p>			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	220	220	220
実績値	239	208	214
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の支援による事業承継計画策定等数 <p style="text-align: right;">（単位：件数）</p>			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	30	30	30
実績値	30	79	146
<ul style="list-style-type: none"> ・関係支援機関の支援による女性の創業数 <p style="text-align: right;">（単位：件数）</p>			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	68	68	68
実績値	86	63	82

類似する補助金制度	該当なし
-----------	------

(8) - 2

補助金等の名称	やまぐち創業補助金		
目的(趣旨)	県内創業を促進するため、公益財団法人やまぐち産業振興財団(以下「補助事業者」という。)が、社会的事業に関する創業者(以下「間接補助事業者」という。)による補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、当該地域における新たな事業の創出を促進するとともに、地域課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・やまぐち創業補助金交付要綱 		
創設年度	平成30年度		
交付対象事業	県内創業・事業承継促進事業		
事業期間	令和2年4月6日～令和3年3月31日		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率(限度額)
	社会的事業の創業に要する経費への補助	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、その他社会的事業の創業に必要と認められる経費	1/2以内 (2,000,000円)
	審査委員会の開催等	旅費、謝金等、審査委員会の開催等に必要と認められる経費	1/2以内 (2,000,000円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	(公財) やまぐち産業振興財団	17,168,000円	
	合計	17,168,000円	
実績報告書	補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		

	当該地域における新たな事業の創出、地域課題の解決を通じた地方創生の実現、創業件数、創業支援金の支給件数												
	効果測定の方法（事務手続）												
	実績報告書及び事業化活動状況報告書により達成状況を確認している。												
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間） (単位：件数)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値	—	11	11	実績値	—	12	10
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
目標値	—	11	11										
実績値	—	12	10										
類似する補助金制度	該当なし												

(8) - 3

補助金等の名称	山口県移住支援事業補助金							
目的（趣旨）	市町が実施する移住支援事業（創業）に対して、補助金を交付することにより、東京圏から本県への移住促進を図ることを目的とする。							
公募・非公募	非公募							
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 山口県移住支援事業補助金（創業）交付要綱 							
創設年度	平成30年度							
交付対象事業	県内創業・事業承継促進事業							
事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日							
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要 やまぐち創業補助金の交付決定を受けた者のうち、東京圏からの移住者に対して市町が給付する移住支援金等への補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住支援金への補助</td> <td>居住地の市町が給付する移住支援金への補助</td> <td>3/4 ① 東京圏からの移住者が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合 100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	移住支援金への補助	居住地の市町が給付する移住支援金への補助	3/4 ① 東京圏からの移住者が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合 100
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)						
移住支援金への補助	居住地の市町が給付する移住支援金への補助	3/4 ① 東京圏からの移住者が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合 100						

			万円 ② それ以外の場 合 60 万円	
	事務経費への補助	移住支援事業の実施のため、市町 が要した事務経費への補助	3/4 上限：市町が給付 した移住支援金の 額に2/100を乗じ た額	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先		交付金額	
	宇部市		765,000 円	
	山口市		765,000 円	
	下松市		765,000 円	
合計		2,295,000 円		
実績報告書	補助事業完了後 20 日以内又は当該年度の翌年度の 3 月 31 日のい ずれか早い日までに提出			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	移住支援金の支給件数			
	効果測定の方法（事務手続）			
	市町からの実績報告書で確認			
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間） (単位：件数)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	—	5	5
	実績値	—	2	3
類似する補助金制度	該当なし			

(8) - 4

補助金等の名称	中山間移住創業・事業承継支援補助金
目的（趣旨）	中山間地域で創業・継業を希望する人材及びUターンによる親 族内承継を契機に第二創業を行うことを希望する人材を首都圏等 から呼び込み、住民等が求めるサービスなど地域ニーズとのマッ チングや開業支援等を行うことにより、ビジネスづくり及び円滑

	な事業承継並びに移住促進を図ることを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 中山間移住創業・事業承継支援補助金交付要綱 		
創設年度	令和元年度		
交付対象事業	・ 県内創業・事業承継促進事業		
事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）
	施設改修費	事業実施に必要な施設の内装改修、トイレ改修等	1/3 (500,000円)
	機械類等整備・購入費	事業実施に必要な機械等の整備、営業車両購入費等	1/3 (500,000円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	個人N	500,000円	
	合計	500,000円	
実績報告書	補助事業完了後20日以内又は当該年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	中山間地域での移住創業支援件数		
	効果測定の方法（事務手続）		
	事業者からの実績報告書により確認		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間） (単位：件数)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	5	5	5
実績値	2	4	1
類似する補助金制度	該当なし		

(8) - 5 No.11 参照

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付要綱を閲覧した。 ・ 負担金については支出の根拠となる覚書を閲覧した。 ・ 補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 ・ 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 ・ 補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・ 消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か質問し関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の各種補助金交付要綱 ・ 補助金交付申請書 ・ 補助金交付決定通知書 ・ 補助事業収支決算書 ・ 起案書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 ・ 補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金交付の公平性について、非公募の場合はその理由、また、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。また公募の場合は、補助事業が広く周知され申請者が相当数存在しているか否か質問及び関連書類を閲覧した。 ・ 補助事業に関する収支報告書を閲覧した(収支額が一致する場合の妥当性)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業収支決算書 ・ 補助事業実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金については、県が享受する利益に見合った金額であることを県自身が検証しているか質問し、関連書類を閲覧した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・類似の補助金との相違について質問し、一本化の必要性等の要否を検討した。 ・非公募で交付先が長期間同一の場合、交付金額の妥当性を質問し、関連書類を閲覧した。 ・負担金について、単に毎年同額を拠出するのではなく、受入側の財政状態等を考慮して適切な負担額が算定されているか否か質問した。 	同上

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

11-3. 県内創業・事業承継促進事業 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
委託料収入	56,787	56,212
負担金収入	2,600	240
補助金収入	22,299	17,168
合計	81,686	73,620

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
諸手当	0	478
福利厚生費	2,317	329
賃金	13,586	3,006
謝金	420	12,643
旅費	3,097	803
需用費	626	1,634
役務費	4,521	685
賃借料	7,733	7,000
租税公課	0	378
委託料	27,032	29,545
備品購入費	0	151
負担金	354	99
助成金	22,000	16,869
合計	81,686	73,620

(2) - 1 令和2年度の委託契約の概要

契約名	やまぐち事業承継マッチングサイト運用・保守管理業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	(1) マッチングサイト運用・保守業務 (2) マッチングサイトの認知度・利用者拡大に資するPR手法の提案・実施
契約方法	随意契約(財務規程第29条第2項第2号)
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	サイト構築業者であり、同サイトの運用・保守管理業務が実施できる業者が他にないため
予定価格	2,134,000円(税込)
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	2,134,000円(税込)
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 2

契約名	創業総合ポータルサイトシステム運用・保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	(1) ポータルサイト運用・保守業務 (2) 創業者の取材 (3) イベント等の取材 (4) ポータルサイトの認知度・利用者拡大に資するPR手法の提案・実施
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第2号）
委託業者名	(株) コア
業者選定理由	サイト構築業者であり、同サイトの運用・保守管理業務が実施できる業者が他にないため
予定価格	3,356,000円（税込）
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	3,356,000円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 3

契約名	実践的女性創業セミナー実施業務
契約期間	令和2年7月13日～令和2年12月31日
業務内容	実践的女性創業セミナーの実施
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第2号）
委託業者名	女性創業応援やまぐち（株）
業者選定理由	随意契約（プロポーザル方式）
予定価格	4,543,000円（税込）
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	4,543,000円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 4

契約名	女性創業応援メッセ実施業務
契約期間	令和2年10月7日～令和3年2月28日

業務内容	女性創業応援メッセの実施
契約方法	随意契約（財務規程第 29 条第 2 項第 2 号）
委託業者名	ライフスタイル協同組合
業者選定理由	随意契約（プロポーザル方式）
予定価格	1,770,000 円（税込）
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	1,770,000 円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 5

契約名	警備業務
契約期間	平成 28 年 8 月 16 日～（継続中）
業務内容	施設管理業務
契約方法	随意契約（財務規程第 29 条第 2 項第 1 号）
委託業者名	総合警備保障（株）西京支店
業者選定理由	見積合わせによる
予定価格	月額 15,120 円（税込）
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	月額 9,680 円（税込）年額 116,160 円（税込）
委託契約の成果物等	報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 6

契約名	ホームページ作成等業務
契約期間	令和 2 年 12 月 25 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	ホームページリニューアル
契約方法	随意契約（財務規程第 29 条第 2 項第 2 号）
委託業者名	（一社）女性活躍委員会
業者選定理由	随意契約（プロポーザル方式）
予定価格	1,848,000 円（税込）
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	1,848,000 円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 7

契約名	やまぐち創業応援スペース「mirai365」における運営業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	(1) やまぐち創業応援スペース「mirai365」の運営 (2) 付帯イベントの実施 (3) 他機関等との連携
契約方法	随意契約（財務規程第29条第2項第2号）
委託業者名	女性創業応援やまぐち（株）
業者選定理由	委託仕様書に業務の履行状況が良好であった場合に限り、翌年度も当該契約の相手方と随意契約を行う旨の記載あり
予定価格	16,878,000円（税込）※収入基準額△1,100,000円（税込） 収入基準額は、女性創業応援やまぐち（株）が入居者から収受した家賃のうち、やまぐち産業振興財団への支払い額である。
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	16,878,000円（税込）※収入基準額△1,100,000円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(3) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち創業補助金		
目的（趣旨）	県内創業を促進するため、公益財団法人やまぐち産業振興財団が、社会的事業に関する創業者による補助金の交付対象となる事業に要する経費の一部を補助することにより、当該地域における新たな事業の創出を促進するとともに、地域課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	やまぐち創業補助金交付要綱		
創設年度	令和元年度		
交付対象事業	県内創業・事業承継促進事業（やまぐち創業補助金）		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率（限度額）

	社会的事業の創業に要する経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、その他社会的事業の創業に必要と認められる経費	1/2 (2,000千円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先		交付金額
	個人 A		2,000,000 円
	個人 B		1,053,000 円
	個人 C		585,000 円
	個人 D		2,000,000 円
	個人 E		2,000,000 円
	個人 F		2,000,000 円
	個人 G		1,231,000 円
	個人 H		2,000,000 円
	個人 I		2,000,000 円
	個人 J		2,000,000 円
	合計		16,869,000 円
実績報告書	補助事業等が完了した日から 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	当該地域における新たな事業の創出（地域課題の解決を通じた地方創生の実現）として創業件数を成果指標としている。		
類似する補助金制度	効果測定の方法（事務手続）		
	実績報告書及び事業化活動状況報告書により確認をしている。		
類似する補助金制度	該当なし		

（４）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	【委託契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・業務委託契約書及び仕様書を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行 	【委託契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル審査報告書 ・企画書、見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>状況を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の検査状況を確認した。 ・委託料の支出について確認した。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱に沿った事務手続きとなっていることを確認した。 ・申請者による補助対象経費の正確性について確認した。 	<p>果集計表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書 ・仕様書 ・実績報告書 ・検査調書 ・支出伺書 ・請求書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち創業補助金交付要綱 ・補助金実績報告書
有効性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書の内容を確認した。 ・成果指標の設定及び効果測定について質問し、関連書類を閲覧した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書 ・やまぐち創業補助金一覧
経済性・効率性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の適正性について確認した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書

(5) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 起案書の記載様式について（法規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手

続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】 女性創業応援やまぐち（株）の業務評価について（経済性・効率性）

女性創業応援やまぐち（株）に対する運營業務委託の仕様書では、委託契約期間について、「令和2年4月1日から令和3年3月31まで」と記載があり、特記事項として「翌年度以降は、当該年度の県の予算措置及び業務を当財団が県から受託することを前提として、業務の履行状況が良好であった場合に限り、当該契約の相手方と随意契約を行う場合がある。」と記載している。

ここで、「良好」の判断基準であるが、入居者の状況等を確認し、毎年度末の審査会で判断することとしているが、一定の判断基準がなく、その時々で区々となってしまうおそれがあり、曖昧な状態であるといえる。

したがって、「良好」の判断基準は、事業継続の可否に関する重要事項であり、審査会を踏まえて決定するとしても、極力恣意性が排除されるべく、一定程度の客観性（透明性）が求められる。

12. 中小企業クラウド型 RPA 共同利用化推進事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業クラウド型 RPA 共同利用化推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 商政課
事業実施の背景（必要性）及び目的	人手不足への対応や、国際競争の激化、第4次産業革命の進展など県内企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、先端技術として注目される RPA の県内中小企業への普及に向けた横展開を行うことにより、中小企業の生産性の飛躍的な向上と新たなビジネスモデル

	の創出を目指す
事業の概要（内容）	複数の中小企業がクラウドサービスを活用し、RPA 導入に係るコストダウンを図る実証実験を実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	複数の中小企業がクラウドサービスを活用し、RPA を共同利用することで、導入に係るコストダウンを図り、中小企業の生産性の飛躍的な向上を目指す
令和 2 年度の取組	モデル企業の選定、RPA 業務の洗い出し、シナリオの作成及び現場への投入を実施
令和 2 年度の成果	宇部鉄工業協同組合の 4 企業をモデル企業に選定、4 シナリオを作成し、現場へ投入。共同利用に向けた課題を抽出し、次年度以降の横展開につなげる
事業の成果指標等	RPA を導入して生産性を向上させた組合等数：10 組合（令和 4 年度事業終了時点） 令和 2 年度はモデル企業の選定、業務の洗い出し及びシナリオの作成であり、生産性向上の効果が出るのは次年度以降
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン②－ 8 ・やまぐち商工業振興プラン 6－（1）
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業（令和 2 年度開始）

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	—	30, 336
決算額	—	—	29, 858

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	29,858	下記委託契約の概要参照
合計	29,858	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	14,929	50.0%
その他	—	—
一般	14,929	50.0%
合計	29,858	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	29,858
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	山口県中小企業組合中央会

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	中小企業クラウド型 RPA 共同利用化推進事業
契約期間	令和2年9月1日～令和3年3月31日
業務内容	複数の中小企業がクラウドサービスを活用し、RPA 導入にかかるコストダウンを図る実証実験の実施
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	山口県中小企業団体中央会
業者選定理由	本事業は、他の中小企業への横展開を進めていくため、実証実験の対象を、同業種の企業同士が連携し事業を行っている中小企業組合を想定している。このため、本事業は、地域の中小企業の組織化推進とその活性化を目的に、事業協同組合等の設立や運営の支援、企業間連携(マッチング)の促進などを行っている山口県中小企業団体中央会に委託する必要がある。
予定価格	29,857,993円 (税込)

入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	29,857,993 円 (税込)
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	本実証実験で得られた結果、データ及びシナリオの権利は、全て山口県に帰属する。

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために、関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認するとともに、承認に関する資料を閲覧した。 ・当該業務委託契約の契約情報が公表されていることについて、関連資料を閲覧した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために、関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・支出負担行為票 ・再委託の承認に関する資料 ・業務委託検査報告書 ・支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札審査会資料 ・業務完了報告書 ・仕様書 ・業務委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・委託費精算報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績額の評価方法について質問し、関連資料を閲覧した。 	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 委託料（委託費精算報告書（実績額））の検証について（経済性・効率性）

委託先が提出した委託費精算報告書において、契約額と支出額が各費目レベルで完全に一致しているが、その詳細についての検証が行われていない。

当該報告書による評価は、単に契約額の範囲内に収まっていることを確認すれば足りるものではない。委託先の業務実施状況について会計の側面から事後評価を行い、翌年度以降の事業に反映させることが求められる。また、委託先が業務コストの削減努力をしているか否かについて、委託元（事業の実施主体）である県が関知していない点は問題である。委託先の管理・指導が適切に行われることを期待する。

13. やまぐちキャッシュレス化実現事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちキャッシュレス化実現事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 商政課
事業実施の背景（必要性）及び目的	県内の小売店舗等へのキャッシュレス決済の導入を促進することにより、生産性の向上やインバウンド需要等の取り込みによる収益の改善、消費者の利便性の向上を図る
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街へのキャッシュレス決済のメリット等の周知 ・商店街のキャッシュレス導入状況の調査
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	生産性の向上やインバウンド需要等の取り込みによる、収益の改善
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街へのキャッシュレス決済に関するチラシ配布 ・商店街からのキャッシュレス決済に関する問合せ対応 ・商店街のキャッシュレス決済導入状況の調査
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の店舗 3,000 店にチラシ配布 ・28 商店街におけるキャッシュレス導入率調査等
事業の成果指標等	県内のキャッシュレス決済比率 40%（令和7年度末時点）

	キャッシュレス決済推進サポーターの訪問店舗数 1,500 店
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン ③-11 ・やまぐち商工業振興プラン 11- (2)
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業 (平成 31 年度開始)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	143,400	21,000
決算額	—	102,790	800

(予算額及び決算額の著増減事項)

キャッシュレス推進サポーターによる対面での導入支援や、集客イベントの実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症により実施が困難になり中止したため、当初予算額に対して決算額が少額となった。

(3) 令和 2 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	800	下記委託契約の概要参照
合計	800	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	400	50.0%
その他	—	—
一般	400	50.0%
合計	800	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	(1) 1,200 (2) 3,800	800

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(1) (一社) キャッシュレス 推進協議会 (2) (株) 山口銀行	山口県商店街振興組合連 合 会

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	キャッシュレス決済導入推進業務
契約期間	令和 2 年 11 月 5 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	県内商店街へ、キャッシュレス決済のメリット等の周知を行い、商店街でのキャッシュレス決済の導入促進を図る。
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委託業者名	山口県商店街振興組合連合会
業者選定理由	本事業では、県内商店街において、キャッシュレス決済の導入促進を図るためキャッシュレス決済の導入等のメリットなどを周知していくこととしており、商店街での実施について、調整が可能な同会に委託する必要がある。
予定価格	800,000 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	800,000 円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書及び関連資料
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3 期間）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	(1) 1,320 (2) 35,052 (3) 59,464	—
補助金等名称	—	(1) 「やまぐち・キャッシュレス相談窓口」の設置に関する負担金 (2) やまぐちキャッシュレス化実現コーディネータ配	—

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		置補助金 (3) やまぐちキャッシュレス化実現事業補助金	
交付先名	—	(1) (一社) キャッシュレス推進協議会 (2) 下関商工会議所等 (商工会議所 8 箇所) (3) 下関商工会議所等 (商工会議所、商工会、観光協会 20 箇所)	—

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために、関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況 (免除の有無) について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・競争入札等審査会資料 ・見積書 ・業者選定伺 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・支出負担行為票 ・業務委託検査調書 ・支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績 (成果物) の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札等審査会資料 ・業務完了報告書 ・仕様書 ・業務委託検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 ・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】委託業務の検査及び承認体制の形骸化について（合规性、有効性、経済性・効率性）

業務完了報告書に一部の委託業務に関する仕様書で定める業務の記載がないにも関わらず、検査調書では何らの指摘もないまま合格通知が発行されている。検査職員は、記載されていない業務の実施状況について把握をしないまま、検査を完了している。

仕様書及び委託契約書において、受託者は業務の成果に関する報告書を提出しなければならないと明示されていることから、受託者は、仕様書の各業務内容について書面により実績報告を行う必要がある。また、業務委託契約事務取扱要領では、委託業務の検査の方法について「契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき、成果品、業務日誌及び実績報告書等を確認し、委託した業務が適正に履行されているかを検査すること。」「検査の結果、履行内容が適正でないと判断されたときは、契約の相手方に補正等の指示をすること。」と規定している。検査職員は、報告されていない業務については受託者に報告書の提出を求め、再検査を行う必要があった。

なお、当該業務の実施状況についての聞き取り調査が、検査職員とは別の担当職員によって行われている。しかしながら公文書として残していないため、情報は引き継がれていない。当該報告は、今回の事業のフィードバックや、今後のキャッシュレス決済の導入推進において有用な情報となりうるものである。その報告書がなくとも合格通知が発行されている現状からは、委託業務の検査及び承認体制が形骸化していることを推察せざるを得ない。また、担当者の異動が容易に想定される組織や人員配置であるにも関わらず、記録が適切に残されていない点も問題である。

コストをかけて実施した事業の成果は、事業の規模に関わらず、次年度以降の何らかの事業に役立てることが当然に期待される。単年度思考で事業を実施するのではなく、事業目的を達成するために事業を実施し、その結果について年度ごとに振り返る視点をもつことが望まれる。また、職員の教育や承認体制についても見直しを行うことが求められる。

14. 若者県内定着促進事業

(1) 事業の概要

事業名	若者県内定着促進事業（山口県の工業 Web サイトの作成）
細事業名	山口県の工業 Web サイトの作成
担当部局	商工労働部 商政課
事業実施の背景（必要性）及び目的	ウェブサイトを通じて、山口県の工業の強みや特色、ものづくりの楽しさなどについて理解を広めるとともに、県内のものづくり企業の魅力について周知を図ることにより、将来の山口県を支える優秀な産業人材の育成・確保につなげる
事業の概要（内容）	ウェブサイトを作成し、山口県の工業の強みや特色、歴史等を掲載するとともに、県内で生産されている製品や企業等を紹介
事業の概要図等	<p>《サイトのイメージ》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>～ ポータルサイト ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆検索機能（地域別、製品別） <ul style="list-style-type: none"> ・地元で作られている製品を検索（山口県の地図から検索、等） <ul style="list-style-type: none"> → 職場体験先の企業を検索する等活用 ・子どもたちが興味のある製品を検索 ◆協賛企業の紹介（ロゴの掲載） <p>※子どもたちの興味を引くデザイン、レイアウトを工夫</p> <p>電子ブック</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">[山口県の工業の強み、特色、歴史]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次産業の割合が高い工業県 ・世界規模で活躍する企業多数 ・企業の研究所が集積 ・先端的なものづくり企業が立地 ・山口県の工業の歴史（江戸時代～近代） など </div> <p>電子ブック</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">[県内で生産されている製品]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品ごとに、見開きで、製造工程や働く人の声を紹介（動画や音声を活用） ※各企業に原稿作成を依頼 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">各企業のHPへリンク</p> <p style="text-align: center;">興味を持った子どもはさらに探求</p> </div> </div>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	将来の山口県を支える優秀な産業人材の育成・確保につながる
令和2年度の取組	山口県の工業 Web サイトの作成

令和2年度の成果	同サイトを一般公開、県内小学校～大学などに周知
事業の成果指標等	該当なし
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン③-14 ・やまぐち商工業振興プラン12-(2)
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	2,400
決算額	—	—	2,330

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金	2,330	編集委員会への負担金
合計	2,330	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,130	48.4%
その他	1,200	51.5%
一般	—	—
合計	2,330	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、協賛企業からの協賛金によるものである。

(5) 負担金の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	2,330

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
契約方法	—	—	『山口県の工業』Web サイト制作に係る負担金
委託業者名	—	—	『山口県の工業』編集委員会

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金について、支出の根拠となる請求書を閲覧した。 ・支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 ・編集委員会が実施した、契約手続関連資料を閲覧した。 ・編集委員会が実施した、完了検査関連資料を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為・支出票 【以下、編集委員会の資料】 ・執行伺 ・競争入札等審査会資料 ・仕様書 ・公募型プロポーザル応募要項 ・業者選定委員会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・業務完了報告書 ・業務委託検査調書 ・県への請求書 ・経費支出伺
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の効果測定指標について、設定の有無を質問した。 ・負担金の交付対象となる委託業務について、業務の評価方法を質問するとともに、編集委員会が実施した完了検査関連資料を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編集委員会の資料(同上)
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の設定方法及び内訳について質問し、関連資料を閲覧した。 ・過年度の事業の状況及び負担金交付額について質問し、過年度の編集委員会の議事録等を 	<ul style="list-style-type: none"> ・編集委員会の資料(同上) ・編集委員会の議事録

監査要点	実施手続	証憑書類等
	閲覧した。 ・編集委員会事務局（商政課）が行った協賛金の事務取扱について質問し、関連資料を閲覧した。	

（７）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標について（有効性）

負担金は、編集委員会が実施するサイト構築費用に充当されることから、当年度の成果は当該サイトを作成して公開する点にあるとし、県としての成果指標は設けていない。

当事業は、サイト構築のみに限定すれば当年度が初年度となるが、県商工労働部部長を委員長とする編集委員会が平成23年度から実施している継続事業である。過年度の事業の成果を振り返る指標や、当年度の事業目標が設定されていない状況で、編集委員会が行った事業の有効性について適切に評価することができるとは考え難い。また、そもそも負担金は、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるが、反対給付として特別の利益を享受するものであり、負担金という経費支出に対して県が受けた利益（効果）は測定されなければならないと考える。

事業の効果測定が可能となる時期に囚われることなく、事業全体の観点から評価を行うことが求められる。

14-2. 若者県内定着促進事業

（１）事業の概要

事業名	若者県内定着促進事業
細事業名	（１）インターンシップの推進 （２）県内企業の魅力情報発信
担当部局	商工労働部 労働政策課
事業実施の背景（必要性）及び目的	大学生等を対象に、県内企業におけるインターンシップを総合的に推進するとともに、県内中小企業の情報収集の機会を提供するため、スマートフォン向けアプリにより、企業の魅力情報を効果的に発信
事業の概要（内容）	・インターンシップの推進 i 学生と県内企業とのマッチング機能の強化 ii 地域パッケージ型インターンシップの実施によるカリキュラムの充実 iii インターンシップ参加に係る交通・宿泊費の支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業の魅力情報発信 i スマートフォン向けアプリの運用及び普及 ii 企業への理解をより深めるための企業説明会動画の配信 iii 山口県の工業 Web サイトの作成（事業 No14：商政課への配当替えにより実施）
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	労働力の確保
令和 2 年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップの推進 i インターンシップの実施（参加学生 601 人） ii 参加学生の交通費・宿泊費の補助（57 件（449 千円）） iii やまぐちインターンシップフェスタの開催 参加事業所数（対面 46 事業所、オンライン 12 事業所） 参加者数（対面学生 76 人・保護者 22 人、オンライン学生 19 人） ・ 県内企業の魅力情報発信 i スマートフォン向けアプリの運用及び普及 ダウンロード数 1,727 件 ii 企業への理解を深めるための企業説明会動画の配信 求人情報のホームページ掲載 140 社、会社説明動画のホームページ掲載 101 社（10,787 回閲覧）、個別会社説明会及び見学会スケジュールのホームページ掲載 45 社
令和 2 年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口しごとセンター就職決定者数：3,460 人 ・ インターンシップ参加学生数：601 人
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口しごとセンター就職決定者数：令和 4 年度時点 5,000 人 ・ インターンシップ参加学生数：令和 4 年度時点 1,400 人
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口しごとプラン 1-19 ・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	41,090	32,684

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	38,523	27,834

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和 2 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
一般需用費	152	コピー用紙・トナーカートリッジ等
委託料	25,306	下記委託契約の概要参照
使用料及び貸借料	46	Wi-Fi ルーター使用料
負担金補助及び交付金	2,330	事業 No. 14 参照
合計	27,834	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	13,514	48.5%
その他	1,200	4.3%
一般	13,120	47.1%
合計	27,834	100.0%

(その他財源の説明)

その他の財源は、協賛企業からの協賛金によるものである (事業 No. 14 参照)。

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	26,615	25,306
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(1) 山口県インターンシップ推進協議会 (15,615 千円) (2) (株)コア (11,000 千円)	(1) 山口県インターンシップ推進協議会 (14,695 千円) (2) (株)コア (9,121 千円) (3) 日本マンパワー (1,490 千円)

(6) - 1 令和2年度委託契約の概要

契約名	令和2年度若者県内定着促進事業(インターンシップの推進等)実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業とのマッチング強化 ・インターンシップの充実 ・参加学生の旅費助成等(その他詳細は仕様書に記載)
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	山口県インターンシップ推進協議会
業者選定理由	山口県インターンシップ推進協議会は、産学公が連携し、インターンシップに関する一連のサービスをワンストップで提供する県内唯一の団体であり、大学生等に対する県内の地域企業でのインターンシップを総合的に推進することができる団体は他にないため。
予定価格	19,935,000円(税込)
入札参加者数	該当なし
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	14,695,485円(税込) 確定額
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	成果品の著作権は山口県に帰属

(6) - 2

契約名	令和2年度若者県内定着促進事業(山口就職アプリ運用等)実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリの運用 ・アプリのPR等(その他詳細は仕様書に記載)
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(株) コア
業者選定理由	当該事業は、令和元年度からの継続事業であり、現在稼働しているアプリの運用・保守・改修等について対応できるのは当該業者だけである。また、アプリの特徴やターゲットを熟知し、アプリ本体と連携しながら、より効果的なPRをすることができるのも当該業者だけであるため。
予定価格	9,121,200円(税込)

入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	9,121,200 円 (税込)
委託契約の成果物等	月次報告及び実績報告書
知財等の取り扱い	成果品の著作権は山口県に帰属

(6) - 3

契約名	令和2年度若者県内定着促進事業 (会社説明動画閲覧環境整備等) 実施業務
契約期間	令和2年4月17日～令和3年3月31日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報のホームページ掲載 ・会社説明動画のホームページ掲載 ・個別会社説明会・見学会スケジュールのホームページ掲載等 (その他詳細は仕様書に記載)
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(株) 日本マンパワー
業者選定理由	本業務は、山口しごとセンターが持つ「求人・求職者情報」を一体的・効率的に収集・運用するものであり、事業を効果的に実施するためには、求職者の就職支援を総合的に行う当センターとの密接な連携が必要であるため。
予定価格	1,490,170 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	1,490,170 円 (税込)
委託契約の成果物等	月次報告及び実績報告書
知財等の取り扱い	成果品の著作権は山口県に帰属

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・仕様書 ・執行伺 ・競争入札等審査会資料

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために、関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認するとともに、承認に関する資料を閲覧した。 ・当該業務委託契約の契約情報が公表されていることについて、関連資料を閲覧した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために、関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定伺 ・見積書 ・契約締結伺 ・委託契約書 ・再委託の承認に関する資料 ・実績報告書 ・業務委託検査報告書 ・支出負担行為票 ・支出票 ・戻入票 ・支出負担行為票（変更）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札等審査会資料 ・実績報告書 ・仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格調書

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標について（有効性）

事業の成果指標として、山口しごとセンター（以下、「センター」という）の就職決定者数を設定している。これは、センターに登録した者のうち、就職が決まった者の人数であり、大学生等以外の一般求職者数も含まれている。

当事業は大学生等を対象とした事業であるため、事業評価を適切に行う観点からは、評価指標についても大学生等に限定する必要がある。また、令和元年度から開始したスマートフォン向けアプリを利用した情報発信事業は、センターに登録していない大学生等に対しても有用な施策である。状況に応じて事業内容の見直しを行うのと同様に、成果指標自体の妥当性についても適宜見直しを行い、適切な事業評価並びに事業改善につなげることを期待する。

15. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

(1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、企業・大学・支援機関等のネットワーク強化を図り、関連情報の提供やマッチング等、研究開発・事業化につながる取組を促進する
事業の概要（内容）	企業等の相互交流、情報交換、各種連携の場の創出等ネットワークの強化及びネットワークを通じた研究開発テーマの発掘・研究推進並びに事業化の促進等
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	成長が見込まれる医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業への中小企業者の参入の促進、事業化の支援等
令和2年度の取組	民間企業から招へいしたプロジェクトプロデューサーが、コーディネーターと連携しながら、研究開発テーマの発掘やマッチングなど、研究開発のフェーズや課題に応じた支援を実施
令和2年度の成果	事業化件数 15件
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン成果指標 事業化件数 令和4年度（2022年度）までに100件 令和元年度 94件 ・やまぐち産業イノベーション戦略（令和3年3月） 事業化件数 令和5年度までに105件 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月） 事業化件数 令和6年度までに110件

関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン②－3～5 ・やまぐち商工業振興プランI－1～3 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年3月） ・やまぐち産業イノベーション戦略（2021年3月）
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	24,418	32,418
決算額	—	12,854	15,080

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和元年度は展示会出展料や展示ブース装飾料の減少及び、新型コロナウイルス感染症の影響による旅費の減少等で決算額が当初予算額に対して少額となった。同様に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による展示会の出展方式変更やセミナー開催方式の変更に伴う関連経費の減少や旅費の減少等で決算額が当初予算額に対して少額となった。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	140	職員旅費
一般需用費	750	消耗品等
役務費	60	電話代
委託料	14,130	下記委託契約の概要参照
合計	15,080	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	7,163	47.5%
その他	—	—
一般	7,917	52.5%
合計	15,080	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	10,900	14,130
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(地独)山口県産業技術センター	(地独)山口県産業技術センター

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング及び交流支援等 専門分野の技術セミナーやテーマ別研究会の開催、外部アドバイザー招聘等により研究開発を促進。 <ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出展支援 首都圏大規模展示会等に出展し、研究開発成果の事業化、販路拡大等を促進。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハンズオン支援 開発アイテムの探索や競争的資金獲得に必要な科学的根拠データの取得のための試験分析等。
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター。
業者選定理由	<p>本事業は、医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野における産業の集積と育成を図るため、ネットワークを通じた情報交換の場の創出、企業間や産学公連携による付加価値の高い新たな研究開発・事業化、販路拡大の推進を図るものである。このため、本事業の適切かつ円滑な実施のためには、下記の要件を充たす者に事業を委託する必要がある。</p> <p>① 研究員等が多数在籍し、技術開発に関する専門知識・ノウハウ、関係企業等との連携、調整能力を有している者であること。</p> <p>② 事業内容が、企業シーズ・ニーズといった企業機密に関するものであり、これらの企業と競合しない者であること。</p> <p>③ 県の関与など公的な性格を有し、県内企業に対する高い周知性と信用力があること。</p> <p>本事業の委託先としては、民間シンクタンク、産業振興に係る公的団体等が想定されるが、上記の要件を充たし、かつ、本県においてこれらの活動を遂行できる機関は、地方独立行政法人山口県産業</p>

	技術センターの他にないため。
予定価格	26,157,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	26,157,000円（税込）
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	委託業務の履行に伴い著作権その他の権利が生じたときは、山口県に帰属。

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・適切な契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否かを質問した。 ・発注者による検査が適切に執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託仕様書 ・競争入札等審査会資料 ・随意契約とする理由及び受託者選定理由 ・業者選定伺 ・委託契約書 ・業務委託検査調書 ・成果報告書 ・委託料積算払請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否かを質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるかを質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とする理由及び受託者選定理由 ・委託契約書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先で計上されている旅費の単価について 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	て、予定と実績で大きな乖離がないか質問した。	・ 予定価格調書

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】事業の成果指標について(有効性)

本事業は、前身の事業(平成25年度開始の次世代産業クラスター形成事業)からのセミナー活動や、展示会開催の積み重ねによる成果が令和2年度事業化件数15件という結果を導いている。そして、担当者に調べてもらったところ、支援を開始した事業年度の内訳は平成25年度:3件、平成26年度:2件、平成28年度:1件、平成29年度:1件、平成30年度:3件、令和元年度:1件、令和2年度:4件である。このように、本事業の成果の発現時期は一般的に、その契機となった活動(本事業で開催したセミナー活動等)から数年後になることが多いことが分かる。

したがって、県としては当事業年度の案件化件数のみを把握するのではなく、本事業の成果を適切に評価するためにも、案件化の契機となった支援活動開始年度ごとで整理し、成果とそれを獲得するために要した費用をより詳細に分析できるような状況を整えておくべきである(事後検証により、何が良くて成果に結実したかを整理することで今後の事業展開に活用され得る)。また、そもそも事業の成果指標としては、前身の事業活動の成果を含んでいる案件化数だけでは各年度単位での活動の評価を適正に行うことができないため、一事業年度内に事業化を達し得ない場合、事業化件数を目標値とすることは効果測定の観点では不十分である。

【意見】事業予算について(経済性・効率性)

上記(2)予算額と決算額の3期間推移の通り、令和元年度の当初予算額の執行状況は52.64%であり、令和2年度と同割合は46.51%であった。令和2年度では、新たな取り組みとして、企業や大学にある技術シーズの発展性調査(9,000千円)を予定していたことから、令和元年度に対して当初予算額の規模も膨らんでいた。

新型コロナウイルス感染症の影響について、いつ収束するか、又は長期化がどこまで及ぶのか等については誰も予測し得ない状況であったことを踏まえると、事業の実施を前提に予算財源を確保しておくことは十分理解できる。一方で、あくまでも結果論にはなるが、やはりそうは言っても執行見通しが不透明な状況下では、予算財源の固定化にも繋がり、効率的な財源の使用や他の事業予算への配分額に影響が出ることも事実である。

したがって、当初予算の段階では非常に難しい判断になるものと推察されるが、予算執行見込みをより一層精査し、事業目的に沿って、最小の経費で最大の効果を得る事業実施(予算執行)を期待する。

15-2. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業 山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
委託料	26,157	14,130
自己充当額	0	0
合計	26,157	14,130

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
人件費	0	0
報償費	1,023	510
旅費	4,608	566
需用費	3,059	2,708
役務費	267	202
外注費	9,900	4,548
使用料及び賃借料	7,300	5,597
合計	26,157	14,130

(2) - 1 令和2年度の委託契約の概要

契約名	BioJapan2020 展示会小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	令和2年9月1日～令和2年10月16日
業務内容	BioJapan2020 展示会小間装飾業務
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約(会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(株)フジヤ
業者選定理由	県登録大分類(07)企画・製作 小分類(2)看板、(6)イベント等の運営、(7)デザイン企画を第一希望とする特AおよびA業者かつ、東京に本社機能または本部機能がある6者を選定
予定価格	825千円(税込)
入札参加者数	2者入札/6者指名
落札率(%)	該当なし

委託契約金額	825 千円 (税込)
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 2

契約名	食品微生物の迅速同定システムの構築に関する研究
契約期間	令和2年8月1日～令和3年3月27日
業務内容	MALDI-TOF/MS 微生物迅速同定システムの精度向上を目的とする。
契約方法	随意契約 (会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(学) 中村産業学園
業者選定理由	共同研究によるため
予定価格	300 千円 (税込)
入札参加者数	1 者
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	300 千円 (税込)
委託契約の成果物等	共同研究報告書
知財等の取り扱い	共同研究契約書 第16条～20条により規定

(2) - 3

契約名	環境 DNA・RNA 検出方法の検討
契約期間	令和2年11月1日～令和3年3月31日
業務内容	環境中に含まれる DNA・RNA の捕集及び抽出、解析に関する研究を行うとともに、市場に広く使用される産業用途としての DNA チップを活用する可能性を検討する。
契約方法	随意契約 (会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(大) 山口大学
業者選定理由	受託研究によるため
予定価格	1,300 千円 (税込)
入札参加者数	1 者
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	1,300 千円 (税込)
委託契約の成果物等	共同研究報告書
知財等の取り扱い	共同研究契約書 第14条～16条により規定

(2) - 4

契約名	FAU型ゼオライト膜を用いた日本酒濃縮法の実用性評価
契約期間	令和2年12月1日～令和3年3月26日
業務内容	FAU型ゼオライト膜を用いた濃縮技術が、食品製造に適した技術シーズかどうか探求する。
契約方法	随意契約（会計規則第27条第3項第1号）
委託業者名	（大）山口大学
業者選定理由	共同研究
予定価格	550千円（税込）
入札参加者数	1者
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	550千円（税込）
委託契約の成果物等	共同研究報告書
知財等の取り扱い	共同研究契約書 第14条～16条により規定

（2）－5

契約名	FC EXP02021 展示会小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	令和3年1月21日～令和3年3月5日
業務内容	FC EXP02021 展示会小間装飾業務
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約（会計規則第27条第3項第1号）
委託業者名	サクラインターナショナル（株）
業者選定理由	県登録大分類（07）企画・製作 小分類（2）看板、（6）イベント等の運営、（7）デザイン企画を第一希望とする特AおよびA業者かつ、東京に本社機能または本部機能がある6者を選定
予定価格	1,650千円（税込）
入札参加者数	3者入札/8者指名
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	（当初）1,650千円（税込） （変更後）710千円（税込）
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約手続きを定めた規程の有無を確認し、当該規程に沿った手続きとなっているか否か確認した。 ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・業務委託契約書及び仕様書を入手した。 ・変更契約のある業務委託について、変更理由や変更内容の合理性を確認するため、変更契約書等を閲覧した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 ・業務委託の検査状況を確認した。 ・委託料の支出について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名型プロポーザル審査委員会設置要綱 ・審査結果集計表 ・地方独立行政法人山口県産業技術センター業務委託プロポーザル方式実施要領 ・委託契約書 ・委託変更契約書 ・出展仕様書 ・見積書 ・業務委託検査調書 ・請求書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<p>同上</p>
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	<p>同上</p>

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】共同研究等の委託事務手続きについて（有効性、経済性・効率性）

上記（2）－3及び4に記載した山口大学との共同研究等について、他の委託料支出を行うプロセスの中で要する、「相手先」・「委託料」の検討が内部的に行われている証跡（積算資料・検査調書）が残されていなかった。当該状況について、事務手続きの管理担当者に確認したところ、センター研究員が当該研究に要する概算費用を予測でき、大学側から提出された見積内容がそのままセンター内部で承認される実務慣行が存在するとのことであった。

この点、研究委託であるため、センター内で積算を行うこと自体が困難であることは理解できるが、やはり県からの委託料を財源として行う事業である以上、大学側からの見積金額の妥当性は一定水準で検証されなければならない。また、元々の委託元が県である以上、事業成果を客観的に確認するための検査調書を適切に残すべきであり、実施主体として県の責任を果たす意味でも改めて県による指導の徹底が望まれる。

16. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業

(1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進体制整備事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、県産業技術センターに設置した「イノベーション推進センター」の支援体制の充実を図り、県内企業の研究開発や新事業展開の育成を図る
事業の概要（内容）	県産業技術センターに設置した「イノベーション推進センター」において、「医療」「環境・エネルギー」「バイオ」の3つの推進チーム体制で、マッチングや研究開発プロジェクトの支援を実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	成長が見込まれる医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業への中小企業者の参入の促進、事業化の支援等
令和2年度の取組	民間企業から招へいしたプロジェクトプロデューサーが、コーディネーターと連携しながら、研究開発テーマの発掘やマッチングなど、研究開発のフェーズや課題に応じた支援を実施
令和2年度の成果	事業化件数 15件
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン成果指標 事業化件数 令和4年度（2022年度）までに100件

	(令和元年度末(2019年度末)実績:94件)
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン②-3~5 ・やまぐち商工業振興プランI-1~3
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業(令和元年度開始)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	79,088	79,088
決算額	—	67,424	63,827

(予算額及び決算額の著増減事項)

当初は委託料に現地までの旅費交通費が含まれていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、現地会議等が中止となり、WEB会議となったため減少した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
旅費	400	職員旅費
一般需用費	600	消耗品等
役務費	54	電話代
使用料及び賃借料	80	職員ETC代
委託料	62,693	下記委託契約の概要参照
合計	63,827	

(4) 財源の内訳

(単位:千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	31,346	49.1%
その他	—	—
一般	32,481	50.9%
合計	63,827	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	65,204	62,693
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(地独) 山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	次世代産業イノベーション推進体制整備事業
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	イノベーション推進センターにおける 3 分野（医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野）の推進チーム体制の構築 【各分野推進チームの業務内容】 ・研究開発テーマの選定等 ・企業及び大学等研究機関との調整 ・競争的資金の獲得支援 等
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	企業の研究開発にも深くかかわるため、これらの企業と競合しない中立的かつ公的な立場で専門的な知識やノウハウを有する業者を選定した。単に価格のみを選定基準とする競争入札には適さない。
予定価格	72,753,000 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	62,693,494 円（税込）確定額（精算金額）
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	委託業務の履行に伴い著作権その他の権利が生じたときは、山口県に帰属

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。	・新産業振興課競争入札等審査会設置要

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否かを質問した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	綱 <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・委託契約書 ・仕様書 ・予定価格調書 ・随意契約の契約締結状況 ・委託料精算払請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否かを質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるかを質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とする理由及び受託者選定理由 ・業者選定何 ・業務委託仕様書 ・業務委託検査調書 ・成果報告書 ・業務収支決算書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否かを質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格調書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標（事業化件数）の見直しについて（有効性）

次世代産業イノベーション推進体制整備事業において、製品として販売可能な状態にする、いわゆる事業化件数が事業の成果指標等となっている。ここで、成果指標としての事業化件数は、令和4年度までに100件達成目標としているが、令和元年度末までに94件の実績があり、令和2年度末では15件達成しているので合計109件である。すなわち、令和2年度末で先に定めた成果指標としての事業化件数を達成しており、事業が継続されるのであれば、さらなる目標としての成果指標（事業化件数）を設定し、研究開発や新事業展開が一層広がりを見せることが期待される。

16-2. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業 山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
委託料	72,753	62,694
合計	72,753	62,694

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
人件費	60,644	59,840
報償費	0	0
旅費	10,546	749
需用費	1,101	1,895
役務費	462	69
外注費	0	0
使用料及び賃借料	0	141
合計	72,753	62,694

(2) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費について、単価及び時間(日数)等の算定根拠を確認した。 ・人件費について、源泉徴収事務手続きの内容を確認した。 ・人件費について、交通費や手当等が各種規程に沿って支給されていることを確認した。 ・需用費について、内容を確認した。 ・使用料及び賃借料について、内容を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトプロデューサーを擁する各会社との覚書 ・会計年度任用職員人件費一覧表 ・就業規程 ・給与・休暇関係事務説明会資料 ・契約事務取扱規程(需用費) ・ソフトウェア購入資料(使用料及び賃借料)

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	・人件費について、種別ごとの内容を確認した。	・プロジェクトプロデューサーを擁する各会社との覚書 ・業務収支決算書 ・各会社との覚書 ・給与・休暇関係事務説明会資料 ・地域手当、期末規程
経済性・効率性	同上	同上

(3) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

17. 次世代産業イノベーション推進事業

(1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	地域経済の活性化や、雇用の創出を図るため、県内企業等が地域の強み（医療関連分野、環境・エネルギー分野、バイオ関連分野）を

	活かして取り組む、研究開発・事業化プロジェクトを研究開発補助金により支援する																				
事業の概要（内容）	今後の成長が期待される医療関連、環境・エネルギー、バイオ関連の分野において、県内での事業化等地域経済への波及効果が得られる企業や大学等の先導的、先進的な研究開発・事業化の取組について補助する																				
事業の概要図等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">研究開発・実証実験</th> </tr> <tr> <th>特別枠</th> <th>通常枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象分野</td> <td colspan="2">① 医療分野（ヘルスケア分野を含む） ② 環境・エネルギー分野（水素エネルギーを含む） ③ バイオ分野</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>100,000 千円</td> <td>15,000 千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="2">2/3 以内</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>1 年間（特に必要と認められる場合最長 5 年間）</td> <td>1 年間（特に必要と認められる場合最長 3 年間）</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や大学など 2 者以上による研究開発グループ（※県内中小企業が参画していることを要件） ・ 代表申請者は県内に主たる事業所を有する企業（※県内での事業化を要件に県外企業からの提案も可） </td> </tr> </tbody> </table>	区分	研究開発・実証実験		特別枠	通常枠	対象分野	① 医療分野（ヘルスケア分野を含む） ② 環境・エネルギー分野（水素エネルギーを含む） ③ バイオ分野		補助上限	100,000 千円	15,000 千円	補助率	2/3 以内		事業期間	1 年間（特に必要と認められる場合最長 5 年間）	1 年間（特に必要と認められる場合最長 3 年間）	補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や大学など 2 者以上による研究開発グループ（※県内中小企業が参画していることを要件） ・ 代表申請者は県内に主たる事業所を有する企業（※県内での事業化を要件に県外企業からの提案も可） 	
区分	研究開発・実証実験																				
	特別枠	通常枠																			
対象分野	① 医療分野（ヘルスケア分野を含む） ② 環境・エネルギー分野（水素エネルギーを含む） ③ バイオ分野																				
補助上限	100,000 千円	15,000 千円																			
補助率	2/3 以内																				
事業期間	1 年間（特に必要と認められる場合最長 5 年間）	1 年間（特に必要と認められる場合最長 3 年間）																			
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や大学など 2 者以上による研究開発グループ（※県内中小企業が参画していることを要件） ・ 代表申請者は県内に主たる事業所を有する企業（※県内での事業化を要件に県外企業からの提案も可） 																				
中小企業者等の振興への効果（寄与）	成長が見込まれる医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業への中小企業者の参入の促進、事業化の支援等																				
令和 2 年度の取組	「やまぐち産業イノベーション促進補助金」の公募を行い、応募事業 7 件のうち 4 件を新規採択事業として、補助金の交付を実施。また、昨年度からの継続事業 6 件について、補助金の交付を実施。																				
令和 2 年度の成果	事業化件数 10 件																				
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン成果指標 事業化件数 令和 4 年度（2022 年度）までに 100 件 （令和元年度末（2019 年度末）実績：94 件）																				
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン②－3～5 ・ やまぐち商工業振興プラン I－1～3 ・ やまぐち産業イノベーション戦略（重点成長分野に「医療関連産業」「環境・エネルギー関連産業」「バイオ関連産業」を含む） 																				
規制を受ける法令等	該当なし																				
事業区分	継続事業（平成 30 年度開始）																				

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	387,000	322,000
決算額	14,470	237,106	278,789

(予算額及び決算額の著増減事項)

平成30年度の当初予算はなく、補正予算を組んで事業を執行した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	510	審査会謝金
旅費	380	職員等旅費等
役務費	38	電話代
負担金補助及び交付金	277,861	下記補助金等の概要参照
合計	278,789	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	60,699	21.8%
その他	218,090	78.2%
一般	—	—
合計	278,789	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、やまぐち産業イノベーション基金によるものである。

(5) 補助金・負担金・交付金等(以下、補助金等)の過年度推移(3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	13,219	235,419	277,861
補助金等名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金	やまぐち産業イノベーション促進補助金	やまぐち産業イノベーション促進補助金
交付先名	・(株) ヤナギヤ ・(株) 伸和精工	・シースター(株) ・(株) トクヤマ	・(株) スペース・バイオ・ラボラトリーズ

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀産業（株） ・西日本オフィスメーション（株） 	<ul style="list-style-type: none"> ・フジミツ（株） 外 4 件（継続事業分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）テクノウェル ・旭酒造（株） ・（株）木原製作所 外 6 件（継続事業分）

（6）令和 2 年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金																
目的（趣旨）	補助金は、やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、医療関連分野（ヘルスケア関連分野を含む）、環境・エネルギー関連分野（水素エネルギー関連分野を含む）、バイオ関連分野において、補助金の交付の対象となる者が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業に係る経費の一部を補助することにより、県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。																
公募・非公募	公募																
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領など 																
創設年度	平成 30 年度																
交付対象事業	・次世代産業イノベーション推進事業																
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・通常枠 1 年（特に必要と認められる場合は最長 3 年間） ・特別枠 1 年（特に必要と認められる場合は最長 5 年間） 																
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <p>【通常枠】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費に要する費用</td> <td>人件費、補助人件費（賃金）</td> <td rowspan="5">2 / 3 以内 (15,000 千円)</td> </tr> <tr> <td>器機設備に要する費用</td> <td>機械器具設置費</td> </tr> <tr> <td>共同研究に要する費用</td> <td>共同研究費</td> </tr> <tr> <td>委託に要する費用</td> <td>委託料</td> </tr> <tr> <td>事業に要する費用</td> <td>謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2 / 3 以内 (15,000 千円)	器機設備に要する費用	機械器具設置費	共同研究に要する費用	共同研究費	委託に要する費用	委託料	事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)															
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2 / 3 以内 (15,000 千円)															
器機設備に要する費用	機械器具設置費																
共同研究に要する費用	共同研究費																
委託に要する費用	委託料																
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費																

	その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	
	【特別枠】		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (100,000 千円)
	器機設備に要する費用	機械器具設置費	
	共同研究に要する費用	共同研究費	
	委託に要する費用	委託料	
事業に要する	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費		
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの		
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	新規 4 件及び継続事業分 6 件	277,861 千円	
	合計	277,861 千円	
実績報告書	補助事業の完了の日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位ではやまぐち維新プラン成果指標として令和 4 年度までに事業化件数 100 件）。		
	効果測定の方法（事務手続）		
	上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。		
県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間） 補助金単位では効果測定を実施していないため、参考までに事業単位での目標値及び実績値を記載した。			
（単位：件）			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度

	目標値	100	100	100
	実績値	85	94	110
※目標値は令和4年度までの目標値				
類似する補助金制度	補助金名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金〔宇宙利用産業分野〕		
	目的・趣旨	宇宙利用産業分野（衛星データの利用）において県内企業が取り組む研究開発を支援することにより、県内での事業化を促進し、産業の育成・集積を図る。		
	創設年度	令和元年度		
	所管部署課	商工労働部 新産業振興課		
	補助金名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金〔未来技術関連分野〕		
	目的・趣旨	未来技術を活用した新たなビジネスの創出を促進し、県内における産業の育成・集積を図る。		
	創設年度	令和2年度（令和元年度までは〔IoT等関連分野〕）		
	所管部署課	産業戦略部		
	補助金名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金〔自動車関連分野〕		
	目的・趣旨	自動車産業への新規参入及び事業拡大等を促進し、県内における産業の育成・集積を図る。		
	創設年度	令和2年度		
	所管部署課	産業戦略部		
	補助金名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金〔IoT等関連分野〕		
	目的・趣旨	県内企業等によるIoT等を活用した新たなビジネスの創出の促進を図る。		
	創設年度	平成30年度（令和2年度から「未来技術関連分野」に移行）		
	所管部署課	商工労働部 経営金融課		

	補助金名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業関連分野〕
	目的・趣旨	航空機・宇宙産業関連分野に取り組む研究開発を支援し、県内での事業化の促進を図る。
	創設年度	平成 30 年度
	所管部署課	商工労働部 経営金融課

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 補助金の事業計画書及び交付申請書を閲覧した。 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 事業の実績について事業実績報告書及び事業化活動状況報告書を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領 やまぐち産業イノベーション促進補助金公募要領 補助事業計画書 補助金交付申請書 事業実績報告書 事業化活動状況報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 補助金交付の公平性について、非公募の場合 	<ul style="list-style-type: none"> やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領 やまぐち産業イノベーション促進補助金公募要領 補助事業計画書 事業実績報告書 事業化活動状況報

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>はその理由、また、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。また公募の場合は、補助事業が広く周知され申請者が相当数存在しているか否か質問及び関連書類を閲覧した。</p> <p>・補助事業に関する収支報告書を閲覧した（収支額が一致する場合の妥当性）。</p>	<p>告書</p> <p>・継続審査会の審査結果</p>
<p>経済性・効率性</p>	<p>・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。</p> <p>・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。</p> <p>・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。</p> <p>・類似の補助金との相違について質問し、一本化の必要性等の要否を検討した。</p>	<p>・補助事業計画書</p> <p>・事業実績報告書</p> <p>・事業化活動状況報告書</p> <p>・継続審査会の審査結果</p>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）

次世代産業イノベーション推進事業では、補助金単位で明確な成果指標を設定していない（事業単位ではやまぐち維新プラン成果指標に基づき他の施策と併せて令和4年度までに100件の事業化件数を設定）。この点、確かに、事業としての目標は、今後の成長が期待される医療、環境・エネルギー、バイオ関連の分野における、持続的なイノベーションの創出及び地域経済の活力の創出・向上であり、当該補助金はその手段でしかない。

しかし、補助金単位で事業が細分化されており、そこに財源が配分される以上、当該補助金創設の制度趣旨に沿った明確な成果指標があるべきである。そして、それら補助金ごとの成果の積み上げが、事業全体の成果に繋がっているところ、補助制度別に効果測定が検証される必要がある（成果が上がった制度や成果が上がらなかった制度を把握して、効果的な予算配分に活用しなければならない）。

また、そもそも、事業全体で成果指標が事業化数のみであるため、補助金の存在が主たるインセンティブとなり、事業化に成功したのか、補助金とは関係ない他の要因により事業化に成功したのかが判断できず、効果測定の十分性に欠ける。

以上より、事業の有効性を分析する点と予算財源の効率性を追求する点において、補助事業単位での効果測定を可能とする成果指標の設定、結果の分析が必要である。

18. データサイエンス活用推進事業（産業人材創造事業）

（1）事業の概要

事業名	データサイエンス活用推進（産業人材創造事業）
細事業名	（1）データサイエンティスト育成に係る専門カリキュラムへの参加支援 （2）ビッグデータ解析等によるケーススタディの実施 山口大学と県内企業が連携してビッグデータ解析、高度統計処理等を活用したケーススタディの実施
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	次世代産業の推進に資するイノベーション創出に向け、データサイエンティストを育成するとともに県内企業の技術力・研究開発力等の強化につながるデータサイエンスの活用を産学公連携により推進する
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・データサイエンティスト育成に係る専門カリキュラムへの参加支援 ・ビッグデータ解析等によるケーススタディの実施 山口大学と県内企業が連携してビッグデータ解析、高度統計処理等を活用したケーススタディの実施
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	産学公連携の下で知識・実務の両面から県内企業におけるデータサイエンス活用の支援
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・山口大学におけるデータサイエンスマスター、リテラシー講座開催 ・ケーススタディの実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業8社、24名中21名の授業料を半額補助 ・ケーススタディ1件
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・受講企業数 ・ケーススタディ件数

関連する県の計画・施策等	山口産業イノベーション戦略における 03-8 地域産業 IoT 等導入促進プロジェクトに関するもの
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	6,000
決算額	—	—	4,665

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,665	下記委託契約の概要参照
合計	4,665	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,332	50.0%
その他	—	—
一般	2,333	50.0%
合計	4,665	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	4,665
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(一社) 山口県情報産業協会

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	山口県データサイエンス活用推進業務委託
契約期間	令和2年7月1日～令和3年3月31日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データサイエンティスト育成に係る専門カリキュラムの実施等 ・産学連携によるケーススタディ等の実施
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（一社）山口県情報産業協会
業者選定理由	<p>当該事業の目的は、AI、IoT、ビッグデータの進展に伴い、企業活動においてもそれらの先端的技術の利用が求められる中、内外のデータを迅速かつ高度に分析・解析することにより、マーケティングの強化や生産性の向上をはじめ、研究開発の推進につなげるデータサイエンスの活用を推進することで県内企業の技術力・研究開発力を強化し、次世代産業の推進に資するイノベーション創出につなげることを目的としている。</p> <p>この事業目的を効率的かつ効果的に達成するためには、常日頃より県内企業におけるIT環境・データサイエンスの導入状況や対応状況、抱える課題等を把握していることが必要である。</p> <p>ここで（一社）山口県情報産業協会は山口県内のIT企業の基盤整備と情報化促進に寄与することなどを目的として設立された、県内のIT企業等によって構成される団体であり、既に県内IT企業とのネットワークが構築されているとともに、専門セミナーの実施等の受託実績も豊富に有している。今後、産学公連携によるデータサイエンスの推進にあたっては、先端的な知見を持つアドバイザー機能やニーズとシーズに係る調整機能の幅広い活用は必須であり、関連企業等とのネットワークを有する同協会は当該業務を委託する相手方として適当である。</p>
予定価格	6,000,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	<p>（当初）5,984,230円（税込）</p> <p>（決算額）4,665,430円（税込）</p>
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	委託業務の履行に伴い著作権その他の権利が生じたときは、山口県に帰属

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・発注者による検査が適切に執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業人材創造事業実施業務委託仕様書 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 ・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格積算書 ・変更契約に係る設計書、見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

18-2. 産業人材創造事業

(1) 事業の概要

事業名	産業人材創造事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	人手不足が深刻化し、第4次産業革命による技術革新が進展する中、本県産業力の強化に向け、専門性の高い研修等の実施により中小企業の中核を担う人材の育成を支援する
事業の概要（内容）	<p>(1) 支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち産業振興財団に設置された「生産性向上・人材創造拠点」に人材育成コーディネータを1名配置し、様々な業種・業態の企業ニーズに応じた伴走型の支援を行う <p>(2) 企業の挑戦を支える人材の幅広い分野における研修機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野における知識の習得を図る様々な研修や本県産業の特性に対応した研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> i 中核人材育成研修（経営、組織マネジメント、営業・マーケティング、IT 未来技術等） ii 製造業を対象とした、県内大企業や大学と連携した高度ものづくり人材の育成支援 <p>(3) 専門性を深化させる研修機会やノウハウの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワーアップ研修（知識の深掘りを図るための長期研修の実施） ・展示会活用型人材育成 <ul style="list-style-type: none"> i 展示会出展の企画・準備段階からフォローアップまで一貫した育成プログラムと連動した展示会出展を通じて、実践的な産業人材の育成を促進 ・民間研修受講費等への助成（ニッチな研修受講ニーズにも幅広く対応した支援）
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	専門性の高い研修等の実施により、本県産業力の強化に寄与する
令和2年度の取組	上記事業の概要に記載の内容を実施

令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成コーディネータを配置し、成長意欲のある中小企業に対する人材育成に係るヒアリング、助言、支援後のフォローアップや企業ニーズを踏まえた研修の受講提案等の個別サポートを実施 ・中核人材育成研修として「マネジメント力育成講座」等、11 研修を実施（78 社、103 名の受講） ・高度ものづくり人材の育成支援として「事故事例から学ぶ工場安全講座」等、5 研修を実施（32 社、48 人の受講） ・パワーアップ研修として「売上向上につなげる経営戦略実践講座」等、4 研修を実施（31 社、31 人の受講） ・展示会活用型人材育成として「危機管理産業展」等、2 研修（展示会）を実施（10 社、10 名の受講） ・高度かつ専門的な知識、技術の習得を目的として、民間研修等の受講に対する費用の一部を補助（10 社、50 人に対して補助）
事業の成果指標等	研修等への参加者数 320 人（令和2年度）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン：③-10、③-14 ・やまぐち商工業振興プラン：8 - (3)
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成30年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	36,000	56,244	34,232
決算額	29,906	40,776	19,286

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和2年度決算額の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	19,286	下記委託契約の概要参照
合計	19,286	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	9,643	50.0%
その他	—	—
一般	9,643	50.0%
合計	19,286	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	40,776	19,286
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(公財) やまぐち産業振興財 団	(公財) やまぐち産業振興財 団

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	産業人材創造事業実施業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成コーディネータの配置 ・中核人材育成研修の実施 ・企業の研修受講に対する補助 ・県内企業への幅広い周知による研修等の受講促進
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	(公財) やまぐち産業振興財団には、生産性向上・産業人材創造拠点が設置され、中小企業における中核人材の確保・育成に関する機能を有しており、また、よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等が設置されるなど、中小企業支援に関するノウハウも有している。加えて、同財団は産業振興に関する中核的支援機関として、地域金融機関や民間企業、商工会議所等関係機関との協働の実績があり、事業の円滑な実施及び事業効果の早期発見が期待できることから、同財団に委託するものとした。
予定価格	33,924,994 円 (税込)
入札参加者数	該当なし

落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	(当初) 33,924,994 円 (税込) (決算額) 19,286,107 円 (税込) 確定額
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等 (以下、補助金等) の過年度推移 (3 期間)

(単位: 千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	10,946	—	—
補助金等名称	産業人材創造事業補助金	—	—
交付先名	(公財) やまぐち産業振興財 団	—	—

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 適切な契約手続きが採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 再委託の取扱いについて契約書を確認した。 発注者による検査が適切に執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業人材創造事業実施業務委託仕様書 執行伺 見積業者の選定 競争入札審査会資料 業者選定伺 見積書 契約書 検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 長期 (複数年) に亘り、特定の 1 者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 実績 (成果物) の検証方法を質問し、仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定理由書 実績報告書 仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。</p> <p>・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。</p>	
経済性・効率性	<p>・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。</p> <p>・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。</p>	<p>・見積書</p> <p>・予定価格積算書</p> <p>・変更契約に係る設計書、見積書</p>

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標について（有効性）

令和2年度における当該事業の成果指標としては、研修等への参加者数 320 人を掲げている。しかし、この指標を選択した明確な理由はなく、数字の算定根拠も主に実施予定の研修等での収用人数等から逆算的に算定しているとのことであった。また、当該事業では専門性の高い研修等の実施により中小企業の中核を担う人材の育成を支援することが目的であるが、そもそも、中核を担う人材は業種によって異なり、明確化が難しいという状況にある。

研修等の参加者数を成果指標とした場合、例えば、安易に参加者数確保に偏向する可能性があり、過度な広報関連費用の支出や、参加者数の重視が結果的に企業の規模や業種を必ずしも適切に反映しない研修内容となってしまう等の問題を内包するリスクがある。さらに、研修等の参加者数という数値は、あくまでも研修開催に伴うアウトプット量（活動量）であり、事業目的に照らした成果指標としては最適とは言えないと考える。

そこで、当該事業の成果指標は、あくまでも中核人材として各企業で能力を発揮するに至ったかどうかに着目して、可能な限り、定量的にその件数等を設定すべきである（例えば、研修を受講した企業へ、一定期間の事後フォローとしてヒアリングやアンケート等により、受講者の企業内でのその後の任務遂行状況を把握する等も考えられる）。

以上より、事業の成果指標に関しては、事業の趣旨や実態に即して最適な指標となるよう検討し、設定することが望まれる。

18-3. 産業人材創造事業 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
県委託料	33,925	19,286
企業負担金(研修受講料)	0	220
企業負担金(展示会出展)	4,200	1,045
合計	38,125	20,551

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
委託費	1,650	1,539
助成金	3,300	864
諸手当	311	84
福利厚生費	29	323
賃金	2,281	1,859
謝金	10,604	7,584
旅費	4,261	902
需用費	5,011	678
役務費	146	805
賃借料	10,532	5,687
租税公課	0	226
合計	38,125	20,551

(2) - 1 令和2年度の委託契約の概要

契約名	展示会活用型人材育成研修実施業務(共同)
契約期間	令和2年9月16日～令和3年2月28日
業務内容	展示会出展に伴う研修の実施
契約方法	随意契約(財務規程第29条第2項第2号)
委託業者名	ジャイロ総合コンサルティング(株)
業者選定理由	随意契約(プロポーザル方式)
予定価格	1,100,000円(税込)

落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	988,900 円 (税込)
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(2) - 2

契約名	展示会活用型人材育成研修実施業務 (連携)
契約期間	令和2年11月24日～令和3年2月28日
業務内容	展示会出展に伴う研修の実施
契約方法	随意契約 (財務規程第29条第2項第2号)
委託業者名	(株) マジックマイスター・コーポレーション
業者選定理由	随意契約 (プロポーザル方式)
予定価格	550,000 円 (税込)
委託契約金額	550,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(3) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	研修受講費等補助金 (新型コロナウイルス感染症関連枠)		
目的 (趣旨)	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等に対応するため、新たに販路開拓等に取り組む事業者が、専門性の高い知識・技術の習得を目的として、その従業員等に研修等を受講させた際の受講料等の一部を補助することにより、中小企業の事業活動の中核的な役割を担う人材の育成を支援する。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	研修受講費等補助金 (新型コロナウイルス感染症関連枠) 交付要綱		
創設年度	令和2年度		
交付対象事業	産業人材創造事業		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率 (限度額)	補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要		
	【一般型】		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	研修受講に要する費用	受講料、教材費	1/2以内 (30,000 円/人) (150,000 円/社)

	【外部講師招へい型】		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	研修実施に要する費用	講師謝金、旅費	1/2以内 (30,000円/回) (150,000円/社)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先		交付金額
	1社		150,000円
合計		150,000円	
実績報告書	対象研修等の受講を終了した日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	事業計画書において、「受講の目的と必要性(身につけさせたい能力等)」を確認している		
補助金等の効果測定	効果測定の方法(事務手続)		
	事業報告書において、「身に付いた力」を確認しており、必要に応じて個別にフォローしている。		
類似する補助金制度	該当なし		

(3) - 2

補助金等の名称	研修受講費等補助金
目的(趣旨)	専門性の高い知識・技術の習得を目的として、中小企業がその従業員等に研修等を受講させた際の受講料等の一部を補助することにより、中小企業の事業活動の中核的な役割を担う人材の育成を支援する。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	研修受講費等補助金交付要綱
創設年度	令和2年度
交付対象事業	産業人材創造事業
事業期間	1年間

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要	
	【一般型】	
	区分	補助対象経費概要
	研修受講に要する費用	受講料、教材費
		補助率（限度額）
		1 / 2 以内 (30,000 円/人) (150,000 円/社)
	【外部講師招へい型】	
	区分	補助対象経費概要
	研修実施に要する費用	講師謝金、旅費
		補助率（限度額）
		1 / 2 以内 (30,000 円/回) (150,000 円/社)
	【長期研修型】	
	区分	補助対象経費概要
	研修受講に要する費用	旅費、受講料、教材費
		補助率（限度額）
		1 / 2 以内 (500,000 円/人)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	【一般型】	
	交付先	交付金額
	7 社	345,632 円
	合計	345,632 円
	【外部講師招へい型】	
	交付先	交付金額
	3 社	368,180 円
	合計	368,180 円
	【長期研修型】	
該当なし		
実績報告書	対象研修等の受講を終了した日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出	

補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等
	事業計画書において、「受講の目的と必要性(身につけさせたい能力等)」を確認している。
類似する補助金制度	効果測定の方法（事務手続）
	事業報告書において、「身に付いた力」を確認しており、必要に応じて個別にフォローしている。
類似する補助金制度	該当なし

(4) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・業務委託契約書及び仕様書を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 ・業務委託の検査状況を確認した。 ・委託料の支出について確認した。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱に沿った事務手続きとなっていることを確認した。 ・申請者による補助対象経費の正確性について確認した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル応募要領 ・提案書、見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・委託契約書 ・仕様書 ・実績報告書 ・請求書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱 ・補助金実績報告書
有効性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書の内容を確認した。 ・成果指標の設定及び効果測定について質問 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	し、関連書類を閲覧した。	
経済性・効率性	【委託契約】 ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 【補助金】 ・補助対象経費の適正性について確認した。	【委託契約】 ・見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会審査結果集計表 ・実績報告書 ・仕様書 【補助金】 ・補助金実績報告書

(5) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 補助金の効果測定指標について（有効性）

産業人材創造事業では、交付要綱第3条(補助金の交付の目的)から専門性の高い知識・技術の習得を目的としており、申請企業が対象となる専門的な研修を修了することを成果と認識している。しかしながら、専門的な研修の修了は、あくまでもアウトプット（活動）であり、事業目的に照らした成果指標として必ずしも最適とは言えない。つまり、専門的な研修の修了が、中小企業の事業活動の中核的な役割を担う人材の育成に結び付くか否かは蓋然性による判断に過ぎない。補助金の効果を測定するうえで、指標とするべきは、あくまでも中核人材として各企業で能力を発揮するに至ったかどうかに着目して、可能な限り、定量的にその件数等を設定するべきである（例えば、研修を受講した企業へ、一定期間の事後フォローとしてヒアリングやアンケート等により、受講者の企業内でのその後の任務遂行状況を把握する等も考えられる）。

以上より、補助金の効果測定については、より一層最適な指標の追求を検討し、設定することが望まれる。

19. 「水素先進県」実現促進事業

(1) 事業の概要

事業名	「水素先進県」実現促進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成するという本県の強みを活かし、「水素先進県」の実現に向け、水素利活用による産業振興、地域づくりを進める

事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち水素成長戦略推進協議会の開催 ・水素関連セミナーの開催 ・アドバイザーによる市町の取組支援 ・水素サプライチェーン実証における地域モデルの検証等
事業の概要図等	<p>(参考)</p> <div style="text-align: center;"> <p>山口県の取組の基本的考え方</p> <p>〇県では、「水素先進県」の実現を目指し、「基盤づくり」・「産業振興」・「地域づくり」を3本柱とし、取組を実施</p> <p>全国をリードする「水素先進県」の実現</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>水素利用の拡大に向けた 基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションの整備促進 ・FCV等の導入促進 ・普及啓発 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>水素社会を見据えた新たな技術開発の促進による 産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連機器等の技術開発支援 ・関連産業への参入促進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>先進的な水素利活用モデルの展開による 地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・副生水素の活用 ・再エネ由来水素の活用 等 </div> </div> </div>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	<p>中小企業者等に限らず、県内の企業者が水素関連事業へ参入することを促進し、その取組を支援する</p>
令和2年度取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「水素先進県」の実現に向け、水素利活用の取組を検討・推進する際に必要な専門的知識の提供や相談等に対応する水素利活用アドバイザーの派遣等を実施 ・周南地域や下関地域で実施している水素サプライチェーン実証（環境省「地域連携・低炭素水素技術実証事業」）において、地域モデルの検証及び普及促進のための取組を実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・水素利活用アドバイザー派遣 ・水素サプライチェーン実証の実施
事業の成果指標等	<p>水素ステーション設置数（現在、山口県内に1箇所：周南市）</p>
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン②-6 ・やまぐち商工業振興プラン4-(1)～(3) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	<p>該当なし</p>
事業区分	<p>継続事業（平成27年度開始）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	66,415	44,560	13,524
決算額	27,475	1,714	489

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和2年度の当初予算額は、平成30年度、令和元年度に比較して減少している。これは平成30年度、令和元年度は水素ステーションの設置補助として30～40百万円程度の予算を用意していたためである(水素ステーション設置費用は数億円規模であり、設置事業者の確保が容易ではなく、令和2年度は予算計上を見送った)。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
旅費	150	職員旅費
一般需用費	100	消耗品等
報償費	99	アドバイザーへの謝金
使用料及び賃借料	90	高速道路利用料
役務費	50	電話代
合計	489	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般	489	100.0%
合計	489	100.0%

(5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・担当者に質問を行うとともに、関連書類を閲覧した。	・「水素先進県」の実現を目指した山口県の取組(令和3年4月)(山口県HPより)

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	・担当者に質問を行うとともに、関連書類を閲覧した。	同上
経済性・効率性	・担当者に質問を行うとともに、関連書類を閲覧した。	同上

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

20. 宇宙利用産業創出支援事業

(1) 事業の概要

事業名	宇宙利用産業創出支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	JAXA、山口大学との連携協力協定の締結等、優れた宇宙データ利用環境を有する本県の強みを活かし、「宇宙データ利用推進センター」の設置等の各種支援により、宇宙利用産業の振興を図る。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙データ利用推進センターの設置・運営 ・宇宙データを活用したビジネスモデルの構築支援 ・やまぐち産業イノベーション促進補助金 ・宇宙データ活用に向けた共同研究
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	情報サービス関連を中心とした県内企業の宇宙利用産業分野への進出を促す

令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業からの衛星データ活用等の相談やソリューション開発における技術支援等を実施 ・ 「衛星データ解析技術研究会」において、県内企業の宇宙利用産業分野への参入促進等を目的とした、先行事例の紹介等を行う講演会、データ解析等に関する技術セミナー等を開催するとともに、やまぐち産業イノベーション推進補助金【宇宙利用産業分野】により、宇宙データを利活用したソリューション開発費用を補助
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星データを活用したソリューション開発件数7件（計10件） ・ 衛星データ解析技術研究会 会員数8団体（計64団体）
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星データを活用したソリューション開発件数 （令和5年度目標：24件） ・ 衛星データ解析技術研究会 会員数 （令和5年度目標：79団体）
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン②-7 ・ やまぐち商工業振興プラン5-(2) ・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ やまぐち産業イノベーション戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成30年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	415,487	68,485	94,276
決算額	9,561	60,295	78,458

(予算額及び決算額の著増減事項)

平成30年度は、予定していた国事業に採択されなかったため、一部事業のみを実施したことから当初予算額に対して決算額が少額となっている。なお、令和元年度から、現行スキームで実施した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	28	審査員謝金
旅費	277	職員等旅費
一般需用費	59	消耗品等

節	決算額	主な内容
使用料及び賃借料	60	高速道路利用料
負担金補助及び交付金	78,034	下記補助金等の概要参照
合計	78,458	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	35,962	45.8%
その他	24,904	31.7%
一般	17,592	22.4%
合計	78,458	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、やまぐち産業イノベーション基金によるものである。

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	9,371	59,481	78,034
補助金等名称	衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金	(1) 宇宙データ利用推進センター運営費等補助金 (28,446千円) (2) 衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金 (4,286千円) (3) やまぐち産業イノベーション促進補助金 (26,749千円)	(1) 宇宙データ利用推進センター運営費等補助金 (22,115千円) (2) 衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金 (6,110千円) (3) やまぐち産業イノベーション促進補助金 (49,809千円)
交付先名	(地独) 山口県産業技術センター	(1) (地独) 山口県産業技術センター (2) (地独) 山口県産業技術センター (3) 宇部興産コンサルタント(株) 外2件	(1) (地独) 山口県産業技術センター (2) (地独) 山口県産業技術センター (3) (株) ニュージャパナレッジ 外4件

(6) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	宇宙データ利用推進センター運営費等補助金		
目的(趣旨)	宇宙データ利用推進センターの運営等を支援し、県内企業の宇宙データを活用した新事業創出を促進することによって、優れた宇宙データ利用環境を有する本件の強みを活かした産業振興を進めることを目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県補助金等交付規則 ・ 宇宙データ利用推進センター運営費等補助金交付要綱 		
創設年度	令和元年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇宙データ利用推進センター設置・運営事業 ・ 宇宙データソリューション開発支援事業 ・ 宇宙ビジネスコーディネート事業 		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	宇宙データ利用推進センター設置・運営事業に要する費用	人件費(非常勤職員の雇用に係る報酬、共済費等)、旅費(関係機関との調整に係る職員旅費等)、庁費(会議費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品購入費、消耗品費、雑役務費)、その他特に必要と認められる経費	10/10
	宇宙データソリューション開発支援事業に要する費用	委託費(人件費、事業費(旅費、会議費、消耗品費等)その他必要と認められる経費)	10/10
宇宙ビジネスコーディネート事業に要する費用	委託費(人件費、事業費(旅費、会議費、消耗品費等)その他必要と認められる経費)	10/10	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	(地独)山口県産業技術センター	22,114,423円	
	合計	22,114,423円	
実績報告書	補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度		

	の3月31日のいずれか早い期日までに提出
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">数値目標は設定していない。</div>
	効果測定の方法（事務手続） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事業で交付される他の補助金にかかる成果指標の達成状況を確認し、事業全体としての評価を行っている。</div>
類似する補助金制度	該当なし

(6) - 2

補助金等の名称	衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金		
目的（趣旨）	リモートセンシングデータを防災、農業、環境等の多様な分野に応用する技術開発に向けた産学公連携による共同研究の実施を目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県補助金等交付規則 ・ 衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金交付要綱 		
創設年度	平成28年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会設置・運営事業 ・ データ活用技術開発・調査研究事業 		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	研究会設置・運用事業に要する費用	旅費、報償費、庁費、その他特に必要と認められる経費	10/10
データ活用技術開発・調査研究事業に要する費用	委託費（人件費、事業費（旅費、会議費、消耗品費等）その他必要と認められる経費）	10/10	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	（地独）山口県産業技術センター	6,109,818円	
	合計	6,109,818円	
実績報告書	補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出		

補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等	衛星データ解析技術研究会 会員数		
	効果測定の方法（事務手続）	実績報告により指標の達成状況を確認している。		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間）	（単位：団体）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	—	55	61
	実績値	49	56	64
類似する補助金制度	該当なし			

(6) - 3

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金 [航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙利用産業分野）]		
目的（趣旨）	今後の成長が期待される宇宙利用産業分野において、県内企業等による先導的、先進的な研究開発等の取組を支援することにより、衛星データを活用した新事業創出を促進し、県内における産業の育成・集積を図る。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 		
創設年度	令和元年度		
交付対象事業	衛星データを活用した新たなサービスや商品等の開発を行う、宇宙データソリューション開発推進事業		
事業期間	1年間（最長2年間）		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率
	人件費	直接作業時間に係る人件費、補助員に係る賃金等	2/3以内
	機器設備費	機械装置等又は工具器具の購入、借用、修繕、設計、材料費	2/3以内
	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払	2/3以内

		われる経費	
	委託費	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について外部委託した場合の経費	2/3以内
	事業費	謝金、旅費、役務費、原材料費、データ購入費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費	2/3以内
	その他	特に必要と認められるもの	2/3以内
限度額：3,000千円超 15,000千円以下			
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	採択年度	交付先（研究開発グループ代表）	交付金額
	令和元年度	宇部興産コンサルタント株式会社	13,835,000円
		株式会社エイム	11,000,000円
		株式会社エイム	5,000,000円
	令和2年度	株式会社ニュージャパンナレッジ	14,804,000円
		株式会社松田鉄工所	5,170,000円
合計		49,809,000円	
実績報告書	補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	衛星データを活用したソリューションの開発件数		
	効果測定の方法（事務手続）		
	実績報告により上記指標の達成状況を確認している。		
県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間）			
（単位：件）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	—	2	4
実績値	—	3	7
類似する補助金制度	該当なし		

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・補助金の交付要綱及び実施要領並びに公募	・補助金交付要綱

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>要領を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定までの過程が上記要綱等に従って行われているか関連資料を閲覧した。 ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 ・補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・補助金の支払に係る決裁書類を閲覧した。 ・消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金実施要領 ・補助金公募要領 ・審査委員会（新規採択分）に関する資料 ・事業採択の決定通知 ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書（新規採択分） ・支出負担行為票 ・実績報告書 ・検査調書 ・補助金の額の確定について ・支出負担行為票（変更） ・補助金請求書 ・支出票 ・審査委員会（継続審査分）に関する資料 ・補助金交付決定通知書（継続審査分）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金交付の公平性について、非公募の場合はその理由、また、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。また公 	同上

監査要点	実施手続	証憑書類等
	募の場合は、補助事業が広く周知され申請者が相当数存在しているか否か質問及び関連書類を閲覧した。 ・補助事業に関する収支報告書を閲覧した。	
経済性・効率性	・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。	同上

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 補助金交付要綱等の文書間齟齬について（合規性）

令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙利用産業分野）〕の事業期間及び実績報告の提出期限について、交付要綱・実施要領・公募要領との間で以下の齟齬（相違）があった。

項目		記載内容	文書
事業期間	正	最長2年間	公募要領
	誤	最長3年間	実施要領
実績報告の提出期限	正	補助事業完了の日(中略)から起算して20日を経過した日	交付要綱
	誤	補助事業を完了した日から起算して10日を経過した日	公募要領

事業期間について相違が生じた理由は、令和2年度に公募要領を修正した際に、交付要綱等の修正を失念したことにある。提出期限については、修正内容のリストに記載されていないため、事業初年度である令和元年度から相違しているものと推定される。なお、令和3年度においてもこれらの相違は解消されないまま、県のホームページで公開されている。

県は、補助事業者に対して交付要綱及び実施要領の遵守を求めているため、公募要領のみを最新版に修正すれば足りるとはいえない。また、補助事業者に推測を強いるような表現は不適切であり、誰が見ても混乱なく理解できる文書であることが望まれる。交付要綱は補助金交付の事務手続きにおける規範であり、厳密な文書管理を行う必要がある。

また、公募要領の修正稟議の際に、要綱等の修正について触れられないまま承認・決裁が行われている点も問題である。形骸化した承認・決裁であれば、何人に回付したところで実質的な意味はない。承認者は、起案者の作成した文書について無批判に受け入れるのではな

く、県としての意思決定に問題がないのか批判的な視点で評価を行うことが求められる。

20-2. 宇宙利用産業創出支援事業 山口県産業技術センター

① 宇宙データ利用推進センター運営費等補助金

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
補助金	24,624	22,115
合計	24,624	22,115

【支出の部】

(単位：千円)

科目(節)	予算額	決算額
宇宙データ利用促進センター設置・運営事業(人件費・旅費・庁費)	4,624	3,381
宇宙データソリューション開発支援事業(委託費)	15,000	13,876
宇宙ビジネスコーディネート事業(委託費)	5,000	4,858
合計	24,624	22,115

(2) - 1 令和2年度の委託契約の概要

契約名	宇宙データソリューション開発支援事業委託業務
契約期間	令和2年6月1日～令和3年2月28日
業務内容	技術アドバイザーを推進センターに配置し、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業等の衛星データ解析技術等に関する取組への対応 ・ 県内企業等が取り組む衛星データを活用したソリューション開発の推進 ・ その他(衛星データ解析技術研究会の運営支援等)
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約(会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(一財) リモート・センシング技術センター
業者選定理由	県登録分類の業務委託大分類4調査・研究(設計関係を除く)について入札参加資格を有するもの。
予定価格	13,500,000円(税込)

入札参加者数	1者
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	12,494,322円(税込)確定額
委託契約の成果物等	業務日誌、実績報告書、収支決算書
知財等の取り扱い	「知的財産権等に係る特記事項」により規定

(2) - 2

契約名	宇宙データソリューション開発支援事業委託業務(業務管理責任者の配置)
契約期間	令和2年5月1日～令和3年2月28日
業務内容	業務管理責任者を推進センターに配置し、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・推進センター業務の進捗管理、助言 ・山口大学及び他大学、専門機関等との連携に係る調整 ・その他(衛星データの活用促進に向けた各種広報等)
契約方法	随意契約(会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(大)山口大学
業者選定理由	宇宙データ利用推進センターを効率的に運営するためには、衛星データ解析に係る知見や他大学、専門機関等とのネットワークを有するとともに、地元産業界に精通している必要がある。県内の大学等を調査したところ、衛星データ解析等に係る豊富な研究実績を有し、他大学、専門機関との連携が可能な大学等は山口大学のみであったため。
予定価格	1,500,000円(税込)
入札参加者数	該当なし
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	1,381,189円(税込)確定額
委託契約の成果物等	業務日誌、実績報告書、収支決算書
知財等の取り扱い	「知的財産権等に係る特記事項」により規定

(2) - 3

契約名	宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務
契約期間	令和2年6月1日～令和3年2月28日
業務内容	衛星データ解析技術研究会の「事業化アイデア相談会」において、県内企業の事業プラン策定を支援するとともに、県内企業のニーズ等を踏まえた衛星データ活用モデルの企画立案を行う。

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約（会計規則第 27 条第 3 項第 1 号）
委託業者名	（株）価値総合研究所
業者選定理由	県登録分類の業務委託大分類 4 調査・研究（設計関係を除く）について入札参加資格を有するもの。
予定価格	5,000,000 円（税込）
入札参加者数	2 者
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	4,857,859 円（税込）
委託契約の成果物等	業務日誌、実績報告書、収支決算書
知財等の取り扱い	「知的財産権等に係る特記事項」により規定

② 衛星リモートセンシングデータ活用共同研究等補助金

（1）収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目（節）	予算額	決算額
補助金	8,500	6,110
合計	8,500	6,110

【支出の部】

（単位：千円）

科目（節）	予算額	決算額
研究会設置・運営事業	2,000	413
データ活用技術開発・調査研究事業	6,500	5,697
合計	8,500	6,110

（2）－ 1 令和 2 年度の委託契約の概要

契約名	衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務（小麦の育成管理システム）
契約期間	令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 1 月 29 日
業務内容	・ソフトウェア等開発 小麦の生育管理システムを開発するために、提案内容説明書に基づくソフトウェアの開発
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約（会計規則第 27 条第 3 項

	第1号)
委託業者名	(株) アグリライト研究所
業者選定理由	県登録分類の業務委託大分類 6 コンピュータサービス、小分類 1 システム設計・開発について入札参加資格を有するもの。
予定価格	3,000,000 円 (税込)
入札参加者数	2 者
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	3,000,000 円 (税込) 確定額
委託契約の成果物等	業務日誌、実績報告書、収支決算書
知財等の取り扱い	「知的財産権等に係る特記事項」により規定

(2) - 2

契約名	衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務 (気候変動観測衛星「しきさい」を利用した環境モニタシステム開発業務)
契約期間	令和2年9月1日～令和3年1月29日
業務内容	気候変動観測衛星しきさい (GCOM-C) の衛星データを自動的に取得し、その情報をウェブサーバで公開する「環境モニタシステム」を開発する。
契約方法	指名競争入札 (会計規則第27条第2項)
委託業者名	(株) エイム
業者選定理由	県登録分類の業務委託大分類 6 コンピュータサービス、小分類 1 システム設計・開発について入札参加資格を有するもの。 衛星データ解析技術研究会において、令和2年6月26日から開催された「しきさいの衛星データを用いたアプリ開発技術習得を目的とした技術セミナー」に参加実績があること。
予定価格	1,926,608 円 (税込)
入札参加者数	4 者
落札率 (%)	74.22%
委託契約金額	1,430,000 円 (税込) 確定額
委託契約の成果物等	実績報告書、操作マニュアル、開発したソフトウェア
知財等の取り扱い	業務委託に係る開発成果物の所有権は委託者に帰属。ただし、開発したプログラム等の著作権は受託者のものとする。

(2) - 3

契約名	宇宙データ利用に関するアイデアソン業務委託
契約期間	令和2年9月14日～令和2年12月25日
業務内容	宇宙データ(主として測位衛星)を利用したビジネスアイデアの創出を目的としたアイデアソンの開催
契約方法	随意契約(会計規則第27条第3項第1号)
委託業者名	(一社)山口県情報産業協会
業者選定理由	情報関連産業における情報交換、技術交流および人材確保、育成支援など共同事業を通じて、基盤整備と情報化促進に寄与することを目的とした県下唯一の団体である。 会員企業を対象とした技術力向上に関する各種セミナーや研修等の開催実績があり、効果的に事業を実施するノウハウを有している。県内関連企業との幅広いネットワークを有しており、地元産業界に精通している。
予定価格	1,500,000円(税込)
入札参加者数	該当なし
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	1,267,120円(税込)
委託契約の成果物等	業務日誌、実績報告書、収支決算書
知財等の取り扱い	「知的財産権等に係る特記事項」により規定

以下、①及び②に共通

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・指名競争入札における指名業者選定手続きについて関連書類を閲覧した。 ・業務委託契約書及び仕様書を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 ・業務委託の検査状況を確認した。 ・委託料の支出について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書、予定価格調書 ・プロポーザル応募要領 ・業務報告(プロポーザル審査会) ・入札参加者指名調書 ・登録業者名一覧表 ・評価結果一覧 ・委託契約書 ・仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・開発報告書 ・開発業務チェックリスト（合否） ・業務日誌等 ・請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	業務報告（プロポーザル審査会） <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・開発報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 ・プロポーザル審査会資料を入手した。 ・実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 	業務報告（プロポーザル審査会） <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・開発報告書 ・仕様書

（４）監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 検査調書の作成について（有効性）

宇宙データソリューション開発支援事業委託業務及び宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務（以下、「本件委託業務」という）では、成果物（実績報告書）を受領し、仕様書に照らして業務内容が適正に履行されているかを確認した結果としての、いわゆる検査調書が作成されていなかった。この点、産業技術センターでは検査調書の作成が明確にルール化されていないとのことであった（ソフトウェア開発業務については仕様確認の合否チェック等、検査調書に準じるものが一部見受けられた）。現状では、実績報告書を手続きして、内容を確認していたとしても客観的には明らかとならず、ともすれば実績報告書を受領後にファイルに編綴しただけとも見られかねない。

以上より、委託業務が受託者により適正に履行されたか否かを事業実施主体である委託者が最終的に判断した証拠（委託料支払条件）としての検査調書を作成する必要がある。

【意見】 委託料（実績報告書）の検証について（経済性・効率性）

本件委託業務に係る実績報告書において、委託業務に要した経費の支出総額が下記のように記載されている。そして、流用額欄について、宇宙データソリューション開発支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により移動制限があったことから旅費の執行がゼロとなっているが、一方で人件費が大幅に増加している。宇宙ビジネスコーディネート事業においても同様に、事業費の半額が人件費に振り替えられることとなった。

ここで区分間の流用について、当初見積もりから実際の業務履行の過程で金額が変わることは通常あり得るが、その内容や理由、そして、それらの合理性については産業技術センターにおいて十分に検証されなければならない。実績報告書を見る限りでは、例えば人件費の増額部分に係る流用根拠を示した資料はなく、予算の範囲内での執行をもって単純承認しているとも見られかねない。

以上より、受託者との協議記録や打合せ簿等により、経費区分間での流用についてその根拠及び合理性を検証する等の適正手続きが必要である。

(宇宙データソリューション開発支援事業委託業務)

(単位：円)

区分	委託金額	流用額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
人件費	8,257,969	1,834,281	10,092,250	10,092,250	10,092,250
旅費	2,316,636	△2,316,636	0	0	0
謝金	0	70,000	70,000	70,000	70,000
一般管理費	1,057,460	△41,235	1,016,225	1,016,225	1,016,225
e-Learning 等	640,663	△460,663	180,000	180,000	180,000
消費税相当額	1,227,272	△91,425	1,135,847	1,135,847	1,135,847
合計	13,500,000	△1,005,678	12,494,322	12,494,322	12,494,322

(宇宙ビジネスコーディネーター事業委託業務)

(単位：円)

区分	委託金額	流用額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
人件費	3,648,900	241,666	4,279,623	4,279,623	4,279,623
事業費	483,332	△241,666	265,832	265,832	265,832
一般管理費	413,223	0	454,545	454,545	454,545
消費税相当額	454,545	0	※1	※1	※1
合計	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000

※1：消費税相当額は各費用へ組入れ済み

【意見】委託業務における業務の履行場所について（有効性）

宇宙データソリューション開発支援事業（業務管理責任者の配置）に係る委託業務において、業務実施報告書を見ると業務の履行場所が記載されているが、その中には「自宅」と記載されている履行日が複数見受けられた。ここで、仕様書において業務の履行場所について以下のように規定されている。

7 業務の履行場所

業務管理責任者の業務履行場所は、産業技術センターを基本とする。(但し、企業訪問等を行う場合においてはこの限りではない。)

本件においては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた措置として自宅を業務の履行場所とした日があるとのことであった。しかしながら、下記(参考)のように同日の時間帯によっては履行場所が変わっており、当該日付に自宅を業務履行場所とする積極的な事情や理由があったか否か外観上は確認できない。

したがって、少なくとも仕様書規定の例外措置であることから、自宅を履行場所として容認する旨の協議記録等が残されるべきであり、また、私的生活(居住)空間での業務履行において、人件費の算定根拠となる作業時間の把握はより一層厳格に管理されるべきである。

(参考：業務実施報告より抜粋)

日付	時間	場所	概要
8/12	9時～12時	自宅	県内訪問企業の情報収集
8/12	14時～17時	宇部工業、宇部市	衛星データの活用に関する説明と情報交換
10/16	10時～12時	自宅	衛星データの新産業創出の可能性の検討
10/16	13時～17時	岩国市	岩国市科学センターでの衛星データの活用の可能性に関する情報交換

【意見】プロポーザル審査項目(財務状況)について(有効性)

衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務(小麦の育成管理システム)について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定する方法によっている。そして、当該プロポーザル審査委員会の審査項目として業務体制等が設定され、審査事項として以下の2点がさらに設定されている。

業務体制等

1. 業務に対応した経験・能力、社内体制サポート体制
2. スケジュールは現実的であるか

ここで、いわゆるシステム開発においては受託業者による最終的な成果物としてのソフトウェアの提供が重要となる点で、受託業者に代替性はなく、また、一般的には開発が長期に及ぶこともある点で、継続企業的前提に疑義があってはならないと考えられる。本件の提案企業は2者であり、採択された企業についての決算書を見ると損益計算書では当期純利益を計上しているものの、貸借対照表上では大幅な債務超過であり、債務超過が継続すれば一般的には継続企業的前提に疑義が生じ得る(不採択企業は当期純損失であるが資産超過である)。

したがって、プロポーザル審査において、財政状態や経営成績等の観点からも提案企業を判断できるように(判断した経緯が客観的になるように)審査事項の新設等が望まれる。

【意見】低入札等の価格調査について（有効性）


衛星リモートセンシングデータ関連システム等開発業務（気候変動観測衛星「しきさい」を利用した環境モニタシステム開発業務）について、指名競争入札により受託する業者が選定されている。当該委託業務の予定価格は1,926,608円（消費税等を除く入札書比較価格は1,751,462円）であり、落札業者（(株)エイム）の入札価格（落札価格）は税抜1,300,000円であった。入札書比較価格に対する落札価格の割合（落札率）は74.22%であった。

ここで、当該落札率の高低については一概に断定できないが、山口県産業技術センターでは低入札価格調査制度や最低制限価格制度を採用していないため、落札価格の観点で、適正な業務履行が担保されるか否かを判断する手続きはない。

経済性・効率性の観点からは競争入札に付すことは望ましいものの、一方で品質確保も同様に重要であるため、今後は低入札等における対応も事務手続きの検討が望まれる。

21. 中小企業等知財支援拠点形成促進事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業等知財支援拠点形成促進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	企業、地域における現場の知財ニーズへ対応するため、大学、公設試、支援機関等との連携による支援等を行う知財専門人材の配置や、中小企業の知的財産の活用に向けた取組を支援する
事業の概要（内容）	知財コーディネータを配置し、開放特許や未利用特許の活用等、地域中小企業の技術移転等を支援するとともに、中小企業が有する優れた技術・ブランド力等の知財活用のための国内出願に対する支援（出願費用の1/2を助成、限度額400千円/件）を実施
事業の概要図等	<p>中小企業等知財支援拠点形成促進事業</p> <p>①知的財産基本戦略推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス契約締結支援 ・知財制度の普及・啓発、開放特許等の個別案件紹介 ・中小企業等の知財相談への対応 ・中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援 <p>②地域連携知財支援促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援機関等と連携した知財支援 ・企業訪問を中心とした、マッチング・技術移転支援 ・知的財産権の効果的活用に向けた普及・啓発 ・中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援 <p>③知的財産活用支援事業</p> <p>国内出願に必要な費用の一部助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成限度額（400千円）、助成率（2分の1）、対象経費（出願手数料、代理人費用） <p>（出典：公益財団法人 やまぐち産業振興財団ホームページ）</p> 

中小企業者等の振興への効果（寄与）	中小企業の知財戦略への取組を支援し、その成長育成を促進する
令和2年度取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内中小企業等の知財ニーズへの対応を行う知財専門人材を2名配置し、知財取得や技術移転等支援を実施 ・ 中小企業が有する優れた技術・ブランド力等の知財活用のための国内出願に対する支援として、8件の特許出願等に対し、計1,408千円の助成を実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業訪問件数：37件 ・ 企業支援件数：29件 ・ セミナー等開催件数：7件
事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業訪問件数：30件 ・ 企業支援件数：10件 ・ 普及啓発セミナー等開催件数：2件
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン③－9～10 ・ やまぐち商工業振興プランⅡ－8－（1）
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成23年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	10,560	10,560	12,407
決算額	10,560	10,560	11,560

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	11,560	下記委託契約の概要参照
合計	11,560	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	—	—

財源	金額	比率 (%)
その他	—	—
一般	11,560	100.0%
合計	11,560	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	10,560	10,560	11,560
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財 団	(公財)やまぐち産業振興財 団	(公財)やまぐち産業振興財 団

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	中小企業等知財支援拠点形成促進事業
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内中小企業等の知財ニーズへの対応を行う知財専門人材を配置する。 ・ 中小企業が有する優れた技術・ブランド力等の知財活用のための国内出願に対して助成する。
契約方法	プロポーザル方式による随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	プロポーザル (企画提案書) 審査の結果、提案内容が最も優れていたため。
予定価格	12,407,000 円 (税込)
入札参加者数	1 者
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	12,407,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	委託業務の履行に伴い著作権その他の権利が生じたときは、山口県に帰属。

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の選定過程について質問するとともに、業者選定同等の書類を閲覧した。 ・発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業等知財支援拠点形成促進事業」に係る企画提案書 ・中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務採点結果集計表 ・業者選定伺 ・業務実績報告書 ・検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者へ有効性についての質問をするとともに、業務実績報告書を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者へ経済性・効率性の質問をするとともに、山口県における知財活動の概要を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県における知財活動の概要

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

21-2. 中小企業等知財支援拠点形成促進事業 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
県委託金	12,406	11,560
合計	12,406	11,560

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
謝金	9,128	9,108
旅費	778	938
賃借料	83	33

科目 (節)	予算額	決算額
役務費	110	15
需用費	107	58
助成金	2,200	1,408
合計	12,406	11,560

(2) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち知的財産活用支援助成金		
目的 (趣旨)	優れた技術やブランド等の知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業者が行う国内出願 (特許、実用新案、意匠、商標) に必要な経費の一部を助成する。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	やまぐち知的財産活用支援助成金交付要綱		
創設年度	令和2年度		
交付対象事業	やまぐち知的財産活用支援助成金		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率 (限度額)	補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要		
	区分	補助対象経費概要	
		補助率 (限度額)	
	日本国特許庁への出願手数料	日本国特許庁への出願に要する経費	1/2
	国内代理人費用	日本国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費	1/2

交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
		交付先	交付金額	
		A 社	181,000 円	
		B 社	174,000 円	
		C 社	179,000 円	
		D 社	225,000 円	
		E 社	181,000 円	
		F 社	119,000 円	
		G 社	181,000 円	
		H 社	168,000 円	
		合計	1,408,000 円	
実績報告書	事業が完了したとき又は廃止の承認をうけたときから起算して 20 日を経過した日又は助成が終了する年度の 2 月 28 日のいずれか早い期日までに提出する。			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	日本国特許庁への出願完了件数			
	効果測定の方法（事務手続）			
	やまぐち知的財産活用支援助成金審査会において、採択状況を報告し、意見交換を行っている。			
類似する補助金制度	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間）			
	（単位：件）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	-	-	5
実績値	-	-	8	
類似する補助金制度	該当なし			

（3）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱に沿った事務手続きとなっていることを確認した。 申請者による補助対象経費の正確性について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> やまぐち知的財産活用支援助成金交付要綱 令和 2 年度やまぐ

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金について、内容や報酬単価等の決定状況について関連書類を閲覧した。 ・謝金の支払先が個人の場合、源泉徴収手続きがされていることを確認した。 	知的財産活用支援助成金に係る助成事業の実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業知財コーディネータ支援業務に関する事務委託契約書 ・送金通知書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書の内容を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の適正性について確認した。 ・旅費請求書を閲覧し、経路、距離に異常点がないことを確かめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・旅費請求書

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

22. 産業技術センター運営費交付金

(1) 事業の概要

事業名	産業技術センター運営費交付金
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 新産業振興課
事業実施の背景（必要性）及び目的	産業技術センターは、高度化・多様化する企業ニーズに即応し、県内企業に対する支援機能を強化するため、平成 21 年に県から独立し、地方独立行政法人へ移行した。当該法人が自主的・自立的な業務運営を行う上で必要な経費について、用途を特定しない運営費交付金として交付する
事業の概要（内容）	産業技術センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションの推進 ・ものづくり力の高度化・ブランド化の推進 ・「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化 ・その他（人件費、維持管理経費等）

<p>事業の概要図等</p>	
<p>中小企業者等の振興への効果（寄与）</p>	<p>産業技術に関する試験研究、その成果の普及・活用促進、相談対応等の産業技術に関する総合的な支援や試験研究設備の一般開放等により、産業振興を図る</p>
<p>令和2年度の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション推進による事業化支援 ・技術相談 ・開放機器・依頼試験
<p>令和2年度の成果</p>	<p>上記取組みについて、年度目標値を上回る成果を挙げた</p>
<p>事業の成果指標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション推進による事業化件数：10件（目標値：7件） ・技術相談件数：4,442件（目標値：3,900件） ・開放機器・依頼試験利用件数3,736件（目標値：3,740件）
<p>関連する県の計画・施策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ②-3～8、③-9～19 ・やまぐち商工業振興プラン 1～6、8～9 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐち産業イノベーション戦略
<p>規制を受ける法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人法 ・産業技術センター運営費交付金等交付要綱
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（平成21年度開始）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	628,669	649,887	653,347
決算額	624,328	650,639	670,837

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和2年度は勤続年数の長い職員1名が早期退職により退職金が生じて決算額が当初予算を上回った。また、過去3期間で当初予算の増加は人件費の変動が主要因である。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	670,837	下記、補助金等の概要参照
合計	670,837	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般	670,837	100.0%
合計	670,837	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	624,328	650,639	670,837
補助金等名称	産業技術センター運営費交付金	産業技術センター運営費交付金	産業技術センター運営費交付金
交付先名	(地独) 山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター

(6) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	産業技術センター運営費交付金		
目的（趣旨）	地方独立行政法人山口県産業技術センターの円滑な運営を図るため、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき交付を行う。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	産業技術センター運営費交付金等交付要綱		
創設年度	平成21年度		
交付対象事業	用途を特定しない運営費		
事業期間	1年間（中期計画期間内の毎事業年度）		
運営交付金等の積算	運営交付金の概要		
	区分	経費概要	補助率 (限度額)

	①運営費		164,147 千円
	(管理部門)	施設・設備の維持及び保守経費、光熱水費等の基礎的経費	(118,383 千円)
	(研究開発部門)	経常研究、基礎技術育成研究等に要する費用	(47,464 千円)
	(第3期研究開発部門見直しによる減額)	実用化研究費用、研究会費用の節減	(△1,700 千円)
	(行財政基盤強化に係る減額)		(-)
	②ランニングコスト		20,690 千円
	③人件費		408,950 千円
	④別途人件費		33,560 千円
	(退職金)	職員退職手当	(23,560 千円)
	(理事長給与)	理事長給与	(10,000 千円)
	⑤研究機器整備費	施設設備費から係数移動	26,000 千円
	合計		653,347 千円
(注1) 上表①及び④の()書きは内訳を示している。			
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	(地独) 山口県産業技術センター	653,347,000 円	
	合計	653,347,000 円	
業務の実績評価	事業年度終了後3ヶ月以内に自己評価結果を設立団体の長(県知事)へ提出するとともに公表する(地方独立行政法人法第28条第2項)		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	運営費交付金については地方独立行政法人法第42条に基づく交付のため、成果指標等は該当なし(但し、毎事業年度、剰余金の承認を受ける過程で評価委員会の評価を受けている)		
	効果測定の方法(事務手続)		
	同上		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移(3期間)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	-	-	-

	実績値	-	-	-
類似する補助金制度	該当なし			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の見積もりについて関連書類を閲覧した。 ・業務の実績に関する評価について関連書類を閲覧した。 ・財務諸表の承認状況について関連書類を閲覧した。 ・剰余金の承認について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策的経費当初予算見積調書 ・令和2年度における業務の実績に関する報告書 ・令和2年度における業務の実績に関する評価の結果 ・財務諸表の承認について ・剰余金の承認について
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の積算方法について質問し、関連書類を閲覧した。 ・剰余金の承認（経営努力認定）について、関連書類を閲覧した。 	同上
経済性・効率性	同上	同上

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】財務諸表の承認について（合規性、経済性・効率性）

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（以下、「法人法」という）第34条第1項に基づいて作成した財務諸表を設立団体の長（県）に提出し、承認を受けなければならないとされている。そして、県では「財務諸表等承認の適否に係る考え方について」（以下、「財務諸表等承認の考え方」という）において、下記のように取扱いを定めている。

<p>(1) 法規準拠性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限は遵守されたか ・必要な書類は全て提出されたか ・監事の監査報告書において、財務諸表の承認にあたり、特に考慮すべき意見はないか <p>(2) 表示内容の適正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載すべき事項について、遺漏はないか ・計数は整合しているか
--

・書類相互間における数値の整合性は取れているか

しかしながら、(地独) 山口県産業技術センター(以下、「産業技術センター」という)では、以下の事項について、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(以下、「会計基準等」という)が要求する処理や表示内容を充足しておらず、表示内容の適正性を検証する手続きが不十分である。

・会計基準第41において、セグメント情報の開示が要求されているところ、開示がなされていない。

・会計基準第79第2項において、運営費交付金の収益化基準として、業務達成基準によることが原則(管理部門については期間進行基準の適用可)とされているところ、注記1の重要な会計方針において期間進行基準を採用している旨の記載があり、処理方法及び表示内容が会計基準から逸脱している。

上記のセグメント情報や運営交付金の会計処理(業務達成基準の採用)は、業績評価(投入費用の管理)を通じて剰余金の承認(経営努力認定)のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から重要である。

以上より、財務諸表の承認において、会計基準等への準拠性についても、上記で県の定める、「表示内容の適正性」の枠組みの中で十分に確認されなければならない。

【指摘事項】剰余金の承認(経営努力認定)について(有効性、経済性・効率性)

地方独立行政法人においては、自主的・自律的な業務運営を行い、主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するように、剰余金のうち、経営努力が認定された額を目的積立金として中期計画で定めた業務に充当することを可能としている。そして、当該取扱いについては、法人法では下記のように規定しており、県は財務諸表等承認の考え方において概念図を示している。

(法人法第40条第1項)

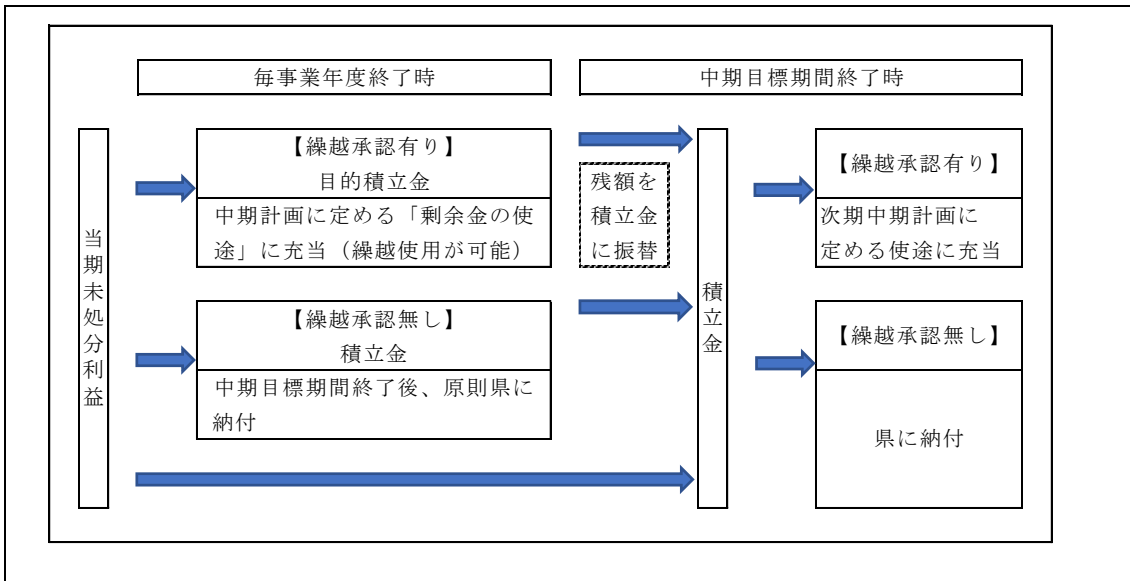
地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

(同条第3項)

地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

なお、上記第3項の「設立団体の長の承認」を受けた積立金について、繰越承認を受けた目的積立金(経営努力が認定された額)という。

(利益処分概念図)



また、平成 30 年 3 月 30 日付改訂の会計基準等では下記のように規定している。

(会計基準等第 72)

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であつて、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であつて、当該利益が地方独立行政法人

の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

ここで、県は産業技術センターの令和2年度に係る剰余金の承認申請に対して、損益計算書の当期総利益18,757千円（全額）を目的積立金とすることを承認している。そして、承認の判断基準として、以下の3項目を掲げている。

- ① 損失の処理が不要であるか
- ② 中期計画全体の進捗状況は「標準（B評価）」以上であるか
- ③ 年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成（評点1）」となった項目がないか

しかしながら、上記の会計基準等が示す考え方によれば、経営努力として認定するためには、県から交付される運営費交付金や補助金に基づく収益以外の自己収入から生じる利益であることや、費用の節減効果によること等が求められている。そして、本来は、産業技術センターで当期総利益18,757千円を発生要因別に定量的に把握することが必要となるところ、そのような分析がなされていないにも関わらず、上記の判断基準をもって利益全体を経営努力として認定している。

以上より、一般財源（税金等）による運営費交付金に収入の過半を依拠する状況において、経営努力によることの立証責任は産業技術センターが負うものの、県への返納にも繋がりがねない剰余金の承認については、県としても現状の判断基準よりさらに踏み込んだ確認が必要である。なお、経営努力認定の判断基準について、「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について（平成30年3月30日総務省行政管理局）」が一般的な考え方を示していることを念のため申し添える。

【意見】運営費交付金の積算方法（所要額の試算）について（有効性、経済性・効率性）

県は産業技術センターに対して毎事業年度、運営費交付金を交付している。これは、地方独立行政法人として自主的・自律的な業務運営を行う上で、必要最小限度の経費について使途を特定しない運営費交付金として交付するものである（法人法第42条第1項）。そして、当該運営費交付金の算定方法については、法令等による画一的な規定はなく、業務の財源に充てるために必要な金額とされている（同条同項）。この点、県による産業技術センター運営費交付金の対象経費の考え方は下表のとおりであり、基本的には第3期中期計画期間中の令和2年度において、第2期中期計画（平成25年度当初予算）の金額をベースに積算している。

しかしながら、当該積算は、例えば、産業技術センターが予定する業務運営から想定される事業費等を積極的に積み上げた総費用から自己収入（財源）を差し引いたもの（業務の財源に充てる必要所要額）ではなく、過年度予算額を基礎として、そこからの変動要因を調整した運営費予算であり、実態は県からの交付可能上限額に近い概念である。この点、県の財

政負担（経済性）に鑑みると一定の理解は出来るが、果たすべき適正な業務執行（事業の有効性）や、後述する必要な施設の維持管理計画の点で、運営が予算ありきと見られることがないように、少なくとも、産業技術センターで実施すべき事業費等を積み上げた総費用に基づく本来の所要額（金額的規模）を把握する必要性はあると考える。

以上より、一義的には、どの事業（一般管理費を含む）にどれだけの費用が見込まれるか等の積算過程を明示し、産業技術センターにおける所要額を算定したうえで、県の交付予定金額との比較分析を行い、運営交付金としての有効性と経済性をより一層追求していくことが望まれる。

（第3期産業技術センター運営費交付金の対象経費の考え方）

項目	考え方
管理部門	・平成25年当初予算額を基準額とし、毎年度同額を措置
研究開発部門	
技術支援部門	・自己収入（機器利用料等）により対応
維持経費（ランニングコスト）	・平成25年当初予算額を基準額とし、毎年度同額を措置
職員人件費	・平成25年度の平均給与単価に定数分を乗じて算定 ・プロパー職員分は渡し切り、派遣職員分は精算 ・人事委員会勧告準拠
その他	・退職金、理事長給与は別途経費で精算
施設設備費	・施設整備及び試験研究機器等の導入について、定額を措置 ・その他機器購入等は自己収入により対応

（第3期（令和元年度～令和5年度）における運営費交付金等の見込み）

（単位：千円）

項目	令和元年度	消費税改正	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①運営費	162,971	1,176	164,147	164,147	164,147	164,147
（管理部門）	(117,544)	(839)	(118,383)	(118,383)	(118,383)	(118,383)
（研究開発部門）	(47,127)	(337)	(47,464)	(47,464)	(47,464)	(47,464)
（研究開発見直し減）	(△1,700)	(-)	(△1,700)	(△1,700)	(△1,700)	(△1,700)
②ランニングコスト	20,546	144	20,690	20,690	20,690	20,690
③人件費	406,400	408,950	408,950	408,950	408,950	408,950
④別途人件	33,970	-	33,560	54,929	33,174	27,879

項目	令和元年度	消費税改正	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
費						
(退職金)	(23,970)	(-)	(23,560)	(44,929)	(23,174)	(17,879)
(理事長給与)	(10,000)	(-)	(10,000)	(10,000)	(10,000)	(10,000)
⑤研究機器整備費	26,000	-	26,000	26,000	26,000	26,000
運営費交付金計	649,887	1,320	653,347	674,716	652,961	647,666

(注1) 令和元年度及び令和2年度の運営交付金計は各年度の当初予算額となる。

(注2) 消費税改正欄は令和元年10月1日以降の消費税等(消費税及び地方消費税)の税率が10%へ改正されたことを受けての変動見込みである。

【意見】産業技術センターの修繕計画(維持管理)について(経済性・効率性)

上記の「運営費交付金の積算方法について」でも触れたが、現状の運営費交付金は産業技術センターからの要求項目を積極的に反映した結果ではなく、県による交付可能限度額という考え方に近いものである。

ここで、産業技術センターから入手した「中期維持保全計画(概要)」によれば、技術支援機能の維持等に必要な維持管理として、令和3年度～令和12年度までの今後10年間で757百万円の修繕費用(最低限度での修繕必要額)が見込まれており、同じくセンター作成の「長期保全計画表」によれば、建築後30年(周期)が経過する令和11年度までに、現在判明している全ての修繕箇所に対応するために2,467百万円を要することが見込まれている(本来、平成26年度(15年周期)や令和元年度(20年周期)で実施すべき修繕計画のほとんどは未実施のまま現在に至っている)。そして、これらの財源として、産業技術センターでは、目的積立金(剰余金の承認)の充当や運営費交付金の増額要求を検討しているとのことであった。

しかしながら、県の運営費交付金の積算過程からも明らかなように、増額の実現可能性について楽観視できる状況にはなく、仮に増額に応じた場合には、県の財政負担への影響は非常に大きな額となる。地方独立行政法人の業務運営は自主性が配慮されなければならないが、設立団体(県)の関与度合いを極力下げようとして制度設計されているが、一方で、県の出資に基づく法人である以上、中期目標の設定や、業務の評価を通じて県もガバナンスの一翼を担っている。

したがって、設立団体として定める中期目標の具体的な記載において、「その他業務運営に関する重要事項」(法人法第25条第2項第5号)として、現状の記載内容よりも踏み込んだ施設維持管理の方針等(修繕計画等)が実態を反映する形で明示され、産業技術センターによる中期計画策定の基礎となることが望まれる。

22-2. 産業技術センター運営費交付金 山口県産業技術センター

(1) 財政状態及び経営成績（運営状況）等の3期間推移

① 財政状態－貸借対照表

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A 固定資産	5,413,773,299	5,255,383,689	5,128,295,715
B 流動資産	209,795,225	170,374,513	191,608,633
C 資産合計 (A+B)	5,623,568,524	5,425,758,202	5,319,904,348
D 固定負債	227,821,949	230,947,063	256,942,728
E 流動負債	157,283,340	106,285,088	110,877,695
F 負債合計 (D+E)	395,105,289	337,232,151	367,820,423
G 資本金 (県出資金)	6,375,046,000	6,375,046,000	6,375,046,000
H 資本剰余金	△1,189,268,616	△1,350,793,570	△1,505,992,744
I 利益剰余金	52,685,851	64,273,621	83,030,669
J 純資産合計 (G+H+I)	5,238,463,235	5,088,526,051	4,952,083,925
K 負債純資産合計 (F+J)	5,623,568,524	5,425,758,202	5,319,904,348

② 経営成績（運営状況）－損益計算書

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A 経常費用	870,482,789	914,600,796	1,000,418,018
B 経常収益	870,332,300	926,176,296	1,007,406,924
C 経常利益 (B-C)	△150,489	11,575,500	6,988,906
D 臨時損失	42	3	9
E 臨時利益	164,980	12,273	11,768,151
F 当期純利益 (C-D+E)	14,449	11,587,770	18,757,048
G 目的積立金取崩額	0	0	0
H 当期総利益 (F+G)	14,449	11,587,770	18,757,048

③ 運営費交付金－収支計算書（損益計算書の収益計上額とは異なる）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
運営費交付金	624,328	650,639	670,837

(2) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術センターの概要や現在の取組状況について説明を受け、定款記載の事業目的や中期計画等に沿ったものであるか否か確認した。 ・業務の実績評価（自己評価）について、作成状況及び県への提出状況を確認した。 ・財務諸表を閲覧し、地方独立行政法人固有の会計処理について会計基準等への準拠性を確認した（県知事による財務諸表の承認の前提となる書類が適正に作成されているか否か確認した）。 ・剰余金の承認申請について、経営努力の立証過程を質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明資料 ・定款、登記簿謄本 ・業務の実績に関する評価の結果 ・財務諸表（平成30年度～令和2年度）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の承認申請について、経営努力の立証過程を質問した。 ・職員配置の過不足等について質問した。 ・施設の維持管理状況について質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表（平成30年度～令和2年度）
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の承認申請について、経営努力の立証過程を質問した。 ・職員配置の過不足等について質問した。 ・施設の維持管理状況について質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表（平成30年度～令和2年度）

(3) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】業務の実績評価（事業年度評価）の公表について（合規性）

法人法第28条第1項第1号において、毎事業年度終了後に当該事業年度の業務の実績に関して設立団体の長（県知事）の評価を受けなければならないとされている。また、当該評価を受けようとするときは事業年度終了後3ヶ月以内に県知事へ地方独立行政法人自ら評価した結果を明らかにした報告書を提出するとともに公表しなければならないと規定されている（同条第2項）

しかしながら、産業技術センターでは、令和2年度における業務の実績に関する報告書を令和3年6月30日（事業年度終了後3ヶ月以内）に県知事へ提出しているのみで、公表に至っておらず、上記法人法の定めを逸脱したものとなっている（令和3年8月31日時点で産業技術センターのホームページ上では令和2年度業務の実績報告書について、公表の事実を確認できなかった）。

以上より、まずは産業技術センター内で法令に準拠した適正な事務手続への改善が必要

であり、県としても法令遵守の指導を徹底していくべきである。

【指摘事項】 会計基準等への準拠性について（合規性）

No. 22 「**【指摘事項】 財務諸表の承認について**」で記載した通り、産業技術センターでは、セグメント情報の開示及び運営費交付金の収益化基準について会計基準等への準拠性を満たしていない。

セグメント情報の開示について、令和2年度の財務諸表において、該当事項がない旨の注記を付している。しかしながら、セグメント情報は一定の事業ごとに予算配分された財源がどのように消費されたかを示し、事業化単位での評価に資する点で、後述の経営努力の立証作業にも寄与するものである。また、平成30年3月30日の「地方独立行政法人会計基準の改訂について」（以下、「平成30年改訂」という）において、「財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、目標設定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するため、開示すべきセグメント情報を中期目標等における一定の事業のまとまりごとの区分に基づく情報とするとともに、開示すべきセグメント情報に総損益及び行政サービス実施コストを追加する等、セグメント情報の開示の充実を行うこととした。」とある。

次に、運営費交付金の収益化基準について、現状では期間進行基準（役職員の期末勤勉手当については、費用進行基準）を採用している。しかしながら、平成30年改訂では、「経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させる運営費交付金の収益化基準として、収益化単位の業務（運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務）と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度末時点の業務の進行状況を測定する必要のある業務達成基準によることを原則とした。」とされている。

これら2点はいずれも、PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築を一つの趣旨とする法人法の改正に伴い、会計基準面から整備するために改訂されたものである以上、財務諸表の適正な作成において準拠されなければならない。

なお、本件は「財務諸表の承認」に関連して、産業技術センターの財務諸表を閲覧したものであり、財務書類の監査又は証明業務（公認会計士法第2条第1項）として実施したものではない旨を念のため申し添える。

【指摘事項】 経営努力の立証について（経済性・効率性）

No. 22 「**【指摘事項】 剰余金の承認（経営努力認定）について**」で記載した通り、産業技術センターでは、令和2年度に当期総利益の全額に相当する18,757千円を目的積立金とする承認申請（繰越承認申請）を行っている。目的積立金として繰越を承認申請するということは、当該申請金額が経営努力の結果生じた剰余金であることを意味するが、それを立証する資料が残されていない。なお、当期総利益18,757千円のうち、臨時利益（その他臨時利益）11,365千円の内訳は下記の通りである。

(総勘定元帳—その他臨時利益より要約)

(単位：千円)

内訳 (内容)	金額
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理 8 号室使用料 (H24. 6 分)	15
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理 8 号室使用料 (機会損失分)	8, 030
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権計上処理訴訟費用 (印紙代)	12
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権の遅延利息計上処理	443
小計	8, 502
消費税及び地方消費税還付金 (更正の請求)	2, 863
合計	11, 365

このうち、消費税及び地方消費税還付金については、不課税となる補助金を課税売上を含めていたことから 3 期間分の更正の請求に至ったものであり、本来は各年度で損益均衡となるはずではあるが、資金的な裏付けもあるため実質的に影響は少ない。一方で、訴訟結審に伴う債権計上による利益については、訴訟の相手 ((株) A 社) は既に営業実態がなく、法人 (産業技術センター) としても、未収債権の回収は現実的に困難ではないかとの見解であり、回収可能性の観点で非常に疑義がある。なお、会計処理としては、当該債権に対して 80/100 の割合で貸倒引当金を繰り入れているため、損益への影響額 (+は利益、△は費用又は損失) は以下のようなようになる。

(単位：千円)

内訳	損益影響
研究所明渡等訴訟結審に伴う債権に関する利益計上額	+8, 502
上記債権に対する貸倒引当金繰入額 (繰入率：80/100)	△6, 802
差引損益影響額	+1, 700

つまり、当期総利益のうち、1,700 千円については、回収可能性がゼロと断定は出来ないものの、極めて低く資金的な裏付けに乏しい利益が含まれていることとなる。そして、そのような利益を含む状態で目的積立金としての使用を承認申請しているが、財源が確保されない不安定な状況で業務運営を行うことになる。そのため、保守主義の原則 (会計基準等第 1 章第 1 節第 7) を考慮し、債権全額 (繰入率：100/100) を貸倒引当金とすることも選択肢の一つであったと考えられる (日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針 117 破産更正債権等の貸倒見積高の算定」)。

以上より、今後は、目的積立金として中期計画で策定した事業に活用するのであれば、まずは申請者側の産業技術センターにおいて当期総利益に係る発生原因別の損益分析を行い、経営努力の結果生じた利益であることの説明責任を十分に果たすためにも、経営努力の立証手続きの拡充及び当該立証過程の資料等の適切な記録保存が必要である。

23. 企業立地サポート事業

(1) 事業の概要

事業名	企業立地サポート事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 企業立地推進課
事業実施の背景（必要性）及び目的	雇用機会の拡大や経済の活性化を図るため、充実した優遇制度により企業の新規立地・拡大投資を促進する
事業の概要（内容）	<p>(1) 企業立地促進補助金 企業立地に係る設備投資、新規雇用に対する助成</p> <p>(2) 本社機能移転促進補助金 県外から本県へ本社機能等に移転する企業に対する助成</p> <p>(3) IT・サテライトオフィス誘致推進補助金 情報関連産業等やサテライトオフィスの新規立地に係る家賃、新規雇用、通信費等に対する助成</p> <p>(4) 産業団地取得補助金 一定要件を満たす立地企業への県関与団地取得費用に対する助成</p>
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	企業の初期投資負担の軽減を図ることにより、企業の新規立地及び拡大投資に寄与する
令和2年度の取組	充実した優遇制度により企業の新規立地・拡大投資を促した。
令和2年度の成果	新型コロナウイルス感染症等の影響により、企業の新規立地・拡大投資は伸び悩んだものの、ほぼ成果指標どおりの23件の企業を誘致
事業の成果指標等	企業誘致25件以上（年間（暦年））
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン①-2、③-11、⑧-30、⑩-35、⑰-62 ・やまぐち商工業振興プラン11-(3)、17-(2)～(4) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし

事業区分	継続事業（昭和 61 年度開始）
------	------------------

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,323,935	1,463,581	1,549,599
決算額	1,498,294	1,424,587	1,884,288

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和 2 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,884,288	下記補助金等の概要参照
合計	1,884,288	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般	1,884,288	100.0%
合計	1,884,288	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3 期間）

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,498,294	1,424,587	1,884,288
補助金等名称	(1) 企業立地促進補助金 (2) 山口県 IT・サテライト オフィス誘致推進補助金 (3) 産業団地取得補助金	(1) 企業立地促進補助金 (2) 山口県 IT・サテライト オフィス誘致推進補助金	(1) 企業立地促進補助金 (2) 山口県 IT・サテライト オフィス誘致推進補助金 (3) 産業団地取得補助金
交付先名	(1) 14 件 (2) 5 件 (3) 1 件	(1) 14 件 (2) 7 件	(1) 15 件 (2) 5 件 (3) 4 件

(注 1) 交付実績のない補助金は制度として存在しても上表では記載を省略している。

(6) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	企業立地促進補助金		
目的(趣旨)	県内で工場等を新設する事業者又は立地支援事業者に対し山口県企業立地促進補助金を交付することにより、本県における企業の立地を促進して、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県企業立地促進補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則 		
創設年度	昭和61年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地サポート事業 		
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費概要	
	補助率(限度額)		
	工場等建設促進補助金	建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費(一般製造業、産業支援サービス業、流通業)	5/100 (4千万円)
	工場等建設促進補助金	建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費(上記以外の対象業種)	10/100 (1億円~30億円)
	雇用奨励金	雇用に要する経費	-
	企業立地関連施設整備補助金	電力施設の建設に係る電力会社に対して負担を要する経費	1/2 (2千万円)
企業立地関連施設整備補助金	電力施設の建設に係る電力会社に対して負担を要する経費	1,000,000円	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	15件	1,372,924千円	
	合計	1,372,924千円	
実績報告書	原則指定工場等の操業を開始した日から12月を経過した日から1年以内に提出する交付申請書に添えて実績報告書は提出する。		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	補助金単位では明確な成果指標を設定していない(事業単位では年間の企業誘致25		

	件以上)。											
	効果測定の方法（事務手続） 上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。											
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間） 補助金単位では効果測定を実施していないため、参考までに事業単位での目標値及び実績値を記載した。 <p style="text-align: right;">（単位：件）</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	目標値	25	25	25	実績値	28	27
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
目標値	25	25	25									
実績値	28	27	23									
類似する補助金制度	類似する補助金制度の概要											
	<table border="1"> <tr> <td>補助金名称</td> <td>東部地域企業誘致加速補助金</td> </tr> <tr> <td>目的・趣旨</td> <td>国の再編関連特別地域整備事業を活用し、東部地域（岩国市・和木町・周防大島町）の企業立地を促進する。</td> </tr> <tr> <td>創設年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>所管部署課</td> <td>商工労働部企業立地推進課</td> </tr> </table>	補助金名称	東部地域企業誘致加速補助金	目的・趣旨	国の再編関連特別地域整備事業を活用し、東部地域（岩国市・和木町・周防大島町）の企業立地を促進する。	創設年度	平成 30 年度	所管部署課	商工労働部企業立地推進課			
	補助金名称	東部地域企業誘致加速補助金										
	目的・趣旨	国の再編関連特別地域整備事業を活用し、東部地域（岩国市・和木町・周防大島町）の企業立地を促進する。										
	創設年度	平成 30 年度										
所管部署課	商工労働部企業立地推進課											

(6) - 2

補助金等の名称	山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金
目的（趣旨）	この補助金は、本県に情報通信産業等を営む企業等の立地を促進し、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県 IT・サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則
創設年度	平成 30 年度
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地サポート事業
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則操業開始から 3 年以内
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要 【通常地域】

	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	各種使用料・賃借料	通信回線使用料及び不動産賃借料	1/2以内 (年2,500万円)
	雇用助成	従業員の新規雇用に要する経費	従業員1人当たり 1/2以内 (新規雇用従業員1人当たり15万円)
【中山間地域】			
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	実証実験に係る経費	市町が候補と見込む地域で実際にS0開設が可能かを検討するために行う実証実験に係る委託経費	1/2以内 (上限250万円) (下限50万円)
	各種使用料・賃借料	通信回線使用料	1/2以内 (年100万円)
	各種使用料・賃借料	不動産賃借料	1/2以内 (年60万円)
	各種使用料・賃借料	車の借上げに係る経費	10/10 (合計100万円)
	旅費	公共交通料金、宿泊費	10/10 (合計60万円)
	雇用助成	新規地元雇用者増に対する助成 (1) 期間の定めのない労働者 (2) 週30時間以上勤務する契約社員もしくはパート社員	定額 (1) 新規雇用従業員数×30万円 (2) 新規雇用従業員数×15万円
	施設改修経費	通信回線の改修 建屋等の改修	1/2以内 (上限1,000万円) (下限100万円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先		交付金額
	5件		10,423千円

	合計	10,423 千円	
実績報告書	補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出する。		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位では年間の企業誘致 25 件以上）。		
	効果測定の方法（事務手続）		
	上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間） 補助金単位では効果測定を実施していないため、参考までに事業単位での目標値及び実績値を記載した。		
	（単位：件）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	25	25	25
実績値	28	27	23
類似する補助金制度	類似する補助金制度の概要		
	補助金名称	東部地域企業誘致加速補助金	
	目的・趣旨	国の再編関連特別地域整備事業を活用し、東部地域（岩国市・和木町・周防大島町）の企業立地を促進する。	
	創設年度	平成 30 年度	
	所管部署課	商工労働部企業立地推進課	

(6) - 3

補助金等の名称	産業団地取得補助金
目的（趣旨）	産業団地で工場等を新設（増設を含む。）する事業者又は立地支援事業者に対し、補助金を交付することにより、本県における企業の立地を促進して、産業構造の高度化及び多角化並びに雇用機会の創出及び増大を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。
公募・非公募	公募

根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 産業団地取得補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則 							
創設年度	平成 17 年度							
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地サポート事業 							
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 							
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇部新都市（テクノセンターゾーン）、小野田・楠企業団地における工場等の用地の取得に係る費用</td> <td>工場等の用地の取得に係る経費</td> <td>4/10 以内 (当該用地の取得に係る経費に対して市町から事業者等に交付された補助金を上限とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	宇部新都市（テクノセンターゾーン）、小野田・楠企業団地における工場等の用地の取得に係る費用	工場等の用地の取得に係る経費	4/10 以内 (当該用地の取得に係る経費に対して市町から事業者等に交付された補助金を上限とする。)	
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)						
宇部新都市（テクノセンターゾーン）、小野田・楠企業団地における工場等の用地の取得に係る費用	工場等の用地の取得に係る経費	4/10 以内 (当該用地の取得に係る経費に対して市町から事業者等に交付された補助金を上限とする。)						
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 件</td> <td>500,940 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>500,940 千円</td> </tr> </tbody> </table>	交付先	交付金額	4 件	500,940 千円	合計	500,940 千円	
	交付先	交付金額						
4 件	500,940 千円							
合計	500,940 千円							
実績報告書	工場等の操業を開始し、かつ、市町より当該用地の取得に係る経費に対し補助金が交付された日から 1 年以内に提出する交付申請書に添えて実績報告書は提出する。							
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等							
	<table border="1"> <tr> <td>補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位では年間の企業誘致 25 件以上）。</td> </tr> </table>		補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位では年間の企業誘致 25 件以上）。					
	補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位では年間の企業誘致 25 件以上）。							
効果測定の方法（事務手続）								
<table border="1"> <tr> <td>上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。</td> </tr> </table>		上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。						
上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。								
<p>県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間）</p> <p>補助金単位では効果測定を実施していないため、参考までに事業単位での目標値及び実績値を記載した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p>								

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	25	25	25
	実績値	28	27	23
類似する補助金制度	該当なし			

(6) - 4

補助金等の名称	山口県本社機能等移転促進補助金								
目的 (趣旨)	この補助金は企業の本社機能等の移転を促進することによって、産業構造の多角化及び多様な雇用機会の創出を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。								
公募・非公募	公募								
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県本社機能等移転促進補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則 								
創設年度	平成 27 年度								
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地サポート事業 								
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 								
補助対象経費及び補助率 (限度額)	<p>補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助交付の対象概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規常用雇用に要する費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新規常用雇用の人数が 5 人 (交付申請の日において中小企業である場合にあっては 2 人) 以上であること。 県税に滞納がないこと。 市町から新規常用雇業者 1 人につき 50 万円以上補助金が交付されていること。 </td> <td>新規常用雇業者 1 人につき 50 万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助交付の対象概要	補助率 (限度額)	新規常用雇用に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 新規常用雇用の人数が 5 人 (交付申請の日において中小企業である場合にあっては 2 人) 以上であること。 県税に滞納がないこと。 市町から新規常用雇業者 1 人につき 50 万円以上補助金が交付されていること。 	新規常用雇業者 1 人につき 50 万円
区分	補助交付の対象概要	補助率 (限度額)							
新規常用雇用に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 新規常用雇用の人数が 5 人 (交付申請の日において中小企業である場合にあっては 2 人) 以上であること。 県税に滞納がないこと。 市町から新規常用雇業者 1 人につき 50 万円以上補助金が交付されていること。 	新規常用雇業者 1 人につき 50 万円							
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先	交付金額	—	—円	合計	—円
交付先	交付金額								
—	—円								
合計	—円								
実績報告書	本社機能等の移転が完了した日から 1 年を経過した日から提出することができ、当該 1 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までに提出しなければならない。								

補助金等の効果測定	<p>設定した効果測定の成果指標等</p> <p>補助金単位では明確な成果指標を設定していない。(事業単位では年間の企業誘致25件以上)</p>											
	<p>効果測定の方法(事務手続)</p> <p>上記のとおり、成果指標は補助金単位ではなく事業単位のため補助金単位では明確な効果測定はなし。</p> <p>県による成果指標の目標値及び実績値推移(3期間)</p> <p>補助金単位では効果測定を実施していないため、参考までに事業単位での目標値及び実績値を記載した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値	25	25	25	実績値	28	27
	平成30年度	令和元年度	令和2年度									
目標値	25	25	25									
実績値	28	27	23									
類似する補助金制度	該当なし											

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 負担金については支出の根拠となる覚書を閲覧した。 補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各補助金交付要綱 各補助金交付申請書 各補助金交付決定通知書 補助金等の交付事務に係るチェックシート 実績報告書 他
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果) 	<ul style="list-style-type: none"> 各補助金交付要綱 各補助金交付申請書 各補助金交付決定通知書 補助金等の交付事

監査要点	実施手続	証憑書類等
	指標の必要性について質問した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助事業に関する収支報告書を閲覧した（収支額が一致する場合の妥当性）。	務に係るチェックシート ・実績報告書 他
経済性・効率性	・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・類似の東部地域企業誘致加速補助金との相違について質問し、一本化の必要性等の要否を検討した。	・各補助金交付要綱 ・各補助金交付申請書 ・各補助金交付決定通知書 ・補助金等の交付事務に係るチェックシート ・実績報告書 他

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 補助金の効果測定指標について（有効性）

企業立地サポート事業では、各補助金について補助金単位では明確な成果指標を設定していない（事業単位では年間の企業誘致 25 件以上という成果指標を設定）。確かに、事業としての目標は企業誘致に伴う雇用機会の拡大や経済活性化であり、補助金はその手段でしかないため、最終的に事業として何件の企業誘致を達成したかが重要であるという点は理解できる。しかし、各補助金に一般財源が割り当てられる以上、補助金ごとの制度趣旨に沿った明確な成果指標があるべきであり、またそうでなくては正確な予算が設定できず、結果的に、実績が予算から大きく乖離してしまい、公正な予算按分が阻害される要因となる可能性がある。

また、各補助金においては企業誘致という共通の目的があるものの、各補助金での補助対象やターゲットとなる企業の性質は異なると考えられるため、単純に事業全体での企業誘致数のみを成果指標にしてしまうと、性質や趣旨の異なる補助金ごとの正確な効果が把握できないとも考えられる。そもそも、事業全体で成果指標が企業誘致数のみであるため、各補助金がインセンティブとなり、企業誘致に成功したのか、補助金とは関係ない要因により企業誘致に成功したのかが判断できず、補助金の正確な効果を測定できない。そして、県の財源は無限ではない以上、企業誘致において有効性の高い補助金にはより多くの予算配分

を行い、有効性の低い補助金には予算配分を縮減や廃止する等の措置を講じることは必要であり、それらを的確に判断するためにも各補助金で最も有効な成果指標を設定し、結果を分析することは必要と考えられる。

【意見】 本社機能等移転促進に係る施策について（有効性、経済性・効率性）

山口県本社機能等移転促進補助金は平成 27 年度より施行されているが、令和 2 年度までの実績は 1 件のみである。令和 2 年度では 500 万円の予算が充てられたが、実績は 0 件であった。当該補助金は上記のとおり、企業の本社機能等の移転を促進することによって、産業構造の多角化及び多様な雇用機会の創出を図り、もって本県経済の活性化並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的としている。そして、企業の本社機能等が山口県に移転することになれば、本県にとって新規雇用面をはじめ様々な点でメリットがあり、補助金を支出するに値する目的と考えられる。

しかし、一方で、インターネット環境の普及が進んだ近年において、IT の発達により本社機能等の所在地がどこであるかの重要性は低くなってきており、地方中核都市への分散化の動きも見られ始めたとはいえ、一般的に首都圏をはじめとした大都市の企業が本社機能等を移転するには依然として様々なハードルがあり、その実態は少数と考えられ、例えば、本社機能を山口県に移転することによって余程のインセンティブ（営利性）が働く場合など極めて限定的なものと考えられる。ここで、当該インセンティブとして補助金の存在はゼロではないにしても、移転する企業側から見ると補助金があるから本社機能を移転するという意思決定にはならないのが通常であると推察される（本社機能を移転するほどの意思決定に影響を及ぼすとすれば、山口県の地理的優位性等の特別な事情が重要視されるのが一般的であると考えられる）。

本社機能等の移転促進は、企業の設備投資のみならず、人々の衣食住（生活環境）の問題等、多角的に様々な施策と併せて複合的に行われるものであるが、当該補助金も予算を配分する以上は成果につなげる必要があり、制度の創設以来、未だ実績が 1 件というのは、新規常用雇用者一人につき 50 万円の補助金を交付するという内容（有効性）に改善すべき（不十分な）点がないか、効果的かつ効率的な施策の在り方について、見直しの要否を含む継続的な検討が望まれる。

24. やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 企業立地推進課
事業実施の背景（必	若者・女性の県内定住を図るため、情報発信の強化・人材の育成等

要件) 及び目的	により、魅力ある雇用の場の創出が期待できる IT 関連企業等の進出を促進する
事業の概要 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の活用や展示会への出展などによる情報発信 ・ 都市部 IT 企業・教育機関と連携した IT 人材の育成 ・ 専用相談窓口の設置・運営 等
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果 (寄与)	情報発信や IT 人材の育成等を実施することにより、IT 関連企業の県内進出に寄与する。
令和 2 年度の取組	情報発信等の強化等により、魅力ある雇用の場の創出が期待できる IT 関連企業等の誘致活動を展開した。
令和 2 年度の成果	企業誘致数：3 件
事業の成果指標等	企業誘致件数：2 件以上 (年間 (暦年))
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン①-2、③-11、⑯-62 ・ やまぐち商工業振興プラン 11- (3)、17- (4) ・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業 (平成 27 年度開始)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	17,000	17,373	33,500
決算額	12,070	14,746	19,599

(予算額及び決算額の著増減事項)

新型コロナウイルス感染症の影響により、職員出張旅費や展示会負担金の実績が当初の見込みを下回ったため決算額は当初予算額に対して少額となった。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	1,932	専用相談窓口運営に係る人件費
職員手当	272	専用相談窓口運営に係る人件費
共済費	387	専用相談窓口運営に係る人件費
旅費	522	職員出張旅費
一般需用費	7	事務用品等の消耗品代
役務費	99	通信料
委託料	15,863	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	17	高速道路利用料
負担金補助及び交付金	500	下記補助金等の概要参照
合計	19,599	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	9,070	46.2%
その他	6	0.0%
一般	10,523	53.6%
合計	19,599	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、雇用保険負担金である。

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	2,261	5,539	15,863
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	瞬報社写真印刷(株) 外3件	(株)日本経済社 福岡支社 外3件	(株)レッカスグローヴ 外3件

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	山口県 IT・サテライトオフィス誘致プロモーション企画・運営業務
-----	----------------------------------

契約期間	令和2年9月10日～令和3年3月31日
業務内容	IT企業等誘致のためのプロモーション計画の企業立案、展開等
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） ※公募型プロポーザル方式による随意契約
委託業者名	（株）レッカスグループ
業者選定理由	審査会において最優秀提案者に選定されたため。
予定価格	8,118,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	8,118,000円（税込）
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・PRツール（パンフレット及びプレゼン資料） ・業務委託報告書 ・委託業務実施状況を示す資料
知財等の取り扱い	成果物の著作権は山口県に帰属

（6）－2

契約名	山口県 IT 人材育成コーディネート業務
契約期間	令和2年7月1日～令和3年3月31日
業務内容	IT人材育成関係機関との各種調整、IT企業等に関する情報収集等
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	池田弥生
業者選定理由	IT業界と教育界に人脈があり、企業誘致活動の実績があるため。
予定価格	3,000,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	3,000,000円（税込）
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供報告書 ・成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

（6）－3

契約名	山口県 IT 人材育成業務
契約期間	令和2年8月8日～令和3年3月31日
業務内容	IT人材育成のための講座の実施、受講生と企業との交流機会創出等

契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（大）山口大学
業者選定理由	国立大学法人山口大学では、従来より、企業ニーズの高いデータサイエンス教育を推進しており、本事業との親和性が高いため。
予定価格	3,000,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	3,000,000円（税込）
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果報告書 ・ IT人材育成のための講座及び受講生と企業との交流機会の創出業務の実施状況がわかる資料 ・ 業務の効果等を検証するためのアンケートの収集・分析結果をまとめた資料
知財等の取り扱い	該当なし

（6）－4

契約名	IT・サテライトオフィス誘致プロモーションHPリニューアル業務
契約期間	令和2年12月22日～令和3年3月31日
業務内容	ホームページの改修
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（株）レッカスグループ
業者選定理由	「山口県IT・サテライトオフィス誘致プロモーション企画・運営業務」の受託者であり、デザインなど両業務の統一性・一貫性を確実に担保できるため。
予定価格	1,744,600円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	1,744,600円（税込）
委託契約の成果物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ改修に係る業務計画書、サイト設計書、システム運用管理マニュアル及び情報セキュリティ実施マニュアル ・ ホームページ改修後の運用・保守業務に係る定例業務報告書及び課題・問題管理一覧
知財等の取り扱い	レンタル素材等を除いた著作権については山口県に無償譲渡。

(7) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	4,102	3,671	500
補助金等名称	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会 事業負担金 ・展示会出展負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会 事業負担金 ・展示会出展負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致推進連絡協議会 IT・サテライトオフィス部会 事業負担金
交付先名	山口県企業誘致推進連絡協議会 外5件	山口県企業誘致推進連絡協議会 外2件	山口県企業誘致推進連絡協議会

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・「山口県 IT・サテライトオフィス誘致プロモーション」業務の随意契約の妥当性について、プロポーザル実施過程の合規制を確認するため、関連書類を閲覧した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・契約締結伺 ・プロポーザル選定結果 ・執行伺 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・委託契約書 ・検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の1者との間で随意契約が締結されている業務について、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的か 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書 ・業務委託検査報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>つ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約は当初の仕様書通りに遂行されたことを確認するため関連書類を閲覧した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の1者との間で随意契約が締結されている事業については、見積書の内容について質問し、価格の妥当性を検討した。 ・委託料の変更や仕様書に明記された内容の未実施のないことを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・仕様書

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標について（有効性）

当該事業は、IT・サテライトオフィス誘致による雇用人口増加を目的とした事業であり、目的達成のため、全国に向けてのプロモーションや情報収集を実施している。また、企業誘致の素地作りとして人材育成も実施している。

（単位：上段は企業数、下段は雇用人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合計
企業数（実績）	3	4	3	6	6	3	5	30
雇用人数（計画）	30	178	50	88	102	60	76	584

（注1）令和3年度については、7月末時点での実績値である。

企業誘致実績については、一定の成果は認められるが、当該事業の「山口県 IT・サテライトオフィス誘致プロモーション」、「IT・サテライトオフィス誘致プロモーション HP リニューアル業務」及び「山口県 IT 人材育成コーディネート業務」との因果関係については分析されていない。具体的に、何が起因となって山口県への進出を決めたのか、誘致した企業に対して「誘致（進出）の決め手」について等の分析がされていない。そのような状態では、当該事業の有効性が明確とならず、今後どのように施策を展開すれば企業誘致が一層進むのかについて、より詳細な判断はできない。

したがって、当該事業における個別の目標を設定し、効果測定を可能としておく必要があるとともに、実際に誘致した企業についての追跡調査を実施するべきである。

【意見】 随意契約の業者選定について（経済性・効率性）

山口県 IT 人材育成コーディネーター業務は、特定個人を単独指名して随意契約（単独随意契約）により実施している。業務の内容は、教育機関との調整、関係機関との調整及び IT 企業の求めるスキルの情報収集である。実績としては、山口大学で実施された「データサイエンス講座」の調整、下関市立大学への IT リテラシー講座実施の提案（未成立）及び、情報提供・収集（30 件）であった。

当該随意契約は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 9 ヶ月間であり、その期間における業務実態は上記のとおりであり、委託料は 300 万円である。この点、委託料の積算としては、見積徴取後、県の予算単価表（報償費教授級）との比較を行い妥当性の確認を行ったとのことであった。しかしながら、結果論かも知れないが、委託契約の成果を見ても、当該委託料が適正水準であったかについて、一般的に疑問が残る。さらに、当該受託者が 9 ヶ月間に亘り、本件委託業務に専従していたわけではない点も踏まえると委託料の妥当性について成果とのバランスに鑑みて検討する余地はある。

25. 企業立地推進強化事業

（1）事業の概要

事業名	企業立地推進強化事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 企業立地推進課
事業実施の背景（必要性）及び目的	創意工夫を凝らした効果的な誘致活動を展開し、新規立地・拡大投資を促進する
事業の概要（内容）	・特設サイトによるプロモーションや、パンフレットの作成、専用ホームページの運営など情報発信に係る取組を実施 ・東京・大阪企業誘致センターと一体となった新規立地に向けたアプローチ活動や誘致企業のアフターケアなど積極的な企業訪問を展開
中小企業者等の振興への効果（寄与）	情報収集・分析活動、積極的なアプローチ活動及びきめ細かなアフターケア活動等により、企業の新規立地及び拡大投資に寄与する
令和 2 年度の取組	情報収集・分析活動、積極的なアプローチ活動及びきめ細かなアフターケア活動等を行い、新規立地・拡大投資の促進に寄与した
令和 2 年度の成果	新型コロナウイルス感染症等の影響により、企業の新規立地・拡大投資は伸び悩んだものの、ほぼ成果指標どおりの 23 件の企業を誘致
事業の成果指標等	企業誘致 25 件以上（年間（暦年））
関連する県の計画・	・やまぐち維新プラン①－2

施策等	・やまぐち商工業振興プラン 17- (1)、(2) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業 (昭和 48 年度開始)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	41,769	41,699	41,849
決算額	39,881	39,360	33,898

(予算額及び決算額の著増減事項)

新型コロナウイルス感染症の影響により、職員出張旅費等の当初の見込みが実績を下回ったため。

(3) 令和 2 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	16	企業誘致に係る協議における助言者としての謝金
旅費	4,674	職員出張旅費
一般需用費	1,210	複写代等
役務費	3,078	広告料等
委託料	22,348	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	337	高速道路利用料等
負担金補助及び交付金	2,235	下記補助金等の概要参照
合計	33,898	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	98	0.2%
その他	26,849	79.2%
一般	6,951	20.6%
合計	33,898	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、工業用水道事業会計繰入金である。

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	25,196	24,353	22,348 (※)
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株) 日本経済社 福岡支社 外 6 件	(株) レッカスグループ 外 4 件	九州航空 (株) 外 7 件

(※) 東京事務所及び大阪事務所への令達額 633 千円を含む

(6) - 1 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	令和 2 年度産業団地等航空写真撮影業務
契約期間	令和 2 年 4 月 30 日～令和 2 年 5 月 29 日
業務内容	企業誘致パンフレット用の産業団地等の航空写真の撮影
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
委託業者名	九州航空 (株)
業者選定理由	入札参加者名簿から、営業種目「大分類 08 写真・製図」「小分類 01 写真・製図」に第 1 希望第の 1 優先順位に登録している特 A 等級の業者から選定
予定価格	591,250 円 (税込)
入札参加者数	6 者見積合わせ
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	214,500 円 (税込)
委託契約の成果物等	・撮影データ ・カラーキャビネプリント ・保管用アルバム
知財等の取り扱い	著作権は山口県に帰属

(6) - 2

契約名	IT サテライトオフィスプロモーション WEB サイト保守関連業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	IT サテライトオフィスプロモーション WEB サイト保守
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号) ※ 2 号重複

委託業者名	瞬報社写真印刷（株）
業者選定理由	IT サテライオフィスプロモーションサイトは、平成 28 年度に実施したプロポーザルコンペティションの結果、瞬報社写真印刷（株）がシステムを構築したものである。サイトは 24 時間 365 日運用するものであり、円滑な運用を行うためにはシステムを熟知している瞬報社写真印刷(株)に委託することが効率的かつ効果的である。
予定価格	347,600 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	347,600 円（税込）
委託契約の成果物等	実績報告書
知財等の取り扱い	著作権は山口県に帰属

(6) - 3

契約名	令和 2 年度産業団地販売促進 PR 業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	ホームページの保守
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
委託業者名	(株) レッカスグループ
業者選定理由	本ホームページは令和元年度にプロポーザル方式で事業者を選定し、当該事業者 HP のデザイン制作やシステム構築、プログラム開発等について委託したものである。サイトは 24 時間 365 日運用するものであり、円滑な運用を行うためにはシステムを熟知している(株)レッカスグループに委託することが効率的かつ効果的である。
予定価格	808,500 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	808,500 円（税込）
委託契約の成果物等	業務完了報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 4

契約名	企業誘致情報収集・提供業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	新規企業開拓・報告・紹介、情報交換、同行訪問等
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
委託業者名	(株)産業タイムズ社
業者選定理由	本業務の目的を達するためには、設備投資動向等に関する情報収集能力の高さと信頼性を有し、かつ本県の企業誘致活動の支援を効果的かつ効率的に遂行できるノウハウやネットワークを有することが必要である。また、企業や各種関係機関との密接な関係性を築き、幅広いネットワークを構築することでエレクトロニクス業界を中心とした独自の取材ルートを確立しており、投資額1,000億円前後の大型案件を他報道機関よりも早く報道するなど、情報収集力について日本トップクラスを誇るとともに、IT産業を支える基幹デバイス産業の設備投資動向に特化した国内唯一の週刊専門誌を発刊し、本県が産業集積を推進している「新素材・自動車・IT関連分野」や「新エネルギー・省エネルギー産業分野」の産業動向を幅広く網羅しているため。
予定価格	600,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	600,000円（税込）
委託契約の成果物等	・情報提供報告書 ・成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 5

契約名	「企業誘致版ちよるる」デザイン作成業務
契約期間	令和2年6月1日～令和2年6月30日
業務内容	企業誘致用の「ちよるる」の新しいデザインの作成
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）※2号重複
委託業者名	ph graphics
業者選定理由	「ちよるる」をデザインできる唯一のデザイナーを抱える業者であるため

予定価格	220,000 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	220,000 円（税込）
委託契約の成果物等	デザインデータ
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 6

契約名	「やまぐち企業立地プロモーション」企画・運營業務
契約期間	令和2年12月17日～令和3年3月31日
業務内容	知事のトップセールスによるプロモーション等について、各種媒体を通じて情報発信
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） ※公募型プロポーザル方式による随意契約
委託業者名	（株）日本経済社 福岡支社
業者選定理由	審査会において、最優秀提案者に選定されたため。
予定価格	16,225,000 円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	16,225,000 円（税込）
委託契約の成果物等	成果報告書
知財等の取り扱い	該当無し

(6) - 7

契約名	山口県企業立地ガイドサーバOS改修業務
契約期間	令和2年12月16日～令和3年3月31日
業務内容	サーバOSの更新
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）※2号重複
委託業者名	（株）エヌ・ティ・ティデータ中国
業者選定理由	企業立地ガイドが動作する統合サーバの保守事業者であり、統合サーバの構成等を熟知しており、OS更新に伴う他システムへの影響を考慮した上でも業務執行が可能であるため、本業務を行う事業者として最も適しているため
予定価格	550,000 円（税込）

入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	550,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	業務完了報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(6) - 8

契約名	「山口県座談会特集」掲載業務
契約期間	令和3年2月1日～令和3年3月31日
業務内容	企業と知事との座談会の新聞紙面への掲載
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(株) 日刊工業新聞社 西部支社
業者選定理由	産業専門の総合紙として、産業分野の企業向けに迅速・的確に情報発信しており、企業誘致プロモーションのターゲットである企業のトップマネジメント層及び技術・開発者への効率的・効果的なアプローチが可能である。
予定価格	2,750,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	2,750,000 円 (税込)
委託契約の成果物等	業務完了報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等 (以下、補助金等) の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	2,235	2,475	2,235
補助金等名称	(1) (一財) 日本立地センター 一賛助会費 (2) 山口県企業誘致推進連 絡協議会費及び負担金	(1) (一財) 日本立地センタ 一賛助会費及び研修参加費 (2) 山口県企業誘致推進連 絡協議会費及び負担金	(1) (一財) 日本立地センタ 一賛助会費 (2) 山口県企業誘致推進連 絡協議会費及び負担金
交付先名	(一財) 日本立地センター 外1件	(一財) 日本立地センター 外1件	(一財) 日本立地センター 外1件

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<p>【負担金・会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の根拠について質問した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・長期契約（複数年契約）においては、県の規則等に準拠したものとなっているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 ・契約情報の公表が県 WEB サイト上で適切に行われているか確認した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書 ・県 WEB サイト
<p>有効性</p>	<p>【負担金・会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が享受する利益に見合った金額であることを県自身が検証しているか質問した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的か 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>つ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・当初予算額と決算額の比較分析を行った。 	
<p>経済性・効率性</p>	<p>【負担金・会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に毎年同額を拠出するのではなく、受入側の財政状態等を考慮して適切な負担額が算定されているか否か質問した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積業者の選定は競争性に配慮したものとなっているか、見積書の徴取数を質問した。 ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 ・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格積算書 ・変更契約に係る設計書、見積書

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 仕様書への準拠性について（合规性、有効性）

上記の令和2年度委託契約の概要（6）－3「令和2年度産業団地販売促進PR業務」について、仕様書に基づく業務が履行されていない。

当該委託業務は、ホームページによる情報発信を通じて、本県の産業団地や優遇制度、優位性等について、企業の認知度を高めることが、多くの優良企業の立地を実現するうえで必要不可欠なため、「山口県企業立地ガイド」ホームページを活用した効果的かつ効率的なPRの実施を行い、企業誘致の促進を図ることを目的としている。仕様書における業務の内容は以下の通りである。

(1) 更新作業等における補助・軽微な修正・アクセス解析等の運用補助

- (2) サーバーメンテナンス等、必要なメンテナンス、システム等の保守管理
- (3) 広告等による HP への誘導
- (4) 進出企業のインタビューページ製作

そして、上記業務内容中、(3) 広告等による HP への誘導及び(4) 進出企業のインタビューページ製作の業務が行われていなかった。その理由としては、ホームページのリニューアル後の修正に費用を要したため、当該業務を行えなかったとのことである。しかしながら、産業団地販売促進 PR においては、広告等による PR による HP への誘導や、実際に進出した企業のインタビュー記事を随時更新し、アップデートすることが重要であり、メンテナンス等は PR を円滑に進めるための手段である。そもそも、ホームページのリニューアル自体が本事業の本来の目的ではなく、その修正に時間と費用を要したことは上記に示した(3)及び(4)の業務を取り止めた理由にならない。この点、当初の仕様書に基づく業務内容とは違うものになっており(仕様書への準拠性を逸脱しており)、合規性の観点で見れば、仕様書を変更した上で、再度予定価格を見直し、変更契約を行うことが適正手続きである(仮に(3)及び(4)の業務を変更契約で除外するのであれば、本事業の PR 業務としての有効性を担保する措置が別途必要になる)。

【指摘事項】 委託業務内容について (有効性)

上記の令和 2 年度委託契約の概要(6) - 2 「IT サテライトオフィスプロモーション WEB サイト保守関連業務」について、当該委託業務内容は、以下の通りである。

「IT サテライトオフィスプロモーション WEB サイト」の円滑な運用を図るため、次の業務を実施する。

- (1) サイト保守費 (サーバー・ドメイン維持ほか、WEB サーバー公開維持)
- (2) データバックアップ、ホームページ更新補助

しかしながら、これらの内容を確認したところ、本事業である企業立地推進強化事業として上記の保守や維持管理業務を行うべきものではなく、同部署課が実施する No. 24 「やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業」で実施するべきである。

この点、なぜ本事業内で実施されたかについては、監査時点では、所管課の担当者も不明であるとのことであった。なお、後日、所管課より予算の都合(本件、企業立地推進強化事業の執行残による支出が可能であったこと)によるものとの回答がなされた。効果的な事業実施や効果測定が要求されることに鑑みると、事業目的及び目的適合性(内容)は十分に精査されるべきである。

【指摘事項】 契約情報の公表について (合規性)

県では、「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について(通知)平 23 会計第 321 号平成 23 年 10 月 3 日」における「6 契約情報の公表(建設工事に係るものを除く)」に基づき、公共調達の競争性・透明性・公平性の確保向上の観点から、県ホームページ上で業務

委託にかかる契約情報を公表することとしている。公表対象は、全ての競争入札及び予定価格が、役務の調達、業務の委託については 100 万円を超える随意契約である。その公表手続きは、各契約担当所属は 1 ヶ月ごとの契約締結状況を翌月 10 日までに主管課へ報告し、主管課は翌月 15 日までに業務委託については会計課に報告し、速やかに契約締結状況を公表することになっており、公表期間は契約を締結した月の属する年度の翌年度末までである。

本事業においては上記 8 本の委託契約のうち、(6) - 6 「やまぐち企業立地プロモーション」企画・運營業務及び(6) - 8 「山口県座談会特集」掲載業務の 2 本が公表対象となるが、どちらもホームページ上に公表されておらず、適時に公表すべきである。

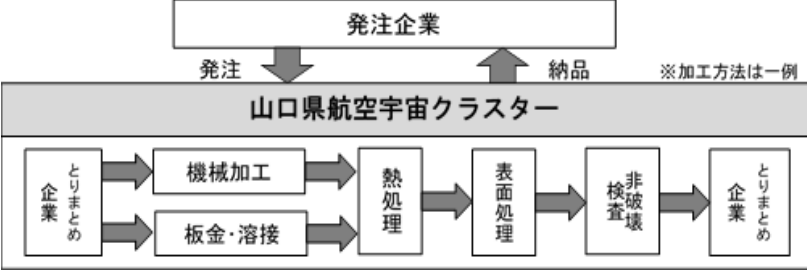
【意見】 事業の成果指標について（有効性）

本事業における成果指標は、年間の企業誘致 25 件以上とし、令和 2 年の実績は 23 件とのものであるが、この数値は県内の既存企業が、拡大投資で立地した数も含んでおり、県外からのいわゆる新規進出としては 8 件である。確かに、本事業の目的には、県外からの新規立地に加え、県内既存企業の拡大投資の促進も示されているが、委託事業の概要としては東京・大阪をはじめとした大都市圏からの新規誘致促進にあると思われるため、成果指標としては、少なくとも県外企業の新規誘致数と県内既存企業による拡大投資数を区分して設定すべきと思われる。また、さらに言えば、企業誘致がゴールではなく、誘致した結果、県内での新規雇用機会の拡大や、最終的には県の経済活性化が達成されるべきである点に鑑みると、そこを捉えた成果指標の設定が望まれる。

26. 航空機宇宙機器産業参入促進事業

(1) 事業の概要

事業名	航空機・宇宙機器産業参入促進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景(必要性) 及び目的	航空機・宇宙機器産業への県内企業の参入促進に向け、一貫生産体制による受注獲得や研究開発の取組を支援し、本県の航空機・宇宙機器産業のすそ野の拡大と競争力強化を図る
事業の概要(内容)	<p>① クラスター体制強化 山口県航空宇宙クラスターの概要や参画企業が紹介された PR 動画を作成</p> <p>② 新商品等の研究開発 県内での航空機・宇宙機器産業の事業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中発射ロケットの姿勢制御措置の開発【平成 30 年度採択(継続)】 ・アディティブ技術の活用による小型衛星部品の研究開発【令和元年

	<p>度採択（継続）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空中発射ロケット用電動ターボポンプの研究開発【令和2年度採択（継続）】 <p>③ 販路開拓</p> <p>国内外の大規模展示会への出展及び商談から受注にかけてボトルネックとなっていた試作品作成にかかる費用を助成</p>																																																
事業の概要図等	<p>《クラスター企業》</p> <table border="1" data-bbox="512 622 1337 958"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>企業名</th> <th>所在市</th> <th>分野</th> <th>認証資格</th> <th>取得年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>陶ひびき精機</td> <td>下関市</td> <td>機械加工</td> <td>JISQ9100</td> <td>H25.9</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>陶アクシス</td> <td>下関市</td> <td>板金・溶接</td> <td>AS9100</td> <td>H29.4</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>陶オーネックス 山口工場</td> <td>山陽小野田市</td> <td>熱処理</td> <td>JISQ9100</td> <td>H30.3</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>陶黒磯製作所</td> <td>下松市</td> <td>機械加工</td> <td>AS9100</td> <td>H29.7</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>陶伸和精工</td> <td>宇部市</td> <td>機械加工</td> <td>AS9100</td> <td>H30.2</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>中国電化工業陶</td> <td>防府市</td> <td>表面処理</td> <td>AS9100</td> <td>H27.8</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>富士高圧フレキシブルホース陶</td> <td>光市</td> <td>機械加工</td> <td>JISQ9100</td> <td>R3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>《一貫体制のイメージ》</p> 	番号	企業名	所在市	分野	認証資格	取得年月日	①	陶ひびき精機	下関市	機械加工	JISQ9100	H25.9	②	陶アクシス	下関市	板金・溶接	AS9100	H29.4	③	陶オーネックス 山口工場	山陽小野田市	熱処理	JISQ9100	H30.3	④	陶黒磯製作所	下松市	機械加工	AS9100	H29.7	⑤	陶伸和精工	宇部市	機械加工	AS9100	H30.2	⑥	中国電化工業陶	防府市	表面処理	AS9100	H27.8	⑦	富士高圧フレキシブルホース陶	光市	機械加工	JISQ9100	R3.2
番号	企業名	所在市	分野	認証資格	取得年月日																																												
①	陶ひびき精機	下関市	機械加工	JISQ9100	H25.9																																												
②	陶アクシス	下関市	板金・溶接	AS9100	H29.4																																												
③	陶オーネックス 山口工場	山陽小野田市	熱処理	JISQ9100	H30.3																																												
④	陶黒磯製作所	下松市	機械加工	AS9100	H29.7																																												
⑤	陶伸和精工	宇部市	機械加工	AS9100	H30.2																																												
⑥	中国電化工業陶	防府市	表面処理	AS9100	H27.8																																												
⑦	富士高圧フレキシブルホース陶	光市	機械加工	JISQ9100	R3.2																																												
中小企業者等の振興への効果（寄与）	<p>クラスター企業への直接効果に加え、県内への産業の集積による新たな企業の進出等の波及効果</p>																																																
令和2年度の取組	<p>上記事業の概要に記載の内容を実施</p>																																																
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機・宇宙機器産業での受注獲得区金額 (平成30年度～令和2年度までの累計：87百万円) ・ 山口県航空宇宙クラスターの展示会等における新規商談件数 (令和2年度：15件) ・ 山口県航空宇宙クラスターのホームページ等に動画を掲載 ・ 新商品等の研究開発として、平成30年度採択事業については、令和2年7月に実証実験を成功させ、本取組が日経新聞等に掲載された ・ 販路開拓として、神戸エンジンフォーラムやSATEXに出展 複数の引き合いを獲得し、試作品補助を活用した商談にも繋がった 																																																

事業の成果指標等	<ul style="list-style-type: none"> 航空機・宇宙機器産業での受注獲得金額 (平成30年度～令和4年度：1,000百万円) 山口県航空宇宙クラスターの展示会等における新規商談件数 (令和6年度：37件)
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> やまぐち維新プラン②-7 やまぐち商工業振興プラン5-(1) 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業(平成30年度開始)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	13,000	43,250	58,500
決算額	20,370	39,297	40,390

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助金及び交付金	40,331	下記補助金等の概要参照
旅費	59	県職員の旅費
合計	40,390	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	20,165	49.9%
その他	16,930	41.9%
一般	3,295	8.1%
合計	40,390	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、やまぐち産業イノベーション基金によるものである。

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	19,665	38,713	40,331
補助金等名称	(1) 航空機・宇宙機器産業 参入促進事業補助金 (8,835 千円) (2) やまぐち産業イノベー ション補助金 (10,737 千円) (3) 負担金 (93 千円)	(1) 航空機・宇宙機器産業 参入促進事業補助金 (8,724 千円) (2) やまぐち産業イノベー ション補助金 (29,901 千円) (3) 負担金 (88 千円)	(1) 航空機・宇宙機器産業 参入促進事業補助金 (6,471 千円) (2) やまぐち産業イノベー ション補助金 (33,860 千円)
交付先名	(1) (公財) やまぐち産業振 興財団 (2) (公財) やまぐち産業振 興財団 (3) (公財) やまぐち産業振 興財団	(1) (公財) やまぐち産業振 興財団 (2) (公財) やまぐち産業振 興財団 (3) (公財) やまぐち産業振 興財団	(1) (公財) やまぐち産業振 興財団 (2) (公財) やまぐち産業振 興財団

(6) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	航空機・宇宙機器産業参入促進事業補助金		
目的（趣旨）	航空機・宇宙機器産業参入促進事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、一貫体制による本県航空機・宇宙機器産業の育成・集積を図ることを目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 航空機・宇宙機器産業参入促進補助金交付要綱 		
創設年度	平成30年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> クラスター体制の強化に向けた取り組みへの補助事業 展示会出展への補助事業 試作品製作経費への補助事業 		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率（限度額）
	クラスター体制の強化に向けた取組への補助に要する費用	クラスター企業が負担する、技術力や生産力の強化・発信に必要と認められる経費（委託費、旅費、専	1/2

		門家旅費、専門家謝金等)	
		(公財) やまぐち産業振興財団が実施する、事業の実施や進捗管理に必要と認められる経費(旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料、臨時職員人件費等)	10/10
	展示会出展への補助に要する費用	クラスター企業が負担する、展示会出展に必要と認められる経費(需用費、役務費、通信運搬費、旅費、負担金等)	1/2
		(公財) やまぐち産業振興財団が実施する、展示会出展及び出店調整に必要と認められる経費(需用費、役務費、通信運搬費、旅費、負担金等)	10/10
試作品製作経費への補助に要する費用	原材料費、工具器具購入費、検査委託費、通信運搬費(輸送費)等、部品試作に必要と認められる経費	1/2 (50万円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
		交付先	交付金額
		(公財) やまぐち産業振興財団	6,471,140円
		合計	6,471,140円
実績報告書	事業が完了した日から20日を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター企業の航空機・宇宙機器産業での受注獲得金額 ・(公財) やまぐち産業振興財団が関与した展示会等における新規商談件数 		
	効果測定の方法(事務手続)		
<p>実績報告により進捗状況を把握するとともに、最終目標の達成に向けた検討を行っている。</p>			
<p>県による成果指標の目標値及び実績値推移(3期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機・宇宙機器産業での受注獲得金額 経営金融課内の目標であり、外部公表していないため省略 ・展示会等における新規商談件数 			

	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	経営金融課内の目標であり、外部公表していないため省略		
	実績値	31		15
類似する補助金制度	該当なし			

(6) - 2

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金 [航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）]		
目的（趣旨）	高い成長が期待される航空機・宇宙産業分野において、補助事業者が県内ものづくり企業等で構成した研究開発グループ（間接補助事業者）による補助金の交付の対象となる研究開発事業に要する経費の一部を補助することにより、県内での航空機・宇宙機器産業関連の事業化を促進するとともに、産業の育成・集積を図ることを目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金交付規則 やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 [航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）]		
創設年度	平成 30 年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 新製品等の研究開発への補助事業 審査委員会の開催等事業 		
事業期間	1 年間		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	新製品等の研究開発への補助に要する費用	間接補助事業者による航空機・宇宙機器産業における新製品等の研究開発に要する経費の一部 （人件費、補助員人件費、機械器具設置費、共同研究費、委託料、謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費等、研究開発に必要と認められる経費）	2 / 3 以内 (15,000 千円)

	審査委員会の開催等に要する費用	補助事業者が補助金の採択事業の決定にあたり実施する審査委員会の開催等に要する所要の経費 (旅費、謝金、会場借上料、需用費等、審査委員会の開催等に必要と認められる経費)	10/10
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	(公財) やまぐち産業振興財団	33,860,000 円	
	合計	33,860,000 円	
実績報告書	事業が完了した日から 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	当補助金単体ではなく、(6) - 1 と合わせて実施している ((6) - 1 参照)。		
	効果測定の方法 (事務手続)		
	同上		
	県による成果指標の目標値及び実績値推移 (3 期間)		
	同上		
類似する補助金制度	該当なし		

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 補助金交付時の審査について質問し、交付申請書及び交付決定関連資料を閲覧した。 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 補助金の変更交付申請書及び変更交付決定関連資料を閲覧した。 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 補助金の支払に係る決裁書類を閲覧した。 消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱 補助金交付申請書 補助金交付決定通知 支出負担行為票 補助事業の内容変更承認申請書 変更交付決定通知 支出負担行為票 (変更) 実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か関連書類を閲覧した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書 ・ 補助金の額の確定通知 ・ 支出票 ・ 支出負担行為票(変更)
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金の額の確定審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 補助金交付の公平性について、非公募の場合はその理由、また、交付先や補助率等に偏重等がないか質問及び関連書類を閲覧した。 ・ 補助事業に関する補助金支出表を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 ・ 補助金の額の確定に関する資料 ・ 補助金交付要綱 ・ 補助金支出表
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・ 補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・ 事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 非公募で交付先が長期間同一の場合、交付金額の妥当性を質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱 ・ 補助金交付申請書 ・ 補助金支出表

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】補助事業の適切な管理について(有効性、経済性・効率性)

補助金の交付申請時に(公財)やまぐち産業振興財団(以下、財団とする)から提出された経費配分書には、費目ごとの概算金額が記載されている。これは県が指定した様式の枠内に収まるように記載した結果であり、これのみでは各費目の詳細は不明である。それにも関わらず、県は予算の範囲内であることを重視して、詳細な報告を求めることなく交付決定を行っている。

県は、事前に財団と協議した結果を踏まえて予算の見積りを行っており、事業の詳細を把握したうえで交付決定を行っているため問題はないとしている。しかしながら、本来は、補助事業の実施主体である財団が、予算を含む事業計画の立案を主体的に行ったうえで補助金の交付申請を行うべきである。財団への意見「予定価格の積算資料（補助事業の自主性）について（経済性・効率性）」に記載したように、財団の主体性に問題がある現状においては、当該補助事業は、ともすれば県が主導的立場にある委託事業に限りなく近い状態にあると推察される。あくまで補助事業であるとするならば、県は、財団が効率的な運営に対する努力を行っているか否かについて適切に検証を行い、その検証過程を記録として客観的に残さなければならない。また、財団に対する補助は継続して全額補助となっているため、経済性の観点から、補助率の見直しの可否についても検討する必要がある。

財団への往査結果を踏まえ、監査人として現状を見る限りにおいて、財団に対する指導・監督の記録が残されていないため、それらが適切に行われているか否かを評価することはできない。したがって、補助事業の在り方について見直しを行う余地がある。

26-2. 航空機宇宙機器産業参入促進事業 やまぐち産業振興財団

① 航空機・宇宙機器産業参入促進事業補助金

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
補助金	12,100	6,471
負担金収入	900	600
合計	13,000	7,071

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
旅費	5,500	409
謝金	200	55
需用費	1,300	693
役務費	1,200	433
助成金	1,600	713
賃借料	1,700	1,827
賃金	1,430	1,430
福利厚生費	70	70

科目(節)	予算額	決算額
委託料	0	1,441
合計	13,000	7,071

(2) 令和2年度の委託契約の概要

契約名	山口県航空宇宙クラスター動画制作業務
契約期間	令和2年1月29日～令和3年3月26日
業務内容	山口県航空宇宙クラスターを紹介するプロモーション動画を作成
契約方法	随意契約(財務規程 第29条第2項第1号(2))
委託業者名	(株) KRY コミュニケーションズ
業者選定理由	随意契約(プロポーザル方式)
予定価格	1,650,000円(税込)
落札率(%)	該当なし
委託契約金額	1,441,000円(税込)
委託契約の成果物等	成果報告書 作成動画のデータが格納されたDVD、ブルーレイディスク
知財等の取り扱い	著作権を財団が保有

(3) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	令和2年度航空機・宇宙機器産業参入促進事業助成金
目的(趣旨)	航空宇宙分野において受注促進に向けた体制整備や販路開拓の参入支援を図るため
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	航空機・宇宙機器産業参入促進事業助成金交付要綱
創設年度	平成30年度
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県航空宇宙クラスター旅費助成金 ・展示会出展助成金 ・試作品製作経費助成金
事業期間	1年間

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率（限度額）
	山口県航空宇宙クラスター旅費助成金	旅費（展示会・セミナー・工場見学への参加に関する）	1/2
	展示会出展助成金	出展小間代、装飾代、需用費、通信運搬費、雑役務費等	1/2
	試作品製作経費助成金	原材料費、工具器具購入費、検査委託費、通信運搬費	1/2 (50万円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	A社	82,000円	
	B社	430,000円	
	C社	201,000円	
	合計	713,000円	
実績報告書	事業完了後 20 日以内又は助成が終了する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	販路開拓支援として、取引紹介件数、取引成約件数、当初取引成立金額		
	効果測定の方法（事務手続）		
	交付企業に年 3 回程度成約状況を確認		
	成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間）		
	・ 取引紹介件数		
	（単位：件）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	—	8	8
実績値	—	13	10
	・ 取引成約件数		
	（単位：件）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	—	4	4
実績値	—	13	10

	・当初取引成立金額			
	(単位：百万円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	-	240	240
実績値	-	49	56	
平成 30 年度分については、中期経営計画の年度相違により集計方法が異なるため、記載は省略する。				
類似する補助金制度	該当なし			

② やまぐち産業イノベーション促進補助金

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目 (節)	予算額	決算額
補助金	45,500	33,860
合計	45,500	33,860

【支出の部】

(単位：千円)

科目 (節)	予算額	決算額
旅費	65	17
謝金	148	66
需用費	200	83
役務費	87	4
助成金	45,000	33,360
福利厚生費	-	34
賃借料	-	90
賃金	-	197
諸手当	-	9
合計	45,500	33,860

(2) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金															
目的(趣旨)	航空機・宇宙機器産業分野に取り組む研究開発を支援し、県内での事業化の促進を図るため															
公募・非公募	公募															
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号) ・やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱 〔航空機・宇宙産業分野(航空機・宇宙機器産業分野)〕 															
創設年度	平成30年度															
交付対象事業	航空機・宇宙機器研究開発促進事業															
事業期間	令和2年4月1日～令和3年2月28日															
補助対象経費及び補助率(限度額)	<p>補助対象経費及び補助率(限度額)の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率(限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費</td> <td rowspan="5">2/3 (15,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>機器設備費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費 </td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助対象経費概要	補助率(限度額)	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費	2/3 (15,000,000円)	機器設備費	<ul style="list-style-type: none"> 1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費 	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費	委託費	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費	事業費	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費
区分	補助対象経費概要	補助率(限度額)														
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費	2/3 (15,000,000円)														
機器設備費	<ul style="list-style-type: none"> 1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費 															
共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費															
委託費	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費															
事業費	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費															
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>15,000,000円</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>15,000,000円</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>3,360,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,360,000円</td> </tr> </tbody> </table>		交付先	交付金額	A社	15,000,000円	B社	15,000,000円	C社	3,360,000円	合計	33,360,000円				
交付先	交付金額															
A社	15,000,000円															
B社	15,000,000円															
C社	3,360,000円															
合計	33,360,000円															
実績報告書	補助事業者は、当該事業が完了したときから起算して20日を経過															

	した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出
補助金等の効果測定	設定した効果測定の結果指標等
	特になし
	効果測定の方法（事務手続）
	実績報告書、事業化活動状況報告書提出により確認
類似する補助金制度	該当なし

以下、①及び②に共通

（3）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル説明書に即した契約業者の決定が行われているか関連資料を閲覧した。 ・プロポーザル審査会資料を閲覧し、審査要領に従った審査が行われているか確認した。 ・成果報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。 ・業務委託の検査状況を確認した。 <p>【助成金・補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱に沿った事務手続きとなっているか、関連資料を閲覧した。 ・審査会資料を閲覧し、審査要領に従った審査が行われているか確認した。 ・申請者による補助対象経費の正確性について確認した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書 ・公募型プロポーザル説明書 ・参加表明書、提案書、見積書 ・公募型プロポーザル審査委員会資料 ・委託契約書 ・仕様書 ・成果報告書 ・請求書 <p>【助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱 ・交付申請書 ・実績報告書 ・精算払請求書 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱 ・事業計画書 ・審査委員会資料 ・実績報告書 ・完了検査結果 ・継続審査委員会資料

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書及び仕様書を閲覧するとともに、契約の履行状況及び実際の活用状況について質問をした。 <p>【助成金・補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の内容を確認した。 ・成果指標の設定及び効果測定について質問し、関連書類を閲覧した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書 ・仕様書 <p>【助成金・補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書
経済性・効率性	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の予定価格について積算内容を確認した。 <p>【助成金・補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の適正性についての確認方法について質問するとともに、関連証憑との突合及び関連資料との整合性について確認をした。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書 ・見積書 <p>【助成金・補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・関連証憑

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 補助金交付要綱等の文書間齟齬及び表記内容について（合規性）

令和2年度やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕の実績報告の提出期限について、交付要綱及び公募要領との間で以下の相違があった。

項目		記載内容	書類名
実績報告の提出期限	正	事業が完了したとき又は(中略)廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して20日を経過した日	交付要綱
	誤	補助事業を完了した日から起算して10日を経過した日	公募要領

提出期限の表記について相違が生じた理由は、単なる確認もれである。県から入手した要綱等の利用にあたり、十分な検証がなされていないことが推察される。また、当該期限の正誤とは別に、交付要綱では「承認を受けた日から起算して20日を経過した日」と記載されているが、この起算日に「事業が完了したとき」はかからず、「事業が完了したとき」に承認をしている訳でもないため、ミスリードを誘発しかねず、表記内容が適切ではない。

当該補助金は間接補助金である。実質的には、県に代わって補助金交付の事務手続きを行

っているのであるから、県と同等の水準で運用することが求められる。

したがって、内部統制の強化を図る観点からも、単純ミスを防止するための措置として、チェック体制の強化等が必要である。

【意見】 募集手続きの管理運用について(合规性)

間接補助金等の募集において提出期限が定められた書類に関して、財団が受け取った日付が記録として残されていない。また、電子メールに添付されて提出された書類について、添付データを印刷するにとどまり、受信日時が分かる本文が添付されないまま回覧されている。いずれも、特段の指摘無く承認されている。

当然ながら、財団が文書を受け取った日付と、文書作成者が記載した日付が一致するとは限らず、その日付の意味合いも全く異なるものである。補助金等の事務手続きがスケジュールに従った運用になっていたとしても、財団が記録として残さなければ事後的に証明することはできない。

繰り返しとなるが、間接補助金等の交付事業は、県に代わって実施されているものであり、内部統制の強化を図る観点や、手続きの透明性及び客観性を担保するためにも提出期限内の受領を明示する日付を記録保存するべきである。

【意見】 予定価格の積算資料（補助事業の自主性）について（経済性・効率性）

動画作成業務に係る予定価格の算出根拠として、予定価格調書には「別紙の通り(中略)積算金額が1,650,000円となっているため」と記載されているが、別紙においても積算の根拠は示されていない。また、予定価格調書の起案日と同日に開催された物品調達等審査会においても、予算金額が記載されているのみで、参考見積の入手や金額の妥当性について検討された記録は残されていない。担当者に質問を行ったが、積算の根拠に対する合理的な回答は得られなかった。

当該事業は、県から全額補助を受けて実施している事業である。実施主体は財団であり、予算金額及び予定価格の設定にあたっては、経済性・効率性及び有効性を考慮して決定されるはずである。にもかかわらず予定価格の根拠を示すことができない現状からは、県との事前協議を経た上で決定したとは言え、どこまで財団が主体性を発揮して事業計画を立案したのかについて疑念が残る。

補助とは、自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、行政が目的とする政策を間接的に実行することに対する支援である。今回の事例については、県と財団が緊密な連携をとりながら事業を進めているというよりは、県の管理下において、県が示した事業の枠組みを根拠に活動しているとみることが妥当である。これでは県が主体となっていく事業と実質的に変わりはない。あくまで補助事業であるとするならば、補助の公平性の観点からも、財団が主体的に事業を構築していることを外部に対して説明できる体制を整備する必要がある。

27. やまぐちミライベンチャー創出事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちミライベンチャー創出事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	短期間での急成長を実現するベンチャー創業（スタートアップ）に対する支援の動き（投資家からの出資等）が近年活発化する中、本県においてはこうした支援を有効に活用できていないため、地域活性化の起爆剤となり、加えて次のスタートアップ企業を生み出すロールモデル企業の創出に取り組む
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラム ・スタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業支援プログラム
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	スタートアップ企業は高い経済波及効果を持つことから、地域活性化の起爆剤となり得る
令和2年度の取組	全国規模のピッチコンテストやファンド等を通じた資金獲得等を目指す支援対象者に向けて、メンタリングによる支援等を実施
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラム（全9回）を実施し、参加者6者のうち1者はピッチコンテストに登壇、1者はビジネスマッチングイベントにおいて大手企業とのマッチングに至った ・スタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業プログラム（全7回）を実施し、参加者4チームのうち3者が地域のピッチコンテストに登壇した
事業の成果指標等	ピッチコンテスト登壇者4者
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	31,600
決算額	—	—	30,910

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	30,900	下記委託契約の概要参照
旅費	10	県職員の県内移動旅費
合計	30,910	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	15,450	49.9%
その他	—	—
一般	15,460	50.0%
合計	30,910	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	30,900
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株) YMFG ZONE プラニング

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	やまぐちミライベンチャー創出事業実施業務
契約期間	令和2年5月29日～令和3年3月31日
業務内容	・ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラムの実施

	・スタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業支援プログラムの実施
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	(株)YMFZ ZONE プラニング
業者選定理由	公募型プロポーザル方式（業務内容は専門性が高く、実績やノウハウを要する業務であり、単なる価格競争に適さないため）
予定価格	30,900,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	30,900,000円（税込）
委託契約の成果物等	以下の内容を記載した業務実施報告書（毎月） i 支援実施内容 ii 支援実施成果 iii 上記 i ii を踏まえた事業実施効果の考察
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを関連書類を閲覧して確認した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否かを質問した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務取扱要領 ・執行伺 ・審査会資料 ・起案書 ・見積書 ・契約書 ・検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者選定理由書 ・ 事業報告書 ・ 仕様書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 ・ 実績報告書を閲覧し業務量と委託額について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費内訳書 ・ 事業報告書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託先の実績報告書の提出について（合規性、有効性）

再委託先の承認において、委託先が再委託先から報告書を求め、その結果を県に報告することになっている。今回の契約では、県と委託先の契約額の約 60%が再委託契約となっており、加えて、委託契約のなかでも中核的な業務（ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラム及びスタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業プログラム）が再委託されている。契約受託者が実施するべきものは、全体的なアレンジメント業務、応募者の確保となっている。

再委託については、委託契約書の中で「乙（受託者）は、本業務の全部または一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（委託者）の承認を得たときはこの限りではない。」とされ、受託者から申請がなされ、県は承認を行っている。なお、承認の条件の中に、「再委託業務が完了した場合は、再委託先事業者に実績報告書の提出を求め、検査を実施するとともに、その結果について速やかに県へ報告すること」となっているが、再委託先の実績報告書の提出及び検査について、県に報告がなされていると認められる書類はなかった。

県は、再委託の業務の妥当性を判断するためにも、再委託承認条件に従って、委託者から再委託業務の実施についての報告を受けるべきである。また、そもそも、金額的に主要な業務の過半割合が再委託に付されるという点で、直接契約としないことの合理性や経済性について説明可能とすべく検証され、客観的に明示されるべきである。

【意見】受講者の選定方法について（合規性）

当事業の仕様書においては、支援対象者の募集及び選定について、「公平かつ公正な選定方法により、プログラムによる支援を希望する者から 10 名程度を支援対象者として選定」となっており、また、「受託者は、全ての業務について、委託者である山口県と密に連絡を

取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること」となっている。しかしながら、受講者選定の経緯が委託事業者から報告されていないため、公正かつ公平な選定となっているかどうかは不明であった。事業性等の判定は難しいことから、實際上、選定が合理的かどうかについて、県が判断できないことがあったとしても、委託元として、選定方法と選定経緯は把握しておく必要がある。

【意見】委託料（事業報告書）の検証について（経済性・効率性）

事業報告書の記載では、（１）ロールモデルとなるスタートアップ企業の創出プログラムについては、募集説明会２回、選定後の実施プログラムが９回実施されており、累計時間は３２時間となっている。このプログラムは主として再委託先により実施されており、再委託額は１３,２００,０００円（消費税込）となっている。時間当たり委託料単価は、４１２,５００円となり、一般的には、経済的な合理性に乏しい時間単価といえる。また、（２）スタートアップ企業を目指す学生や若手人材の起業プログラムの実施については、事業報告書記載では、募集説明会１回、実施プログラム７回となっており、累計時間は２３.５時間となっている。なお、随時オンラインメンタリングを実施しているとの記載があるが、実施日数と時間の記載がされていないため、具体的な実施状況は不明であった。このプログラムも主として再委託により実施されており、再委託額は５,５０３,８７２円（消費税込）となっている。事業報告書から読み取れるだけの時間から算定した時間当たり委託料単価は、２３４,２０７円となり、こちらも一般的には合理性の乏しい時間単価といえる。

これらのプログラムについては、受託者が随時プログラム参加者に対応する体制をとっていることなどから、事業報告書記載以外にも活動実績があるとのことではある。しかしながら、現状の事業報告書では委託金額が実施状況を踏まえて、経済性の観点から妥当であったかどうかの判定が困難である。

したがって、委託金額が業務実施状況に照らして妥当であったか否かの十分な検証をなし得る事業報告書の記載及び提出が必要である。

28. 中小企業スマートビジネス推進事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業スマートビジネス推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	IoTの活用等による新事業展開や事業の効率化等により、県内中小企業の生産性向上を図る事業
事業の概要（内容）	新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている県内中小企業における新商品・新サービスの開発等経費への補助及び首都圏等販

	路開拓を支援
中小企業者等の振興への効果（寄与）	県内中小企業の生産性向上に寄与するもの
令和2年度の取組	新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている県内中小企業における新商品・新サービスの開発等経費への補助及び首都圏等販路開拓
令和2年度の成果	・上記補助金支援：21件 ・上記販路開拓支援：8件
事業の成果指標等	中小企業のIoT導入率（令和2年度：17.4%）
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン8-(1)、(2) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	169,011	149,572
決算額	—	142,882	56,980

(予算額及び決算額の著増減事項)

事業実績が見込みを下回ったため、当初予算額に対して決算額が少額となった。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	56,739	下記委託契約の概要参照
旅費	99	
需用費	81	
役務費	48	
使用料及び賃借料	13	
合計	56,980	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	19,452	34.1%
その他	15,000	26.3%
一般	22,528	39.5%
合計	56,980	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、新型コロナウイルス感染症対策寄附金によるものである。

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	—	142,129	56,739
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(公財) やまぐち産業振興財 団	(公財) やまぐち産業振興財 団

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	中小企業スマートビジネス推進事業実施業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	IoT の活用等による新事業展開や事業の効率化を図る企業の取組を支援し、県内中小企業の生産性向上を図る。
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	これまでの様々な中小企業支援の実績から、県内企業情報や販路開拓・技術研修等のノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発現が期待できる。 また、産業振興に関する中核的な支援機関として、市町や民間企業、商工会議所等の関連機関との幅広い連携が可能であり、かつ、補助金の交付やコーディネータによる企業支援等の実績を有する団体であるため。
予定価格	148,700 千円 (税込)
委託契約金額	56,739,308 円 (税込) 当初 148,700 千円 (税込)
委託契約の成果物等	・実績報告書

	・収支精算報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・長期契約（複数年契約）においては、県の規則等に準拠したものとなっているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 ・契約情報の公表が県 WEB サイト上で適切に行われているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書 ・県 WEB サイト
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	に関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・当初予算額と決算額の比較分析を行った。	
経済性・効率性	・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 ・委託料の変更について、変更内容を踏まえて適切な水準であるか否か関連書類を入手し、閲覧した。	・見積書 ・予定価格積算書 ・変更契約に係る設計書、見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】仕様書への準拠性について（法規性、有効性）

本委託事業では、仕様書に準拠した業務が履行されていない。仕様書によれば、委託業務の内容は以下のように規定されている。

<p>(ア) スマートビジネス推進コーディネータの配置</p> <p>(イ) 上記2 (IoT の活用等による新事業展開や事業の効率化を図る企業の取組を支援し、県内中小企業の生産性向上を図る。) の業務の目的を達成するために、以下の内容の事業を実施し、中小企業等の成長支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上診断の実施 ・先進モデル創出補助金 新事業展開型 新結合促進型 企業群連携強化型 ・やまぐちグロースサポートプログラムによる支援 ・スマートツール導入サポーター派遣制度 ・首都圏等販路開拓支援 ・売り込み支援 ・IoT 等導入ロードマップの作成
--

しかしながら、上記のうち、生産性向上診断の実施、やまぐちグロースサポートプログラムによる支援、スマートツール導入サポーター派遣制度及び IoT 等導入ロードマップの作成の4事業が実施されなかった。

委託費は、当初の委託契約額 148,700,000 円に対して、実施されなかった事業分は控除され、実績額として 56,739,308 円が支払われているため過大な支出はなかったものの、結果として、当初予定していた大半の事業がなされなかった。この点、事業を実施しなかった経緯についても起案、回覧等も含めて文書は残っていないとのことであり、当初の仕様書も変更されていない。また、事業実施途中で先進モデル創出補助金については、新型コロナウイルス対応に変化したようだが、この点についても変更経緯が記録された文書がなく、当時の状況は全く不明である。そして、業務委託検査報告書を確認したところ、令和3年3月31日付で仕様書どおりの内容が履行されており、特に問題もなく指示事項なしで合格と報告されている。上記の事業実施状況を踏まえると、当初の仕様書に基づく合格は客観的には妥当性を欠くと言える。また、大半の事業が実施されない点で、もはや当初の仕様書及び契約書は有効とはいえ、法規性の観点では、仕様書を変更し、再度予定価格を見直し、適正手続きに従って、変更契約を行わなければならなかったとも考えられる。

さらに、検査結果文書の日付も1年間違えたまま交付されている。成果の検査は委託先に行ったため、証憑資料は残されておらず、検査結果報告書が一枚あるだけの状況において、厳密な検査が行われたのか不明であり、外観上は検査の形骸化さえ疑われる。業務委託の検査は、事業実施主体の県が、規則等に則り、有効な事業を行ったことに関する責任の所在を示すものであり、事後検証等が可能な文書等を記録・保存する措置が求められる。

【指摘事項】 補助金等の消費税等対象外経費を含む委託料の取扱いについて（法規性）

本事業の委託業務における事業内容には、委託先が中小企業等の成長支援のために、対象企業に先進モデル創出補助金を交付する事業（補助金）が含まれている。

令和2年度における本業務は、令和2年4月1日付で委託契約書が交わされており、当初の委託料は、148,700,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 13,518,182 円）であり、委託先が交付する補助金額を含めて事業費全体に消費税等を含めた金額となっている。事務手続きとして、委託先は、本業務完了後、本業務の実施に要した経費等について、実績報告書を提出する。そして、県は実績報告書の内容を検査し、本業務の実施に要した経費の額と、契約金額のいずれか低い額を支払うべき額（以下、「確定額」という。）として確定させることとなる。

本業務は令和3年3月31日に検査が合格になり、確定額として、56,739,308 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,619,119 円）とされた。当該確定額は、委託先が交付した補助金額 27,929,000 円を除く経費部分 26,191,189 円にかかる消費税等 2,619,119 円を加えた合計額である。当初、委託先である受託者が交付する補助金額を含めた金額全体に対して、消費税等を加えた額を委託金額として契約締結していたが、確定額では、委託先が交付する補助金部分は消費税等の対象外（不課税）としてこれを除いた金額で支払われている。

これは、担当課内で、補助金は消費税等が不課税とされるため、確定額で補助金部分には消費税等を加味しないとの判断がなされた結果であり、当該取扱いの変更経緯は、他事業に

において税務署に確認した取扱いを参考としたものである。しかしながら、当該税務署への確認は、支援金や補助金等の交付における消費税等の課税実務を照会したものであり、本件の委託契約（委託料）における消費税等の取扱いとは内容を異にするものである。そして、委託契約は、消費税法第2条第1項第8号における役務の提供に該当し、受託者が免税事業者等の場合を除き、通常は事業経費全体を課税対象と捉えるべきである。

消費税等の取扱いについては、その判断に困難を伴う点は理解し得るが、結果的に、当初の委託契約書における取扱いと確定額における取扱いとが矛盾している。また、当該取扱いの変更は一部の課で行われたもので、全庁的に統一したものではない。他の所管課等では、本件取扱いとは異なり、補助金部分にも消費税等を加味して委託料を算定している。つまり、結果的に、部局によって、委託料を確定する取扱いが異なっている。さらに、令和元年度以前にも、ほぼ同一内容で事業が行われているが、変更前の取扱いに基づき、補助金部分にも消費税等を加味した金額で委託料が支払われている。仮に、今回の変更後の取扱いが正しいならば、過年度支出額が一部過大であり、返還を求めるべき事案である。また、確定額において、委託先の経費内容に応じて消費税等を加味するか否かを決定するのであれば、補助金以外の項目として、例えば、消費税等が不課税となる給与等の人件費を委託先が支出した場合等、平仄を合わせるべき項目は多岐に亘る。

これらを踏まえると、同じ組織（庁内）で、同一実態の取引について、異なる結果が生じることが公平性の観点からも妥当性を欠いており、やはり、一部の部局で安易に取扱いを変更するべきではなかったと考える。したがって、本件は全庁的な事務手続きに影響を及ぼすものであり、県の実施する委託事業に係る消費税等の取扱いに関する早急な見直し及び、必要に応じた是正措置を求める。

【意見】他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）

本事業の支援対象は農業、林業、漁業は対象外となっている。スマートビジネスの観点からは、農業等についてもスマート農業が行われており、期待は大きいと思われる。農業等については所管部署が違うため、今回の支援対象からは除かれているとのことである。

この点、県の農林水産部でもスマート農業の推進施策を展開しているとのことではあるが、一層の効率性を追求しながら、引き続き、関係各部署と連携を密にし、業種間で漏れのない、網羅的な支援体制の構築を期待する。

【意見】補助対象経費の客観性について（合规性）

先進モデル創出補助金は、新たに販路開拓等に取り組む事業者の先進的な取り組みを支援することで、生産性向上の先進モデルを創出し、県内中小企業に対して、取り組みの効果を広く波及させることを目的としている。

補助金の対象経費には役職員人件費も含まれており、生産性向上の先進モデル創出に係った人件費が対象になる。補助対象事業者の実績報告書を確認したところ、日報等で通常業

務と補助金対象業務を分けているが、通常業務と補助金対象業務との分け方の判別が困難であるように見受けられた。また、先進的な取り組みに係る、「先進性」の定義についても明確な線引きは難しい状況である。

当該補助金においては、委託者である県が補助金制度設計等の責任を負っており、受託事業者として事務手続きはやまぐち産業振興財団が執行している。制度の枠組みを策定する上で、県としても、過大な補助金交付とならないように、先進性の在り方や人件費については上限や割合を定めるなど、補助対象経費の内容について、事務手続き担当者（やまぐち産業振興財団）の判断による差異を可能な限り排除し得るように制度の見直しや改善を望む。

28-2. 中小企業スマートビジネス推進事業 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
委託料収入	148,700	56,739
合計	148,700	56,739

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
賃金	2,125	1,859
諸手当	121	84
謝金	23,860	18,959
福利厚生費	1,304	1,181
旅費	3,508	207
需用費	1,910	944
役務費	577	419
賃借料	2,855	4,299
委託料	20,785	0
補助金	82,500	27,929
租税公課	9,155	858
合計	148,700	56,739

(2) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	先進モデル創出補助金（新型コロナウイルス感染症関連枠）	
目的（趣旨）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新たに販路開拓等に取り組む事業者の先進的な取組を支援することで、生産性向上のモデルを創出し、県内中小企業者に対して、取組効果を広く普及させることを目的とする	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	先進モデル創出補助金交付要綱（新型コロナウイルス感染症関連枠）	
創設年度	令和2年度	
交付対象事業	中小企業スマートビジネス推進事業	
事業期間	1年間	
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要	
	区分	補助対象経費概要
	新製品の開発や生産プロセスの改善、販路開拓等の取組に係る経費	役員人件費、専門家謝金、役員・専門家旅費（ガソリン代等）、使賃（高速使用料）、研究開発事業費（原材料、工具器具購入費、コンサルタント料等）、委託費（研究開発、市場調査等）、資料購入費、消耗品費、特許申請料等、新製品の開発や事業の効率化の取組等に必要と認められる経費
		補助率 （限度額） 1/2 (1,500,000円)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	交付先	交付金額
	A社	1,500,000円
	B社	1,486,000円
	C社	1,500,000円
	D社	1,500,000円
	E社	1,500,000円
	F社	1,500,000円
	G社	626,000円
	H社	1,480,000円
	I社	695,000円
	J社	1,500,000円
	K社	1,500,000円
	L社	1,500,000円
	M社	1,500,000円

	N社	1,500,000円
	O社	1,500,000円
	P社	181,000円
	Q社	1,500,000円
	R社	1,500,000円
	S社	1,500,000円
	T社	1,500,000円
	U社	961,000円
	合計	27,929,000円
実績報告書	事業完了した日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出	
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 営業利益が年1%以上（3期後に3%以上）向上、付加価値額（総額または一人当たり）が年3%以上（3期後に9%以上）向上する計画であること </div> 効果測定の方法（事務手続） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 決算書の徴求により実施予定 </div>	
類似する補助金制度	該当なし	

（3）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱に沿った事務手続きとなっていることを確認した。 申請者による補助対象経費の正確性について確認した。 謝金について、内容や報酬単価等の決定状況について関連書類を閲覧した。 謝金の支払先が個人の場合、源泉徴収手続きがされていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱 補助金交付申請書 補助金実績報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書の内容を確認した。 成果指標の設定及び効果測定について質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の適正性について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書

(4) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】仕様書への準拠性について(合規性、有効性)

本委託事業の仕様書に基づく、業務が履行されていない。仕様書によれば、委託業務の内容は以下のように規定されている。

(ア) スマートビジネス推進コーディネータの配置

(イ) 上記2 (IoTの活用等による新事業展開や事業の効率化を図る企業の取組を支援し、県内中小企業の生産性向上を図る。)の業務の目的を達成するために、以下の内容の事業を実施し、中小企業等の成長支援を行うこと。

- ・生産性向上診断の実施
- ・先進モデル創出補助金
新事業展開型
新結合促進型
企業群連携強化型
- ・やまぐちグロースサポートプログラムによる支援
- ・スマートツール導入サポーター派遣制度
- ・首都圏等販路開拓支援
- ・売り込み支援
- ・IoT等導入ロードマップの作成

しかしながら、上記のうち、生産性向上診断の実施、やまぐちグロースサポートプログラムによる支援、スマートツール導入サポーター派遣制度及びIoT等導入ロードマップの作成の4事業が実施されなかった。

この点、産業振興財団の担当者は、当初の委託業務の内容が実施出来ないことの認識はあり、県の担当者との協議を行ったものの、契約書の変更手続きは行われていない。産業振興財団は受託側ではあるが、大半の事業が実施されないこととなったのであれば、もはや当初の仕様書及び契約書は有効とはいえず、予定価格の見直しや変更契約の手続きを県に求めるべきであった。

【意見】実績報告書作成の事務手続きについて(合規性)

本事業の委託費の取扱いについては、No.28における、県の中小企業スマートビジネス推進事業において指摘事項としたところであるが、当初、業務を受託したやまぐち産業振興財団が補助金交付先に交付する補助金額を含めた金額に対して、消費税等を加味した額を受託金額として契約書を交わしていた。一方で、実績報告書提出時点では、産業振興財団が交付する補助金額部分は消費税等の対象外として、消費税等を除いた金額で提出している。

この点、なぜ、実績報告書を提出する段階になって取扱いを変更したかについては、産業振興財団の担当者は特に認識しておらず、当時の担当者(県からの出向者)が事務手続きを行っており、詳細については把握していなかった。

しかしながら、産業振興財団内部で実績報告書の決裁は通常の事務手続きとしてなされており、経費報告書の実績額の記載部分で補助金については「非課税支出」との文言の記載がある。そして、他の同様の実績報告書の経費報告書の実績額とは、消費税等の額も異なっているし、金額の算出方法が異なっていることは明らかである。そのため、なぜこの業務のみ経費の算出方法が異なるのかという視点を有していれば、産業振興財団内部でも本業務のみ取扱いが異なっていることに気付き、精査して県と協議を要する等の適正手続きを経ることができていたはずであり、細部に問題意識を持つことが望まれる。

【意見】 補助対象経費の客観性について（合规性、有効性、経済性・効率性）

先進モデル創出補助金は、新たに販路開拓等に取り組む事業者の先進的な取り組みを支援することで、生産性向上の先進モデルを創出し、県内中小企業に対して、取り組みの効果を広く波及させることを目的としている。

補助金の対象経費には役職員人件費も含まれており、生産性向上の先進モデル創出に要した人件費が対象になる。補助対象事業者の実績報告書を確認したところ、日報等で通常業務と補助金対象業務を分けているが、通常業務と補助金対象業務との分け方の判別が困難であるように見受けられた。また、先進的な取り組みに係る、「先進性」の定義についても明確な線引きは難しい状況である。

当該補助金においては、過大な補助金交付とならないように、先進性の在り方や人件費については上限や割合を定めるなど、補助対象経費の内容について、現場での実務を執行する受託事業者として、より一層、客観性を有する補助金制度への改善を積極的に県に求めるべきであり、透明性のある手続きの確保を望む。

29. 九州・山口ベンチャーマーケット開催事業

(1) 事業の概要

事業名	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	地方創生に向けた具体的な取組として、九州地域戦略会議（九州・山口各県知事及び地元経済団体の代表等で構成）において、知事会と経済界が連携して取り組むこととされた事業である
事業の概要（内容）	創業・ベンチャー創出地域である九州の強みを活かし、国内はもとより海外で活躍できる九州・山口発の中小企業の輩出に向け、九州・山口各県と経済界が連携して中小企業のビジネス展開を支援する

<p>事業の概要図等</p>	
<p>中小企業者等の振興への効果（寄与）</p>	<p>選出した中小企業と投資家等のビジネスパートナーとのマッチングにより資金調達、販路開拓を実現する</p>
<p>令和2年度の取組</p>	<p>九州・山口ベンチャーマーケットへ中小企業2社が参加</p>
<p>令和2年度の成果</p>	<p>参加企業の2社中1社に商談あり</p>
<p>事業の成果指標等</p>	<p>九州・山口ベンチャーマーケット参画企業の資金調達率30%</p>
<p>関連する県の計画・施策等</p>	<p>該当なし</p>
<p>規制を受ける法令等</p>	<p>該当なし</p>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業 ※九州・山口ベンチャーマーケットは、平成28年度から実施</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,066	1,072	1,072
決算額	1,050	1,064	1,055

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助金及び交付金	1,050	下記補助金等の概要参照
旅費	5	
合計	1,055	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般	1,055	100.0%
合計	1,055	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等（以下、補助金等）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	1,050千円	1,050千円	1,050千円
補助金等名称	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会負担金	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会負担金	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会負担金
交付先名	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会

(6) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会負担金
目的（趣旨）	実行委員会は、九州・山口ベンチャーマーケットの開催を通じて、九州・山口県内のベンチャー企業の資金調達や販路開拓等を支援し、世界に羽ばたく成長性の高いベンチャー企業を輩出することを目的とする。（九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会規約第2条）
公募・非公募	該当なし（負担金）
根拠法令・要綱等	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会規約
創設年度	平成27年度
交付対象事業	・九州・山口ベンチャーマーケットの開催

	・その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業 (九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会規約第3条)			
事業期間	該当なし(負担金)			
補助対象経費及び補助率(限度額)	該当なし(負担金)			
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先	交付金額		
	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会	1,050,000円		
	合計	1,050,000円		
実績報告書	毎年、実行委員会より事業報告及び収支決算を入手、承認している。			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	令和2年度以降は資金調達率30%を指標として設定(平成30年度及び令和元年度は商談成約率15%を指標として設定していた)			
	効果測定の方法(事務手続)			
	ベンチャーマーケット出場企業への調査			
	県による成果指標の目標値及び実績値推移(3期間)			
	(単位:%)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	15.0	15.0	30.0
	実績値	28.6	33.3	0.0
	成果指標等で記載の通り、平成30年度及び令和元年度は商談成約率によっており、令和2年度は資金調達率を示している。			
類似する補助金制度	該当なし			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・契約の過程、負担金の決定の仕方等を担当者に質問するとともに、関連書類を閲覧した。	・九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会規約 ・請求書 ・経費支出伺
有効性	・有効性について担当者に質問するとともに、	・九州・山口ベンチ

監査要点	実施手続	証憑書類等
	九州・山口ベンチャーマーケットのホームページを閲覧した。	ヤーマーケットのホームページ
経済性・効率性	・経済性・効率性について担当者に質問するとともに、九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会収支決算書(案)を閲覧した。	・九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会令和2年度収支決算書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】負担金の積算根拠について（経済性・効率性）

九州・山口ベンチャーマーケットの開催にあたり、当該実行委員会に対して1,050千円の負担金を支出しており、3期間推移を見る限りは、平成30年度～令和2年度までは毎年同額である。また、実行委員会の収支決算書を見ると、繰越金の残高も確認される（令和2年度決算における次年度繰越金759千円）。もちろん、突発的事象への対応を踏まえて、予備費として一定程度の繰越金を持つておく必要性もあるが、経済性・効率性の観点に鑑みると、実行委員会事務局から請求されるだけではなく、本県も実行委員会のメンバーである以上、少なくとも支出の根拠として、例えばイベント運営委託経費をどのように積算したのか等を検証し、負担金の積算根拠をより詳細に補足し、記録・保存することが望まれる。

【意見】本県経済団体との協力体制構築について（有効性）

九州・山口ベンチャーマーケット開催時の参加者募集について、より多くの参加者を募集し得る体制の整備が必要である。具体的には、例えば、本県には経済団体の一つとして、山口経済同友会が存在する。当該同友会は、県内の企業経営者の有志で組織した団体であり、様々な利害を超えて自由闊達に活動を行い、より良い経済社会の実現を目指している。このような経済団体等との協力体制を構築し、九州・山口ベンチャーマーケットに本県の事業者が積極的に参加することで、世界に羽ばたく成長性の高いベンチャー企業が輩出される土壌が醸成されることを望む。

30. 小規模事業経営支援事業

(1) 事業の概要

事業名	小規模事業経営支援事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	小規模事業者の経営の改善発達と地域中小企業の活性化を図るために交付するものであり、小規模事業者の振興と安定を図り、もつ

	て地域経済の活性化に資することを目的とする
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所、商工会連合会が経営改善普及事業等を行うため設置した職員の人件費 ・商工会、商工会議所、商工会連合会が実施する地域の振興・活性化のための事業費
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	商工会、商工会議所、商工会連合会へ経営指導員等の人件費や専門家派遣の経費等を補助することにより、商工会等を通じ、小規模事業者への経営相談や記帳指導等の支援を行い、その振興と安定に寄与する
令和2年度の取組	小規模事業者の経営改善を図るため、経営指導員等が金融・税務・労務・記帳指導等の経営支援を実施
令和2年度の成果	巡回・窓口指導：68,793件
事業の成果指標等	商工会等による経営指導件数：64,000件/年度
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン12-（1）
規制を受ける法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 ・小規模企業振興基本法 ・商工会法 ・商工会議所法
事業区分	継続事業（昭和45年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,184,651	1,172,932	1,169,339
決算額	1,140,414	1,135,338	1,126,543

（予算額及び決算額の著増減事項）

補助金が見込みを下回ったため当初予算額に対して決算額が少額となった。

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助金及び交付金	1,126,365	下記補助金等の概要参照
旅費	57	商工会や商工会議所を現地指導する際の旅費

節	決算額	主な内容
需用費	113	複写サービスや印刷用紙等の購入費
役務費	8	電話代
合計	1,126,543	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	271,895	24.1%
その他	—	—
一般	854,648	75.8%
合計	1,126,543	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,140,340	1,135,236	1,126,431
補助金等名称	小規模事業経営支援事業費補助金	小規模事業経営支援事業費補助金	小規模事業経営支援事業費補助金
交付先名	下関商工会議所 外 34 件	下関商工会議所 外 34 件	下関商工会議所 外 34 件

令和 2 年度の決算額について、上記 (3) 令和 2 年度決算額の主な内訳 (負担金補助金及び交付金) の額 1,126,365 千円と 1,126,431 千円の差額 66 千円は、防災危機管理課から経営金融課に配当替しているものである。

(6) 令和 2 年度補助金等の概要

補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金
目的 (趣旨)	小規模事業者の経営の改善発達と地域中小企業の活性化を図るために交付するものであり、小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	・ 山口県補助金等交付規則 ・ 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱
創設年度	昭和 45 年度
交付対象事業	・ 商工会又は商工会議所の実施する経営改善普及事業に付帯する指導事業、資質向上対策事業等

事業期間	毎年4月1日から3月31日		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要 商工会等が実施する経営改善普及事業		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (補助基準額)
	職員の設置費	補助対象職員の俸給、扶養手当、期末手当他	1/2、10/10（項目により異なる） (知事が別に定める額)
	指導事業費	補助対象職員の旅費他	10/10 (知事が別に定める額)
	資質向上対策事業費	中小企業庁長官が指定する中小企業基盤整備機構の行う研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料他	2/3、10/10(項目により異なる) (知事が別に定める額)
	経営指導推進費	経営改善普及事業の実施に必要な小規模企業振興委員に係る委員謝金他	2/3、10/10(項目により異なる) (知事が別に定める額)
	小規模事業施策普及費	経営改善普及事業の一環として実施する小規模事業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本等及びホームページ作成（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る）の費用他	10/10 (知事が別に定める額)
	指導施設建設費	指導施設の建設又は取得に要する経費	1/2 (知事が別に定める額)
	記帳機械化等推進事業費	県連合会の電子計算機と商工会等の端末機のオンライン化の推進に要する通信費	1/2 (知事が別に定める額)
指導環境推進費	経営改善普及事業推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費、備品費等	10/10 (知事が別に定める額)	

	地域総合活性化事業費	商工会等が行う小規模企業需要創出事業に要する経費であって、当該実施業務内容から知事が必要と認めた経費（ただし、商工会等役職員の人件費及び不動産購入費は除く）他	10/10 (知事が別に定める額)
	県連合会が実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (補助基準額)
	職員の設置費	補助対象職員の俸給、扶養手当、期末手当他	1/2、10/10（項目により異なる）
	指導事業費	補助対象職員の旅費他	10/10
	資質向上対策事業費	中小企業庁長官が指定する中小企業基盤整備機構の行う研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料他	10/10
	経営指導推進費	県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金他	2/3、10/10(項目により異なる)
	小規模事業施策普及費	県連合会が行う県連ニュースの印刷製本等及びホームページ作成（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る）の費用	10/10
	指導施設建設費	指導施設の建設又は取得に要する経費	1/2
	商工会情報ネットワーク化等推進事業費	県連合会の電子計算機と商工会等の端末機のオンライン化の推進に要する通信費	1/2
地域総合活性化事業費	県連合会が行う小規模企業需要創出事業に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めた経費（ただし、県連合会役職員の人件費及び不動産購入費は除く）他	10/10	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		

	交付先	交付金額		
	下関商工会議所他 34 会議所等	1, 126, 430, 700 円		
	合計	1, 126, 430, 700 円		
実績報告書	補助事業完了の日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	指導件数 64, 000 件（令和 2 年度）			
	効果測定の方法（事務手続）			
	実績報告書を集計して目標件数に達しているかどうかを確認している			
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3 期間）			
	（単位：件）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	目標値	64, 000	64, 000	64, 000
	実績値	63, 971	62, 853	68, 793
類似する補助金制度	該当なし			

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 支出負担行為の決裁関連書類を閲覧した。 補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業経営事業費補助金交付要綱 小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書 小規模事業経営事業費補助金交付決定通知書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 補助事業に関する収支報告書を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から令和 2 年度の目標相談件数と相談実績数
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 	同上

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について（合規性）

小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の第12条において、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、小規模事業支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。」となっているが、報告書は提出されていなかった。

したがって、交付要綱に従い、当該報告書の提出を遺漏なく求めるべきである。なお、当該指摘後、報告書は速やかに県へ提出され、監査上も提出された報告書を確認したことを申し添える。

【意見】経営指導員設置基準について（有効性）

当事業の補助対象経費については、職員の設置費が大部分を占めている。職員の設置費は、「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」のなかで、商工会等の地区内の小規模事業者の数及び商工会等の会員数に応じて定数が定められており、そのいずれかの少ない方の定数及び予算の範囲内で設置することができるものとされている。

しかしながら、当該補助金の補助事業は、商工会等の会員のみを対象とした経営改善普及事業ではなく、商工会等の地区内の小規模事業者を対象として実施するものである。このため、経営指導員の設置基準において、商工会等の会員数の区分を設けることは補助事業の性質と馴染まないとも言えることから、経営指導員の設置基準について再考の余地がある。

31. 中小企業団体育成指導事業

(1) 事業の概要

事業名	中小企業団体育成指導事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	事業協同組合の設立をはじめとする中小企業の連携、共同化を推進するため
事業の概要（内容）	組織化支援機関である山口県中小企業団体中央会が行う各種の取組に対する助成
事業の概要図等	該当なし

中小企業者等の振興への効果（寄与）	組合支援の専門機関である山口県中小企業団体中央会の指導体制の強化及び支援事業の充実を図り、中小企業の交流・連携・共同化を推進し、県内中小企業の育成・振興を図る
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の設立・運営指導、組合の人材育成 ・組合活動の活性化に向けた情報収集・提供 ・各組合の課題に対応した専門家派遣、研修会等の実施 ・中小企業によるBCP（事業継続計画）策定支援 ・企業組合の商品開発・販路開拓支援等
令和2年度の成果	新規設立組合数 8件、指導・相談件数 8,471件
事業の成果指標等	新規設立組合数 15件
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン12-（1）、（3）
規制を受ける法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法 ・中小企業団体の組織に関する法律
事業区分	継続事業（昭和24年度開始）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	91,377	90,379	91,429
決算額	91,377	90,307	90,279

（予算額及び決算額の著増減事項）

特記事項なし

（3）令和2年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助金及び交付金	90,279	下記補助金等の概要参照
合計	90,279	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	—	—
その他	—	—

財源	金額	比率 (%)
一般	90,279	100.0%
合計	90,279	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	91,377	90,307	90,279
補助金等名称	山口県中小企業団体中央会補助金	山口県中小企業団体中央会補助金	山口県中小企業団体中央会補助金
交付先名	山口県中小企業団体中央会	山口県中小企業団体中央会	山口県中小企業団体中央会

(6) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県中小企業団体中央会補助金		
目的(趣旨)	県中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費に交付するものであり、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進し、もって中小企業の発展に資する。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金交付規則 中小企業団体中央会補助金交付要綱 山口県中小企業団体中央会補助金の運用について 		
創設年度	昭和24年度		
交付対象事業	中小企業連携組織推進指導事業		
事業期間	1年間		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率(限度額)
	指導員及び職員の設置に要する費用	指導員の人件費	10/10以内
	組合等の指導事業に要する費用	旅費、人当庁費、福利環境整備費	10/10以内
	組合員等の資質の向上を図る事業に要する費用	旅費、研修受講料、特別資質向上費、特別研究指導費	10/10以内
	中小企業連携組織推進	庁費、ファクシミリ設置費、コンピ	10/10以内

	指導事業を実施するために必要な備品の取得等に要する費用	ユーター設置費、支所・出張所借室料、指導用車両設置費	
	地域産業実態調査事業に要する費用	地域産業実態調査事業費	10/10 以内
	組合等への情報提供事業に要する経費	情報提供事業費	10/10 以内
	中央会指導員等研究会開催事業に要する費用	中央会指導員等研究会開催費用、中央会指導員等研修旅費	10/10 以内
	組合指導情報整備事業に要する経費	組合指導情報整備事業費、ネットワーク運営費等	10/10 以内
	組合情報化推進研修事業に要する経費	組合情報化推進研修事業費	10/10 以内
	中小企業団体情報連絡員の設置に要する経費	中小企業団体情報連絡員設置費	10/10 以内
	組合活性化支援事業に要する経費	組合活性化支援事業費	1 / 2 以内
	連携組織支援策事業に要する経費	連絡組織支援対策事業費	1,000,000 円
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先		交付金額
	山口県中小企業団体中央会		90,278,826 円
	合計		90,278,826 円
実績報告書	補助事業が完了した日から 20 日を経過した日または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出。		
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等		
	新規設立組合数 8 件 (令和 2 年度)		
	効果測定の方法 (事務手続)		
	設立解散・組織変更状況報告書で目標件数に達しているかどうかを確認している		
県による成果指標の目標値及び実績値推移 (3 期間)			
(単位: 件)			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	15	15	15

	実績値	10	13	8
類似する補助金制度	該当なし			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付要綱を閲覧した。 ・補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・消費税等に係る仕入控除税額の報告及び返還手続が交付要綱等で規定され、規定通りに手続が採られているか否か関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県中小企業団体中央会補助金交付要綱 ・山口県中小企業団体中央会補助金交付申請書 ・山口県中小企業団体中央会補助金交付確定通知書 ・山口県中小企業団体中央会補助金の運用について ・令和2年度山口県中小企業団体中央会補助金概算払請求書 ・補助事業遂行状況報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、設定の無の理由について質問した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、実績報告書を閲覧した。 ・補助事業に関する収支報告書を閲覧した(収支額が一致する場合の妥当性)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書 ・山口県中小企業団体中央会通常及び臨時総会資料
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・非公募で交付先が長期間同一の場合、交付金額の妥当性を質問し、関連書類を閲覧した。 	

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】 令和2年度の補助金概算払請求書について(合規性)

令和2年6月1日付請求書について「令和2年度」事業であるにも関わらず、「令和元年度」となっていた。また、県の経営金融課長宛である請求にかかる申請表紙も全て「令和元年度」となっていた。補助金は年度毎に予算化され、年度毎に執行されるものである。そして、単純ミスであっても、年度が不正確に表示されていたならば、いつの年度の予算を執行して事業を完了させたのかが事後的に不明確となり、当該年度の予算が適正に執行されたか否かの証明が外観上は困難となる。

以上より、申請書は、正確な年月日を記入し、県も正確性を確認のうえ、訂正等を求めるとともに事務手続きの指導を徹底するべきである。

【指摘事項】 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について(合規性)

山口県中小企業団体中央会補助金交付要綱第15号において、県中央会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第10号様式)により速やかに報告しなくてはならないと規定されている。

しかし、本件では、この第10号様式が未提出となっていた。県は、補助金交付決定に際しては、要綱の要求事項を全て充足しているか否かを確認する必要がある。なお、当該指摘後、第10号様式は速やかに県へ提出され、監査上も提出された第10号様式を確認したことを申し添える。

【意見】 補助金の効果測定指標について(有効性)

当該補助事業について、新規組合設立件数15件/年を成果指標として設定している。一方で補助事業の目的は、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進し、もって中小企業の発展に資することとされている。

この点、新規組合設立件数が効果測定の指標に無関係とは言えないものの、中小企業の発展に資することについて、最適な指標であるとも言えない。そして、新規設立の組合のみならず、既存の組合も含め、経営改善や伴走支援による課題解決等によって本事業の目的に適合した効果が発現すると思われる。

以上より、例えば、各組合が設定する経営目標等を達成したか否か、また、目標達成した組合数が何件であるかなど、より事業目的に適う指標の設定を検討することが望まれる。

32. 小規模企業者等設備貸与事業資金

(1) 事業の概要

事業名	小規模企業者等設備貸与事業資金
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	創業や経営の革新等を図るために必要な設備の導入に対して設備貸与を行うことにより、小規模企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する
事業の概要（内容）	中小企業基盤整備機構と県がやまぐち産業振興財団（以下「財団」）に必要な金額の1/2ずつ原資貸付を行い、財団が対象事業者に設備を貸与する
事業の概要図等	<p>この図は、事業の資金の流れを示しています。県一般会計は特別会計に1/2ずつ繰出（貸付）と繰入（償還）を行います。特別会計は、やまぐち産業振興財団に1/2ずつ貸付を行い、同様に償還を受けます。やまぐち産業振興財団は、小規模企業者（経営革新への取組）創業者に設備を貸与し、その際に割賦料・リース料を受けます。</p>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	小規模企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する
令和2年度の取組	創業や経営の革新等を図る小規模企業者等に対して設備貸与を実施
令和2年度の成果	貸与実績：1件（1,780千円）
事業の成果指標等	付加価値額の増加及び経常利益の向上
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン8-(1)
規制を受ける法令等	山口県中小企業高度化資金貸付規則
事業区分	継続事業（平成27年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	182,406	196,698	208,032
決算額	134,470	124,896	52,390

（予算額及び決算額の著増減事項）

新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業者における設備投資の先送り、その他補

助金等の活用等が行われたことから、令和元年度以降の実績が減少した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	1,780	下記貸付金の概要参照
償還金利息及び割引料	25,305	償還金
合計	52,390	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	52,390	100.0%
一般	—	—
合計	52,390	100.0%

(その他財源の説明)

その他の財源は、一般会計からの繰出金及び諸収入によるものである。

(5) 貸付金の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

資金区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小規模企業者等設備貸与事業資金	102,250	42,728	1,780

(6) 令和2年度貸付金の概要

資金名	小規模企業者等設備貸与事業資金
貸付目的	設備貸与を行うことにより、小規模企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する。
貸付方法	(公財) やまぐち産業振興財団からの申請に基づき貸付実施
貸付利率	0.15%
貸付実行額	1,780,000円 (令和2年度新規融資実行額)
設備貸与件数	1件 (令和2年度新規融資件数)
貸付目標額	150,000,000円 (令和2年度目標額)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付の交付要綱を閲覧した。 ・貸付金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・設備貸与事業の設備設置完了について関連書類を閲覧した。 ・設備貸与事業の遂行状況について関連書類を閲覧した。 ・事業に係る損失補償について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備貸与事業資金貸付要綱 ・設備貸与事業にかかる事業実施計画書、収支予算書、設備貸与事業資金交付内訳書 ・設備貸与事業実績報告書 ・設備貸与事業遂行状況報告書 ・起案書、損失補償契約書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与事業の利用を促進するために周知状況や利便性の現状事業を質問し、関連書類を閲覧した。 ・成果指標の達成について「経営の革新」関連資料を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興財団作成の設備貸与事業の取組スケジュール表 ・「経営の革新」要件達成状況調査資料
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・貸付金の財源は一般会計から特別会計への基金の繰出であるため、繰出金の積算根拠資料を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金交付申請書 ・事業実施計画内訳書 ・貸付変更決定起案書 ・中小企業高度化資金貸付申請内容変更申請書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆

等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

32-2. 小規模企業者等設備貸与事業資金 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
借入金	150,000	1,780
合計	150,000	1,780

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
割賦設備	150,000	1,780
合計	150,000	1,780

(2) 県からの借入金残高及び中小企業者等への貸付金残高の推移（3期間）

(単位：千円)

	貸付金残高	借入金残高
平成30年度	397,440	457,630
令和元年度	387,516	419,158
令和2年度	333,901	371,188

注1：貸付金残高は、中小企業者等から回収するべき各年度末残高である。

(3) 令和2年度の設備貸与の概要

設備名称	杭ナビ
設備導入目的・使途	経営革新・新設

設備金額	1,780,000円（税込）
分割手数料率等	1.80%/年
回収金額総額	1,869,416円（うち、利息総額89,416円）
貸与先事業者	A社
設備貸与期間	令和2年8月21日～令和7年8月20日
回収期間	令和2年8月21日～令和7年8月20日 据置期間：令和2年8月21日～令和3年2月20日

（4）延滞債権残高・貸倒償却額の推移（3期間）

（上段単位：千円、下段単位：件数）

	延滞債権残高	貸倒償却額
平成30年度	4,015 (2,134)	— (—)
	1 (1)	— (—)
令和元年度	※14,596 (1,246)	— (—)
	1 (1)	— (—)
令和2年度	※14,585 (△11)	— (—)
	1 (1)	— (—)

（注1）上表の（ ）内は各年度の新規発生額及び件数である。

（注2）上表の※は令和元年10月契約解除により損害賠償金として計上

（5）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等への設備貸与について、財団規定に基づく手続きに沿ったものか否か確認した。 ・債権管理（延滞債権の発生や貸倒償却額の処理手続等）について、債権管理規程・マニュアル等に沿った手続きとなっているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人やまぐち産業振興財団業務の進め方 ・小規模企業者等設備導入資金等に係る債権回収事務処理要領 ・未収貸与料債権管理規則
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与を希望する中小企業者の申請が貸与の目的に沿ったものであるか否か、申請時の審査等について関連書類を閲覧した。 ・貸与設備の適切な利用状況について、定期的に確認しているか否か質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料（所在不明により監査当日の閲覧は出来なかったが後日確認した）。

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等の信用情報についての審査状況を確認した（与信限度額の設定方法等）。 ・ 延滞が発生した事業者について、適切な指導や管理等がなされているか否か確認した。 ・ 設備貸与により中小事業者の経営革新にどのように寄与したか質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与設備利用状況報告書 ・ 与信限度額は設定していない。ただし個別に売上高、近年の経営成績、過去の内部留保等から個別に貸付額を判断している。
経済性・効率性	同上	同上

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】重要文書（審査資料）の管理について（合規性）

貸付申請時に審査を行っており、当該審査資料を確認しようと依頼したところ、監査実施日（令和3年10月15日及び18日）において所在不明のため提示を受けられなかった。なお、当該資料は後日（令和3年10月20日）発見されたため、令和3年10月29日に本庁において現物を確認した。

「公益財団法人やまぐち産業振興財団文書取扱規程」19条（文書の整理）によると「文書は、常に整理し、重要なものは常時持出しのできるように準備しておかなければならない。」と記載がある。

上記の通り、後日審査資料は確かに発見されたが、位置づけとして重要な書類が監査当日に提供されなかった点は、やはり管理状況に不備があり問題である。

したがって、当該19条に従い審査資料という重要な書類は常時持出し可能な状態で管理する必要がある。

【指摘事項】起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示についての適正手続きが求められる。

33. 新事業活動支援設備貸与事業資金

(1) 事業の概要

事業名	新事業活動支援設備貸与事業資金
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	創業や経営の革新等を図るために必要な設備の導入に対して設備貸与を行うことにより、中小企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する
事業の概要（内容）	県が、やまぐち産業振興財団に必要な金額の1/2の原資貸付を行い、財団が民間金融機関から借入れた1/2の原資を加え、対象事業業者に設備を貸与する
事業の概要図等	<p>The diagram illustrates the funding and repayment flow for the equipment loan program. It starts with the Prefecture General Account and the Prefecture Special Account providing 1/2 of the loan to Yamaguchi Industrial Revitalization Fund. The fund then provides 1/2 of the loan to financial institutions, which provide the remaining 1/2. The fund receives 1/2 of the repayment from the fund and 1/2 from the financial institutions. Small business owners receive the equipment loan and pay interest and rental fees.</p>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	中小企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する
令和2年度の取組	創業や経営の革新等を図る中小企業者等に対して設備貸与を実施
令和2年度の成果	貸与実績：4件（97,570千円）
事業の成果指標等	付加価値額の増加及び経常利益の向上
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン8-(1)
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成18年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	100,000	100,000	100,000
決算額	100,000	12,420	48,785

(予算額及び決算額の著増減事項)

新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業者における設備投資の先送り、その他補助金等の活用が行われたことから、令和元年度以降の実績が減少した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	48,785	下記貸付金の概要参照
合計	48,785	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	48,785	100.0%
一般	—	—
合計	48,785	100.0%

(その他財源の説明)

その他の財源は、前年度からの繰越金及び諸収入によるものである。

(5) 貸付金（県と金融機関の合計）の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

資金区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新事業活動支援設備貸与事業資金	200,000	24,840	97,570

(6) 令和2年度貸付金の概要

資金名	新事業活動支援設備貸与事業資金
貸付目的	設備貸与を行うことにより、中小企業者等の積極的な設備投資を図り、経営基盤の強化を促進する。
貸付方法	(公財) やまぐち産業振興財団からの申請に基づき貸付実施
貸付利率	0.15%
貸付実行額	97,570,000円(令和2年度新規融資実行額：1/2(48,785千円))
設備貸与件数	4件(令和2年度新規融資件数)
融資目標額	200,000,000円(令和2年度目標額)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付の交付要綱を閲覧した。 ・貸付金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・設備貸与事業の設備設置完了について関連書類を閲覧した。 ・設備貸与事業の遂行状況について関連書類を閲覧した。 ・事業に係る損失補償について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業活動支援設備貸与事業資金貸付要綱 ・設備貸与事業にかかる事業実施計画書、収支予算書、設備貸与事業資金交付内訳書 ・金銭消費貸借契約書 ・新事業活動支援設備貸与事業実績報告書 ・新事業活動支援設備貸与事業遂行状況報告書 ・起案書、損失補償契約書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与事業の利用を促進するために周知状況や利便性の現状事業を質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興財団作成の設備貸与事業の取組スケジュール表
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業活動支援設備貸与事業資金貸付申請書 ・新事業活動支援設備貸与事業資金貸付申請内容等変更承認申請書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、

決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できなかった。また、同じく起案書のうち、起案日と決裁日の記載はあるものの、容易に修正等可能な鉛筆等で記載されており、本来であれば消去されず、訂正をする場合にもその訂正記録（訂正履歴）が残るように、ボールペン等で記載されるべきである（文書の改ざんに対する牽制）。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、さらに、起案日と決裁日の記載が修正可能な鉛筆等での記載の場合には、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】目標指標の事後検証について（有効性）

新事業活動支援設備貸与事業実施要綱によると「経営の革新」と関連して事業者が借入を申し込むにあたって付加価値額の向上又は経常利益の向上という目標指標が定められている。しかし、「経営の革新」要件を達成したか否かを判定する達成状況総合判定表が作成されておらず、当該指標を掲げた意義が乏しい状況である。

本事業は設備貸与という支援を通して、中小企業者等の経営基盤強化に寄与することが目的である以上、経営革新の達成状況を客観的に記録した文書が保存され、さらには、県の財源が投下され、将来に亘り貸与を受けた事業者から投下財源が回収されるまでの期間は、最低限、当該経営革新の要件を達成していることを追跡するべきである。

33-2. 新事業活動支援設備貸与事業資金 やまぐち産業振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
借入金（県）	100,000	48,785
借入金（金融機関）	100,000	48,785
合計	200,000	97,570

【支出の部】

(単位：千円)

科目（節）	予算額	決算額
割賦設備	200,000	97,570

科目(節)	予算額	決算額
合計	200,000	97,570

(2) 県からの借入金残高及び中小企業者等への貸付金残高の推移(3期間)

(単位:千円)

	貸付金残高	借入金残高
平成30年度	555,380	(県) 283,829 (金融機関) 265,841
令和元年度	517,414	(県) 268,580 (金融機関) 243,143
令和2年度	538,509	(県) 283,845 (金融機関) 256,788

(注1) 貸付金残高は、中小企業者等から回収するべき各年度末残高である。

(3) - 1 令和2年度の設備貸与の概要

設備名称	立形マシンニングセンタ
設備導入目的・用途	経営革新・更新
設備金額	17,380,000円(税込)
分割手数料率等	1.80%/年
回収金額総額	19,113,594円(うち、利息総額1,733,594円)
貸与先事業者	A社
設備貸与期間	令和2年9月21日～令和12年9月20日
回収期間	令和2年9月21日～令和12年9月20日 据置期間:令和2年9月21日～令和3年9月20日

(3) - 2

設備名称	2次元CAD/CAM
設備導入目的・用途	経営革新・新設
設備金額	3,190,000円(税込)
分割手数料率等	1.80%/年
回収金額総額	3,307,220円(うち、利息総額117,220円)
貸与先事業者	B社
設備貸与期間	令和2年10月21日～令和5年10月20日
回収期間	令和2年10月21日～令和5年10月20日 据置期間:令和2年10月21日～令和3年10月20日

(3) - 3

設備名称	食パン用クロスモルダー
設備導入目的・用途	経営革新・更新
設備金額	33,000,000円(税込)
分割手数料率等	1.80%/年
回収金額総額	36,291,723円(うち、利息総額3,291,723円)
貸与先事業者	C社
設備貸与期間	令和3年3月21日～令和13年3月20日
回収期間	令和3年3月21日～令和13年3月20日 据置期間：令和3年3月21日～令和4年3月20日

(3) - 4

設備名称	食パンライントレーオープン主務チェーン及びチェーンレール
設備導入目的・用途	経営革新・更新
設備金額	44,000,000円(税込)
分割手数料率等	1.80%/年
回収金額総額	48,388,964円(うち、利息総額4,388,964円)
貸与先事業者	C社
設備貸与期間	令和3年3月21日～令和13年3月20日
回収期間	令和3年3月21日～令和13年3月20日 据置期間：令和3年3月21日～令和4年3月20日

(4) 延滞債権残高・貸倒償却額の推移(3期間)

(上段単位：千円、下段単位：件数)

	延滞債権残高		貸倒償却額	
平成30年度	—	(—)	—	(—)
	—	(—)	—	(—)
令和元年度	—	(—)	—	(—)
	—	(—)	—	(—)
令和2年度	—	(—)	—	(—)
	—	(—)	—	(—)

(注1) 上表の()内は各年度の新規発生額及び件数である。

(5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等への設備貸与について、財団規定に基づく手続きに沿ったものか否か確認した。 ・債権管理（延滞債権の発生や貸倒償却額の処理手続等）について、債権管理規程・マニュアル等に沿った手続きとなっているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人やまぐち産業振興財団業務の進め方 ・小規模企業者等設備導入資金等に係る債権回収事務処理要領 ・未収貸与料債権管理規則
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与を希望する中小企業者の申請が貸与の目的に沿ったものであるか否か、申請時の審査等について関連書類を閲覧した。 ・貸与設備の適切な利用状況について、定期的に確認しているか否か質問した。 ・中小企業者等の信用情報についての審査状況を確認した（与信限度額の設定方法等）。 ・延滞が発生した事業者について、適切な指導や管理等がなされているか否か確認した。 ・設備貸与により中小事業者の経営革新にどのように寄与したか質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料（所在不明により監査当日の閲覧は出来なかったが後日確認した）。 ・貸与設備利用状況報告書 ・与信限度額は設定していない。ただし個別に売上高、近年の経営成績、過去の内部留保等から個別に貸付額を判断している。
経済性・効率性	同上	同上

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】重要文書（審査資料）の管理について（合規性）

貸付申請時に審査を行っており、当該審査資料を確認しようと依頼したところ、監査実施日（令和3年10月15日及び18日）において所在不明のため提示を受けられなかった。なお、当該資料は後日（令和3年10月20日）発見されたため、令和3年10月29日に本庁において現物を確認した。

「公益財団法人やまぐち産業振興財団文書取扱規程」19条（文書の整理）によると「文書は、常に整理し、重要なものは常時持出しのできるように準備しておかなければならない。」と記載がある。

上記の通り、後日審査資料は確かに発見されたが、位置づけとして重要な書類が監査当日

に提供されなかった点は、やはり管理状況に不備があり問題である。

したがって、当該 19 条に従い審査資料という重要な書類は常時持出し可能な状態で管理する必要がある。

34. 中小企業制度融資

(1) 事業の概要

事業名	中小企業制度融資
細事業名	(1) 経営基盤強化資金 (2) 創業・新事業展開支援資金 (3) 小規模企業支援資金 (4) 経営安定支援資金
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	中小企業に対して、信用保証制度を活用し、長期の事業資金を融資することにより、中小企業の資金繰りを円滑にし、経営の安定強化を図る
事業の概要（内容）	県が取扱金融機関に原資となる資金を預託し、金融機関が自己資金を加え、中小企業に融資する
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	当該事業の実施により、中小企業の金融の円滑化を図り、中小企業における、意欲的な事業活動の展開、経済環境の変化に対応した経営体質の改善や、経営安定に寄与する
令和 2 年度の取組	特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者において、売上が減少し、当面の運転資金を確保するため、多くの資金需要があったことから、年度途中に、融資枠を拡充するなどにより、県内景気を下支えした
令和 2 年度の成果	特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少等の影響を受けた中小企業者の多くの資金需要に対して、融資枠を拡充するなどにより、県内景気を下支えした
事業の成果指標等	該当なし

関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-10 ・やまぐち商工業振興プラン13-(1)、(3) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・山口県中小企業融資制度要綱 ・山口県中小企業制度融資取扱要領
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成以前から）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	47,316,400	42,807,000	38,268,000
決算額	31,861,600	28,689,100	86,052,400

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和2年度は補正により事業費（主に新型コロナウイルス感染症対応資金）が増加したため、当初予算額に対して決算額が増加となった。なお、上記当初予算額及び決算額は預託金額であり、過年度分及び新規預託金を併せた金額である。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	86,052,400	貸付金（預託金）
合計	86,052,400	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	86,052,400	100.0%
一般	—	—
合計	86,052,400	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、諸収入（貸付金元利収入）である。

(5) 貸付金（預託金）の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

資金区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経営基盤強化資金	2,557,400	2,049,000	1,666,500
創業・新事業展開支援資金	1,236,200	1,308,600	1,102,400
小規模企業支援資金	4,368,900	4,434,000	2,650,700
経営安定支援資金	23,669,900	20,897,500	80,632,800
合計	31,832,400	28,689,100	86,052,400

（注1）上記の預託金は、各年度の新規分及び過年度分を含む金額である。

(6) 新規融資実績及び融資実行割合（対預託金）の過年度推移（3期間）

（単位：A～Cは千円、D～Eは倍）

資金区分	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経営基盤強化資金	A 新規融資実績	304,290	382,140	401,800
	B 新規預託金額	187,100	162,000	135,600
	C 新規融資枠	15,500,000	10,500,000	6,000,000
	D=A/B	1.62	2.35	2.96
	E=A/C	0.02	0.04	0.07
創業・新事業展開支援資金	A 新規融資実績	760,480	689,330	856,935
	B 新規預託金額	332,000	387,500	171,100
	C 新規融資枠	5,000,000	5,000,000	4,500,000
	D=A/B	2.29	1.77	5.00
	E=A/C	0.15	0.14	0.19
小規模企業支援資金	A 新規融資実績	5,331,382	5,282,742	1,803,800
	B 新規預託金額	1,880,700	1,913,300	648,800
	C 新規融資枠	21,500,000	21,500,000	21,500,000
	D=A/B	2.83	2.76	2.78
	E=A/C	0.25	0.25	0.08
経営安定支援資金	A 新規融資実績	11,232,053	13,668,238	267,836,334
	B 新規預託金額	5,203,200	4,642,300	66,063,200
	C 新規融資枠	24,500,000	24,500,000	538,500,000
	D=A/B	2.15	2.94	4.05
	E=A/C	0.46	0.55	0.50
合計	A 新規融資実績	17,628,205	20,022,450	270,898,869
	B 新規預託金額	7,603,000	7,105,100	67,018,700

資金区分	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	C 新規融資枠	67,000,000	62,000,000	571,000,000
	D=A/B	2.31	2.81	4.04
	E=A/C	0.26	0.32	0.47

(注1) 上表では融資実績のない一部資金区分(事業再生支援資金等)の記載を省略しており、各資金区分の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(7) 新規融資枠及び新規融資実績の推移(3期間)

(単位:千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	新規融資枠	新規融資実績	新規融資枠	新規融資実績	新規融資枠	新規融資実績
経営基盤強化資金	15,500,000	304,290	10,500,000	382,140	6,000,000	401,800
産業活性化資金	4,000,000	—	2,000,000	—	1,000,000	40,000
再生可能エネルギー導入資金	1,000,000	96,890	500,000	107,040	500,000	125,100
雇用創出支援資金	3,000,000	71,000	2,000,000	155,000	1,000,000	63,500
若年者雇用促進資金	1,500,000	10,000	1,000,000	—	500,000	—
女性活躍応援資金	1,000,000	700	1,000,000	—	500,000	500
おいでませ山口観光振興資金	1,000,000	—	1,000,000	55,000	500,000	—
事業円滑化資金	2,000,000	78,700	1,500,000	18,100	500,000	130,800
地域経済牽引資金	1,000,000	—	500,000	—	500,000	—
組合事業資金	500,000	47,000	500,000	47,000	500,000	41,900
緊急対策資金	500,000	—	500,000	—	500,000	—
過年度資金	—	—	—	—	—	—
創業・新事業展開支援資金	5,000,000	760,480	5,000,000	689,330	4,500,000	856,935
創業応援資金	3,500,000	738,080	500,000	689,330	2,500,000	560,760
事業承継支援資金	—	—	—	—	500,000	296,175
生産性向上支援資金	500,000	—	500,000	—	500,000	—
新事業展開等支援資金	500,000	22,400	500,000	—	500,000	—
海外ビジネス展開	500,000	—	500,000	—	500,000	—

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	新規融資枠	新規融資実績	新規融資枠	新規融資実績	新規融資枠	新規融資実績
支援資金						
小規模企業支援資金	21,500,000	5,331,382	21,500,000	5,282,742	21,500,000	1,803,800
小規模企業支援資金	8,500,000	1,564,410	8,500,000	1,606,590	8,500,000	343,920
小規模企業支援小口資金	3,000,000	1,833,390	3,000,000	2,196,252	3,000,000	819,340
短期サポート資金	10,000,000	1,933,582	10,000,000	1,479,900	10,000,000	640,540
経営安定支援資金	24,500,000	11,232,053			538,500,000	267,836,334
新型コロナウイルス感染症対応短期支援資金	—	—	—	—	—	—
経営安定資金	6,000,000	808,100	6,000,000	2,402,500	120,000,000	29,078,022
経営支援特別資金	12,000,000	7,943,231	12,000,000	8,378,890	12,000,000	1,658,480
経営力強化支援資金	6,500,000	2,430,422	6,500,000	2,886,848	6,500,000	502,013
新型コロナウイルス感染症対応資金	—	—	—	—	400,000,000	236,597,819
事業再生支援資金	500,000	—	500,000	—	500,000	—
合計	67,000,000	17,628,205	62,000,000	20,022,450	571,000,000	270,898,869

(8) 令和2年度制度融資別の状況

(単位：千円)

区分	令和2年度預託金実績		令和2年度新規融資実績		令和2年度末融資残高
		新規預託金		件数	
経営基盤強化資金	1,666,500	135,600	401,800	28	4,751,237
産業活性化資金	55,200	33,400	40,000	1	60,591
再生可能エネルギー導入資金	202,100	46,200	125,100	10	559,489
雇用創出支援資金	669,100	8,500	63,500	2	1,462,902
若年者雇用促進資金	32,000	2,800	—	—	24,750
女性活躍応援資金	500	500	500	1	82
おいでませ山口観光振興資金	39,000	—	—	—	83,552

区分	令和2年度預託金実績		令和2年度新規融資実績		令和2年度未融資残高
		新規預託金		件数	
事業円滑化資金	228,700	29,800	130,800	11	628,639
地域経済牽引資金	—	—	—	—	—
組合事業資金	14,400	14,400	41,900	3	29,907
過年度資金	425,500	—	—	—	1,901,325
創業・新事業展開支援資金	1,102,400	171,100	856,935	112	1,717,567
創業応援資金	1,073,400	171,100	560,760	104	1,437,805
事業承継支援資金	17,100	—	296,175	8	257,970
生産性向上支援資金	—	—	—	—	—
新事業展開等支援資金	11,900	—	—	—	21,792
海外ビジネス展開支援資金	—	—	—	—	—
小規模企業支援資金	2,650,700	648,800	1,803,800	386	4,687,281
小規模企業支援資金	935,900	215,300	343,920	50	2,355,926
小規模企業支援小口資金	1,410,000	294,700	819,340	217	2,003,749
短期サポート資金	304,800	138,800	640,540	119	327,606
経営安定支援資金	80,632,800	66,063,200	267,836,334	15,484	245,015,156
新型コロナウイルス感染症 対応短期支援資金	—	—	—	—	—
経営安定資金	17,207,600	13,545,700	29,078,022	1,053	29,397,041
経営支援特別資金	8,485,200	700,800	1,658,480	74	14,936,934
経営力強化支援資金	3,251,900	128,600	502,013	14	6,689,580
新型コロナウイルス感染症 対応資金	51,688,100	51,688,100	236,597,819	14,343	193,991,602
事業再生支援資金	—	—	—	—	35,585
合計	86,052,400	67,018,700	270,898,869	16,010	256,206,826

(注1) 事業再生支援資金は県から預託金を拠出しない制度資金である。

(9) 制度融資別の預託金及び融資残高並びに融資倍率の過年度推移(3期間)

(単位: 百万円)

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率
経営基盤強化資金	2,557	8,008	3.13	2,049	6,190	3.02	1,667	4,751	2.85
産業活性化資金	37	65	1.76	28	59	2.11	55	61	1.11
再生可能エネルギー	257	548	2.13	216	517	2.39	202	559	2.77

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率
一導入資金									
雇用創出支援資金	1,092	2,179	2.00	897	1,888	2.10	669	1,462	2.19
若年者雇用促進資金	62	59	0.95	42	43	1.02	32	25	0.78
女性活躍応援資金	8	1	0.13	0	—	0.00	1	0	0.16
おいでませ山口観光振興資金	52	54	1.03	59	97	1.64	39	84	2.15
事業円滑化資金	363	999	2.75	258	806	3.12	229	629	2.75
地域経済牽引資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
組合事業資金	15	49	3.27	15	47	3.13	14	30	2.14
緊急対策資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過年度資金	672	4,054	6.03	535	2,732	5.11	426	1,901	4.46
創業・新事業展開支援資金	1,236	1,971	1.59	1,309	2,060	1.57	1,102	1,718	1.55
創業応援資金	1,213	1,938	1.60	1,283	2,034	1.59	1,073	1,438	1.34
事業承継支援資金	—	—	—	—	—	—	17	258	15.18
生産性向上支援資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新事業展開等支援資金	21	31	1.48	24	26	1.08	12	22	1.83
海外ビジネス展開支援資金	2	2	1.00	2	—	0.00	—	—	—
小規模企業支援資金	4,369	8,008	1.83	4,434	8,217	1.85	2,651	4,687	1.77
小規模企業支援資金	1,954	4,038	2.07	1,955	4,011	2.05	936	2,356	2.52
小規模企業支援小口資金	1,736	3,167	1.82	1,912	3,570	1.87	1,410	2,004	1.42
短期サポート資金	679	802	1.18	567	636	1.12	305	328	1.08
経営安定支援資金	23,670	51,244		20,898	47,353		80,633	245,015	3.04
新型コロナウイルス感染症対応短期支援資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経営安定資金	7,977	17,271	2.17	5,797	14,136	2.44	17,208	29,397	1.71

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率	預託金	融資残高	倍率
経営支援特別資金	11,135	23,701	2.12	10,891	23,533	2.16	8,485	14,937	1.76
経営力強化支援資金	4,558	10,222	2.24	4,209	9,683	2.30	3,252	6,690	2.06
新型コロナウイルス感染症対応資金	—	—	—	—	—	—	51,688	193,992	3.75
周防大島復興金融対策資金	29	50	1.72	—	—	—	—	—	—
事業再生支援資金	—	71	—	—	62	—	—	35	—
合計	31,862	69,303	2.17	28,689	63,882	2.23	86,052	256,207	2.98

(注1) 預託金は各年度の預託金合計(過年度分及び新年度分の合計)であり、百万円未満四捨五入で記載している。

(注2) 融資残高は各年度末に保有する融資残高(過年度分及び新年度分の合計)であり、百万円未満四捨五入で記載している。

(注3) 倍率は融資残高÷預託金で算定し、小数点第2位未満四捨五入で記載している。

(10) 協調倍率の過年度推移(3期間)

(単位:倍)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	責任共有 対象	責任共有 対象外	責任共有 対象	責任共有 対象外	責任共有 対象	責任共有 対象外
経営基盤強化資金						
産業活性化資金	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09
再生可能エネルギー 導入資金	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09
雇用創出支援資金	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09
若年者雇用促進資金	1.87 1.64	1.72 1.53	1.87 1.64	1.72 1.53	1.87 1.64	1.72 1.53
女性活躍応援資金	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09
おいでませ山口観光 振興資金	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09	2.94 2.23	2.71 2.09

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有
	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外
事業円滑化資金	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
	3.51	3.28	3.51	3.28	3.51	3.28
	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
	4.47	4.13	4.47	4.13	4.47	4.13
	2.86	2.67	2.86	2.67	2.86	2.67
創業・新事業展開支援資金						
創業応援資金	—	2.20	—	2.20	—	2.20
	—	1.82	—	1.82	—	1.82
事業承継支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
生産性向上支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
新事業展開等支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
海外ビジネス展開支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
小規模企業支援資金						
小規模企業支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
小規模企業支援小口資金	—	2.71	—	2.71	—	2.71
	—	2.09	—	2.09	—	2.09
短期サポート資金	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
	3.45	3.19	3.45	3.19	3.45	3.19
経営安定支援資金						
新型コロナウイルス感染症対応短期支援資金	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
経営安定資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
経営安定資金（災害）	2.94	2.71	2.94	2.71	1.87	1.72
	2.23	2.09	2.23	2.09	1.64	1.53

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有
	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外
経営支援特別資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
経営力強化支援資金	2.94	2.71	2.94	2.71	2.94	2.71
	2.23	2.09	2.23	2.09	2.23	2.09
新型コロナウイルス	—	—	—	—	6.00	6.00
感染症対応資金	—	—	—	—	3.74	3.74

(注 1) 協調倍率は金融機関の区分（銀行、信用金庫等）や融資期間等で設定する倍率が異なり、上表の上段は銀行、下段は信用金庫等の融資期間 5 年以内の率を代表例として記載した。

(注 2) 協調倍率 6.0（上限値）の資金については、結果的に責任共有制度対象・対象外で設定倍率が同率となる場合がある。

(11) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 山口県中小企業融資制度要綱第 11 条に準拠して預託が行われていること（預託金の算定方法）を確認するために関連書類を閲覧した。 預託金の支出等を確認するために関連書類を閲覧した。 新型コロナウイルス感染症対応資金の需要増大に伴う協調倍率変更手続を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭消費寄託契約書 支出負担行為 原資預託額等一覧表 原資預託額算出根基 県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の協調倍率変更について 貸付原資償還明細表
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 制度融資の各資金別利用状況を数値化して検証した（上記（6）～（9）参照）。 	同上
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 預託金が適切な水準であるか否か資金別の協調倍率との関連で分析した。 預託金に伴う財政負担（機会費用等）を試算した。 	中小企業制度融資における利子補給制度導入に係る検討事項一覧表

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（平成20年8月）に県が実施した利子補給制度導入に向けた検討資料を閲覧した。 	

(12) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 県制度融資における資金の見直しについて（有効性、経済性・効率性）

令和2年度の県内景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、一部個人消費等の持ち直しが見られたものの依然として厳しい状況であった。そして、当該社会情勢を踏まえ、県制度融資においても経営安定支援資金の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、多くの中小企業者等からの需要が生じ、それに対応するために当該制度融資を実行した。この一連の状況は、上記（7）からも明らかであり、当該資金については、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っておらず（令和3年8月時点）、今後も高い水準で需要が継続する可能性がある。

一方で、特に創業・新事業展開支援資金や小規模企業支援資金については、令和2年度に新設された事業承継支援資金（融資実績 296,175 千円）を除き、直近3期間で新規融資実績がゼロ、または、減少傾向の継続が目立つ状況である。そして、上記（6）によれば、令和2年度の新規融資枠（予算）に対する新規融資実績割合は全体で約47%となっている。

また、上記（8）及び（9）によれば、過去3期間で預託金に対する融資残高の倍率が金融機関との間で取り決めた協調倍率を下回る資金が多く見受けられる（厳密には融資期間や金融機関の区分等で協調倍率の設定が異なるが、大局的に傾向を把握するためのベンチマークとして利用した）。

ここで、預託金については、一般的には金融機関に貸付原資の一部を預託（歳出）するものの、年度末には返済（歳入）されることから、歳出の財源が諸収入として確保され、一般財源を不要とする点でメリットがあると考えられている。しかしながら、一方では財政負担の面では、預託金の機会費用や預託金財源の調達コストが潜在的には存在することも広く、一般的に言われるところである（下記の預託金に係る実質財政負担額の試算を参照）。

以上を踏まえ、確かに県制度融資は、金融機関によるプロパー融資を補完するものであり、融資実績割合を高めることが目的ではなく、一般に資金調達力の弱い中小企業者等に対して、必要な時に必要な金額の融資により金融支援の役割を果たすことが重要であると考えられる。しかし、やはり財政負担がゼロではない以上、事業の有効性や経済性・効率性への配慮も同様に重要である。そこで、今後も県の政策上の重点度合いのみならず、社会情勢や中小企業者等の現場の声を集めながら現実的に求められる融資の制度設計として資金項目の見直し（新設・改廃・統合等）を図っていくことが望まれる。

（参考：監査人による預託金に係る実質財政負担額の試算）

以下の試算は、参考値として、極力簡易化させるために、下記前提条件の範囲内で監査人

が算定したものであり、県の実際の財政負担額を示しているものではない。

前提条件

- i 機会費用は、預託金を山口銀行の普通預金で運用した場合とする。
- ii 預託金財源の調達コストは、県債（10年）で調達した場合とする。
- iii いずれも試算の最大値として令和2年度預託金額に対して利率を乗じて算出した。

預託金に係る財政負担の試算額

(単位：千円)

項目	計算式	試算額
機会費用	預託金 86,052,400 × 普通預金の利率 0.001% (※1)	860
調達コスト	預託金 86,052,400 × 県債 10年の利率 0.15% (※2)	129,078
	合計	129,938

(※1) 山口銀行が公表している普通預金の金利（年利）

(※2) 一般社団法人地方債協会が公表している令和2年6月発行の表面利率（山口県が採用する利率）

35. 損失補償

(1) 事業の概要

事業名	損失補償
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	中小企業制度融資のうち、保証協会が負担する信用リスクの一部を県が引き受けることにより、保証協会の積極的な保証承諾を推進し、中小企業の金融円滑化を図る
事業の概要（内容）	保証協会が負担する代位弁済の一部を補填することにより、保証協会の積極的な保証承諾を推進し、中小企業の金融円滑化を推進する
事業の概要図等	

中小企業者等の振興への効果（寄与）	信用リスクが高い資金等について、損失補償を設定することで、保証承諾を促し、中小企業の経営の安定等の効果が期待できる
令和2年度の取組	新型コロナウイルス感染症の影響等により、県内中小企業の資金繰りに重大な支障が生じないように、保証協会の積極的な保証承諾を促し、金融円滑化の効果を果たした
令和2年度の成果	県制度融資におけるセーフティネット資金の積極的な活用等により、令和2年度は、県内中小企業の代位弁済が抑えられ、セーフティネットの役割を果たした
事業の成果指標等	該当なし
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン3-10 ・やまぐち商工業振興プランII-13-(2) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	継続事業（平成以前）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	158,739	143,360	128,418
決算額	103,690	90,293	41,118

(予算額及び決算額の著増減事項)

損失補償の対象となる県の制度融資自体が金融機関融資（いわゆるプロパー融資）の補完的役割であり、保証債務残高の減少に伴い損失補償予算も減少傾向である。

令和2年度決算額の減少は、上記(1)事業の概要における令和2年度の成果に記載のとおり、セーフティネット資金の積極的な活用等で代位弁済が抑制された結果である。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
補償補填及び賠償金	41,118	代位弁済の一部補填
合計	41,118	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	26,050	63.3%
一般	15,068	36.6%
合計	41,118	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、求償権の行使による回収金（諸収入）である。

(5) 補償、補填及び賠償金並びに保証債務の過年度推移（3期間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
損失補償実績額 (A)	103,690	90,293	41,118
経営基盤強化資金			
創業・新事業展開支援資金			
小規模企業支援資金			
経営安定支援資金	103,690	90,293	41,118
事業再生支援資金	—	—	—
取扱終了制度	—	—	—
損失補償総件数	56件	65件	38件
保証債務残高 (信用保証協会) (B)	55,428,020	50,758,541	247,366,117
経営基盤強化資金			
創業・新事業展開支援資金			
小規模企業支援資金			
経営安定支援資金	51,186,576	47,326,924	245,015,156
事業再生支援資金	—	—	—
取扱終了制度	4,241,443	3,431,617	2,350,960
保証債務総件数 (信用保証協会)	4,745件	4,259件	15,833件

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補償実績率 (A/B×100)	0.19%	0.18%	0.02%
経営基盤強化資金			
創業・新事業展開支援資金			
小規模企業支援資金			
経営安定支援資金	0.20%	0.19%	0.02%
事業再生支援資金	—	—	—
取扱終了制度	—	—	—

(注 1) 補償実績率は単純に各年度末の損失補償の対象となる資金に係る保証債務残高に対する、各年度発生の損失補償実績額の割合によって算出した。

(注 2) 保証実績率 (A/B) は、小数点第 3 位を四捨五入した。

(注 3) 損失補償実績額及び保証債務残高について、資金区分ごとに千円未満を四捨五入のため、合計額が一致しない場合がある。

(注 4) 上表の保証債務残高は信用保証協会の各年度 (4 月～3 月) の集計値であり、損失補償を算定する県の暦年集計値とは集計期間が異なる。

(注 5) 参考として、令和 2 年度の特種要因 (新型コロナウイルス感染症対応資金等) を除く全体の損失補償実績率を以下算定する。

(単位：千円)

項目	令和 2 年度
i 損失補償実績額	41,118
ii 新型コロナウイルス感染症対応資金等分の損失補償実績額	2,159
iii (i - ii) 差引損失補償実績額	38,959
iv 保証債務残高 (信用保証協会)	247,366,117
v 新型コロナウイルス感染症対応資金等分の保証債務残高	215,630,686
vi (iv - v) 差引保証債務残高	31,735,431
vii (iii / vi × 100) 補償実績率	0.12%

(6) 代位弁済実績額等の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
代位弁済実績額 (A)	1,058,971	1,240,694	880,606
経営基盤強化資金	13,487	63,347	—
創業・新事業展開支援資金	56,242	22,603	33,925
小規模企業支援資金	101,159	109,046	76,360
経営安定支援資金 (★)	730,531	981,784	627,874

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業再生支援資金 (★)	—	—	—
取扱終了制度 (★)	157,551	63,914	142,447
代位弁済総件数	125件	156件	89件
保証債務残高(信用保証協会)(B)	68,834,340	64,108,009	256,381,694
経営基盤強化資金	3,897,731	3,402,829	2,820,005
創業・新事業展開支援資金	1,720,557	1,889,649	1,628,254
小規模企業支援資金	7,788,033	8,023,261	4,549,581
経営安定支援資金 (★)	51,186,576	47,326,974	245,015,156
事業再生支援資金 (★)	—	—	—
取扱終了制度 (★)	4,241,443	3,431,617	2,350,960
保証債務総件数(信用保証協会)	8,738件	8,015件	18,310件
代位弁済率(A/B×100)(県)	1.54%	1.94%	0.34%
経営基盤強化資金	0.35%	1.86%	—
創業・新事業展開支援資金	3.27%	1.20%	2.08%
小規模企業支援資金	1.30%	1.36%	1.68%
経営安定支援資金 (★)	1.43%	2.07%	0.26%
事業再生支援資金 (★)	—	—	—
取扱終了制度 (★)	3.71%	1.86%	6.06%
代位弁済率(全国平均値)	1.64%	1.63%	0.58%

(注1) 代位弁済率は単純に各年度末の保証債務残高に対する、各年度発生 の代位弁済実績額の割合によって算出した。なお(★)は損失補償対象資金である。

(注2) 代位弁済率(A/B)は、小数点第3位を四捨五入した。

(注3) 代位弁済実績額及び保証債務残高について、資金区分ごとに千円未満を四捨五入のため、合計額が一致しない場合がある。

(注4) 上表は信用保証協会の各年度(4月～3月)の集計値であり、損失補償を算定する県の暦年集計値とは異なる。

(注5) 参考として、令和2年度の特種要因(新型コロナウイルス感染症対応資金等)を除く全体の代位弁済率及び経営安定支援資金の代位弁済率を以下算定する。

(単位：千円)

項目	令和2年度
i 代位弁済実績額(全体)	880,606
ii 代位弁済実績額(経営安定支援資金)	627,874
iii 新型コロナウイルス感染症対応資金等分の代位弁済実績額	76,530
iv (i - iii) 差引損失補償実績額(全体)	804,076

項目	令和2年度
v (ii - iii) 差引損失補償実績額 (経営安定支援資金)	551,344
vi 保証債務残高 (全体)	256,381,694
vii 保証債務残高 (経営安定支援資金)	245,015,156
viii 新型コロナウイルス感染症対応資金等分の保証債務残高	215,630,686
ix (vi - viii) 差引保証債務残高 (全体)	40,751,008
x (vii - viii) 差引保証債務残高 (経営安定支援資金)	29,384,470
xi (iv / ix × 100) 代位弁済率 (全体)	1.97%
xii (v / x × 100) 代位弁済率 (経営安定支援資金)	1.88%

(7) 令和2年度資金区分別の代位弁済及び損失補償の状況

(単位：千円)

	責任共有制度 (○or×)	責任共有割合		代位弁済額 代位弁済件数	損失補償契約 (○or×)	損失補償額 損失補償件数
		保証協会	金融機関			
経営基盤強化資金				—		—
産業活性化資金	○	80%	20%	—	×	—
再生可能エネルギー 導入資金	○	80%	20%	—	×	—
雇用創出支援資金	○	80%	20%	—	×	—
若年者雇用促進資金	○	80%	20%	—	×	—
女性活躍応援資金	○	80%	20%	—	×	—
おいでませ山口観光 振興資金	○	80%	20%	—	×	—
事業円滑化資金	○	80%	20%	—	×	—
地域経済牽引資金	○	80%	20%	—	×	—
組合事業資金	○	80%	20%	—	×	—
創業・新事業展開支援資金				33,925 9件		—
創業応援資金	×	—	—	33,925 9件	×	—
事業承継支援資金	○	80%	20%	—	×	—
生産性向上支援資金	○	80%	20%	—	×	—
新事業展開等支援資 金	○	80%	20%	—	×	—
海外ビジネス展開支	○	80%	20%	—	×	—

	責任共有制度 (○or×)	責任共有割合		代位弁済額 代位弁済件数	損失補償契約 (○or×)	損失補償額 損失補償件数
		保証協会	金融機関			
援資金						
小規模企業支援資金				76,360 21件		—
小規模企業支援資金	○	80%	20%	43,369 8件	×	—
小規模企業支援小口 資金	×	—	—	32,991 13件	×	—
短期サポート資金	○	80%	20%	—	×	—
経営安定支援資金				627,874 47件		41,118 38件
経営安定資金	○	80%	20%	239,450 15件	○	16,873 12件
経営支援特別資金	○	80%	20%	297,134 22件	○	18,876 20件
経営力強化支援資金	○	80%	20%	17,767 2件	○	3,209 4件
新型コロナウイルス 感染症対応資金	○	80%	20%	73,522 8件	○	2,159 2件
事業再生支援資金	○	80%	20%	—	○	—
取扱終了制度	○	80%	20%	142,447 12件	○	—
合計				880,606 89件		41,118 38件

(注1) 責任共有制度欄は責任共有制度の対象資金を○、対象外資金を×と表示している。

(注2) 損失補償契約欄は損失補償契約の対象資金を○、対象外資金を×と表示している。

(8) 保証承諾年度別の代位弁済額及び損失補償額

(単位：千円)

保証承諾年度	令和元年度		令和2年度	
	代位弁済額及び件数	損失補償額及び件数	代位弁済額及び件数	損失補償額及び件数
平成26年度以前	771,346 75件	48,552 30件	534,954 36件	18,589 15件
平成27年度	60,239	4,517	41,924	6,835

保証承諾年度	令和元年度		令和2年度	
	代位弁済額及び件数	損失補償額及び件数	代位弁済額及び件数	損失補償額及び件数
	13 件	3 件	5 件	9 件
平成 28 年度	154,742 21 件	16,340 14 件	22,401 7 件	589 2 件
平成 29 年度	80,119 20 件	5,231 7 件	50,842 11 件	2,166 2 件
平成 30 年度	106,759 19 件	9,654 8 件	85,845 14 件	5,341 5 件
令和元年度	67,489 8 件	5,998 3 件	68,110 7 件	5,439 3 件
令和2年度	— —	— —	76,530 9 件	2,159 2 件
合計	1,240,694 156 件	90,293 65 件	880,606 89 件	41,118 38 件

(注1) 損失補償額及び件数は暦年(1月～12月)での集計値である。

(注2) 代位弁済額及び件数と損失補償額及び件数の差額及び件数差は、損失補償対象外の資金に係るものである。

(9) 監査人による翌年度損失補償額の試算(経営安定支援資金)

損失補償契約の対象資金である経営安定支援資金について、保証債務残高が大幅に増加しているため、下記のとおり一定の仮定に基づき、翌年度(将来)の損失補償額を試算した。

ここで、一定の仮定においては、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針110 貸倒実績率法」を参考として代位弁済率の実績率を算定した。

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
代位弁済額(年度)	730,531	981,784	551,344	① 2,263,659
保証債務残高(年度)	51,186,576	47,326,974	29,384,470	② 127,898,020
過年度実績3期平均の代位弁済率(①/②)				③ 0.017
令和2年度末経営安定支援資金の保証債務残高				④ 245,015,156
翌年度代位弁済見積額(③×④)				⑤ 4,165,257
回収額(暦年)	39,282	6,678	879	⑥ 46,840
代位弁済額(暦年)	789,292	698,286	304,954	⑦ 1,792,533
過年度実績3期平均の回収率(⑥/⑦)				⑧ 0.026
損失補償額=代位弁済見積額(⑤)×(1-回収率(⑧))×(1-信用保険0.8)×0.7×0.8				454,379

(注1) 過年度実績3期平均の代位弁済率を算定する際の代位弁済額は信用保証協会(4月

～3月)の年度集計値であり、回収率を算定する際の代位弁済額は「代位弁済額及び損失補償金一覧表」による県(1月～12月)の暦年集計値であるため一致しない。

(注2) 同代位弁済率を算定する際の代位弁済額及び保証債務残高は、新型コロナウイルス感染症対応資金の影響(令和2年度特殊要因)を除外した金額(上記(6)参照)によっている。

(注3) 上記試算は責任共有制度の対象で部分保証方式の場合を前提とした。

(10) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償対象資金における契約内容について損失補償契約書を閲覧した。 ・ 契約締結から代位弁済及び損失補償金の請求、損失補償金の支出までの事務手続について関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償契約書 ・ 代位弁済明細書 ・ 損失補償金請求書 ・ 支出状況(支出負担行為・支出票)
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償が信用保証協会における保証承諾促進に寄与しているか否か、保証債務残高の3期間推移を検証した。 	上記(5)～(8)参照
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来において県の負担となり得る損失発生見込額を試算した。 ・ 令和2年度に増加した経営安定支援資金の保証承諾により将来の損失補償負担が増加する可能性について質問した。 ・ 損失補償実績額がいつ保証承諾したものであるか、保証承諾年度別の代位弁済額、損失補償額について検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度代位弁済額及び損失補償金一覧表(令和元年度及び平成30年度分も同様) ・ 山口県信用保証協会の中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

(11) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】 損失補償がもたらす金融支援の効果について(有効性)

県による損失補償は、上記(1)事業の概要のとおり、中小企業制度融資のうち、保証協会が負担する信用リスクの一部負担により、積極的な保証承諾を推進し、中小企業の金融円滑化を図る必要性から実施されている事業である。一方で、県の予算財源が厳しさを増す中、保証承諾の増加に伴う代位弁済の発生状況次第では多額の損失補償を負担する可能性がある。また、財源の一部を構成する求償権の回収金額についても、実際の回収額は予想より下振れするリスクも残る。もちろん、保証承諾が増加すれば代位弁済が増えるという単純な相関関係とはならないが、表裏の関係として、金融支援の促進は、一方で、県の潜在的(偶発的)な財政負担を増大させる方向にも作用し得る(上記(9)翌年度損失補償額の試算参照)。

これらを踏まえ、県として損失補償が中小企業者等の振興施策において必要な事業であることは理解できるものの、県の財政負担と、それに見合う金融支援の効果が対県民に、より一層説明開示されることが望まれる。特に新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、経営安定支援資金（損失補償対象）の保証承諾が大幅に増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化した事業者を救済するという金融支援の側面と、一方で、当該支援が一時的には貢献するものの、実質的な経営改善に至らず、結果的には、いわゆる倒産や休・廃業、解散を選択せざるを得ない事案も予測され、ひいては代位弁済の増加に伴う損失補償により県の財政負担の増加も一定程度は懸念され得る。

以上より、損失補償がもたらす金融支援の効果の説明として、例えば、損失補償対象資金における代位弁済額等を成果指標として設定し、当該指標以下に実績額を抑制できたかどうかの目標と実績の対比状況が開示されること等が望まれる。

【意見】 損失補償契約の対象資金について（有効性、経済性・効率性）

上記（7）に記載のとおり、県と信用保証協会との間で締結される損失補償契約の対象資金は、経営安定支援資金（4種資金）及び事業再生支援資金並びに令和2年度は取扱終了制度となっている一部の資金に限られている。

ここで、損失補償が金融支援（中小企業の金融円滑化）において必要とされているのであれば、県として政策の重要度に鑑みて、例えば、創業・新事業展開支援資金のうち、令和2年度に拡充された事業承継支援資金を新たに損失補償契約の対象に追加する、または、限られた財源を効率的に配分するために、従来の損失補償契約対象資金から対象を組み替える等の見直しの要否が検討されるはずである。そして、先に述べたとおり、県の予算財源が厳しさを増すことが予見される現在において、金融支援の効果とその反面生じる損失補償を含む財政負担との均衡が図られていることが具体化された情報として、損失補償対象資金や対象とした経緯、当該資金における損失補償の効果等が広く県民に対して開示されることが望まれる。

36. 信用保証料率低減事業

(1) 事業の概要

事業名	信用保証料率低減事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 経営金融課
事業実施の背景（必要性）及び目的	中小企業制度融資に係る借入債務について、中小企業者が信用保証協会の債務保証を受ける際に支払う信用保証料の一部を引下げ、中小企業の負担軽減を図る
事業の概要（内容）	中小企業の制度融資に関する規定に基づく中小企業者の借入債務に係る基本保証料の引下げを行う信用保証協会に対して、信用保証料率低減事業補助金を交付する
事業の概要図等	<pre> graph LR SME[中小企業者] -- "①保証申込 (制度融資保証料の支払)" --> CGA[信用保証協会] CGA -- "②保証承諾" --> SME CGA -- "③補助金交付申請 (保証料軽減額の申請)" --> Pref[県] Pref -- "④補助金交付" --> CGA </pre>
中小企業者等の振興への効果（寄与）	県制度融資の利用者の保証料の負担軽減を通じ、中小企業の経営の安定や倒産の回避等が期待できる
令和2年度の取組	新型コロナウイルス感染症の影響等により、県内中小企業の経営の安定に支障が生じないように、資金の拡充を実施し、事業継続を支援した
令和2年度の成果	新型コロナウイルス感染症の影響等により、県内中小企業の資金繰りに重大な支障が生じないように、保証協会の積極的な保証承諾を促し、資金繰り支援の効果を果たした
事業の成果指標等	該当なし
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン3-10 ・やまぐち商工業振興プランⅡ-13-(2) ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	・山口県信用保証料率低減事業補助金交付要綱
事業区分	継続事業（平成14年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	180,175	168,454	156,947
決算額	147,890	134,283	169,789

(予算額及び決算額の著増減事項)

令和2年度当初予算額に対して決算額が超過しているが、当該年度は制度融資の利用申し込みが多く、補正予算によって対応した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	169,789	下記補助金等の概要参照
合計	169,789	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	58,854	34.6%
その他	—	—
一般	110,935	65.3%
合計	169,789	100.0%

(5) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移(3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	147,890	134,283	169,789
補助金等名称	山口県信用保証料率低減事業補助金	山口県信用保証料率低減事業補助金	山口県信用保証料率低減事業補助金
交付先名	山口県信用保証協会	山口県信用保証協会	山口県信用保証協会
期末(12月末)保証債務件数	8,481件	7,662件	5,724件

(注1) 令和2年12月末における保証債務件数が減少しているが、新型コロナウイルス感染症対応資金への借り換えが増加し、経営安定資金が減少した影響である(新型コロナウイルス感染症対応資金は国の財源であり、県による保証料率低減の対象外である)。

(6) 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県信用保証料率低減事業補助金		
目的(趣旨)	山口県中小企業制度融資を利用する中小企業者等の信用保証料負担を軽減し、経営基盤の強化を図る		
公募・非公募	非公募(山口県信用保証協会のみ)		
根拠法令・要綱等	山口県信用保証料率低減事業補助金交付要綱		
創設年度	平成14年度		
交付対象事業	制度融資の保証料率引き下げ		
事業期間	平成14年4月1日以降の債務保証が対象		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要 以下、当該補助金交付要綱の別表15より抜粋した。		
	【1. 産業活性化資金等】		
	保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	一般保証	保証料	2.7/1000
	一般保証(事業承継特別保証制度)	保証料	2.7/1000
	災害関係保証	保証料	1.5/1000
	経営安定関連保証(責任共有対象)	保証料	0.5/1000
	経営安定関連保証(責任共有対象外)	保証料	1.5/1000
	創業関連保証	保証料	1.0/1000
	創業等関連保証	保証料	1.0/1000
	地域経済牽引事業関連保証	保証料	1.5/1000
	経営革新関連保証	保証料	0.5/1000
	その他特例保証	保証料	別に定める率
	【2. 小規模企業支援資金】		
保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	
一般保証	保証料	1に同じ	
災害関係保証	保証料	1に同じ	
経営安定関連保証(責任共有対象)	保証料	1に同じ	
経営安定関連保証(責任共有対象外)	保証料	1に同じ	
特別小口保険に係る保証	保証料	0.0/1000	
創業関連保証	保証料	1に同じ	
創業等関連保証	保証料	1に同じ	

その他特例保証	保証料	別に定める率
---------	-----	--------

【3. 小規模企業支援小口資金】

保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
一般保証	保証料	1に同じ
災害関係保証	保証料	1に同じ
経営安定関連保証（責任共有対象）	保証料	1に同じ
経営安定関連保証（責任共有対象外）	保証料	1に同じ
特別小口保険に係る保証	保証料	2に同じ
創業関連保証	保証料	1に同じ
創業等関連保証	保証料	1に同じ
その他特例保証	保証料	別に定める率

【4. 短期サポート資金等】

保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
一般保証	保証料	1に同じ
経営安定関連保証（責任共有対象）	保証料	1に同じ
経営安定関連保証（責任共有対象外）	保証料	1に同じ
特別小口保険に係る保証	保証料	2に同じ
その他特例保証	保証料	別に定める率

【5. 経営安定資金（新型コロナウイルス感染症）】

保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
一般保証（責任共有対象）	保証料	2.7/1000
		4.4/1000
一般保証（責任共有対象外）	保証料	2.7/1000
		5.4/1000
経営安定関連保証（責任共有対象）	保証料	0.5/1000
		3.3/1000
経営安定関連保証（責任共有対象外）	保証料	1.5/1000
		3.3/1000
危機関連保証	保証料	1.5/1000

			3.3/1000	
	【6. 経営力強化支援資金】			
	保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	
	一般保証（責任共有対象）	保証料	2.3/1000	
	一般保証（責任共有対象外）	保証料	2.2/1000	
	【7. 事業再生支援資金】			
	保証種類	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	
	事業再生計画実施関連保証	保証料	1.5/1000	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先	交付金額		
	山口県信用保証協会	169,789,000 円		
	合計	169,789,000 円		
実績報告書	当該年度の1月15日までに申請書に添えて提出			
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等			
	数値等の定量的な指標なし（制度融資利用の増加へ繋げること）			
	効果測定の方法（事務手続）			
	制度融資の利用状況を分析			
	県による成果指標の目標値及び実績値推移（3期間）			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	—	—	—
	実績値	—	—	—
類似する補助金制度	該当なし			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱を閲覧した。 補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県信用保証料率 低減事業補助金交付要綱

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金交付請求書及び支出負担行為について閲覧した。 ・債務保証実績報告書を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・審査内容について ・補助金等の交付事務に係るチェックシート ・交付決定及び額の確定について(通知) ・請求書 ・支出負担行為 ・実績報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 ・信用保証料率低減により、制度融資活用が促進されているか利用件数を検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付事務に係るチェックシート ・実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる制度融資(資金)について交付要綱を確認した。 ・補助率の設定根拠について質問した。 ・保証料引き下げは県の制度融資全てが対象となるか否か質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱 ・制度融資案内パンフレット

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】補助金の効果測定指標について(有効性)

県では、補助金の効果測定について、「補助金等の交付事務に係るチェックシート 6 補助効果の測定」(以下、「チェックシート」という)において、「補助等の効果を客観的に測定できるよう、数値による指標を設定するとともに、一定の目標値を定め、その達成度を評価することが適当。」と基本的な考え方を示し、さらに「①効果測定のための指標や目標値を設定 ②数値以外のものでも補助効果を測定 ③補助効果を測定していない」との3つの状況区分を設定し、どの状況に属するかをチェックする事務手続きを採用している。

当該補助金については、上記②で効果測定されており、「令和2年度信用保証料率低減事業補助金に係る審査内容について」の審査結果において、「県中小企業制度融資を利用する

中小企業の信用保証料負担を軽減し、経営基盤の強化を図る」という事業目的の達成に資するとしている。この点、確かに全ての補助事業について須らく定量的な指標を設定することは現実的に困難な場合もあるが、補助金に一般財源が投入される限りは、効果測定はより具体的になされるべきである。

しかしながら、現状では書類上はチェックシートへのチェックのみで上記の審査結果が導かれており、その測定内容を客観化したものが添付されておらず、蓋然性のみで判断しているとも見られかねない。制度融資は、事業者が必要な時に、必要な資金の融資を受けられることが重要であって、利用率の向上のみを追求することは制度趣旨とは異なるが、それでも例としては、融資予算枠に対する融資実績の比率等は成果指標になると考えられる（需要の著しく低い制度に対して補助金予算が配分されることは、限られた財源の効率的使用が要求される点に鑑みると妥当性を欠く）。

以上より、実施した補助事業の成果という面により一層着目し、設定した成果指標に対する効果測定が具体的に可能となるよう検討し、チェックシートや審査内容に適切に反映されるべきである。

36-2. 保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き 山口県信用保証協会

(1) 監査の基本的な方針

県では、金融支援として制度融資を用意しており、さらに当該金融支援の促進を図る観点から、保証協会に対して損失補償契約の締結及び、信用保証料低減部分を補填するべく、信用保証料低減補助事業を実施している。また出捐金も含め、県が保証協会の運営基盤を財政面で支えている状況である。したがって、包括外部監査としては、特に、県による損失補償契約に伴う財政負担に着目し、保証協会における保証承諾業務及び、保証承諾後の期中管理業務並びに、代位弁済後の求償権の回収業務を中心に、その他関連する業務について監査手続きを実施した。

監査範囲としては、代位弁済が発生した事案のうち、県による損失補償対象となっている制度融資を中心に、損失補償対象外の制度融資のうち、創業・新事業展開支援資金で発生した代位弁済事案も含めた（サンプリング抽出は下記（2）参照）。

(2) 監査対象のサンプリング

サンプリングとして、代位弁済は係争事案に係る機密文書も含まれ、物理的な搬出等には紛失等のリスクを伴うため、往査対象とする山口営業店の管轄区域に関する案件及び、その他営業店については監査人が確認を要すると判断した事案のみを任意に抽出した。なお、サンプリング対象年度は平成30年度から令和2年度の3期間を対象としているが、下表の通り、山口営業店以外の営業店については、令和2年度分のみを抽出対象とした。

また、県との間で損失補償契約を締結していない資金として、創業・新事業展開支援資金

の代位弁済については、令和2年度山口営業店の管理分7件全てを抽出した。

(損失補償契約の対象資金)

年度	代位弁済 総件数	店舗区分	店舗区分 抽出件数
平成30年度代位弁済	56件	山口営業店	3件
令和元年度代位弁済	65件	山口営業店	10件
令和2年度代位弁済	38件	山口営業店	18件
		その他営業店	8件
合計	159件	合計	39件

(損失補償契約の対象外資金)

令和2年度の創業・新事業展開支援資金での代位弁済事案（山口営業店管理分）

年度	代位弁済 総件数	店舗区分	店舗区分 抽出件数
令和2年度代位弁済	9件	山口営業店	7件
合計	9件	合計	7件

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	<ul style="list-style-type: none"> ・当初融資や条件変更等における保証承諾、期中管理及び、代位弁済・求償権回収手続き等について規程やマニュアルに基づく事務手続きを確認した。 ・県への損失補償請求について、保証協会所定の手続を確認した。 ・保証協会の運用するシステムでの保証料計算（自動計算）の算定式を確認した。 ・早期弁済等の保証料返還手続を確認した。 ・信用保証料低減補助金の交付手続きを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程 ・各種マニュアル ・サンプル対象の債務者ファイル（顧客情報、信用保証稟議書、財務支援帳票等） ・保証料計算書（システム出力）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・保証承諾時の内部審査状況について質問し、関連書類を閲覧した。 ・事業者が代位弁済事由に陥ることを未然に防ぐために、期中管理における金融機関との連携（信用保証協会法第20条の2）をどのよう 	同上

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>にしているか質問し、関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求償権の回収について、回収率（期間推移）や回収担当職員の配置状況を質問し、関連書類を閲覧した。 	
経済性・効率性	同上	同上

（４）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】保証承諾業務の品質管理について（有効性）

保証承諾における事務手続きは、「調査・審査事務処理要領」、「調査・審査細則」、「信用調査要領」等に規定されている。これらの規定に基づき、保証申込に先立ち、金融機関からの事前相談を受け付け、各営業店では当該事前相談案件を担当者に割り振っている。そして、各担当者は上席者からの指示等を踏まえ、金融機関と協議し、必要に応じて調査を行っている。さらに、担当者の上席者との間でも協議を重ねることで判断に差異が生じないようにしている。

一方で、経験年数を重ねた上席者であっても、保証申込の事業者は千差万別であり、必ずしも全ての事案を円滑に処理し得る訳ではない。また、担当者については、さらに対応に苦慮する状況に置かれることも想定できる。そのため、保証承諾という入り口業務の品質を常に一定以上に維持する観点から、日常的なOJTはもちろん、各営業店で職員の資質面における課題を抽出し、職制を問わず、適格な教育研修を臨機応変に行い得るように柔軟な研修プログラム等の設定・研修実施が望まれる。

さらに、臨店指導において確認項目となっている「審査基準」についても、問題点はありながらも結果的に妥当と判断された事案は、当該問題点と類似する事案が起きた場合の今後の対応方針等について、営業店内部や必要に応じて保証協会全体で共有されることが望まれる。

【意見】期中管理の強化について（有効性）

信用保証協会では、信用保証書発行後（保証承諾後）から完済または代位弁済請求書の受付前までを期中管理として定義している。一方で、実際の事務手続きとしては、管理対象の保証先（早期延滞先及びリスク管理口）に関する、延滞や事故という問題が発生してからの対応が中心である。管理対象債権については、当協会としても独自の調査や状況把握に努めており、管理対象に移行していない保証先については、巡回訪問により毎年訪問対象先を見直しながら時宜に適った訪問により経営支援等に取り組んでいる。

一方で、結果論にもなるが、代位弁済事案を見てみると、期中管理を一層強化するべきであったとも見られる。ここで、金融機関と当協会において、包括的基本契約として約定書を締結しているが、約定書第9条において、金融機関に対し、一定の注意義務と通知義務を課

すとともに、保全措置および取立方法については、被保証債権も金融機関の固有の債権と同様の取立義務を定めている。つまり、当該規定の徹底を図ることで、協会独自の期中管理を補足することが可能となる。

したがって、より一層深度ある巡回訪問の実施に加えて、金融機関との連携もこれまで以上に強化し、ひいては代位弁済の抑制に寄与することを望む。

【意見】 求償権の回収業務について（有効性、経済性・効率性）

信用保証協会における求償権の回収業務として、一般的には以下のような特徴が挙げられる。

- (1) 求償権の放棄をしない（会計上は償却基準によって処理されるものの、回収業務は継続される）。
- (2) 全般的に回収期間が長期化し易い傾向にある（協会内部の管理資料によれば、趨勢として、代位弁済発生年度の翌年又は翌々年に回収率のピークを迎え、その後は低下を辿り、代位弁済から5年を経過すると著しく回収率は下がった状態で推移する）。
- (3) 回収方法は市場での債権譲渡等ではなく、債務者等との接触が中心となる。

そして、求償権の回収は、タイムリーな回収に努めているものの、担保及び第三者保証人に依存しない保証の浸透から回収環境は厳しさを増しており、令和2年度は1.00%を切る結果となった（下表（参考1）参照）。また、求償権の状況を見ても、令和2年度で回収担当職員1人が受け持つ求償権の件数は、単純計算で19件となっており、月間の営業日数を考慮しても約1件/日の処理を要する（同（参考2）参照）。そして、当該職員が回収担当業務の専属ではないことを踏まえると業務効率に影響しかねない。

また、上記の回収業務の特徴（2）で記載した通り、平成10年度以降の趨勢は、代位弁済の翌年又は2年後に回収率のピークを迎え、その後は回収率が漸減し、求償権償却基準でもある5年経過後は著しく低下する（なお、平成10年度当時と令和2年度の比較において、ピーク回収率を比較すると5割超の下落であり、昨今では回収率のベースラインが下がっていることが窺える）。

以上より、いかに早期の回収に向けた人的資源を配分するかが重要となる。新型コロナウイルス感染症対応で大幅に増加した保証債務残高に対して、代位弁済が発生した場合、その後の回収業務の重要度は非常に高く（損失補償を締結している県との間でも、回収率が高まれば応分の納付を受けられるため財政負担の軽減に作用する）、早期回収への体制強化や効率化が喫緊の課題と言える。

（参考1） 求償権回収率の過年度推移（事業報告書より抜粋）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
求償権回収率	1.33%	1.34%	1.06%	0.99%

求償権回収率＝実際回収（元本） / （期首実際求償権＋期中代位弁済）

(参考2) 求償権残高等の過年度推移 (3期間)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
求償権残高	809百万円	772百万円	620百万円
求償権件数	308件	331件	229件
回収担当職員数	12人	12人	12人
求償権残高/人	67百万円/人	64百万円/人	51百万円
求償権件数/人	25件/人	27件/人	19件/人

37. 外国人材企業受入支援事業

(1) 事業の概要

事業名	外国人材企業受入支援事業
細事業名	(1) 外国人留学生等活用支援拠点の運営 (2) 外国人材企業受入支援体制の整備 (3) 高度人材の企業受入促進
担当部局	商工労働部 労働政策課
事業実施の背景 (必要性) 及び目的	外国人留学生等の確保に資する支援体制を整備し、その県内就業を促進するとともに、外国人材の県内中小企業での受入を支援
事業の概要 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生等活用支援拠点の運営 <ul style="list-style-type: none"> i 山口しごとセンターに外国人材コーディネータを配置し、大学と連携を図り、マッチング強化、留学生のインターンシップのコーディネート等を行うとともに、採用から定着までハンズオン支援を実施 ii 留学生と県内企業との交流会の開催等 ・外国人材企業受入支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> i 山口しごとセンターに外国人材雇用アドバイザーを配置し、中小企業に対し、雇用制度・採用に係る助言等をワンストップで対応 ・高度人材の企業受入促進 <ul style="list-style-type: none"> i 高度人材就職促進コーディネータが県内企業を訪問し、求人の掘り起こしを実施 ii 留学生に県内企業を知ってもらうための業界研究フェアを開催

<p>事業の概要図等</p>	
<p>中小企業者等の振興への効果（寄与）</p>	<p>労働力の確保</p>
<p>令和2年度の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生等活用支援拠点の運営 <ul style="list-style-type: none"> i インターンシップ受入支援 11件 ii 県内企業・留学生交流会等開催支援 留学生 22名/企業 7社（2回計） ・外国人材企業受入支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> i 外国人材の受入を希望する県内中小企業に対する支援 相談対応：21件 ii 外国人材の採用・受入に関する実態やニーズ把握 聞き取り件数：93件 ・高度人材の企業受入促進 <ul style="list-style-type: none"> i 県内中小企業に対する支援、求人への掘り起こし 企業訪問：506社 ii 業界研究フェアの開催 WEB：留学生 11名/企業 6社 対面：留学生 68名/企業 14社
<p>令和2年度の成果</p>	<p>留学生の県内就職内定者数：9人</p>
<p>事業の成果指標等</p>	<p>留学生の県内就職内定者数：10人（毎年）</p>
<p>関連する県の計画・施策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-14 ・やまぐち商工業振興プラン 15-（2） ・山口しごとプランⅡ-8 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
<p>規制を受ける法令等</p>	<p>該当なし</p>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（令和元年度開始）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	15,473	23,791
決算額	—	14,855	22,866

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	22,866	下記委託契約の概要参照
合計	22,866	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	11,433	50.0%
その他	—	—
一般	11,433	50.0%
合計	22,866	100.0%

(5) 委託料の過年度推移(3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	14,855	22,866
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)日本マンパワー	(株)日本マンパワー

(6) 令和2年度委託契約の概要

契約名	令和2年度外国人材企業受入支援事業実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	・外国人留学生等活用支援拠点運営事業実施業務 ・外国人材企業受入支援窓口事業実施業務

	・高度人材の企業受入促進実施業務等（その他詳細は仕様書に記載）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	（株）日本マンパワー
業者選定理由	本事業は、深刻な人手不足が続く中、外国人留学生等の確保に資する支援体制を整備し、その県内就業を促進するとともに、外国人材の県内中小企業での受入れを支援し、外国人材の就業の円滑化を図るものであり、効果的・効率的な事業運営を推進するためには、県内企業の求人情報等を持ち、さらに、中小企業向け人材採用・定着支援を実施している山口しごとセンターとの密接な連携が必要であるため。
予定価格	22,865,634円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	該当なし
委託契約金額	22,865,634円（税込）
委託契約の成果物等	月次報告及び実績報告書
知財等の取り扱い	成果物の著作権は山口県に帰属

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否かを質問した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積書 ・契約書 ・仕様書 ・予定価格調書 ・随意契約の契約締結状況 ・検査職員任命伺 ・支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でな 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札等審査会資料

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>ればならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・ 実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月次報告 Excel ・ 業務委託検査報告書 ・ 業務委託検査調書 ・ 実績報告書 ・ 成果報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。特に、長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、ノウハウの蓄積等による効率性や生産性の向上が予定価格に反映されているか否か質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ 予定価格調書

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】留学生の県内就職目標数について（有効性）

現状の外国人材として、県内の大学等に在学中の留学生や技能実習生等、様々な在留資格で滞在している。そして、その中でも外国人材の受入支援として、留学生については、既に本県で日常生活を送っており、衣食住環境に比較的慣れていると思われ、いかにこのような留学生を実際に県内就職へ繋げるかという点が労働力確保の面で重要ではないかと考えられる（受入後の定着支援については事業 No38 の施策を参照）。

令和２年度では、留学生の県内就職内定者数９名となっている（目標 10 名）が、まずは、県内で留学中の外国人学生の母集団を把握し、各学校を通じて留学生の意識調査（県内就職を希望するか、県外就職を希望するか、母国へ帰国予定か等）を行い、その結果を受けて目標数を設定することが考えられる。次に、設定した目標数に対して、内定者数の実績を把握するだけでなく、内定後の動向（実際の就職状況）調査を行い、成果指標としては内定者よりも現実の企業側による受入数とするべきである。

38. 外国人材企業定着支援事業

（１）事業の概要

事業名	外国人材企業定着支援事業
細事業名	<ul style="list-style-type: none"> （１）日本語学習支援補助 （２）外国人材受入セミナー

担当部局	商工労働部 労働政策課
事業実施の背景（必要性）及び目的	外国人材とのコミュニケーション力向上を図るなど、雇用定着及び企業の不安解消に向けた支援を実施
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習支援補助の実施 外国人材を受け入れている県内の複数事業者で構成する団体（主に監理団体）に対し、技術的な専門用語を学習する機会の経費の一部を補助 [補助率] 1/2、[補助上限] 1万円/回（上限 15 回） <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材受入セミナーの開催 外国人材受入れを検討している企業担当者に対し、雇用の際のポイントやコミュニケーションの取り方などのセミナーを実施
事業の概要図等	該当なし
中小企業者等の振興への効果（寄与）	労働力の確保
令和 2 年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習支援補助 補助件数：48 回 ・外国人材受入セミナー オンライン開催参加企業数：42 社
令和 2 年度の成果	外国人材雇用アドバイザー相談件数：21 人 外国人材雇用アドバイザー 2 名体制
事業の成果指標等	外国人材雇用アドバイザー相談件数：100 人
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン③-14 ・やまぐち商工業振興プラン 15-（2） ・山口しごとプランⅡ-8 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
規制を受ける法令等	該当なし
事業区分	新規事業

（2）予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	—	4,335
決算額	—	—	1,837

（予算額及び決算額の著増減事項）

主には日本語学習支援補助について、新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少したため、決算額が当初予算に対して減少した。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,837	下記委託契約の概要参照
合計	1,837	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般	1,837	100.0%
合計	1,837	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	—	—	1,837
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(1) (株) 日本マンパワー (2) 山口県中小企業団体中央会

(6) - 1 令和2年度委託契約の概要

契約名	令和2年度外国人材企業定着支援事業実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	・外国人材受入セミナー 新型コロナウイルス感染防止を鑑みオンラインで開催
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(株) 日本マンパワー
業者選定理由	本事業は、深刻な人手不足が続く中、企業担当者に対し、外国人材雇用の際のポイントやコミュニケーションの取り方などのセミナーを実施することで、外国人材の県内中小企業での受入れを支援し、外国人材の就業の円滑化を図るものであり、効果的・効率的事

	業運営を推進するためには、県内企業の求人情報等を持ち、さらに、中小企業向け人材採用・定着支援を実施している山口しごとセンターとの密接な連携が必要であるため（(株)マンパワーは山口しごとセンターの管理業務を受託している）。
予定価格	1,528,120円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	1,528,120円（税込）
委託契約の成果物等	月次報告及び実績報告書
知財等の取り扱い	成果品の著作権は、山口県に帰属

（6）－2

契約名	外国人材企業定着支援事業（日本語学習支援）実施業務
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
業務内容	・日本語学習支援補助の実施 外国人材を受け入れている県内の複数事業者で構成する団体に対し、技術的な専門用語を学習する機会の経費の一部を補助 [補助率] 1/2、[補助上限] 1万円/回（上限15回）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託業者名	山口県中小企業団体中央会
業者選定理由	本事業は、技術的な専門用語の日本語を学習する機会の経費の一部を補助することにより、外国人材とのコミュニケーション力を高めることを目的としており、山口県中小企業団体中央会は、中小企業等の協同組合設立や運営の指導を行っている県内唯一の機関であり、現在、山口県外国人技能実習生受入組合連絡協議会を運営し、監理団体に対する適正化指導の実施、組合間の情報連携のほか、各監理団体に対する適正化に向けた講習会等を開催しており、本事業を効果的・効率的に推進するためには、当該機関との密接な連携が必要であるため。
予定価格	2,460,000円（税込）
入札参加者数	該当なし
落札率（%）	該当なし
委託契約金額	（当初）2,460,000円（税込） （確定額）308,729円（税込）
委託契約の成果物等	月次報告及び実績報告書

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託仕様書及び業務委託契約書を確認した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・当該業務委託契約について、契約情報が公表されているか否か質問した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・仕様書の変更について、方針伺を確認した。 ・実績報告書及び業務委託検査調書を閲覧した。 ・業務委託契約の情報公開の状況を県のホームページで確認した。 ・山口県中小企業団体中央会の実施する補助事業について、補助要領を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 ・業務委託仕様書 ・業者選定伺、競争入札審査会（業務委託契約） ・委託金前金請求書 ・支出負担行為 ・方針伺 ・実績報告書 ・業務委託検査調書 ・山口県外国人材企業定着支援事業日本語学習支援補助要領
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・業務委託仕様書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材受入セミナーについて、委託料の減額等の必要性について質問した（新型コロナウイルス感染防止に鑑み、当初予定の対面型式からWEB形式へ変更となったこと等による仕様書の変更）。 ・外国人材受入セミナーについて、同業他社の見積もり等の入手の有無等を質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 講師謝金に係る源泉徴収義務について（合規性）

県の委託を受けて、山口県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という）が実施する日本語学習支援補助事業について、補助金の交付を受ける事業の実施団体（監理団体等）が日本語学習に必要な経費として講師謝金を支払った場合で、かつ、支払先（講師）が個人である場合、実施団体は当該謝金に対して源泉徴収義務を負うこととなる（所得税法施行令第320条）。当該補助事業について、県が管理している関連書類からは、実施団体が個人の講師へ支払った謝金に係る所得税の源泉徴収を行い、かつ、源泉徴収税額を納付した事実は確認できなかった。中央会としては、補助金交付に関する実施団体の適切な事務処理を確認しなければならず、県としても、委託先である中央会の業務を適正に管理する責任が果たされるべきである。

【指摘事項】 課税事業者（簡易課税事業者）の取扱いについて（合規性）

中央会の補助事業については、補助金交付額の交付申請において、課税事業者用の申請書と免税事業者用の申請書が用意されている（令和3年9月時点）。課税事業者用の申請書は補助対象経費に対する交付申請額の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）を税別（税抜）で算定することを求めており、免税事業者用の申請書は、税込のまま交付申請額を算定する様式である。ここで、課税事業者が税抜価額を基礎とする趣旨は、講師謝金や交通費、資料作成費等の補助対象経費について消費税等の仕入控除税額が発生することから、課税対象とならない補助金を税込で交付した場合、消費税等の負担のない収入を得ながら仕入控除税額の恩恵も受けることになり、これらの重複を防止することにある。

一方で、課税事業者の中には簡易課税方式を選択する事業者も存在し、簡易課税により消費税等の納税額を計算する場合には、課税事業者だとしても上記のような重複の問題は生じない（この点では免税事業者と同一である）。しかしながら、簡易課税方式であっても課税事業者であることに変わりはなく、上記の課税事業者用の申請書を使用してしまった場合、免税事業者との間で公平性が保たれない結果となる。

以上より、補助金交付の公平性を担保するためにも、課税事業者のうち、簡易課税事業者である場合の取扱いが事前に申請者側で判明するように客観的に明示する必要がある（なお、中央会では各実施団体からの照会に応じて、課税事業者用又は免税事業者用の申請書について、間違いないように指導しているとのことであったが、適用誤りを事前に防止するためには、外観上の明示措置が必要である）。

【指摘事項】 仕様書内容の変更に伴う委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）

外国人材企業定着支援事業における外国人材受入セミナーについて、当初仕様書では山口市内で対面（県内企業を対象に募集人数は300名程度）による実施を計画していた。しか

しながら、新型コロナウイルス感染症への配慮から WEB での開催に変更した（募集人数等は変更なし）。そして、委託料については当初契約時点で 1,528 千円であり、上記の内容変更後の実績額も同額（1,528 千円）であった（下記、支出内訳参照）。

ここで、例えば、広報費や通信運搬費については、WEB 開催で参加者数の減少が危惧されることから商工会議所（2 箇所）や経営者協会への会報掲載（チラシ同封等）やダイレクトメールを拡充・強化することによる増額、諸謝金については講師の交通費が不要になったことによる減少との説明であった。

しかしながら、これらの増額又は減額について、客観的に詳細な単価及び数量を検証した資料等はなく、ともすれば、支出総額ありきと見られかねず、合理性に欠ける。また、広報費や通信運搬費を拡充したのであれば、実績報告において募集の計画人数 300 名に対して実績 42 名であったことについての事後的な検証や今後の展開に向けた改善案等が示されるべきである。

以上より、仕様書内容の変更が生じた場合には、県は委託料としての正当性を詳細に検証することが望まれる。

（支出内訳）

（単位：円）

項目	予算額	実績額	差額
1. 人件費	396,000	415,311	19,311
（1）事業統括	396,000	415,311	19,311
2. 事業費	812,000	841,355	29,355
（1）広報費	300,000	450,000	150,000
（2）会場使用料	100,000	22,000	△78,000
（3）印刷製本費（チラシ等）	100,000	17,500	△82,500
（4）委託費（WEB システム利用料等）	0	53,600	53,600
（5）旅費交通費	12,000	0	△12,000
（6）通信運搬費（DM 等）	100,000	198,255	98,255
（7）諸謝金	200,000	100,000	△100,000
3. 一般管理費	181,200	132,534	△48,666
1. 人件費 + 2. 事業費 + 3. 一般管理費	1,389,200	1,389,200	0
消費税	138,920	138,920	0
支出総額	1,528,120	1,528,120	0

（注 1）差額欄は実績額から予算額を差し引きして算定した。

【意見】事業の成果指標について（有効性）

当該事業について、県では外国人材雇用アドバイザー相談件数を成果指標に設定している。この点、確かに、企業者側の懸念事項等を解消又は緩和することが外国人材受入のインセンティブになり、定着に向けた一歩になると考えられる。

しかしながら、相談件数の増加（アウトプットの増加）が必ずしも外国人材の定着に比例する関係にあるとも言えず、定着支援としては、より成果（アウトカム）に重点を置き、実際の企業における外国人材の定着状況（例えば、技能実習の在留資格であれば、5年間の就業状況）等のより一層、事業の効果測定に資する指標を設定することが望まれる。

【意見】随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）

令和2年度外国人材企業定着支援事業実施業務委託における（株）日本マンパワー（以下、「受託者」という）との契約において、業者選定理由は上記（6）－1に記載のとおりであり、当該理由をもって特定の者でなければ、契約の目的が達せられないため、競争入札に適しないとして随意契約を締結している。この点、当該受託者は人材育成等の企業向け研修をはじめとした事業を展開しており、山口しごとセンターの指定管理者でもあることから、ワンストップ的に当該業務を実施することができるとも考えられる。

しかしながら、一方で、外国人材雇用に関するセミナーを開催するノウハウを持つ業者は多数存在しており、最小の経費で最大の効果を得る有効性や経済性等の点では、当該受託者が最も適しているか検証された記録はなかった。また、あくまでも受託者のホームページ上からの一面的な見方ではあるが、外国人材雇用に関するコンサルティングや研修事業を主たる事業として展開していることは窺えない。さらに、令和2年度に開始した新規事業であることから、スタートアップ期においては、複数業者の見積書を入手することも必要であったと考える。

以上より、事業の有効性、経済性・効率性の観点も踏まえ、総合的に判断した結果が文書化（記録・保存）されることが望まれる。

39. ものづくり産業技能向上対策事業

（1）事業の概要

事業名	ものづくり産業技能向上対策事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 労働政策課
事業実施の背景（必要性）及び目的	優れた技能の継承と、本県ものづくり産業を担う中核人材の育成を促進するため、若年技能者から熟年技能者までの各段階に応じた技能向上や人材育成の取組を支援するとともに、優れた技能の継承にあたる指導者の育成や指導体制の強化を図り、ものづくり

	産業における技能向上に向けた総合的な対策を推進する
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年技能者の技能向上に向けた支援 ・ 中堅技能者の育成促進 ・ 表彰、山口マイスター認定 ・ 技能承継の指導者の育成
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	本事業により技能の円滑な継承と現場を支える中核人材の育成に寄与し、ひいてはものづくり産業の維持・発展に貢献する
令和2年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年技能者の技能向上に向けた支援 ・ 中堅技能者の育成促進 ・ 表彰、山口マイスター認定
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年技能者の技能向上に向けた支援 <p>山口県職業能力開発協会への補助金（第58回技能五輪全国大会育成強化、大会派遣費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅技能者の育成促進 <p>中堅技能者技能向上研修を支援（5職種18回（61人））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表彰、山口マイスター認定 <p>優秀技能者等（20人3事業所）、技能五輪全国大会等成績優秀者（7人）、山口マイスター9人</p> <p>技能検定合格者数（年間）：606人</p>

事業の成果指標等	技能検定合格者数(年間)：606人(令和2年度)
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン③-14 ・やまぐち商工業振興プラン8-(3)
規制を受ける法令等	職業能力開発促進法
事業区分	継続事業(平成26年度開始)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	15,071	14,980	14,963
決算額	13,009	11,710	6,491

(予算額及び決算額の著増減事項)

新型コロナウイルス感染症の影響による研修回数が減少(中堅技能者技能向上研修の支援に係る委託料が減少)し、令和2年度当初予算に対して決算額は少額となった。また、新型コロナウイルス感染症の関係で技能五輪の参加者が減少し、「山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金」交付決定額3,398千円に対し確定額1,694千円となった。

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

単位：千円)

節	決算額	主な内容
報償費	310	表彰関係分
旅費	20	
一般需用費	24	DVD-R, 和紙、表彰状
役務費	6	クリーニング代
委託料	4,107	下記委託契約の概要参照
負担金補助金及び交付金	2,024	下記補助金等の概要参照
合計	6,491	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	2,218	34.1%
その他	—	—
一般	4,273	65.8%
合計	6,491	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	7,392	7,033	4,107
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	山口県ものづくり技能者育成促進業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	中堅技能者の技能向上研修の支援
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	山口県職業能力開発協会
業者選定理由	当該業務は、教育・訓練機関や中小企業等の技能者の技能向上のニーズを的確に把握した上で、山口マイスター等の派遣による若年者への技能指導及び中堅技能者の技能向上研修の開催支援を行うものである。当該業務を実施するには、技能指導ニーズに合った指導ができる山口マイスター等の選定、さらに彼らの所属する企業や研修機関等との密接な連携が求められる。山口県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、同法第 82 条の規定により各種技能検定を実施する他、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うために都道府県ごとに設置された法人であり、県内には他に同種の業務を実施する団体は存在しない。
予定価格	15,684,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	(当初) 15,684,000 円 (税込) (変更後) 10,696,408 円 (税込) うち、ものづくり産業技能向上対策分 (当初) 8,066,570 円 (変更後) 4,106,600 円
委託契約の成果物等	・実施状況報告書 (上半期、下半期分) ・成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 補助金・負担金・交付金等の過年度推移（3期間）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	4,943	4,006	2,024
補助金等名称	(1) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（技能五輪分） (2) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（アビリンピック分）	1) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（技能五輪分） (2) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（アビリンピック分）	1) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（技能五輪分） (2) 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（アビリンピック分）
交付先名	(1) 山口県職業能力開発協会1件 (2) アビリンピック出場者個人8件	(1) 山口県職業能力開発協会1件 (2) アビリンピック出場者個人6件	(1) 山口県職業能力開発協会1件 (2) アビリンピック出場者個人5件

(8) - 1 令和2年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（技能五輪分）
目的（趣旨）	技能五輪全国大会に参加する本県選手の育成強化や選手派遣を支援することにより、本県の技能レベルの高さを全国に示すとともに、ものづくりを担う人材の育成や技能者の底辺拡大を図ることを目的とする。
公募・非公募	山口県職業能力開発協会の推薦者
根拠法令・要綱等	・ 山口県補助金等交付規則 ・ 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金交付要綱
創設年度	平成19年度
交付対象事業	ものづくり産業技能向上対策事業
事業期間	1年間

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要	
	区分	補助対象経費概要
	選手強化に要する経費	練習用教材、教材、機器等経費 合同練習会開催経費 指導者講習会参加経費
大会派遣に要する費用	職種別負担金 選手参加旅費 引率者旅費 ユニフォーム経費	10/10
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	交付先	交付金額
	山口県職業能力開発協会	1,694,627 円
合計	1,694,627 円	
実績報告書	補助事業等が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出	
補助金等の効果測定	設定した効果測定の成果指標等	
	技能検定合格者数（年間）	
類似する補助金制度	該当なし	
	効果測定の方法（事務手続）	
補助金等の交付事務に係るチェックシート及び補助金審査チェックリストで効果の測定を実施している。		

(8) - 2

補助金等の名称	山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金（アビリンピック分）
目的（趣旨）	アビリンピックに参加する本県選手の育成強化や選手派遣を支援することにより、本県の技能レベルの高さを全国に示すとともに、ものづくりを担う人材の育成や技能者の底辺拡大を図ることを目的とする。

公募・非公募	山口県アビリンピック大会での成績優秀者をポリテクセンター山口が推薦する。															
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金交付要綱 															
創設年度	平成 19 年度															
交付対象事業	ものづくり産業技能向上対策事業															
事業期間	1 年間															
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費概要</th> <th>補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手強化に要する経費</td> <td>練習用教材、教材、機器等経費 合同練習開催経費 指導者講習会参加経費</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>大会派遣に要する費用</td> <td>介助者旅費 ユニフォーム経費</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)	選手強化に要する経費	練習用教材、教材、機器等経費 合同練習開催経費 指導者講習会参加経費	10/10	大会派遣に要する費用	介助者旅費 ユニフォーム経費	10/10					
区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)														
選手強化に要する経費	練習用教材、教材、機器等経費 合同練習開催経費 指導者講習会参加経費	10/10														
大会派遣に要する費用	介助者旅費 ユニフォーム経費	10/10														
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者 A</td> <td>75,860 円</td> </tr> <tr> <td>参加者 B</td> <td>72,410 円</td> </tr> <tr> <td>参加者 C</td> <td>30,070 円</td> </tr> <tr> <td>参加者 D</td> <td>70,862 円</td> </tr> <tr> <td>参加者 E</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>329,202 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記は交付決定後、実績報告に基づく額の確定による金額である。</p>		交付先	交付金額	参加者 A	75,860 円	参加者 B	72,410 円	参加者 C	30,070 円	参加者 D	70,862 円	参加者 E	80,000 円	合計	329,202 円
交付先	交付金額															
参加者 A	75,860 円															
参加者 B	72,410 円															
参加者 C	30,070 円															
参加者 D	70,862 円															
参加者 E	80,000 円															
合計	329,202 円															
実績報告書	補助事業等が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出															
補助金等の効果測定	<p>設定した効果測定の成果指標等</p> <table border="1"> <tr> <td>技能検定合格者数（年間）</td> </tr> </table> <p>効果測定の方法（事務手続）</p> <table border="1"> <tr> <td>補助金等の交付事務に係るチェックシート及び補助金審査チェックリストで効果の測定を実施している。</td> </tr> </table>		技能検定合格者数（年間）	補助金等の交付事務に係るチェックシート及び補助金審査チェックリストで効果の測定を実施している。												
技能検定合格者数（年間）																
補助金等の交付事務に係るチェックシート及び補助金審査チェックリストで効果の測定を実施している。																
類似する補助金制度	該当なし															

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付要綱を閲覧した。 ・補助金の交付申請書及び交付決定通知書を閲覧した。 ・補助金交付時の審査について質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助対象経費として規定された経費以外の費用等が含まれていないか関連書類を閲覧した。 ・補助金上限額について、妥当性を質問した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・委託料の精算手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金交付規則 ・山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金交付要綱 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書
<p>有効性</p>	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の趣旨に照らして事業が達成されているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標について、設定の有無、設定過程等を質問し、関連書類を閲覧した。 ・補助金の効果測定指標は単なるアウトプット指標に止まっていないか、アウトカム(成果)指標の必要性について質問した。 ・補助金交付審査において、形式的な交付要綱 	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・補助金審査チェックリスト ・補助金等の交付事務に係るチェックシート

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>への準拠性のみならず、実質的な事業の有効性も評価されていることを質問し、関連書類を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に関する収支報告書を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・精算は実績に従って適切に計算されているか、関係書類を閲覧した。 	<p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・チェックリスト ・業務委託検査調書 ・仕様書 ・技能検定合格者数推移表
<p>経済性・効率性</p>	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続事業については、前年度の評価結果や改善案等が反映された効果測定になっているか質問した。 ・補助対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の合理性を確認するため、競争入札等審査会（業務委託契約）を閲覧した。 ・予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 ・委託料の最終決定額が契約額と異なることの合理性について、実績報告を閲覧し確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱 ・補助金交付決定通知 <p>【委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・予定価格算出根基 ・競争入札等審査会（業務委託契約） ・実績報告書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業の成果指標について（有効性）

当該事業は、平成 26 年度からの継続事業であり、技能検定合格者数、技能検定受検者数及び合格率について、監査人側の要請により作成されたものが提示された。

これにより、平成 26 年度からの実績は確認できたが、成果指標（アウトカム）である技能検定合格者数について、他県との比較は実施されていなかった。委託先の山口県職業能力開発協会は職業能力開発促進法に基づき、都道府県毎に設置された法人であり、労働者の職業能力開発の促進を実施するための唯一無二の団体として当該業務を随意契約で請け負っている。その職責を果たすためには、高い意識をもって業務に臨み、長期継続的に成果を上げてこそ存在意義があると言える。現状では、結果的には技能検定合格者数（年間）が平成 26 年度から全くの横ばいであり、委託業務の有効性が十分であると言い切るには難しい状況である。

以上より、PDCA サイクルの構築として、前年実績を踏まえた成果指標（アウトカム）を設定し、事後検証の実施、翌年度に向けた対策措置が期待される。

【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）

当該補助事業については、平成 19 年度より実施されている。そして、補助事業の効果測定指標（成果指標）として、技能検定合格者数を設定している。

しかしながら、成果指標として定量的な指標の設定があるのであれば、当該指標に対する実績を把握し、補助金交付の効果が具体的にどの程度発現したかについて整理する必要がある。

40. 次代を担う産業人材育成推進事業

(1) 事業の概要

事業名	次代を担う産業人材育成推進事業
細事業名	該当なし
担当部局	商工労働部 労働政策課
事業実施の背景（必要性）及び目的	次代の山口県産業を担う産業人材の育成を促進する
事業の概要（内容）	「山口マイスター」等を活用した企業や教育・訓練機関での技能講習やものづくり教室の開催（熟練技能者等と教育・訓練機関等とのコーディネート能力やノウハウの蓄積を有する山口県職業能力開発協会に委託）
事業の概要図等	
中小企業者等の振興への効果（寄与）	本事業により若年技能者の人材育成が促進され、中小企業者等にとって魅力的な人材の輩出につながり、ものづくり産業の維持・発展に貢献する
令和2年度の取組	「山口マイスター」等を活用した企業や教育・訓練機関での技能講習やものづくり教室の開催
令和2年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> 山口マイスター等の派遣・指導 派遣回数：97回（12小学校、6中学校、15高校）

	受講者数：1,972人
事業の成果指標等	技能検定合格者数(年間)：606人(令和2年度)
関連する県の計画・施策等	・やまぐち維新プラン③-14 ・やまぐち商工業振興プラン8-(3)
規制を受ける法令等	職業能力開発促進法
事業区分	継続事業(平成25年度開始)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	7,683	7,818	7,719
決算額	7,036	6,901	6,611

(予算額及び決算額の著増減事項)

特記事項なし

(3) 令和2年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	6,589	下記委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	22	山口マイスター等熟練技能者データベースシステムのWEBサーバ用ウイルス対策ソフト年間更新料
合計	6,611	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	3,306	50.0%
その他	—	—
一般	3,305	49.9%
合計	6,611	100.0%

(5) 委託料の過年度推移 (3 期間)

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	7,014	6,880	6,589
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会

(6) 令和 2 年度委託契約の概要

契約名	山口県ものづくり技能者育成促進業務
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
業務内容	山口マイスター等派遣・指導の支援
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	山口県職業能力開発協会
業者選定理由	当該業務は、教育・訓練機関や中小企業等の技能者の技能向上のニーズを的確に把握した上で、山口マイスター等の派遣による若年者への技能指導及び中堅技能者の技能向上研修の開催支援を行うものである。当該業務を実施するには、技能指導ニーズに合った指導ができる山口マイスター等の選定、さらに彼らの所属する企業や研修機関等との密接な連携が求められる。山口県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、同法第 82 条の規定により各種技能検定を実施する他、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うために都道府県ごとに設置された法人であり、県内には他に同種の業務を実施する団体は存在しない。
予定価格	15,684,000 円 (税込)
入札参加者数	該当なし
落札率 (%)	該当なし
委託契約金額	(当初) 15,684,000 円 (税込) (変更後) 10,696,408 円 (税込) うち、次世代を担う産業人材育成推進事業分 (当初) 7,617,430 円 (税込) (変更後) 6,589,808 円 (税込)
委託契約の成果物等	・実施状況報告書 (上半期、下半期分) ・成果報告書
知財等の取り扱い	該当なし

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領に即して、契約締結の方法が決定されていることを質問した。 ・長期契約（複数年契約）においては、県の規則等に準拠したものとなっているか質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約においては、随意契約とした理由が明文化され、当該理由が合理的なものであることを質問し、関連書類を閲覧した。 ・上記要領に定める契約手続が採られていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・契約保証金の受入状況（免除の有無）について契約書を確認した。 ・再委託の取扱いについて契約書を確認した。 ・上記要領に定める発注者による検査が執行されていることを確認するために関連書類を閲覧した。 ・委託料が契約条項通りに支払われていることを確認した。 ・契約変更手続が適切に執行されているか否か関連書類を入手し、閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・執行伺 ・見積業者の選定 ・競争入札審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・契約書 ・検査調書 ・戻入調書 ・返納通知書兼領収書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（複数年）に亘り、特定の1者との間で随意契約が締結されている場合、当該者でなければならないことが発注者側で検証されているか否か質問し、関連書類を閲覧した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連書類を閲覧した。 ・実績（成果物）の検証方法を質問し、仕様書等に沿ったものであること等を確認するために関連書類を閲覧した。 ・変更契約について、その変更理由が適切であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書 ・実績報告書 ・チェックリスト ・業務委託検査調書 ・仕様書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の合理性を確認するため、競争入札等審査会（業務委託契約）を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書 ・見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 ・ 委託料の最終決定額が契約額と異なることの合理性について、実績報告を閲覧し確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格算出根基 ・ 競争入札等審査会（業務委託契約） ・ 実績報告書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 実績報告書及び検査結果報告書の日付について（合規性）

当初、「山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約実施結果報告書」は、令和3年3月25日に提出され、県は令和3年3月25日付の受付印を押印している。それを受けて、県は令和3年3月25日付で「令和2年度山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約の成果報告について」の起案を行い、3月29日に決裁し、3月29日付で、山口県職業能力開発協会に通知している。

しかし、その後、山口県職業能力開発協会が報告書における実績報告金額の誤りに気づき、当該金額を訂正した上で、再度、報告書を提出したが、その日付が令和3年3月25日となっており、県の受付印も令和3年3月25日となっていた。さらに、当該報告書を受け、県は令和3年3月25日付で「令和2年度山口県ものづくり技能者育成促進業務委託契約の成果報告について」の起案を行い、3月30日に決裁し、3月30日付で、山口県職業能力開発協会に通知している。

つまり、一旦、3月29日に確定した事実について、その訂正を3月25日に遡って「受付」及び「起案」を実施しており、事実（実際に誤りを受けて事務処理をした日付）と異なる日付が公文書に記されていた。文書の日付は、責任範囲を時間軸で明示する重要な情報であり、訂正とはいえ、訂正文書作成時の日付を記載するべきであって、過去に遡って上書きすることは真実の時系列を歪めることとなる。

以上より、過去に遡及して訂正を行うことは内部統制の観点からも望ましくないため、適正な事務処理の徹底を図るべきである。

以上